

平成19年度 公園緑地研究所調査研究報告  
(社)日本公園緑地協会 公園緑地研究所



PARK AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2007

PARK AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE

## 平成19年度の研究成果について



公園緑地研究所長 奥水 肇

平成18年12月に出された「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」を受け、平成20年1月、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が出された。このガイドラインを解説し、さらに都市公園におけるユニバーサルデザインを実践する手引き書として当協会から「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり」が出版された。国の都市公園予算において平成20年度から5カ年間の限定措置ではあるが、「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」が実施される。本書はその技術的支柱となるものであろう。なお、すでに多くの都市公園では、国のガイドラインを超えた水準のバリアフリー化がなされている。調査研究報告の「1. 都市公園のユニバーサルデザインへの取り組み手法」は、そのようなさらに望ましい整備・管理のあり方についての本書の基本的考え方を述べたものである。

上記の「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」は、既存の都市公園を対象とした画期的な補助制度である。既にストックの活用に公園行政の軸足は移りつつあるが、調査研究報告の後半6課題（5～10）はそのような時代に対応し、いずれも都市公園の管理・運営に関する諸課題を扱ったものである。

即ち「5. 国営沖縄記念公園における地域連携手法」は地域に対する都市公園の貢献のあり方を探るものであり、以下、6は企業と、7・8は市民との連携のあり方に対する課題解決の方向性を示したものである。

一方、「2. 都市公園現況データベースの構築に係る検討」は地味な課題であるが、今後の公園行政の基礎として、大きな意義を有するものと予想される。

今年度は、当研究所から出される書籍として「都市緑地法の活用の手引き」が出された。これを契機として、全国の緑地保全・緑化行政がより一層活発化することを祈念する。



## 目 次

## 平成19年度の研究成果について

公園緑地研究所所長 輿水 肇

## I. 調査研究報告

1. 都市公園のユニバーサルデザインへの取り組み手法 (バリアフリー新法への基準適合をふまえて)	西村正次郎 ···· 7
2. 都市公園現況データベースの構築に係る検討	近藤泰生、芦澤拓実 ···· 11
3. 「都市緑地法活用の手引き」編集、発行について	篠崎 豊 ···· 26
4. 滝野公園 森林体験ゾーンのガイドウォークコース	篠崎 豊 ···· 28
5. 都市公園の収益構造の再構築に関する調査	関 哲也、芦澤拓実 ···· 35
6. 国営滝野すずらん丘陵公園森林体験ゾーンにおける市民参画型管理運営体制の検討 佐々木健一郎、篠崎 豊 ···· 59	
7. 国営沖縄記念公園における地域連携手法 加藤数彦、末永広美、芦澤拓実 ···· 62	
8. 難病小児の公園利用可能性に関する研究（その4） 唐沢千寿穂、芦澤拓実 ···· 70	
9. 都市公園における犬と飼い主の利用に関する問題	田中 隆 ···· 82
10. (速報) 都市公園における指定管理者制度の導入に関するアンケート集計結果 田中 隆、芦澤拓実 ···· 89	

## II. 公募研究報告

1. 都市緑地土壤の炭素固定機能に関する研究	千葉大学 高橋輝昌 ··· 117
2. 斜面林における風致の保全育成型開発の プランニングクライティアに関する研究 東京農業大学 阿部伸太 ··· 122	

**III. 国際委員会調査報告**

- パークマネジメントプランに関する研究  
～パークス・ビクトリアを事例として～ 国際委員会調査部会 ···· 129

**IV. 研究委員会活動報告**

133

**V. OPINIONS ~研究顧問の意見~**

- 勇払原野の保全について 北海道大学名誉教授 浅川昭一郎 ···· 145

- リーディングセクターとしての国営沖縄記念公園 琉球大学教授 高良倉吉 ···· 145

- 新しい「公園の価値」と「整備手法」の研究を展開しよう 千葉大学大学院教授 田代順孝 ···· 146

- 知識に加え、知恵が必要な時代 熊本県立大学理事長 萩茂寿太郎 ···· 146

- 古民家の公開 建築文化史家 一色史彦 ···· 147

- 景観法はできたが 明治大学教授 輿水 肇 ···· 147

- 蘇った住宅街の小さな公園 (財) 日本サッカー協会特別顧問 森 健兒 ···· 148

- 文化財整備のための公園 元木更津工業高等専門学校教授 田中邦熙 ···· 149

- 「桜を歩いて楽しもう！2008」 一橋大学大学院教授 根本敏則 ···· 150

- 指定管理者時代のパークマネジメント 東京農業大学教授 進士五十八 ···· 151

**VI. 資料**

- 公園緑地研究委員会組織図 163

- 公園緑地研究委員会・同部会 名簿 164

- 社団法人 日本公園緑地協会 研究顧問名簿 165

- 社団法人 日本公園緑地協会 平成19年度研究・調査一覧 166

# I . 調查研究報告



## ■調査研究報告 1

### 都市公園のユニバーサルデザインへの取り組み手法 (バリアフリー新法への基準適合をふまえて)



公園緑地研究所 調査役  
西村正次郎

#### 1. 調査の背景

都市公園のユニバーサルデザインへの取り組みの方法については、これまで当協会が出版した「みんなのための公園づくり」(平成11年)で示されているが、公園管理者などが設計の参考にする程度の活用にとどまり、都市レベルの計画への配慮まではされていなかった。

原因として、このような配慮が義務化されていないこと、どこまでやればよいのか不明であること、作業の手順や検討の仕方、見本になる事例の数が少ないなどことが考えられた。

ユニバーサルデザインへの取り組みについては、重要な部分と理想的な部分、都市レベルでの計画論と個別公園における対処方法があるが、十分に理解されていない。このため、バリアフリー新法の考え方と「みんなのための公園づくり」のユニバーサルデザインの考え方を合わせた新しい取り組み方「計画手法・作業手

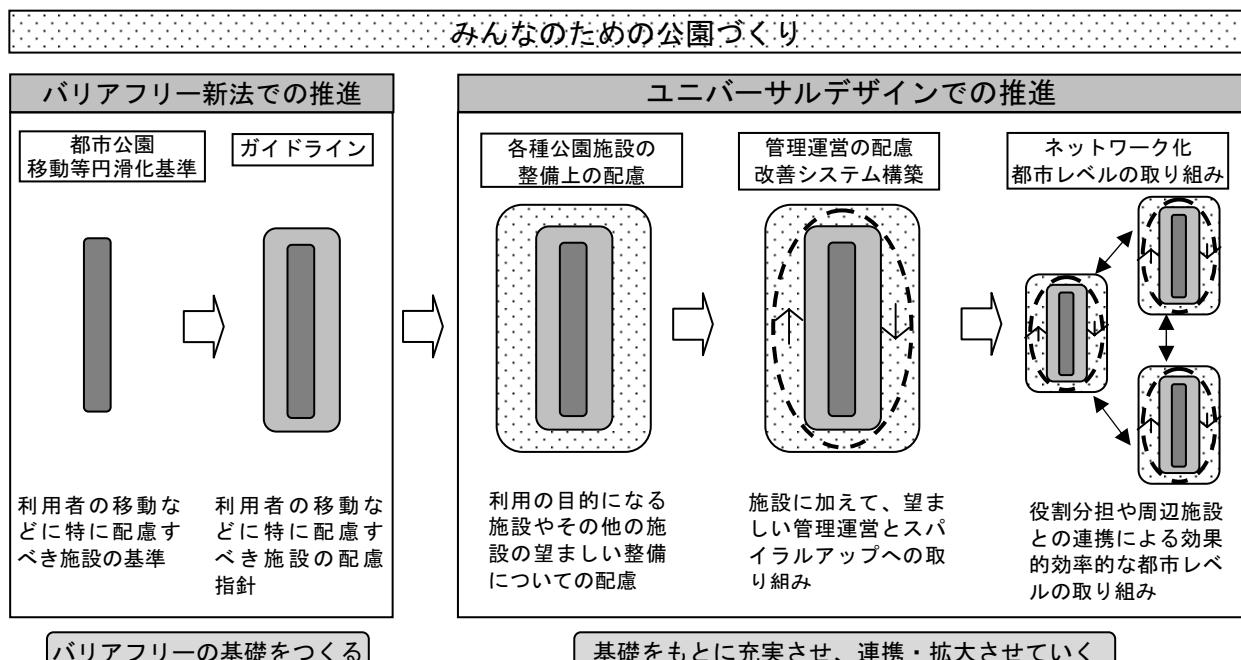
順」を加えて、「(改訂版) みんなのための公園づくり」として本に取りまとめ公表した。

#### 2. 全体像の明示

都市公園の基本的な施設についてバリアフリーの基準を示したものが「バリアフリー新法の都市公園移動等円滑化基準」であり、「ガイドライン」により具体的な整備の指針が示されている。この指針に沿って基準に適合させるまでが「バリアフリー新法」で求められている水準である。

それに加えて、公園施設全般への配慮や管理運営、スパイラルアップのシステムづくり、さらに周辺施設との連携を踏まえた「都市レベルでのネットワーク化」なども取り組む必要があり、ユニバーサルデザインの実現には不可欠である。

「バリアフリー新法」基準適合により、統一



的なバリアフリーの基礎をつくり、そこに「ユニバーサルデザイン」を加えていくことにより、効果的、効率的に「みんなのための公園づくり」を推進することができる（前ページ参照）。

### 3. ユニバーサルデザイン推進の考え方

ユニバーサルデザインの公園づくりを推進するためには、バリアフリー新法で公園ごとに利用の基礎である移動等円滑化園路づくりを行ったうえで、それらを公園内に広げてネットワークさせるとともに、災害避難時の通行にも配慮するなど、都市公園が公園外の都市機能と連携して都市の一部としての役割を担えるようにする。同時に、公園の利用目的となっている主要な公園施設やその他施設（特定公園施設以外）についてもバリアフリー化するとともに、情報の提供や運営対応によって利用しやすくなるよう配慮する。

### 4. 都市レベルのUD計画手法

都市レベルのユニバーサルデザイン計画は、公園計画の「緑の基本計画」及び「都市計画マスター・プラン」に相当する取り組みであり、その目的の中には都市公園が都市機能に寄与することも含まれている。

公園管理者の責務の範囲を超える取り組みであるが、都市公園と関連する機能を持つレクリエーション機能や防災機能等をもつ生活関連施設について、市町村が都市全域で把握して、それらの適正配置、役割分担、整備の順序づけ等を明確にしていく。

都市の中で主要な場所に位置して多くの人が利用する都市公園や自然環境保全を目的として設けられた都市公園などがあり、公園の立地によるレクリエーション利用と自然保全の程度について分類（下図参照）を行い、都市全体や生活圏レベルからみた個々の公園での取り組みの基本方針（整備レベル）を設定する。

公園の種別、規模による「配慮の分類」を行うことで合理的に対応していく。

街区公園などの住区基幹公園と総合公園などの都市基幹公園では、誘致距離が異なり、自宅が近くにある場合の利用と遠方まで出かけての利用が情報、便益の面で異なると考えられる。

高齢者、障害者等を含む全ての利用者が、自宅や福祉施設等から都市公園、レクリエーション機能をもつ観光施設、自然景観を楽しめる場所などを利用できるよう、また、広域防災機能の中で公園緑地が求められる役割を果たせるよう整備を推進するようとする。

都市公園、公共の文化施設、観光施設、公共交通、歩道、便益・サービス施設などを総合的に組み合わせて、利用の連続性や利便性を高めていくことが望ましい。

利用経路をネットワークしていく中で都市公園の役割分担が明確になってくる。

場合によっては、公共性をもつ民間の文化施設、観光施設等に都市公園を併設して機能を補完するように計画していく。

#### 【参考】レクリエーション利用の機会分類



出典：米国森林局「レクリエーション利用の機会分類」より

## 5. 計画的な機能配置

公園管理者が、都市公園の移動等円滑化を図る場合には、まず、下記のような手順で都市内の都市公園全体のプランニングを検討する。

個別の都市公園だけでは供給できない機能や利用者別の選択肢（例えば幼児レベルと競技者レベルのスポーツ施設等）の確保について、都市レベルで立地条件などによる合理的な機能配置、役割分担を検討する。

### 都市内の都市公園全体プランニングの手順

- ・都市全体の高齢者、障害者等に提供するクリエーション機能等の設定
- ・都市公園が果たす他の都市施設等との役割分担の設定
- ・配置の設定（公共交通機関等移動経路との連携、文化施設等都市施設との連携）
- ・高齢者、障害者等への利用の特化をふまえた整備の優先順位の設定
- ・都市の中で主要な場所に位置して多くの人が利用する都市公園や都市を代表する都市公園でのユニバーサルデザインの早期達成
- ・地域住民等の管理・運営への参加・協力などの把握と組み合わせ

## 6. 既存の大規模公園での取り組み

効果的、効率的にユニバーサルデザインを実現するため、バリアフリー新法の基準に適合しているか否かを確認した後、以下の考え方と作業手順で現地を確認し、改善計画をたてる。

### 1) 全体的な目標（グレード）の設定

当該公園の位置づけなどからユニバーサルデザインの取り組みにおける目標値（例えば、重点整備地区レベル、普通レベル等）のグレードを設定し、目標を明確にする。

### 2) 主要な公園施設の設定

- ・規模等に応じた「主要な公園施設」の数を設定し、取り組み優先順位を付ける。
- ・地域の声や都市内の他の類似施設との相対的なレベルを比較して設定する。
- ・園内交通施設、自然に親しむ施設や空間などについても配慮する。

### 3) 移動等円滑化園路の設定

- ・出入口、利用の出発点を広域交通アクセス、利用の現状などに配慮して設定する。
- ・複数の「主要な公園施設」に対して、それぞれの「移動等円滑化園路」を設定する。実際にみんながよく利用する経路を移動等円滑化園路に設定する。
- ・経路をネットワーク化して、どこからでも利用しやすい経路を設定する。大規模公園では、公園内の施設を順番に利用して回るなどの利用にも配慮した経路とする。

### 4) 接続する特定公園施設の設定

- ・すべての特定公園施設について基準適合状況を確認する。
- ・移動等円滑化園路から最も利用しやすい特定公園施設を適合義務の対象施設に設定し、それ以外の特定公園施設は立地等に応じそれぞれの重要度を評価してバリアフリー化の優先順位を決める。
- ・地形や文化財などの理由により基準適合への対応がやむを得ずできない場合があれば、その理由を明確にしておく。

### 5) 特定公園施設以外の施設への配慮

- ・主要な公園施設ではないが、必然的に利用が考えられる施設について配慮する。
- ・移動等円滑化園路に近い配置の施設についてユニバーサルデザインとなるよう配慮する。
- ・将来的な利用促進効果や改善しやすさにより、移動等円滑化園路のネットワークに組み入れるかどうか判断する。

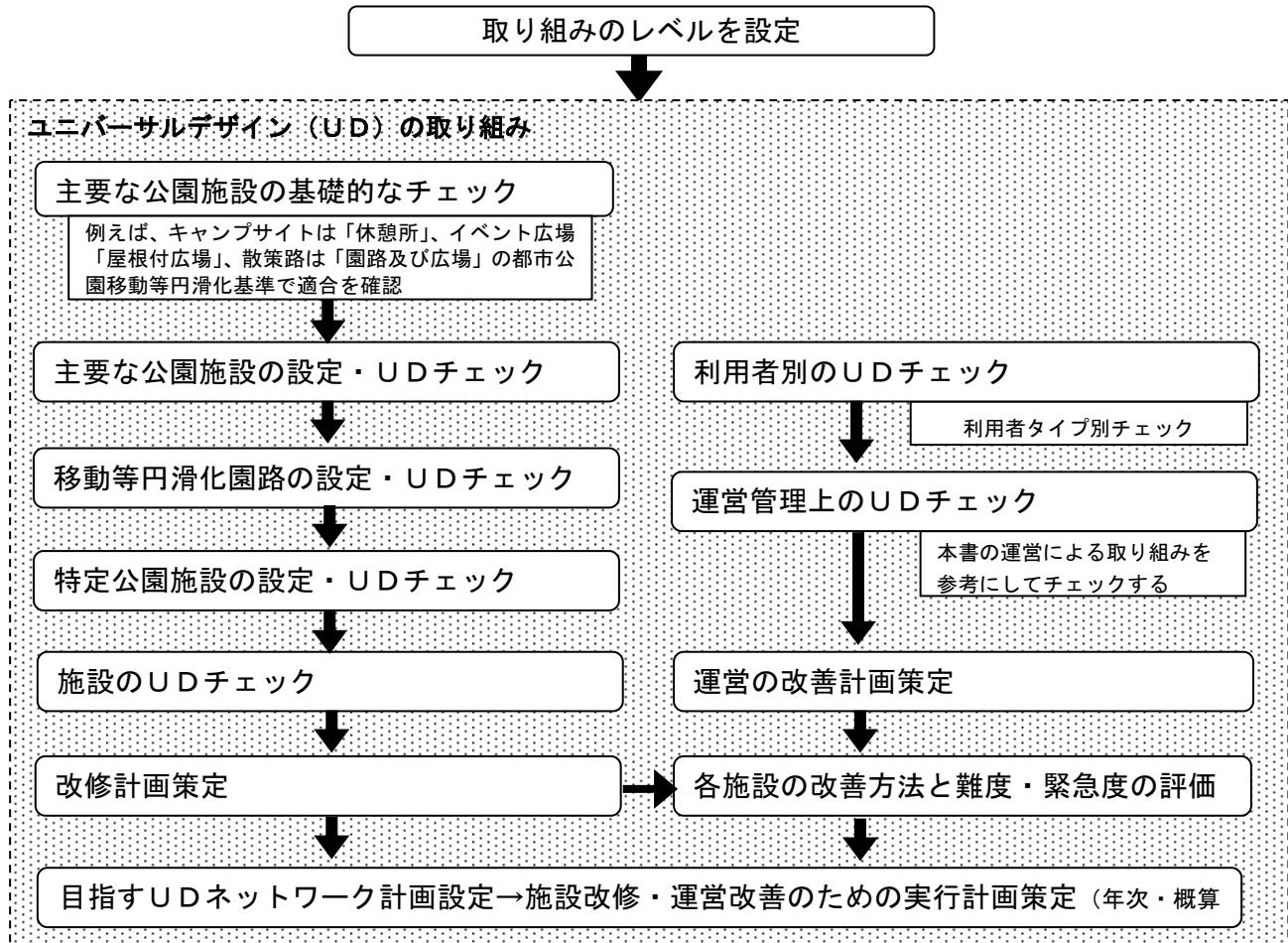
## 6) 備品・運営等・工夫等の配慮

- 加えて、次のような配慮が必要である。
- ・各種利用者から見た利用の円滑化についての状況を確認する。
  - 視覚障害者、聴覚障害者、幼児連れ、知的障害者、外国人、初めての利用者などの利用対応
  - ・次のような事項の運営実態を把握し、運営によるサポートが必要な部分を抽出する。
  - 外部からの利用予約、広報宣伝、利用の案内、介護補助、参加プログラムなどの利用対応
  - ・運営の改善を管理者が地域や利用者等とともに考え、協力できる部分を抽出する。
  - 相互理解のための取り組み、運営を協力して行うためのきっかけづくり、システムづくり
  - ・工夫できる部分をさがす。工夫事例の組み合わせや試行等について検討する。

なお、このたび出版した「(改訂版) みんなのための公園づくり」では参考資料として以下のような資料を掲載している。

- ・各種公園施設での工夫の要点と参考事例
- ・行政のしくみの見直し項目
- ・出入口の車止め間隔とバイクの通行防止
- ・多機能便所の不正使用に対する管理手法
- ・まちのバリアフリー情報提供と公園利用
- ・地域の理解と協力への取り組み
- ・サポートボランティアの活動と課題
- ・高齢者等の公園利用参加プログラム
- ・視覚障害者誘導用ブロックの活用方法
- ・知的障害者などの公園管理活動への参加
- ・高低差のある地形の公園の活用例
- ・バリアフリー新法適合チェックリスト案
- ・都市公園で共通のピクトグラム案
- ・バリアフリー新法の都市公園Q & A

### 【大規模公園ユニバーサルデザイン推進の作業手順】



**■調査研究報告2****都市公園現況データベースの構築に係る検討**

第一調査研究室 主任研究員

近藤泰生



調査研究部長

芦澤拓実

**1. はじめに**

我が国の都市公園は、その制度が制定されてから現在に至るまで、着実、確実にその整備量が確保されてきた。過去と現在の数値を単純に比較してみても、昭和35年度末時点では $2.1\text{m}^2/\text{人}$ であった一人当たり公園面積は、平成18年度末では $9.3\text{m}^2/\text{人}$ と、約50年間で約4.5倍も向上しており、この50年間の取り組みの結果、都市公園はまさに豊かな国民生活を支える都市の緑の中核と呼ぶに相応しいものになったと言える。

しかし、近年では、着実に都市公園の整備量を確保してきた取り組みがこれまでとは違う視点から注目され始めており、新聞紙上でも『公園はなぜ増えているのか』という視点から都市公園事業を取りあげ、これを取材等により明らかにしようと試みた記事を掲載している（図1）。これは都市公園事業が、関係者のみならず社会的な関心事になりつつあることを示す一つの動向として捉えることも可能であり、今後、さらにこうした傾向が強まれば、これまで以上に都市公園事業の動向等に関する疑問、質問、要望等が増えてゆく可能性があると思われる。

公園が増える理由やこれからの都市公園事業の動向等を類推しようとする場合、過去から現在に至る都市公園事業の推移を把握し、これを多角的な視点から解析するのが有効な手法の一つと考えられる。しかしながら、都

市公園の現況を把握するための唯一の調査である「都市公園等現況調査」（都市公園法第30条第2項に基づいて実施している「全国の都市公園の現況把握に関する統一的な調査」）は、単年度ごとに成果のとりまとめるものであるため、中長期にわたる公園現況の推移を把握しようとする場合、必要データを抽出し、活用できる状態に整理するまでに大変な労力を要するだけでなく、古いデータは電子化されておらず、これを用いて様々な解析等を行うのが困難な状況となっている。

また、現行の「都市公園等現況調査」は、データ入力や収集システムの制約上、公園ごとの詳細な状況を把握することが不可能なため、「社会资本整備重点計画」に掲げられている既存ストックの有効活用による都市づくりを推進するための基礎データとしては情報量が不足していると言わざるを得ず、今後、都市公園事業をなお一層発展させてゆくためには、過年度の都市公園現況データだけでなく、今後、蓄積してゆくデータについても、より詳細なデータを効率的・効果的に収集し、これを活用しやすい状態にしてゆく必要があると思われる。

そこで、本調査は、以上のような状況に鑑みて、過年度の都市公園現況のデータベース化に係る検討を行うとともに、今後、より詳細かつ効果的・効率的に都市公園現況データのデータベース化を推進するため、現行の「都市公園等現況調査」の改善、発展に向け



図1 日本経済新聞エコノ探偵団に掲載された記事

(左：平成15年9月7日 右：平成19年10月14日)

た検討を行うものである。

なお、本調査の前半部分（次章「2. 過年度の都市公園現況データのデータベース化に関する検討」）は、当協会が平成19年度に国土交通省より受託した調査（「平成19年度公園緑地の整備、保全及び管理の総合的な施策の展開に関する調査」）の成果の一部を承諾を得て、引用、再編したものである。あらかじめご了解いただきたい。

## 2. 過年度の都市公園現況データのデータベース化に関する検討

### (1) 「都市公園等現況調査」の歴史と変遷

過年度の都市公園現況データをデータベース化するにあたっては、その基本となる「都

市公園等現況調査」の開始年度、調査内容の変遷などを把握する必要がある。そこで、既存資料等をもとに、過去から現在に至る「都市公園等現況調査」実施状況等を調査し、その変遷、概要等をとりまとめた。

調査の結果、「都市公園等現況調査」は、昭和36年（S35末の都市公園現況の調査）から始まり、以来、平成18年度末都市公園等現況調査まで、実に約半世紀（47年）の歴史を持ち、膨大なデータが収集、蓄積されていることが明らかとなった。また、「都市公園等現況調査」の基本的なスタイルは、都道府県、政令市を基本単位として、前年度末の都市公園整備状況（開設面積、箇所数）と事業費、当該年度の長期計画の目標等に係る数値を調査する様式で構成されており、このスタ

イルは「都市公園等現況調査」の開始当初から変化していない。ただし、調査内容は、法制度や長期計画の内容、社会動向等の時代の変化にあわせて拡充、見直しが図られており、傾向としては、現在に近づくにつれて調査様式が増えているとともに、それぞれの様式内の調査項目は、新たな施策等にあわせて変更されることが多い（例えば、健康運動施

設の整備推進が新規事項として認められた年度から「屋内プール」が追加されるなど）。なお、以下に今回の調査で明らかとなった「都市公園等現況調査」の歴史と変遷を4つの時代に大別し、その時代における都市公園事業の動向や「都市公園等現況調査」の特徴、概要、さらに関係が深いと思われる事項を加えて概要をとりまとめた（表1）。

**表1 各時代における「都市公園等現況調査」の概要**

<p>●創成期：昭和36年～昭和46年（データ年度：S35末～S45末）</p> <p>昭和31年に都市公園法が施行されてから5年経過した昭和36年、新たな法制度のもとで都市公園の整備が推進されていたこの年に初めて全国の都市公園の現況把握に関する統一的な調査が実施された。</p> <p>当時は毎年調査が実施されておらず、調査内容も開設面積、箇所数、一人当たり公園面積、事業費などを各県別にとりまとめたものであり、現在の調査内容と比較すると簡易なものであった（機関誌『公園緑地』掲載記事から推測）。</p> <p>また、調査対象となる公園種別もこの時代の制度を反映して、児童公園、近隣公園、普通公園、運動公園が基本となっており、現在の「都市公園等現況調査」とは大きく異なっている。</p>
<p>●充実期：昭和47年～平成3年（データ年度：S46末～H2末＝第1～4次五計時代）</p> <p>この時期は昭和47年から始まった「都市公園等整備五箇年計画」に基づき、全国各地で計画的に非常に多くの都市公園の整備が推進された時期である。</p> <p>「都市公園等現況調査」は、昭和47年（S46末）から毎年実施されるようになり、調査内容も各県別の開設面積、箇所数、一人当たり公園面積、事業費に加えて公園施設（運動、教養）など、公園の整備内容に係る調査が始まっている。</p>
<p>●発展期：平成4年～平成15年（データ年度：H3末～H14末＝第5～6次五（七）計時代）</p> <p>この時期はバブル崩壊等により、我が国の社会状況や都市公園を取り巻く状況等が大きく変化した時期で、「都市公園等現況調査」についても、国および自治体のIT環境が充実したことと共に伴い、これまで国土交通省（建設省）内の大型コンピューターを使用していたデータの集計、とりまとめ作業が、平成8年（H7末）からパソコンコンピューターを用いるものに一新されると伴に、集計システム（※）調査項目（様式）等も一新された。</p> <p>また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、全国各地で積極的に防災公園の整備が推進されるようになったため「都市公園等現況調査」においても平成9年（H8末）から新たな調査項目として防災公園に関連するものが追加され、現在とほぼ同じシステム、同じ調査項目で「都市公園等現況調査」が実施されるようになったのもこの時期からである。</p> <p>（※当時、集計システムはロータス1,2,3を使用、また一部データはH5（H4末）からパソコン集計に移行している）</p>
<p>●転換期：平成16年～平成19年（データ年度：H15末～H18末＝重点計画時代）</p> <p>都市公園の整備に係る長期計画が「都市公園等整備五箇年計画」から「社会資本整備重点計画」へ移行したことを受け、都市公園整備に係る指標が「一人当たり公園面積」から「暮らし」「安全」「環境」「活力」の観点から新たに設定された指標に変更された。</p> <p>これに伴い「都市公園等現況調査」の調査項目も各県別の開設面積、箇所数、一人当たり公園面積、事業費、公園施設（運動、教養）などに加えて、各指標に基づく項目等が追加され現在に至っている。</p>

## (2) データベース化項目の検討

前述のとおり「都市公園等現況調査」は、長期計画や社会状況等の変化にあわせて内容の拡充、見直しを図りながら実施されてきたため、非常に多くの調査項目が存在し、長期間継続して調査がなされているもの、単年度のみ調査されているものなど多種多様である。また、約半世紀にわたり蓄積されてきたデータは非常に膨大なものであり、これら全てのデータを短期間でデータベース化するには不可能であるとともに、調査内容が年度に

よって異なるため、データベース化するのが困難なものや、データベース化しても活用されないものが含まれると思われる。そこで、より効率的・効果的にデータベース化を推進するため、現在の「都市公園等現況調査」の調査内容を参考しながら、データベース化した場合、活用頻度、効果が高いと思われるもの（公園整備に係る基礎的な項目、調査継続期間が長い項目）を抽出した（表2、表3）。

**表2 平成18年度末都市公園等現況調査の調査内容とデータベース化の項目**

様式名	活用頻度・効果
・様式1 都市公園整備水準調書1（都市計画区域）	○
・様式2 都市公園整備水準調書2（市街化区域等）	○
・様式3 都市公園整備水準調書3（D I D区域）	○
・様式4 特定地区公園（カントリーパーク）現況調書	
・様式5 都市公園の新規設置調書	
・様式6 都市公園の廃止調書	
・様式7 都市公園の区域変更調書	
・様式8 防災公園現況調書	
・様式9 都市公園内の運動施設整備現況調書	○
・様式10 都市公園内の教養施設等整備現況調書	○
・重複様式 特別緑地保全地区等内または歴史的風土特別保存地区等内に位置する都市公園調書	
・様式11 都市公園における自然再生緑地現況	
・様式12 都市公園における事故報告調書	
・様式13-1 公園施設の設置管理許可に関する調書	
・様式13-2 都市公園法第五条第二項第二号に基づく公園施設の設置管理調書	
・様式14 兼用工作物に関する調書	
・様式15 河川敷等を活用した公園調書	
・様式16 都市計画決定されている水面を含む公園緑地	
・様式17 都道府県営公園及び主要都市公園調書	
・様式18 有料公園調書	
・様式19 都市公園における借地状況	
・様式20 土地所有別都市公園面積	
・様式21 都市公園の管理運営における指定管理者導入調書	
・様式22 都市公園におけるバリアフリー化現況調査	
・事業1 都市公園関係事業費調査（総括表）	○
・事業2 都市公園整備事業費調査	○
・事業3 都市公園関係維持管理費調査	○
（その他） 都市公園の都市計画決定箇所・面積（「都市計画計画現況調査」の調査項目）	○

**表3 データベース化の具体的な内容**（表2で抽出した様式で調査している具体的な内容）

①都市人口
②都市計画区域等面積（市街化区域、調整区域、D I D区域含む）
③都市公園計画決定面積・箇所数（公園種別別）
④都市公園開設面積・箇所数（公園種別別、区域別）
⑤運動施設現況（施設別）
⑥教養施設現況（施設別）
⑦都市公園事業費（建設費、維持管理費）

## (3)過年度の都市公園現況データの確認

次に、前項で抽出された項目（データベース化対象項目／表3）に係るデータの有無についての調査を行った。調査にあたっては、過去から現在に至る公園現況データが掲載されている可能性が高い様々な資料等を抽出（表4）、これらを中心にデータベース化の対象となる数値が記載されているかを確認した。なお、調査範囲は「都市公園等現況調査」が開始された昭和36年（S35末データ）から現在（H17末データ）までとして、各項目、各年度におけるデータベース化対象項目の全国合計値データと「都市公園等現況調

査」のとりまとめの基本単位となっている都道府県、政令市の合計値データについての有無を確認した。

調査の結果、平成7年度末調査から平成17年度末までは「都市公園等現況調査」の成果が電子データも含めて確認されたが、それ以前のものは、全て印刷物として記録が残っているだけで、年度によっては全て資料が欠落している（資料が存在しない）場合や記録がない（資料はあるが該当する項目が存在しない）場合があることなどが明らかとなった（表5）。

表4 抽出された資料一覧

	資料名	データ年度										発行元等				
①	都市公園等現況調査（報告書）	平成2年度末～平成6年度末										建設省公園緑地課				
②	都市公園等現況調査（データ）	平成7年度末～平成18年度末										国土交通省公園緑地課				
③	都市公園の現況と整備の方法	昭和38年度末～昭和40年度末										建設省公園緑地課				
④	公園緑地関係資料集	昭和48年度末～昭和50年度末										建設省公園緑地課				
⑤	都市計画年報（冊子）	昭和40年度末～平成7年度末										(財)都市計画協会				
⑥	都市計画年報（データ）	平成8年度末～平成17年度末										(財)都市計画協会				
⑦	都市緑化年報	昭和52年度末～平成6年度末										(社)日本公園緑地協会				
⑧	機関誌「公園緑地」記事一式	昭和35年度末～平成18年度末										(社)日本公園緑地協会				
⑨	平成17年度版 公園緑地マニュアル	昭和34年度末～平成15年度末										(社)日本公園緑地協会				

表5 全国合計値データの確認結果（※結果の抜粋／下記は都市計画区域における開設面積の調査結果）

種別	S35 末	S36 末	S37 末	S38 末	S39 末	S40 末	S41 末	S42 末	S43 末	S44 末	S45 末	S46 末	S47 末	S48 末	S49 末	S50 末
A 全国合計値	▲	×	×	▲	×	×	▲	×	▲	×	▲	●	●	●	●	●
B 内訳																
①街区公園	●	×	×	●	×	×	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●
②近隣公園	×	×	×	●	×	×	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●
③地区公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●
④総合公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●
⑤運動公園	●	×	×	●	×	×	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●
⑥風致公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●
⑦動植物公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑧歴史公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑨墓園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑩広域公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑪レク都市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	●	●
⑫国営公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●
⑬緩衝緑地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑭都市緑地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑮都市林	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑯広場公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●
⑰緑道	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●

種別	S51 末	S52 末	S53 末	S54 末	S55 末	S56 末	S57 末	S58 末	S59 末	S60 末	S61 末	S62 末	S63 末	H元 末	H2 末	H3 末
A 全国合計値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B 内訳																
①街区公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②近隣公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③地区公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④総合公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤運動公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥風致公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦動植物公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑧歴史公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑨墓園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑩広域公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑪レク都市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑫国営公園	×	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑬緩衝緑地	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑭都市緑地	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑮都市林	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑯広場公園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑰緑道	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

種別	H4 末	H5 末	H6 末	H7 末	H8 末	H9 末	H10 末	H11 末	H12 末	H13 末	H14 末	H15 末	H16 末	H17 末	
A 全国合計値	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B 内訳															
①街区公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②近隣公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③地区公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④総合公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤運動公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥風致公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦動植物公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧歴史公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨墓園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩広域公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪レク都市	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫国営公園	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬緩衝緑地	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭都市緑地	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑮都市林	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑯広場公園	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑰緑道	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 確認結果の凡例

○ : データあり、未加工（加工必要）
● : 資料あり、入力必要
▲ : 取り扱い確認必要
× : データ無し、または、制度無し
※ : 計算で算出または計算が必要

#### (4) 過去30年間の都市公園事業の推移とこれからの都市公園事業の展望

次に、前項で調査した過去から現在に至る都市公園現況データの一部を試行的にデータベース化し、これまでの都市公園事業の推移の把握とこれからの推移の類推を試みた。なお、今回は過年度の都市公園現況データのうち、都市公園事業が大きく発展した第1次五箇年計画以降（昭和46年度末～平成17年度末／約30年間）の全国の都市公園事業の事業費、都市公園の計画決定面積及び開設面積の増加量についてデータベース化し、マクロな視点から傾向を把握することとした。

その結果、約30年という長期的な視野で都市公園事業の推移をみると、「開設面積の増加量」は、この30年間、ほぼ一定水準で確保されていることが確認されたが、「新設費」「用地買収・補償費」および「都市計画決定面積の増加量」は、平成8年度末を境に明らかに減少傾向に転じており、特に「都市計画決定面積の増加量」の減少が非常に顕著であることが明らかとなった（図2）。また、この30年間の都市公園の計画決定面積と開設面積の推移を見ると、既に市街化区域とDID区域については、開設面積が計画決定面積を上回っていることが確認された（市街化区域は平成10年度末、DID区域は平成8年度末から開設面積が計画決定面積を上回っている／図3）。

さらに、これらのグラフで明らかなように、近年は計画決定面積と都市公園の新設に係る事業費の減少が著しいことから、現在まではほぼ一定水準で確保され続けてきた都市公園の開設面積は、今後、減少傾向に転じる可能性が高く、特に、既に開設面積が計画決定面積を上回っている市街化区域とDID区域については、都市公園の開設面積が著しく増加する可能性は非常に低いと思われる。都市公園事業がこうした傾向にあることは、既に様々な資料や文献等で触れられていることで

はあるが、今回の調査により数値的根拠をもってその一端が明らかになった。

なお、冒頭『公園がなぜ増えているのか』という主旨の日本経済新聞の記事を紹介したが、これらのグラフをもとに『公園がなぜ増えているのか』についての理由を類推すると、

①都市計画決定を行わない公園が増えているから。

②事業費が減少傾向にあるなかで自治体は新たな公園の計画決定を控え、計画決定済みの公園に重点的に投入しているから。という2つの仮説を立てることができる。

即ち、日本経済新聞の記事では『公園がなぜ増えているのか』の理由として『自治体が公園整備以外の目的で取得した土地を財政上の理由で公園に転用しているから』『企業が売却した土地を自治体が購入し、防災機能を持った公園として整備しているから』などを挙げていたが、今回の調査結果等をもとにこれらの説を検証すると、『公園に転用している』という説については、取得した土地を公園に転用する場合、計画決定を行わない可能性もあるため、これを仮説①の具体例として捉えることも不可能ではない。しかしながら「都市公園等現況調査」では計画決定を行っていない公園の実態を把握しておらず、また、公園整備以外の目的で用地を取得した実態についても把握していないため、現時点ではこの説の信憑性を確認するのは困難である。

『防災機能を持った公園として整備している』という説についても、事業費が計画決定された防災公園に重点的に投入されている可能性もあるため、仮説②の具体例として捉えることも不可能ではないが、今回の調査で明らかになったように、近年「用地買収・補償費」が著しく減少している状況に照らし合わせると、少なくとも『土地を自治体が購入し』という部分については信憑性が低いと言わざるを得ない。ただし、上記の説と同様、自治体が公園整備以外の目的で企業用地を購

入している場合は、その実態を把握することができないため、この説を一概に否定することはできないと言える。

このように日本経済新聞の記事で紹介されている内容は、全面的に正しいとは言えないものの、事実の一端を示している可能性はある

が、現在の「都市公園等現況調査」のデータだけではこれ以上の検証を行うことは困難であり、より詳細な検証、解析を行うためには「都市公園等現況調査」の調査内容等を充実させる必要があると思われる。

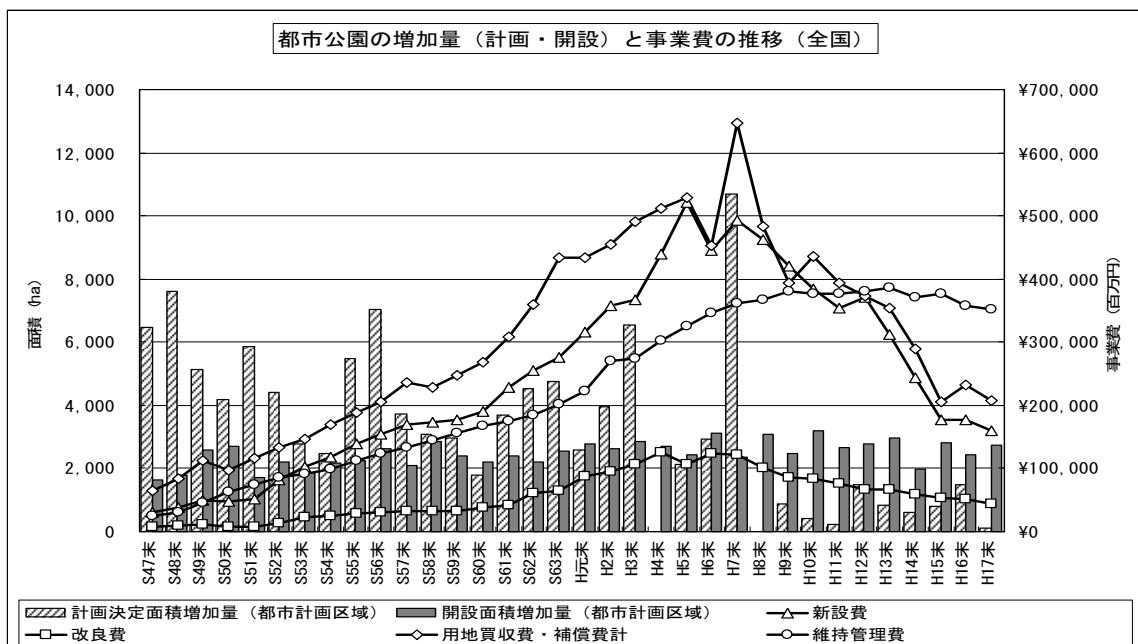


図2 過去30年間における都市公園面積の増加量（計画・開設）と事業費の推移

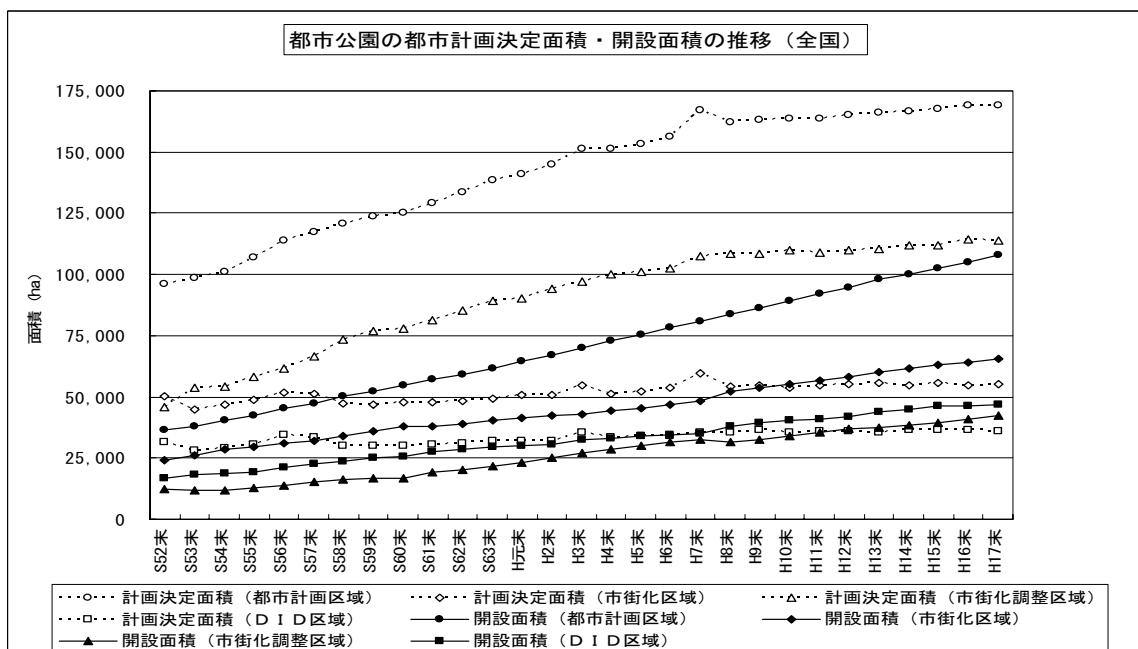


図3 過去約30年間にわける都市公園面積（計画・開設）の推移

（※昭和52年末以前は市街化区域、DID区域のデータが存在しないため、昭和52年末以降のグラフを作成）

### 3. これからの公園現況データのデータベース化に関する検討（「都市公園等現況調査」の改善・発展に向けた検討）

#### (1) 「都市公園等現況調査」の改善・発展の必要性等

前章の述べたとおり、「都市公園等現況調査」は、約半世紀にわたり膨大かつ有効なデータを蓄積してきたが、これからの都市公園事業の類推をしようとする場合や、社会資本整備重点計画で掲げられている既存ストックを活かした都市づくりを推進するための基礎データとしては情報量が不足していると言わざるを得ない。また、前章で試みたように、成果を活用して長期にわたる都市公園現況の変遷等を確認しようとする場合は、データを活用できる状態に整理、加工するまでに多大な労力を要する場合があるだけでなく、データ入力、収集方法（エクセルシートに入力したデータをメールで送付）の制約上、自治体に大きな負担がかかる場合があるなどの課題が生じている。

こうした状況において、今後、より活用性の高いデータベースを効率的、効果的に構築してゆくためには、過年度の都市公園現況のデータベース化だけでなく、あわせてデータベースの基礎となる「都市公園等現況調査」を見直す必要があると思われる。そこで本章では、現時点を考えられる「都市公園等現況調査」の課題を抽出、整理し、同調査の改善、発展に向けた検討を行った。

#### (2) 「都市公園等現況調査」の課題

「都市公園等現況調査」の改善・発展の検討にあたっては、まず、同調査の課題を明らかにする必要がある。当協会がこれまで同調査のとりまとめを行ってきた経験等をふまえながら、現時点を考えられる「都市公園等現況調査」の課題を抽出した。

#### 1) 入力、とりまとめに係る課題

- ①重複入力（同じ数値を何度も入力すること）による負担の増大と入力ミスの誘発
  - ・多くの調査様式はそれぞれ独立したシートとなっているため、同じ数値を何度も入力しなくてはならない箇所があり、これが自治体の負担が増やすとともに、入力ミスの原因となる場合がある。
- ②関連様式の修正に係る負担の増大と入力ミスの誘発
  - ・調査様式には異なった様式間で関連しているものがあり、これらは一つの様式を修正すると複数の様式を修正しなくてはならず、重複入力と同様、これが自治体の負担を増やすとともに入力ミスの原因となる場合がある。
- ③合計値等の算出に係る負担の増大と入力ミスの誘発
  - ・基本的には市区町村ごとの合計値を入力するものであるため、必要な数値を合計するという作業が発生するだけでなく、その際に計算ミスが生じる事もある。
- ④様式ごとに異なる入力ルール
  - ・調査様式には面積の入力単位が異なるもの（「ha」と「m<sup>2</sup>」）、公園管理者ごとに合計値を入力するもの、公園ごとに入力するものなど、様式ごとに入力ルールが異なっており、これが入力ミスの原因となる場合がある。
- ⑤用語の定義の曖昧さ
  - ・用語の定義に曖昧な部分があるため、数値を入力する際にどの項目に計上すればよいか判断しにくいものがあり、前年度と違う項目に数値を計上してしまう場合がある。（例えば、体験学習機能を有する自然生態園を前年度は体験学習施設として、今年度は自然生態園として計上してしまうなど）

**⑥都道府県の担当者の作業量**

- ・調査依頼、データ収集、取りまとめ、エラーチェック等、全ての作業の窓口が都道府県になっているため、都道府県担当者の負担が大きい。

**⑦膨大なデータの取り扱い**

- ・エクセルファイルをメールで送信するという仕組みで調査を行っているためデータ容量が大きくなってしまうと何度も分割して送信する必要があり、その際にファイルの添付を忘れてしまうような場合がある。

  
**●自治体の負担の軽減と入力ミスの減少を図るために工夫が必要**

**2)活用に係る課題****①収集方法等の制約による情報量不足**

- ・「都市公園等現況調査」は主として市区町村を単位として現況を把握するものであるため、既存ストックを活かしたみどり豊かな都市づくりを推進するための基礎データとしては情報量が不足している。

**②容易な活用を困難とする大きな容量を持った多様な様式**

- ・「都市公園等現況調査」の成果は1つ1つが容量の大きな様式で構成されているため、成果を活用しようとしても入手するのが困難である。また、多種多様な様式があるため、複数の様式や項目のデータを抽出して解析を行う場合は、データを解析ができる状態にするまでに時間を要する場合がある。

  
**●多目的に活用できる詳細なデータの収集を可能にする調査方式等の検討が必要  
●成果を容易に閲覧、活用できるシステムの開発が必要**

**(3)「都市公園等現況調査」改善・発展のための基本方針**

前述の課題を解消に向けて「都市公園現況調査」の改善、発展のための基本方針を設定し、さらに基本方針を実現させるための具体的な取り組み案の検討を行った。

**1) 基本方針案**

- ①自治体の負担軽減と入力ミスを減少させるための各種改善の実施
- ②多目的に活用できる詳細なデータの収集を可能とする仕組みづくり
- ③容易な閲覧、活用を可能とする新システムの開発

**2) 具体的取り組み内容案**

- ①自治体の負担軽減と入力ミスを減少させるための各種改善の実施
  - ・収集データ内容の検討（様式および調査項目の見直しなど）
  - ・データ収集方式の検討（メールとエクセルによるデータ収集・とりまとめ方法の見直し（webの活用）など）
  - ・入力システム等の工夫、改善（プルダウン式選択の導入など）
- ②多目的に活用できる詳細なデータの収集を可能とする仕組みづくり
  - ・「1公園1シート」方式の導入
  - ・「公園コード」の設定
- ③容易な閲覧、活用を可能とする新システムの開発
  - ・web上で隨時閲覧、データ入手を可能とするためのシステム等の検討
  - ・専用サーバーの設置によるデータの一元管理の実施

  
**●「1公園1シート」方式の導入、webの活用、データの一元管理がポイント**

#### (4) 「都市公園等現況調査」の改善・発展による効果

基本方針に基づいて「都市公園等現況調査」の改善、発展させた場合の効果（メリット）は、以下のようなものが考えられる。

##### 1) 負担軽減に係るもの

###### ① 「1公園1シート」方式の導入による負担の軽減

- ・「1公園1シート」方式の導入により公園ごとの正確な情報の入力と確認が容易となるため、入力ミスが減少し、データ確認作業に係る負担が軽減される。また、「1公園1シート」の概成後は、新設された公園と昨年度から変更があった公園のデータのみを修正する方式を採用することも可能となるため、データの入力、確認作業に係る負担が大幅に軽減される。

###### ② webを活用するシステムの開発による負担の軽減

- ・webを活用するシステムの開発により公園管理者ごとに結果を報告する方式（※）を採用することが可能となり、特に都道府県の担当者の負担が軽減される。（※公園管理者がweb活用して専用サーバーにデータをアップロードする方式。都道府県は都道府県営公園のデータのみをアップさせる）

###### ③ 入力方式等の工夫による負担の軽減

- ・システムの開発の際にプルダウン式選択を導入するなど、現在のIT環境の進化の状況を活かしながら、自治体の負担を軽減する新たな工夫を盛り込むことが可能となる。

###### ④ データ一元管理による負担の軽減

- ・専用サーバーに専用データベースを構築し膨大なデータを一括・一元管理する方式を採用することで、必要なデータは1度だけ入力すれば良いことにな

り、重複入力、関連様式の修正、合計値の算出等の作業が不要となる。

##### 2) 活用性の向上に係るもの

###### ① 「1公園1シート」方式の導入によるデータの活用性の向上

- ・「1公園1シート」方式の導入により公園現況を報告（アップロード）した結果は、公園台帳の整備・充実等にも活用が可能となる。また、開設している全ての公園に「公園コード」を設定することで、工夫次第で様々なプロジェクト（※）への活用が可能となる。（※例えばGISを用いた公園情報の提供などが考えられる）

###### ② webの活用によるデータの活用性の向上

- ・web上で閲覧、データ入手を可能とするシステムを開発することで、全国の公園の詳細なデータが随時閲覧、入手できるようになり（※）、他の都市の整備状況の把握や類似例調査、費用対効果分析等への活用が容易となる。（※公表しても差し支えないデータをweb上に公開する。）

###### ③ データの一元管理による活用性の向上

- ・将来、本システムを活用して地域性緑地の現況等についてもデータベース化することができれば、都市の「みどり」のデータが一括、一元管理されることになり、活用性はさらに向上する。

#### (5) 「(新)都市公園等現況調査」のイメージ

これまでの検討結果を踏まえて、「都市公園等現況調査」を改善・発展させた場合の実施体制およびデータ入力のイメージは以下のとおり（図4、図5）。

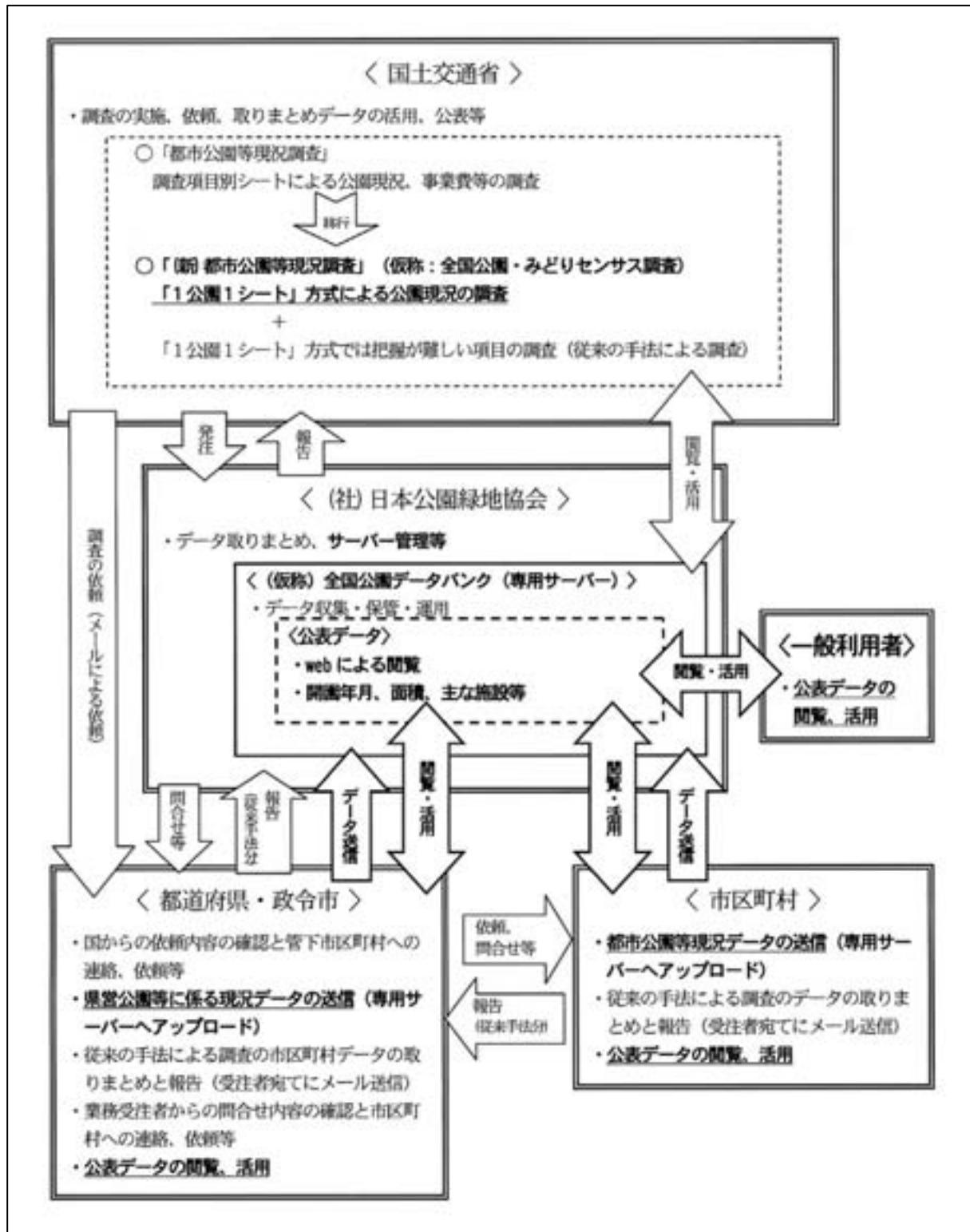


図4 「(新)都市公園等現況調査」実施体制イメージ

(ゴシック体は現行の「都市公園等現況調査」と異なる部分)

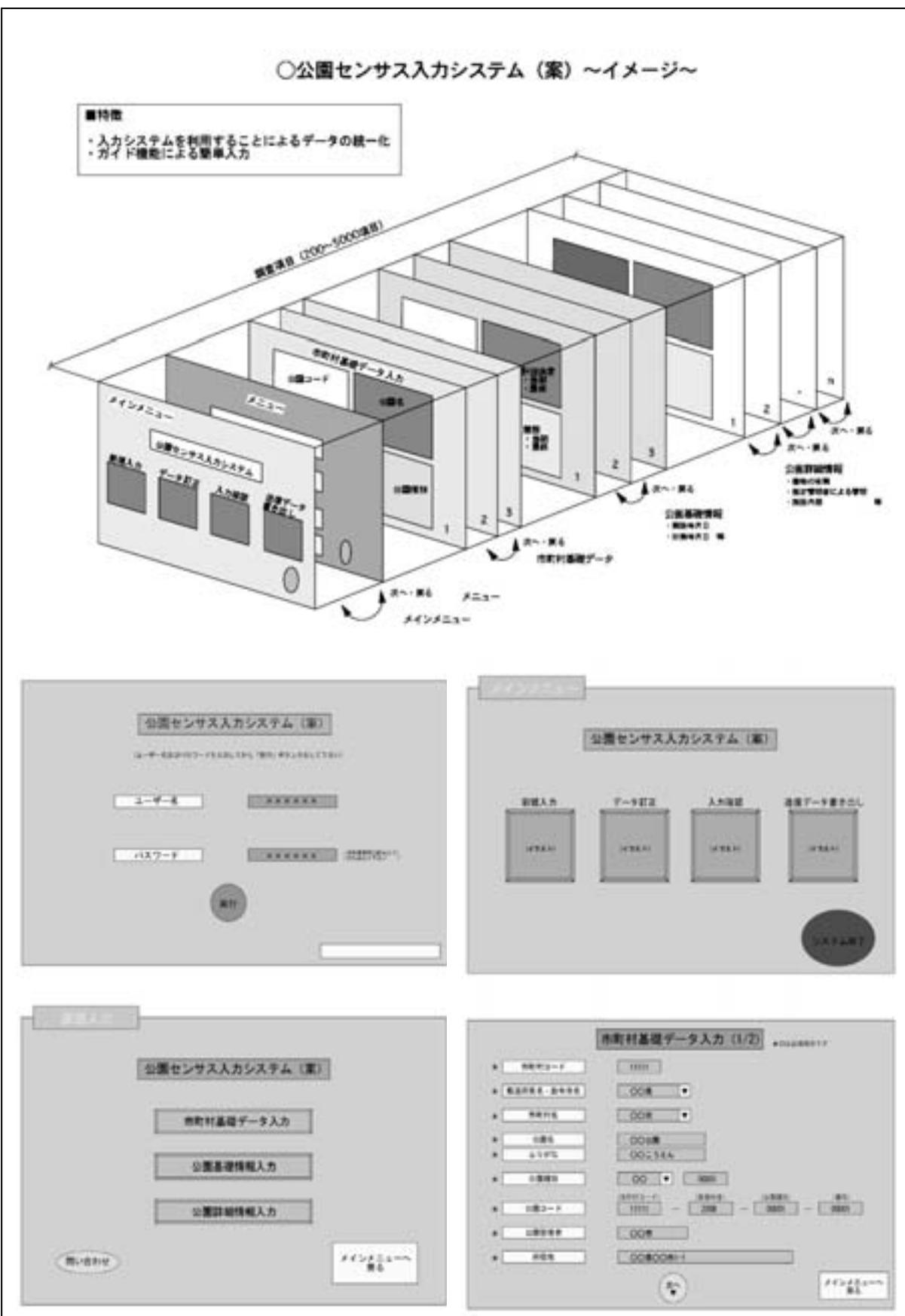


図5 「(新)都市公園等現況調査」(仮称:全国公園・みどりセンサス調査)入力シートイメージ

## (6) 「(新)都市公園等現況調査」の実施に係る課題

今回、検討・提案を行った「(新)都市公園等現況調査」は、「1公園1シート」の採用、「webの活用」などを実施することにより、多くのメリットが生まれると思われるが、一方で、これまでの調査とは全く異なる手法で調査を行うこととなるため、多くの課題が発生すると思われる。

そこで、以下に現時点で想定される「(新)都市公園等現況調査」の課題を整理した。

### 1) 入力、とりまとめ等に係る課題

#### ① 「1公園1シート」方式の採用に伴う自治体の負担の増大

- ・「1公園1シート」方式を採用して「(新)都市公園等現況調査」を実施した場合、開始当初、多数の都市公園を有する自治体の負担が非常に大きくなるため、場合によっては段階導入などの対応方策を検討する必要がある。なお、「1公園1シート」の概成後は、新規開設公園と何らかの変更があった公園のデータのみを報告（修正）する方法を採用することで自治体の負担は大幅に軽減されると思われる。

#### ② 「(新)都市公園等現況調査」の調査内容

- ・「(新)都市公園等現況調査」の実施にあたっては「1公園1シート」方式が馴染まないと思われるもの（事業費など）の取り扱いと、開始当初から充実（新規追加）させた方が望ましいと思われる項目等を検討する必要がある。

#### ③ 入力単位

- ・「都市公園等現況調査」は、基本的には面積が10m<sup>2</sup>単位（ha以下小数点第2位まで）、事業費が千円単位でデータを収集、とりまとめを行っているが、「1公園1シート」方式とした場合もこの単位が適当か否かについて、自治

体の負担やデータ容量等に鑑みて適切な単位を設定する必要がある。

#### ④ 用語定義

- ・データ収集、分析をよりスムーズに行うとともに、自治体の負担の軽減、入力ミスの減少を実現させるため、あらためて各種用語の定義を行う必要がある。特にプルダウン式入力を導入するためには、用語の定義を行わないと適切な選択肢を設定することが難しくなる。

#### ⑤ 「(新)都市公園等現況調査」開始初期のデータ収集方法

- ・「1公園1シート」方式が導入された場合、「(新)都市公園等現況調査」の開始当初に9万件以上の膨大なデータを収集することになるため、開始当初の効率的、効果的なデータ収集方法等を検討する必要がある。

### 2) システム開発等に係る課題

#### ① パスワードの設定、更新およびデータのセキュリティの低下

- ・今回の提案では「(新)都市公園等現況調査」は、公園管理者が直接サーバーにアクセスしてデータ入力、送信、活用していただくことを想定しており、データ管理上、各公園管理者にパスワードを付与する必要がある。ただし、webを活用してデータを公開する場合は、いかに複雑なパスワードを設定したとしても、セキュリティの低下は免れることができないため、パスワードの設定とセキュリティの問題について、適切な方法等を検討する必要がある。

#### ② 最新データの確認

- ・「1公園1シート」の概成後は、新設された公園に係るデータと昨年度から修正（変更）があった公園のデータだ

けを報告（データ修正）していただくことが可能となると思われるが、この方式は、万一、自治体が数値の修正を忘れてしまった場合、データベース上の数値が更新されないままの状態となり、最新の数値であるかを確認することもできなくなる可能性がある。このため、自治体に負担をかけずにこのような状態を防止する方法等を検討する必要がある。

### ③サポート体制の確保等

- ・「(新)都市公園等現況調査」は、新システムを導入してデータ収集、とりまとめを行うだけでなく、新たに専用サーバーを設置し、データ管理、公園管理者のパスワード管理を行うことを想定しているため、これらに伴う多くの質問に対応するだけでなく、膨大なデータ、パスワードを管理していくための新たな管理体制を構築する必要がある。

ス化は時代と社会の要請に応えるためには必要不可欠なものであり、多くの課題を解決し、一般の方々にも公開、活用していただけるような本格的なデータベースを構築することは非常に意義があることだと思われる。

なお、本格的なデータベースを構築するためには、公園管理者である自治体の全面的なご協力が必要であり、今後、当協会の会員である自治体の方々のご協力を得て、本調査で明らかとなった多くの課題を解決し、ぜひ本格的なデータベースの早期の実現を目指してゆきたいと考えている。

## 4. おわりに

都市公園事業に対する国民の関心の高まり、既存ストックの有効活用による緑豊かな都市づくりなど、まさに都市公園の基礎データの充実を図り、これを活用した新たな施策の立案や新たな取り組みの推進が求められる時代となった。

本調査は、都市公園事業に係る基礎データの充実を図る観点から、過年度の都市公園現況のデータベース化と「都市公園等現況調査」の改善・発展に係る検討を行い、都市公園事業のデータベース化に向けた一つの方向性を提案したが、実際に本格的なデータベースを構築するには多くの課題があり、一朝一夕に実現するものではないということも明らかになったと言える。

しかしながら、都市公園現況のデータベー

**■調査報告3****「都市緑地法活用の手引き」編集、発行について**

第一調査研究室  
篠崎 豊

**1) 「手引き」発行のねらい**

「都市緑地法」（平成16年6月改正、平成16年12月施行）は、都市における緑地の保全・創出の総合的展開の中核的役割を担う法律である。緑が不足した市街地における良好な都市環境形成の必要性、里山などの都市近郊の緑地の保全の必要性の高まりなどを背景に、総合的に緑地の保全と緑化の推進を計るための法律として、政策ツールを充実させたものである。

国土交通省都市・地域整備局からは「都市緑地法運用指針」（平成16年12月）が出されており、この法制度の望ましい運用方法についての原則的な考え方、制度の意義、運用にあたっての留意点が整理されている。しかし、「運用指針」が正確を期するためか、初めて本法に触れる人にはわかりにくいという声が聞かれる。

そこで本「手引き」は、法・施行令・施行規則並びに運用指針を補完して、地方公共団体や市民・企業・団体等の方々にさらによく理解され、より適切な活用がなされるよう、わかりやすく法制度を解説し、合わせてその他の情報を提供することを目的として、当社団法人 日本公園緑地協会が編集、発行したものである。

**2) 都市緑地法の認知度、活用状況**

全国地方公共団体の都市緑地・緑化担当者へのアンケート調査によると、都市緑地法の理解は都道府県、政令指定都市ではおおむね認知されているものの（80%以上）、「詳しく知っている」（項目によって10%から20%）はまだ少ない。また、市区町村では認知度は低い（人口30万人以上で「だいたい知っている」までが50%から70%、人口30万人以下5万人以上で25%から35%程度、人口5万人以下で10%台）。このような状況の中で政策普及の方法としては、「手引書」への要望が一番高く（70%から100%）、次いで「活用事例」（55%から100%）、「パンフレット」（40%から85%）の要望が高い結果となっている。（「平成17年度 都市緑地法改正を踏まえた今後の都市緑化・緑地保全方策検討調査」平成18年3月、国土交通省 公園緑地課）。このため、理解度に応じた効果的な解説により、担当者の理解を深めていく必要がある。

一方、平成16年の都市緑地法の改正により創設された制度のうち、緑地保全地域制度、及び緑化地域制度は、まだ導入事例がない（平成20年4月時点）。ただし、緑化地域制度については、名古屋市、横浜市が導入することを決定し、両市とも平成20年度秋ないし平成21年度春の都市計画決定、条例施行をめざして

いる。

これに対して、いち早く導入されたのは地区計画等緑化率条例制度である。平成17年11月1日に東京都千代田区が全国で初めて地区計画等緑化率条例制度を活用した地区計画の都市計画決定を行って以来、三鷹市、横浜市、岸和田市、豊中市と広がりを見せていている。

このような法制度の理解状況と活用状況、それに政策普及方法の要望から、「手引書」と「活用事例」を合わせて編集・発行することが必要であると考えた。

### 3) 「手引き」の内容

第Ⅰ部から第Ⅲ部の3つの部分からなる。

「第Ⅰ部 都市における緑の保全と創出にかかる施策」では、太政官布達以降の戦前の制度の中で、緑地の意義や緑地計画から防空空地、戦災復興計画への流れを追い、また、戦後都市緑地法制定までの動きを跡づけている。さらに、近年の法改正による制度拡充の経緯と都市緑地法による施策体系の充実について述べている。

「第Ⅱ部 都市緑地法の活用による緑豊かなまちづくり」では、都市緑地法の全体の構成と概要を示した上で、各制度を概観している。その上で各制度別に詳しく説明している。

各条項については、わかりやすく説明するために都市緑地法、施行令、施行規則および運用指針にもとづいた説明ではあるが、法令や運用指針等の順序が変わっても良いとした。

また、「わかりやすく」するため以下のように工夫した。

- ①制度の「おおまかな説明」から始まり、次第に「詳細な説明」に移るように構成した。
- ②重要な事柄は簡単に表現して枠で囲んだ。
- ③枠の後にその解説をするという方針で文章を整理した。

④煩雑な説明はできる限り表にして、説明の流れを重視した。

⑤文章のセンテンスをできる限り短くして、主語と述語がわかりやすく、何を言っているか理解しやすくした。

国の「運用指針」などでは正確を期するため仕方がないが、総じて「〇〇をしてはいけない」という表現が多く、読者にマイナスイメージで受け取られかねない。そのため、この「手引き」では、まず「〇〇ができる」と表現し、その後に「してはいけない」ことを書くように努めたが、まだ十分とは言えない。

「第Ⅲ部 都市緑地法に基づく制度活用の事例」は活用事例集として、緑地保全地域制度、及び緑化地域制度等の都市緑地法の改正（平成16年）により創設された制度の事例を紹介することが有意義であるが、残念ながらまだ導入事例がない。しかし、横浜市、名古屋市が緑化地域制度を導入することを決め、都市計画決定等の準備をいていることから、来年になれば紹介できる。

一方、地区計画等緑化率条例制度については、既存の緑を守るため、あるいは既成市街地で緑を創出するため、また再開発にあたって魅力ある都市を形成するためなど、さまざまなまちづくりに際して導入されたケースがあり、いくつかの活用事例の紹介をした。

また、新規の制度ではないが近年導入された市民緑地制度について、地方公共団体独自の制度を市民緑地に移行したケースや都市公園予定地を市民緑地としているケース、また市民緑地制度導入に当たって市民参加のしきみを形成したケースなど、地方公共団体の創意工夫が見られる事例を紹介した。

今後、自治体等の方々などのお役に立ち、本法の活用が一層図られるならば幸いである。

**■調査報告 4****滝野公園 森林体験ゾーンのガイドウォークコース**

第一調査研究室  
篠崎 豊

**1. はじめに**

国営滝野すずらん丘陵公園の森林体験ゾーンは平成 21 年度のオープンをめざして急ピッチで整備が進められている。森林体験ゾーンのコンセプトである「市民参加による環境プログラムの充実」を目指して、インターパリター「森の案内人」の養成、森づくりクラブ「ミンタル」の立ち上げなどソフト事業の準備と習熟に努力を重ねている。

一方、ボランティアであるインターパリターに過大な負担をかけることなく、大勢の来園者にサービスを提供するために、セルフガイドのコースと見どころの解説を組み合わせた、環境体験のためのセルフガイドコースを整備することとした。



整備中の「森の回廊」：エレベーターで起伏のある中を尾根から沢に下りて行ける

森林体験ゾーンは尾根や沢のある起伏豊かな森林の中を、車いすでも散策が楽しめるユニバーサルデザインの森であり、誰でもが環境体験のできる森づくりをめざしていることが大きな特徴である。

**2. ガイドウォークコース****(1) セルフガイドシステム**

セルフガイドシステムは、人による案内をともなわないセルフガイドの仕組みである。野外におけるセルフガイドは、散策するコースに沿って、解説板あるいはパンフレットあるいは携帯端末（セルフガイドシートと総称する）を用いて説明・解説・情報提供することが一般的である。

わが国では、1986 年に開園した横浜自然観察の森でセルフガイドのトレイルを設けたのが初期の導入例である。今では、自然鑑賞や環境教育フィールドでのプログラムとして普及・活用され、動物園、植物園、公園等でも導入がなされている。また博物館や美術館や観光施設での屋内外の案内システムとしても広がりをみせている。

**(2) セルフガイドの考え方****①セルフガイドの特徴**

案内人がガイドするのに比べて多くの人が参加でき、それほど関心のない人でも興味に

応じて利用ができる利点がある。また、ガイドの力量によりサービス水準が変わるものであるが、一定の水準を保てる利点もある。

優れたインターパリターのガイドには及ばないが、適切なポイント（見どころ）の選択、充実した解説ツールの提供、視点の誘導などフィールド展示の工夫によってセルフガイドの質を高めることができる。

#### ②セルフガイドシステムのツール

ガイドをともなわないで、利用者が各種ツールによる解説をうけながら自分でルートを巡ることができるようにつくられた仕組みで、コース上の資源に設置された番号標識（フィールドポスト）と、セルフガイドシートの解説を対応させた手法である。

#### ③セルフガイドシート

みどころ情報を解説したもので、コースをめぐる目的のものは地図と一体化した解説がわかりやすい。ポイント毎にシートが作成されるケース、コース別のシートが作成されるケース、また全コースを一つのシートに納める場合がある。また、解説はパンフレットで現場には位置表示のみという場合、その逆に解説は解説板にまかせて、ポイントの位置図のみ印刷物とする場合がある。

### (3) ガイドウォークコースの整備方針

#### ①環境を体験するためのコース設定とする

地形や方位等によって異なる環境が連続的に変化する展開を体験できるコースとする。

#### ②森に親しむ環境学習の場とする

生き物への興味・関心を呼び起こし、自然とともに生きる知恵・態度を育むことのできるコースとする。

#### ③変化に気づくフィールド展示を導入する

森には普段なかなか気づくことのできない魅力要素が散りばめられている。これまでに手をかけてきてその後利用されなかった森の様子や、人為的に手入れをしている場合の変化を展示する。

#### ④ストーリー性のある解説の導入を図る

森に展開している自然情報からストーリー性のある解説を取り入れ、現場の地形、植生、その他の自然条件にあわせて展開するプログラムとする。

#### ⑤森づくりの維持管理を見せる

定期的な更新管理、下刈り、除伐・間伐や、野草や稚樹育成のための林床整理、伐木枝葉の野積みなどの、森づくりのための維持管理を積極的に見せる。

#### ⑥多様な利用者層への配慮



「森見の塔」：エレベーターで展望台へ上れる



コースの途中にある「森のデッキ」

各々の利用目的に応じて、所要時間や傾斜度等の異なるコースからニーズに合ったものを選べるように、多様なコースを設定する。

#### ⑦ゆとりのあるコース設定とする

最長でも2時間程度できれば1時間から1時間半程度のコースを基本とする。公園での他の活動をするゆとりを持たせる。

#### ⑧水辺地の保全を図る

水辺への利用者の踏み込みが発生しない措置をとるとともに、湿地復元の方向性で管理していることを伝達する。

#### ⑨利用者の安全確保に配慮する

樹林内を利用者が道に迷うことなく安全に通行できるよう、見通し等に配慮する。また、ツタウルシ、スズメバチの巣など危険な生物は利用者の多いコース周辺では排除する。

### 3. コースの設定

#### (1) コース設定の考え方

①森の交流館を起点として、ガイドウォークコースを当面5コース設定する。

②森林体験ゾーンの環境資源ができるだけ平易に、見どころを解説するコースとする。

③各コースは、幼児や小学生でも興味を持てるコースや、草花や森づくりに興味を持つ中高年を対象とするコースなど、利用者層を考慮したコース構成とする。

④バリアフリー園路を利用して車いすでの利用が可能なコースを主に置き、障がい者でも利用できることを強調する。

⑤森の交流館、森見の塔、沢の教室の3施設を相互に結ぶコースを主体

に設定する。

⑥ほとんどのコースは1時間から1時間30分内外で散策できるコースとする。

表1 ガイドウォークコース設定の考え方

利用者層	対応方針	コース設定 距離・勾配
簡単な散歩をする層 ○幅広い利用者 ・一般 ・家族連れ ・高齢者、身障者	・森はどんなものか体験してみる ・森林体験ゾーンのダッシュ	Aコース 約1,000m 4%以下
	・イジェスト	Bコース 約960m 4%以下
	・パリアフリー園路	
	・約1時間の所要時間	
じっくり散策、観察をする層 ○中高年 ○愛好家 (リピーター) *中学生(学校)	・尾根、山腹、谷の環境のちがい ・森の維持管理を知る	Cコース 約1,570m 8%以下
	・軽いハイキング	Dコース 約1,650m 山道
	・1時間半程度の所要時間	
	・時間	
遊び、学びをする層 ○子ども、親子 ○小学性(学校)	・楽しみながら環境学習のできるコース	Eコース 約960m
	・クイズ、スタンプ	4%以下

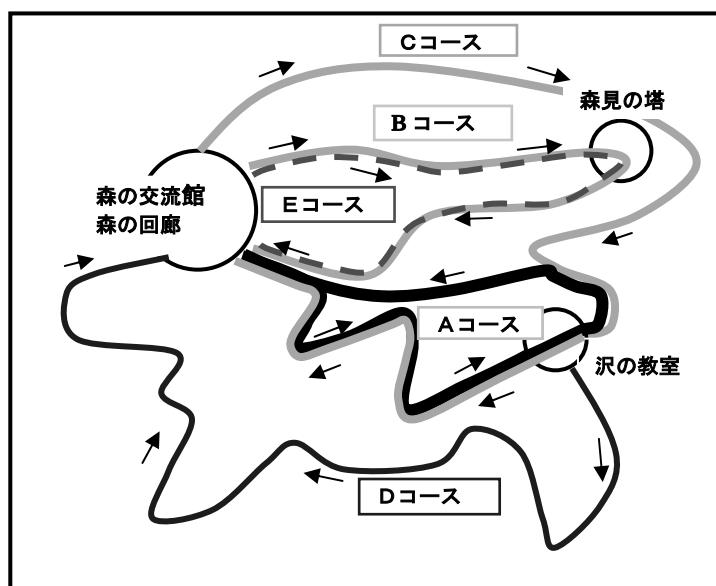


図1 ガイドウォークコースの概念図

## (2) 各コースの設定

### A. さわコース

【約 1,000m (1 時間 10 分程度)、最大勾配 4 % (帰路は 8 %)】

最大勾配 4 % の森林体験ゾーンのメインルートで、森の交流館（森の回廊）と沢の教室をゆったりと結ぶユニバーサル園路である。沢のせせらぎを聞きながら、木道で沢の環境を楽しみながら散策することができる。このコースでは森の成り立ちや森の種類などの基本的な情報を、小学生高学年以上が理解できる解説板を設置することとする。解説板等はユニバーサル対応とする。

### B. こもれびコース

【約 960m (1 時間程度)、最大勾配 4 %】

南斜面をトラバースしながら森の交流館と森見の塔を結び、折り返して森の回廊下を結ぶ。様々なタイプの樹林をぬけて、尾根と

谷の変化を楽しむことができる。このコースは、環境資源を活かしたフィールド展示を考慮した解説を試みる。原則として解説板は置かず、ポイント板と解説シートの方式とする。車いすの自力走行が可能。

### C. ゆっくりコース

【約 1,570m (1 時間 40 分程度)、最大勾配 8 %】

森の交流館、森見の塔、沢の教室の 3 施設を結び、森林体験ゾーンの北側の大そとを回るコース。尾根部では広葉樹林や林床の植物の豊かさを知り、草花の観察を楽しむことができる。森見の塔から沢の教室の間は森と土壌の関係や、下刈りなど森と人手の関係を学習することに適している。

### D. とおまわりコース

【約 1,650m (1 時間 40 分程度)】

「南の沢」を詰めたあと、北向き斜面の山

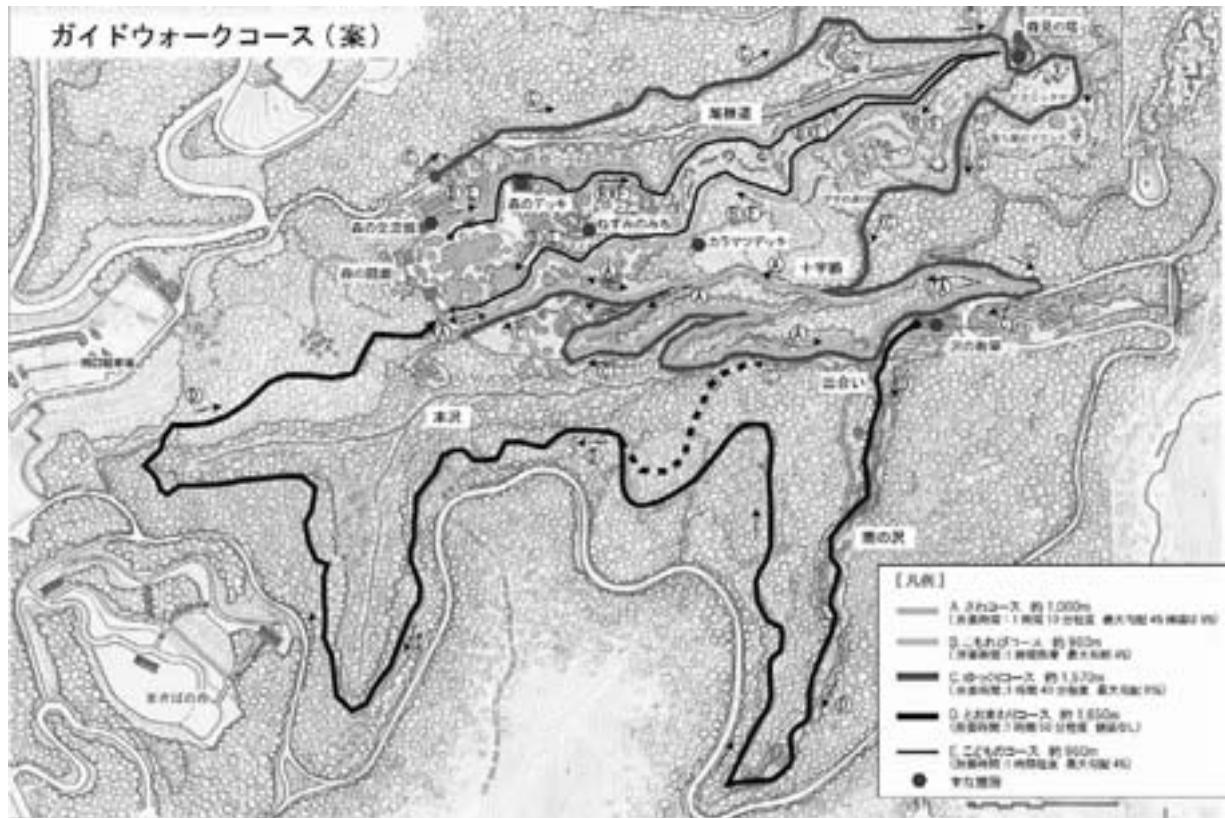


図2 森林体験ゾーンのガイドウォークコース（案）

腹をトラバースしながら、南側を一周するコース。沢部での生き物や草花の観察、特に春はミズバショウの群生地、夏はオオウバユリの群生地があり、山腹部ではカツラの巨木や源流の森など見どころの多いコース。途中からは道の悪くなることをあらかじめ伝達する。

#### E. 子どものコース

【約 960m（1 時間程度）B コーストと同じ】

幼児～小学生を対象とした、セルフガイド（大人が読んで聞かせるも可）コース。ポイントを 9 箇所程度設け、ストーリー性のある内容とする。クイズ形式を取り入れたり、スタンプラリーの要領で集印すること等、子どもの興味を引く仕掛けを考える。

#### 4. セルフガイドシート

##### (1) 案内図(セルフガイドマップ)

1 枚もののマップで、片面には森林体験ゾーンの紹介、主要な施設、魅力の紹介、ここで体験できる内容、森の歩き方、注意等が要領よく説明されている。反対のマップ面ではセルフガイドコースの紹介、主要施設の位置、

解説板の位置、ポイント板の位置、コースの距離（区間距離）、園路勾配、主要地名等が地図の上に表現されているものを作成する。

案内図は森の交流館などで配布され、大量に印刷・配布されることになる。

##### (2) 解説シート

フィールドを興味深く散策し、気づきを与える、環境学習に誘うために、見どころを解説したシートを作成する。

来園者がセルフガイドとして園内を歩くときには、あらかじめ解説シートを森の交流館で入手するか、歩いている途中で興味を持った解説ポイントの解説シートを交流館へ行き入手することとなる。

解説ポイントは、今後増減が考えられるところから、コースにかかわらず通し番号でつけることとする（当面約 70～80 ポイント）。解説シートは、ひとつの解説について数百字程度で B5 程度の用紙で収まるものとする。

解説シートの配布方法として考えられるのは、以下の 3 とおりである。

##### A. 各ポイントをカード形式で一枚ずつ配布

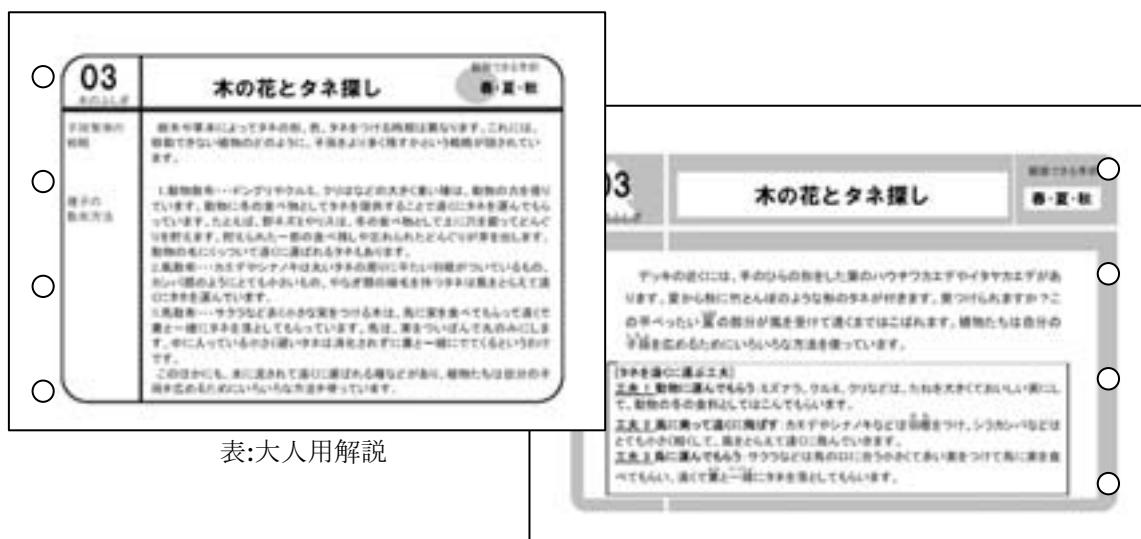


図3 カード式（単票式）の解説シートの例

紙の裏表に大人用・子ども用の解説シートを印刷して、図3に示すようにカード式（単票1つのポイントを1枚（B6サイズ程度）の式）の解説シートとする。

#### B.セルフガイドコースごとに小冊子にする

各コース毎にポイントの解説シートをひとつに綴じ、解説は大人用・子ども用が**1ページ**で収まるようにする（**B5** サイズ）。図3のようにコース毎に数ページの小冊子となるように印刷する。

C.全ポイントの解説を束ねた冊子とする

全ての解説ポイントを綴じて、本の形式で印刷し配布する。

これら、3つの配布方法の利点と欠点を表2に比較した。それぞれの良さがあり、どの方式を採用するかはセルフガイドコースの運営主体が決定することになろう。

表2 解説の配布方法の利点と欠点の比較

配布方法	利点	欠点
A. カード形式 (単票式) で一 枚ずつ配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントの増減に対応しやすい。</li> <li>・自分が歩くポイントの解説のみをもらえばよい。</li> <li>・バインダーなどを併用すればカードを収集する楽しみになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カードを自分でとるようにすると、ばらばらになりシートの管理に手間がかかる。</li> <li>・ばらばらな解説シートを持っていては森を歩きづらい。</li> </ul>
B. コースごとに綴じた小冊子として配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コースにあるポイントの解説がひとまとめになり、携帯しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説ポイントに増減が生じたびに冊子を作り変える必要がある。</li> </ul>
C. 全ての解説を収録した冊子として配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ポイントの解説内容がわかり、ポイントへ行く動機付けにつながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1冊のボリュームが大きくなる。</li> <li>・有償も考えないといけない。</li> </ul>



図4 冊子式の解説シートの例

### (3) 指導者用解説書

1 ポイントを 1 ページに解説し、全ポイントを編集した指導者用の解説書である。内容は専門用語も用いて、参考となる情報（出典など）が含まれる。学校の先生、NPO やボランティアの指導員向けの解説書であり、有償配布または貸与を検討する。

## 5. フィールドへの設置物

#### (1) ポイント版（フィールドポスト）

フィールド内の見どころに、番号と資源の名称を記したポイント板を設置する。配布するマップや解説シートにある見どころの位置や解説がどれであるかがわかり、現場での学習・楽しみに役立てる。

また、それらの手もと資料を見なくても、資源の名称からある程度は理解できるように配慮する。見どころとしてリストアップした森林ゾーン内の約**70～80**箇所（当面）に、A4サイズ程度の大きさのポイント板を設置する。

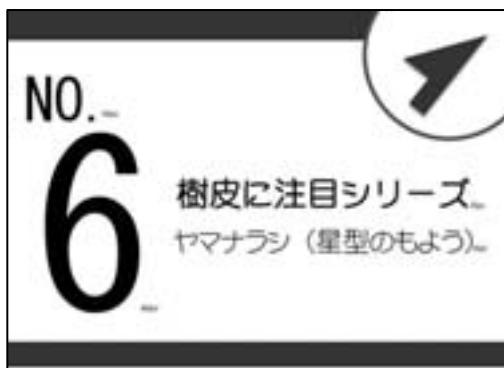


図5 ポイント板の例

## (2) 解説板

森の資源の注目ポイントに設置する解説板で、基本的な情報・解説が必要なものは、解説板を立てて直接利用者に伝達する。

森の基本的な見方についての解説板は主としてAコース沿いに設ける。その他、特に注目される資源も解説板で情報提供する。森林体験ゾーン全体で13基程度の解説板を設置する。

解説板には、各解説ポイントの表題、解説テキストのほか、説明用の図や写真、地図等を表示する（図6参照）。なお、解説板の内容は環境に関わることが多いために、将来変更される可能性がある。表示内容を

プラスチック板に印刷して、基盤の板にねじ止めすることなどが考えられる。

## 6. 今後の課題

ガイドウォークコースは基本的にはセルフガイドを前提にしているが、森林体験ゾーンではセルフガイドと森の案内人（インターパリター）の両面で森の案内をしようとしており、無人と有人の双方の良さを活かした運営が求められる。

また、時々刻々変わり行く森の姿に対して、セルフガイドの各種ツールが硬直したサービスに陥ることのないように、時々の森の魅力を伝える手作りプログラムや手作り感のあるサインなどで補うことが重要である。

今後、子どもコースの内容検討やフィールド展示（ハンズオン）のあり方を、インターパリター（養成者）とともにワークショップを開いて実行しようとしており、市民感覚や手作りの暖かさを加えたガイドウォークコースが実現することを期待したい。

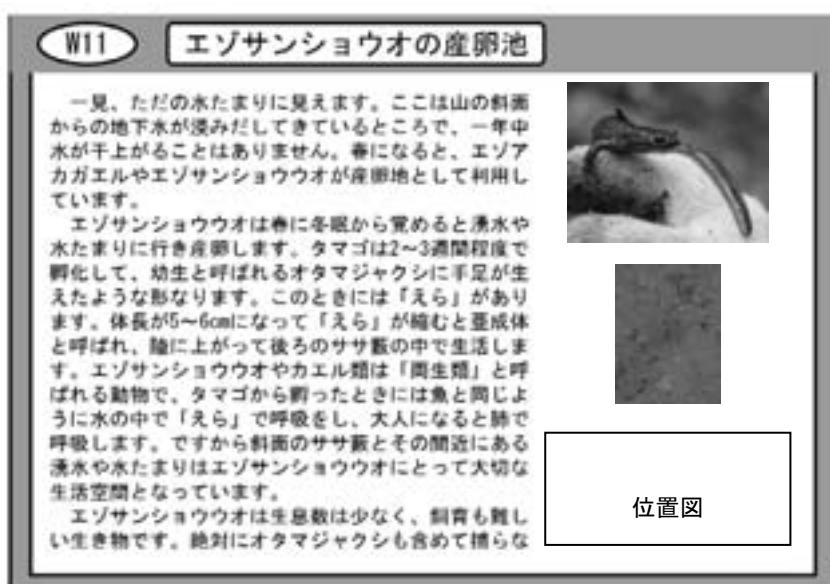


図6 解説板の例

## ■ 調査研究報告 5

### 都市公園の収益構造の再構築に関する調査



第一調査研究室  
関 哲哉



調査研究部長  
芦澤 拓実

#### 1. 本調査の目的

昨今の都市公園の管理運営は、厳しい財政状況の中で、これまでのように公園管理者や公共的団体が管理運営を行うことに加え、指定管理者制度の導入やPFI事業のように、公園の管理運営に民間のノウハウが導入され、管理運営費用の低減と効率化が試されている。

今後、厳しい財政状況の向上転換の期待が低い中、公園の管理運営について、一層の費用の低減と効率化を推進する必要があり、公園自らその管理運営費を確保することを検討することが望まれている。

このため、平成18年度においては、公園の敷地や施設を有効活用する観点、民間参入の機会を拡大する観点、利用者の利便性を高め公園利用をより活性化する観点等から、収益事業の確保、新たな収益構造の可能性について検討してきた。

他方、社会资本整備審議会中間報告に見られるように、都市公園は時代のニーズに対応した多様な機能の発揮、新しい公共サービスの提供が強く求められてはいるが、公共セク

ター単独で、都市公園制度・施策の範囲内で機動的で柔軟かつ低廉なコストで対応していくことが困難な課題も多いと思われる。

このため本調査では、過年度の調査で得られた都市公園における維持管理、サービス提供における課題を踏まえ、近年、民間企業が取り組んでいるCSR活動との連携の可能性を探るものとした。具体的には

- ① 企業のCSR活動との連携モデルの検討
- ② 企業連携の一つとして想定される寄付に対する都市公園の維持管理、サービス提供への直接的・効果的な行政側の受け皿の検討
- ③ 企業へのインセンティブとして想定される屋外広告物の許容範囲の検討
- ④ CSR活動を実践している企業が都市公園での連携を行うことについての企業意向を把握した。

なお、本調査は、国、政令指定都市、および当協会で構成する大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会が都市公園昨日実態調査の一環として行ったものである。

CSR : CSR (企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)) とは、持続可能な社会を目指すためには、行政、民間、非営利団体のみならず、企業も経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考え方のもとに成立した概念。

## 2. 調査の概要とフロー

### (1) 調査内容

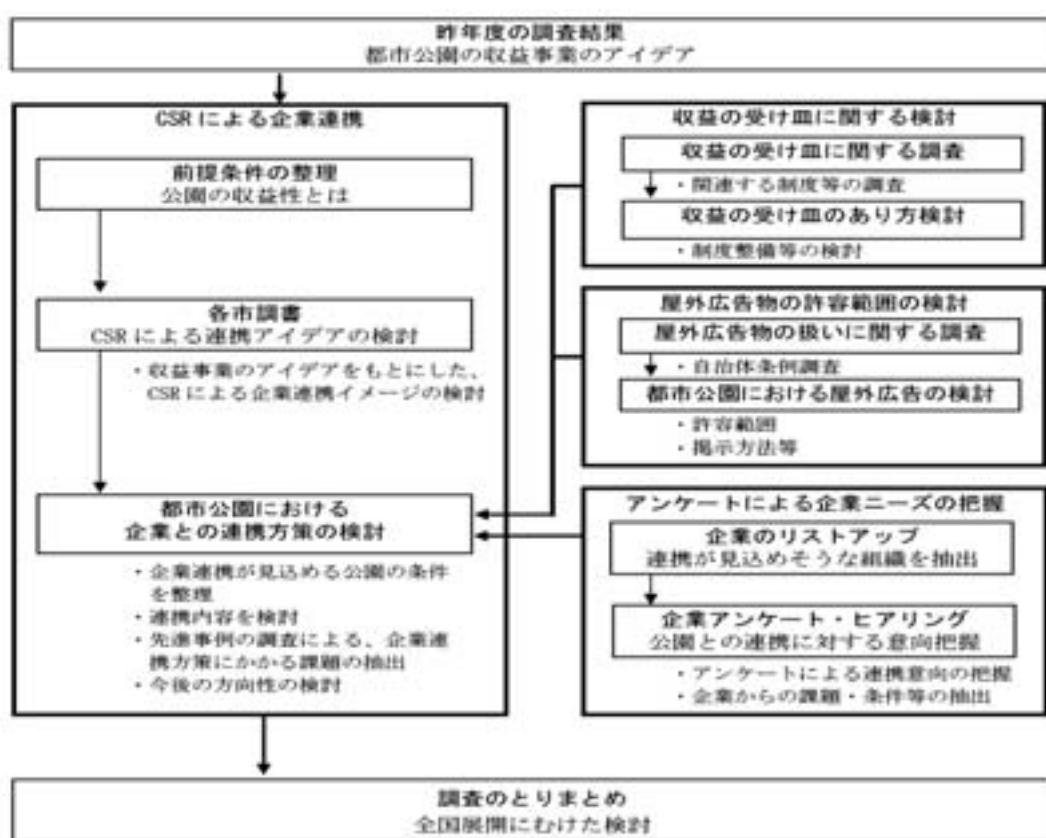
#### ① CSRによる企業との連携方策の検討

企業のCSR活動との連携方策を念頭において予め連携タイプのモデルを検討し、これについて自治体の要望や実行するまでの課題等を整理した上で、こうした行政の取り組みの企業への啓発も含めたアンケートを実施し企業ニーズとのマッチングを図りながら連携方策の検討を進めるものとした。

#### ② 屋外広告物の許容範囲の検討

公園整備・管理運営において企業の参画を勧誘するためのインセンティブの一つに、対象施設・樹林地等の活用箇所における企業名称等の掲示が考えられるが、都市公園法により屋外広告物については規制されているため、都市公園における屋外広告物の扱いについて、自治体の条例等を調査するとともに、屋外広

### (2) 調査フロー



告の許容範囲、掲示方法について事例調査を行った。

#### ③ 収益の受け皿の検討

公園整備や維持管理に係る費用を寄付等により自治体が受け取った場合、多くの場合は一般歳入となってしまい、公園事業に直接使うことができないため、寄付金に関する税制等を整理しながら、受け入れ先として基金や外郭団体等を持っている自治体の事例調査を行った。

#### ④ 企業ニーズの把握

企業のCSR活動に関して、現状の企業意向を把握することが重要であるため、上記①企業CSRによる連携方策の検討におけるケーススタディにおいて、連携の得られそうな企業を抽出し、ヒアリング等による意向把握の調査を行った。

### 3. 調査内容

#### (1) CSRによる企業との連携イメージの検討

##### ①連携イメージのタイプ分類

CSRの観点から公園と企業が連携する場

連携区分	連携タイプ	具体的内容	企業の効果を 促す工夫	公園メリット	企業メリット	参照事例
■企業による 樹木・施設等の寄付	（1）企業による 樹木・施設等の寄付	○樹木・施設そのものを企業に寄付しても らう（または樹木や施設の購入費用を寄 付してもらう）。	○寄贈地等への企業名の掲載などの企業PR に配慮する。	○整備費の削減	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	○東京電「思い出ベンチ事業」 ○東京電「健全地域サポートティア」
■企業による 公園整備資金の寄付	（2）公園整備費にかかる資金を企業に寄付して もらう。	○公園整備費にかかる資金を企業に寄付して もらう。	○園内施設やウェブ上への企業名の掲載など の企業PRに配慮する。	○整備費の削減	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	○JED「東京都公園協会 「都立公園サポーター基金」
■公園整備費のための 共同プロジェクト～その1	（3）公園整備費のための 共同プロジェクト～その1	○施設整備を進めるプロジェクトを企業 と共同で行い、民間の担当者を説明しても らう。	○プロジェクトを通じて企業名のPRができる よう配慮する。	○整備費の削減 ○公園のPR・ 誘導性	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	○都立公園公園 「TOKYO シーラーンティプロジェクト」
■公園整備費のための 共同プロジェクト～その2	（4）公園整備費のための 共同プロジェクト～その2	○資金活動や物品の運送等を企業に実施し てもらい、資金（収益の一部）を算めて もらう。	○プロジェクトを通じて企業名のPRができる よう配慮する。 ○物品等の施設等の営業行為等に関する手続 き・許可を円滑にする。	○整備費の削減 ○公園のPR・ 誘導性 ○市民参加の促進	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上 ○企業収益の向上	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上
■公園整備費のための 共同プロジェクト～その3	（5）公園整備費のための 共同プロジェクト～その3	○プロジェクトの広報・宣伝を企業にして もらう。	○プロジェクトを通じて企業のPRができる よう配慮する。	○整備費の削減 ○公園のPR・ 誘導性 ○市民参加の促進	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上
■維持管理費の提供	（6）維持管理費の提供	○樹木地や花壇等の維持管理費用を企業に 負担してもらう。	○樹木地や花壇などの企業名の掲載などの企業 PRができるよう配慮する。 ○企業のレクリエーションやイベントの場等 として樹木地・花壇等の利用を認めめる。	○維持管理費の削減	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	（資金削減） ○長野県「森林の里制度事業」 ○神奈川県「本郷林サポート制度」
（7）維持管理に係る労働力 の提供	（8）維持管理に係る労働力 の提供	○企業が主体で行う市民参加型の公園運営 目等に参加してもらう。	○樹木地や花壇への企業名の掲載などの企業 PRができるよう配慮する。 ○企業のレクリエーションやイベントの場等 として樹木地・花壇等の利用を認めめる。	○維持管理費の削減	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上 ○社員教育	（資金削減+労働力削減） ○長野県「森林の里制度事業」 （資金削減+労働力削減） ○大阪府「アグロツキレスト制度」 ○東京都「東京グリーンシップ・アクション 」 ○九州電力「九州ふるさとの森づくり」
■市民参画と企業による バックアップ～その1	（9）市民参画と企業による バックアップ～その1	○企業が主体で行う市民参加型の公園運営 管理イベントの企画・実施による市民参 加のバックアップを行ってもらう。	○企業による園物・支援について市民にPR が促進できるよう配慮する。	○維持管理費の削減 ○市民参加の促進	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	（すべて都立公園以外の事例）
■市民参画と企業による バックアップ～その2	（10）市民参画と企業による バックアップ～その2	○公園がランチ4ア～の資金・労働力の提 供などによる市民参加のバックアップを 行ってもらう	○企業による園物・支援について市民にPR が促進できるよう配慮する。	○維持管理費の削減 ○市民参加の促進	○CSRの向上 ○企業認知イメージ の向上	

## ②連携イメージの具体化の検討

企業との連携について具体性を高めるために、各市の意向、連携の成立条件、適用可能

### ■アンケート先

17都市に配布：うち、札幌市、仙台市、新潟市、東京都、千葉市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、京都市より回答

### ■アンケートのまとめ

連携方策		アンケートのまとめ
施設整備に係る連携	①企業による樹木・施設等の寄付 ⇒樹木・施設そのものを企業に寄付してもらう（または樹木や施設の購入費用を寄付してもらう）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に多くの公園で実施されている。</li> <li>どの公園でも可能だが、集客力の高い公園、樹木・樹林地が主要な構成要素となっている公園が望ましい。</li> <li>制度的な課題は特になし。</li> <li>企業名の掲示に関する課題あり（ネームプレートの是非、規模、屋外広告物条例等による制約など）。</li> </ul>
	②企業による公園整備資金の寄付 ⇒公園整備にかかる資金を企業に寄付してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に実施している公園あり。</li> <li>どの公園でも可能だが、集客力の高い公園が望ましい。</li> <li>資金の受け入れ先等の制度的な課題あり。</li> <li>企業名の掲示に関する課題あり。</li> </ul>
	③公園施設整備のための共同プロジェクトの実施 —その1 ⇒施設整備を推進するプロジェクトを企業と共同で行い、民間の知恵を提供してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施例なし。</li> <li>一定規模以上、広く市民に活用される公園、集客力の高い公園、立体公園制度が導入可能な公園が望ましい。</li> <li>企業の関わり方（企業選定における透明性の確保、営利行為との線引き、企業のスタンス（指定管理者 etc）、企業名の出し方等）に課題あり。</li> </ul>
	④公園施設整備のための共同プロジェクトの実施 —その2 ⇒募金活動や物品の販売等を企業に実施してもらい資金を集めもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施例なし。</li> <li>一定規模以上、広く市民に活用される公園、集客力の高い公園が望ましい。</li> <li>企業の営利活動に対する都市公園法・条例上の整理、資金の受け入れ先等の制度的な課題あり。</li> <li>企業の関わり方（企業選定における透明性の確保、営利行為との線引き）に課題あり。</li> </ul>
	⑤公園施設整備のための共同プロジェクトの実施 —その3 ⇒プロジェクトの広報・宣伝を企業に実施してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に実施している公園あり。</li> <li>一定規模以上、広く市民に活用される公園、集客力の高い公園が望ましい。</li> <li>企業の営利活動に対する都市公園法・条例上の整理、資金の受け入れ先等の制度的な課題あり。</li> <li>企業の関わり方（企業選定における透明性の確保、行政・公園それぞれの情報に対する責任・権限）に課題あり。</li> </ul>
	⑥維持管理費用の提供 ⇒樹林地や花壇等の維持管理費用を企業に寄付してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に実施している公園あり。</li> <li>一定規模以上、広く市民に活用される公園、集客力の高い公園が望ましい。</li> <li>資金の受け入れ先等の制度的な課題あり。</li> <li>企業名の掲示に関する課題あり。</li> </ul>
	⑦維持管理に係る労働力の提供 ⇒樹林地や花壇等の維持管理費用を企業に寄付してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に実施している公園あり。</li> <li>一定規模以上、広く市民に活用される公園、集客力の高い公園が望ましい。</li> <li>制度的な課題は特にならないが、自治体の維持管理等との整合性を図る必要がある</li> <li>企業名の掲示に関する課題あり。</li> </ul>
	⑧市民参画と企業によるバックアップ—その1 ⇒企業による市民参加型の公園管理イベントの企画・実施による市民参加のバックアップを行ってもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に実施している公園あり。</li> <li>一定規模以上、広く市民に活用される公園、集客力の高い公園が望ましい。</li> <li>企業名の掲示等企業のPR手法に関する課題あり。</li> </ul>
	⑨市民参画と企業によるバックアップ—その2 ⇒公園ボランティアへの資金・物品・労働力の提供などによる市民参加のバックアップを行ってもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に実施している公園あり。</li> </ul>
運営に係る連携		

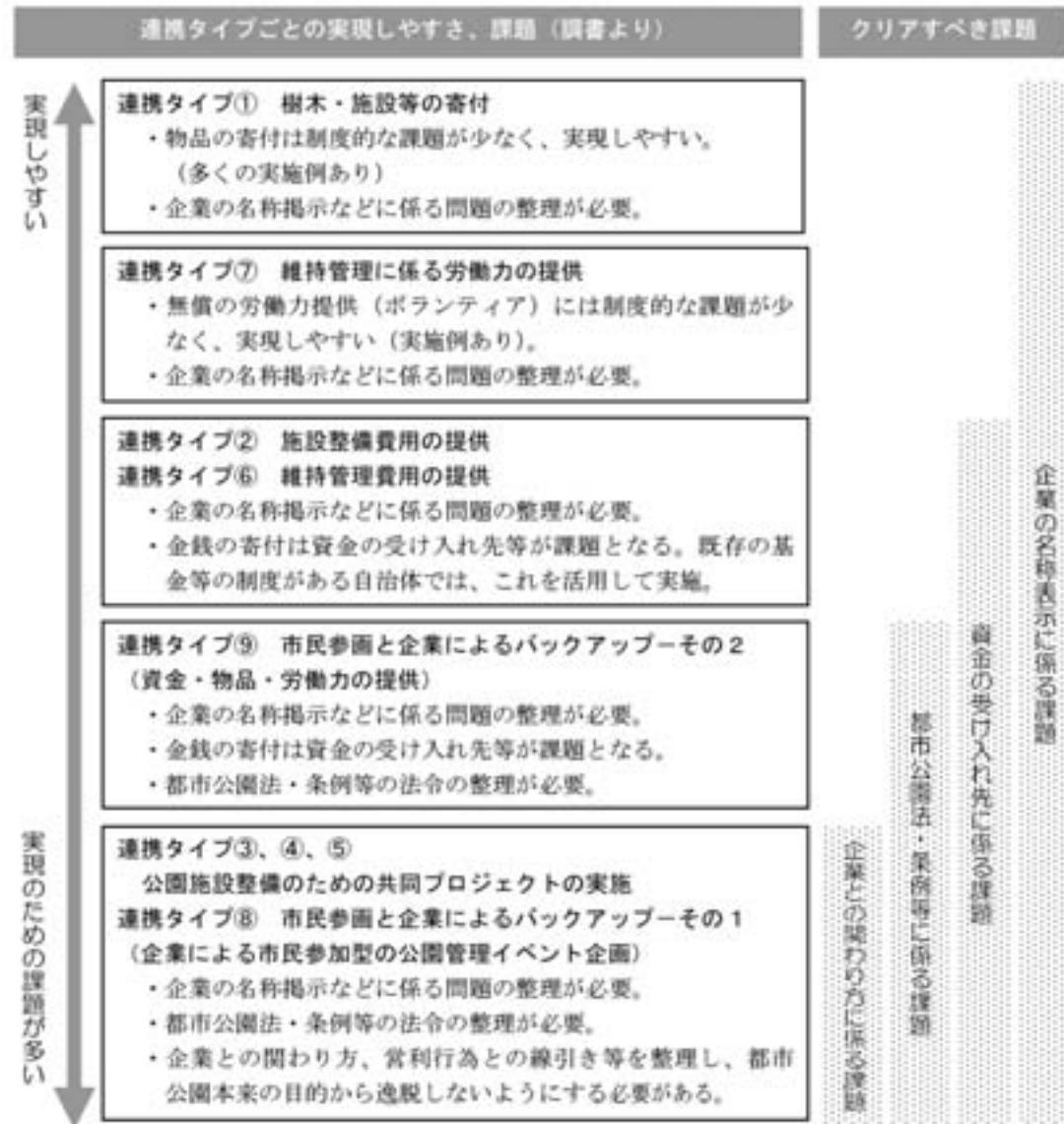
性のある具体的都市公園を把握するため、政令指定都市にアンケートを発送し回答を求めた。

### ③連携イメージにおける企業連携の課題

①～⑨までの連携タイプのうち、実現しやすいもの／実現が難しいものを整理し、実現

するためにクリアすべき課題を明らかにした。  
その結果を以下に示す。

#### ■実現の容易性



連携タイプ①樹木・施設等の寄付や、連携タイプ⑦維持管理に係る労働力の提供は、制度的な課題が少なく比較的実現しやすい連携のあり方である。実現に際しては、企業の名称をどのように表示するかという点が課題となる。

連携タイプ②施設整備費用の提供や、⑥維持管理費用の提供については、企業の名称表示に係る課題とともに、資金の受け入れ先をどのように確保するかが課題となる。

連携タイプ⑨市民参画と企業によるバックアップーその2（資金・物品・労働力の提供）

については、資金の受け入れ先や企業の名称表示に係る課題に加え、企業にどのようなインセンティブを与えるかが課題となる。また、優先使用など、都市公園法・条例における課題も生じる。

連携タイプ③、④、⑤公園施設整備のための共同プロジェクトの実施や、連携タイプ⑧市民参画と企業によるバックアップーその1（企業による市民参加型の公園管理イベント企画）については、上記の課題に加え、企業の選定における透明性の確保や企業の営利行為をどこまで許容するかといった企業との関わり方が課題となることに加えて、施設の占用や使用の許可基準など都市公園法・条例等の法令との整合など、多くの課題がある。しかし、これらの課題をクリアできれば、企業との連携によりこれまでの公園ではできなかった新しいサービスを利用者に提供することが可能になり、公園の魅力の増進も期待できる。

#### ■連携イメージにおける企業連携の課題

- ・企業の名称をどのように表示するか
- ・資金の受け入れ先をどのように確保するか
- ・企業にどのようなメリットを持たせるか
- ・企業の選定における透明性の確保
- ・企業の営利行為をどこまで許容するか
- ・施設の占用や使用の許可基準など都市公園法・条例等の法令との整合

これらの課題について、今回の調査では屋

#### ■屋外広告に係る各市の条例

仙台市	<p><b>都市公園は禁止地域に指定されているが、適用除外あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「都市公園法第二条第一項に規定する都市公園の区域」は禁止地域に指定されている。 (仙台市屋外広告物条例第四条十一)</li> <li>●遊具・公園施設等の寄贈者名の表示は、「公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの」として適用除外となる (仙台市屋外広告物条例第十二条四)。</li> </ul> <p>→適用除外の基準として、固定広告物については広告物等の大きさ、表示または設置方法等について、壁面広告物、屋上広告物、地上広告物ごとに、それぞれ許可基準</p>
-----	--

外広告物の許容範囲の検討、収益の受け皿の検討と共に、企業のメリットを把握する上で企業ニーズの把握等の検討を行い、最終的に連携方策を再整理するものとした。

## (2)屋外広告物の許容範囲の検討

### ①屋外広告物条例等の実態

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」を指す。

屋外広告物は、良好な景観の形成又は風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的に「屋外広告物法」で規制の基準等が定められており、地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観行政団体である政令市及び中核市以外の市町村）が屋外広告物法に基づく条例、規則等を定めて規制を独自に行っている。

企業との連携において、企業による施設整備や維持管理への協力の見返りとしてネームプレート等に企業名称を表示する、企業との共催イベント等において企業名の入った看板等を設置するといった屋外広告物の扱いをどのように考えるかが課題となる。

そこで、各自治体の条例等による屋外広告の許容範囲について、全国 10 政令指定都市にアンケートを送り、仙台市、東京都、千葉市、川崎市、堺市より回答を得た。

	<p>が定められている（仙台市屋外広告物条例施工規則 第九条）。</p> <p>→適用除外の基準として、「一 都市公園内に設置される遊戯施設、二 ベンチ、三 くず入れ又は吸い殻入れ、四 噴水、五 花壇、六 街路灯柱、七 前各号に定めるもののほか、市長が指定する施設又は物件」との規定あり（仙台市屋外広告物条例施工規則 第十条）。</p> <p>→条例では遊具等への寄贈者名の表示は適用除外となっているが、実際の運用する上では企業の広告にならないよう、厳しく審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント時の広告は、「講演会、展覧会、音楽会等のための会場の敷地内に表示・設置する広告物等」として適用除外となる（仙台市屋外広告物条例第十一條2項4）。</li> </ul> <p>→ユアテックスタジアム仙台（株ユアテックがによる命名権購入）、クリネックス・スタジアム宮城（宮城野原総合公園内、楽天野球団が管理許可で管理運営）では、常設の広告は設置せず試合・イベントごとに広告を設置</p>
東京都	<p><b>都市公園は禁止区域に指定されているが、適用除外あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国又は公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地及び橋台敷地」は禁止区域に指定されている。（東京都屋外広告物条例第六條740項）</li> <li>● 遊具・公園施設等の寄贈者名の表示は、「公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物」として、「禁止区域もしくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等」の扱いとなる（東京都屋外広告物条例第十三條4項）。</li> </ul> <p>→適用除外の基準として「表示面積の合計が、○・五平方メートル以下で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の二十分の一以下であること」との規定あり（東京都屋外広告物条例施工規則第十二條3項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント時の広告は、「講演会、展覧会、音楽会等のために表示する広告物」として、「禁止区域又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等」の扱いとなる（東京都屋外広告物条例第十四條1項）。</li> </ul> <p>→適用除外の基準として、「次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする」とある（東京都屋外広告物条例施工規則第十三條1項）。</p> <p>イ 別記第十号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。</p> <p>ロ 会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む)内に表示し、又は設置するものであること。</p> <p>ハ 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く)を表示するものであること。</p> <p>ニ 各広告物等の表示面積が十平方メートル以下であり、かつ、その間隔が三十メートル以上であること。</p> <p>ホ 広告物等の上端までの高さが地上五メートル以下であること。</p> <p>ヘ 色彩が四色以内であること。</p> <p>ト 表示期間が当該催物が開催される日の前日から終了する日までであること</p>
千葉市	<p><b>都市公園は禁止地域に指定されていない（千葉市屋外広告物条例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野球場・サッカー場の看板は屋外広告物という扱いではなく、看板自体を管財課が管理する行政財産としており、企業に行政財産使用許可を与えていた（フクダ電子アリーナ（千葉市蘇我球技場）はフクダ電子㈱による命名権購入）。</li> </ul>
川崎市	<p>都市公園は禁止地域に指定されているが、適用除外あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「都市公園法第二条第一項に規定する都市公園の区域」は禁止地域に指定されている。（川崎市屋外広告物条例第4条1項(6)）</li> <li>● 遊具・公園施設等の寄贈者名の表示は、「公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件」として適用除外となる。（川崎市屋外広告物条例第7条1項(6)）</li> </ul> <p>→「(1) 寄贈者の氏名、名称又は商標を表示するものであること、(2) 表示面積は、0.5 平方メートル以内とし、原則として1箇所とすること」との規則あり（川崎市屋外広告物条例施工規則 第10 条3 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント時の広告は、「講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの」として</li> </ul>

	適用除外となる。(川崎市屋外広告物条例第7条2項(3)) →「(1)講演会、展覧会、音楽会等の名称、開催期間、催物の内容、主催者名その他該 催物の案内に必要な表示とすること、(2)表示期間は、開催される日の前日から終了ま での期間とすること」との規則あり(川崎市屋外広告物条例施工規則 第10条5項)。
堺市	<u>都市公園は禁止地域に指定されていない(堺市屋外広告物条例)</u>

## ②屋外広告物に関する課題

アンケート結果より、都市公園を禁止地域に指定している自治体と指定していない自治体があるが、指定している場合でもイベントのための看板やポスターなどの仮設のものについては許容範囲内となっている。

また、常設のものについても、寄付者等の名称表示については、施行規則等でサイズや設置箇所等について規制を設けた上で、許容している。このため、企業のPRを主目的としないCSR連携などにおいて表示することは特に問題はないと考えられる。

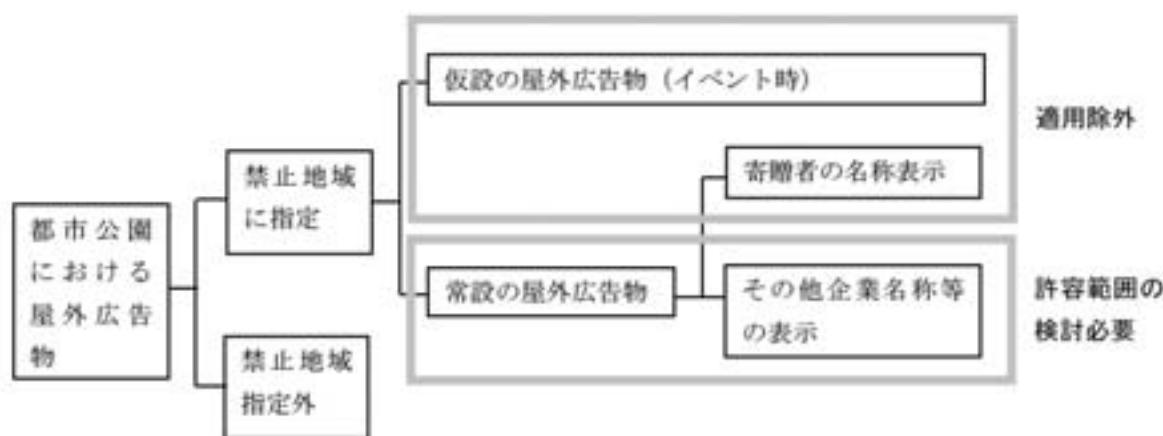
一方、運動施設のネーミングライツ等にお

### ■都市公園における屋外広告物の課題

ける広告表示については、広告としての扱いをどこまで許容できるか、グレーゾーンの部分が多く、各自治体によっても解釈が異なる状況である。

都市公園の公共性を保ちながら企業との連携による公園施設の整備や維持管理を推進していくためには、都市公園における屋外広告物の許容範囲について、方針を明示することが必要であるため、今後、さらに事例等を調査し、都市公園における屋外広告物として扱われる許容範囲を検討するものとした。

以上の検討結果を下図に示す。



## (3)収益の受け皿の検討

### ①収益の受け皿としての実態

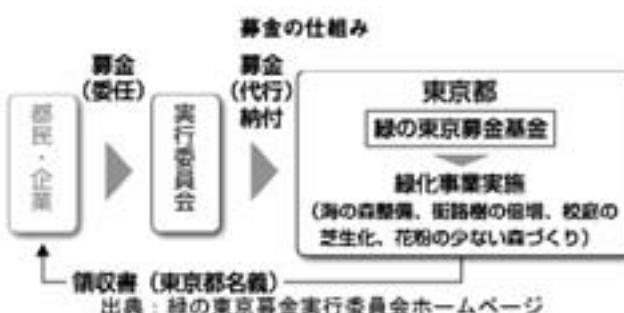
連携の課題となっている寄付金やイベント等による収益の受け入れ先として、都市緑化基金等が考えられる。地方における都市緑化基金は、条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェア

や緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うものであり、平成18年3月31日現在、全国で299件が設立されている。

収益の受け入先となる基金等の有無とその内容について、政令指定都市10政令指定都市にアンケートを送り、仙台市、東京都、千葉市、川崎市、堺市より回答を得た。

### ■各市の基金

仙台市	<b>「百年の杜づくり推進基金」</b>
	<p>21世紀に杜の都の再生をめざす百年の杜づくり推進のため、緑に関する2つの基金「杜の都緑化基金」(昭和61年設置)と「仙台市緑地保全基金」(昭和60年設置)を統合し平成10年4月に条例(仙台市百年の杜づくり推進基金条例)により設置。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基金の規模 9,414,196千円(平成18年度末現在)</li> <li>○基金の収益による事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>①保存緑地の買取り 買い取りの申し出のあった保存緑地の買取り</li> <li>②民有地緑化事業 生垣づくり助成、緑化木植栽助成、記念樹交付、花壇づくり助成、花いっぱいまちづくり助成、保存樹木等管理費助成、建築物緑化助成、公園空地緑化施設整備助成、街かど緑化助成</li> </ul> </li> </ul>
千葉市	<b>「緑と水辺の基金」</b> <p>緑と水辺を生かした快適な都市環境を創造するため、昭和59年3月に緑と水辺の基金条例により設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金の規模</li> <li>○基金の収益による事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>①公園整備事業の推進及び公園施設の管理運営に必要な経費</li> <li>②緑と水辺の環境を整備し、保全する事業に必要な経費</li> <li>③緑化思想の啓蒙及び普及に必要な経費 (湾岸部分の埋め立ての余剰金で設置した基金であり使用目的が限定されているため、一部の公園(稲毛海浜公園)を除き、通常の公園の維持管理や修繕に使うことはない。)</li> </ul> </li> </ul>
東京都	<b>「緑の東京募金」</b> <p>東京を緑あふれる都市にするために、今年度から東京都内に設置。山の手線の駅や上野公園などで募金活動を行うなど、積極的なPR・募金活動を展開中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金の規模 目標額は3年間(平成22年度まで)で8億円</li> <li>○基金の収益による事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>①海の森の整備(海上公園の緑化事業)</li> <li>②街路樹の倍増</li> <li>③校庭の芝生化</li> <li>④花粉の少ない森づくり</li> </ul> </li> </ul>



東京都	<p><b>「東京都都市緑化基金」</b> 東京に緑を増やすため、昭和60年7月に財團法人東京都公園協会内に設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金の規模 基金積立額 25億3404万円（平成19年3月末現在）</li> <li>○基金の収益による事業       <ul style="list-style-type: none"> <li>①街かど緑化支援事業 地域において緑化効果が高い民間施設の緑化事業（接道緑化、屋上緑化、壁面緑化など）の助成</li> <li>②特定プロジェクト緑化事業 住みよい街づくりやヒートアイランド対策に優れた緑化事業への助成</li> <li>③花壇・庭づくり活動支援事業 ボランティア団体等による公共的な場所での花壇や庭づくり、小中学校での総合的な学習時間における緑化活動の助成</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="515 729 1198 1190" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>東京都 都市緑化基金のしくみ</b></p> <p>東京都の出資金と企業・団体や個人の皆様からの寄附・募金を基金として積み立て、その運用利子を事業に充てています。</p>   <p>基金を運用することで、毎年、利子が生まれ出されます。 その利子で、都内の緑が少しでも増えよう、様々な事業に取り組みます。</p> </div> <p style="text-align: center;">出典：(財)東京都公園協会ホームページ</p> <p><b>「都立公園サポーター基金」</b> 都内の緑と憩いの場である都立公園を、一層の魅力アップと活性化を促進するために、平成16年11月に財團法人東京都公園協会内に設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金の収益による事業 公園・庭園の文化財や施設の復元・充実、イベント実施など都立公園の魅了アップ事業に使用。 (特定事業 舎人公園桜の森づくり事業、小石川後楽園魅力アップ事業、日比谷ガーデニングショー2007年、葛西臨海公園水仙の名所作り事業、大戸緑地プレ・パーク事業、上野公園桜保全普及事業、ドッグラン魅力アップ事業、小金井公園ハンモックの森事業 等)</li> </ul> <div data-bbox="833 1358 1388 1852" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>基金のしくみ</b></p>  <p>都立公園・施設などに寄付金 が積み重なっています。みなさま からの寄付をお待ちしております。</p> <p>個人は5,000円以上、団体・ 法人の場合は50,000円以上の ご寄附を頂いた場合、ホール ページへお名前を掲載させて いただきます。</p> <p>集められた基金・寄附金 は、都立公園の魅力アップ事業に 充てられます。</p> <p style="text-align: center;">都立公園の魅力アップと活性化を図ることを目的として、 公園・庭園の文化財や施設の復元・充実、イベント実施など 都立公園の魅力アップ事業に使用します。</p> </div>
-----	--

## 川崎市

## 「川崎市緑化基金」

民有地等の緑化を積極的に進めることを目的として、川崎市基金条例により昭和60年4月に設置された基金。市の積立金と市民や団体からの募金・寄附金で構成されるほか、マンション開発等に伴う提供公園の代替措置として、事業者よりいただいた緑化基金協力金も含まれる。都市緑化の推進を目的に(財)川崎市公園緑地協会が実施する緑化事業の一部補助に充てるほか、市役所前のイチョウ並木はじめ市内の幹線道路沿いの緑化などにも活用している。

○基金の規模 37億2,695万円

○基金の収益による事業

①緑地保全事業

特別緑地保全地区・緑の保全地域、緑地保全協定、保存樹木、保存樹林、保存生垣

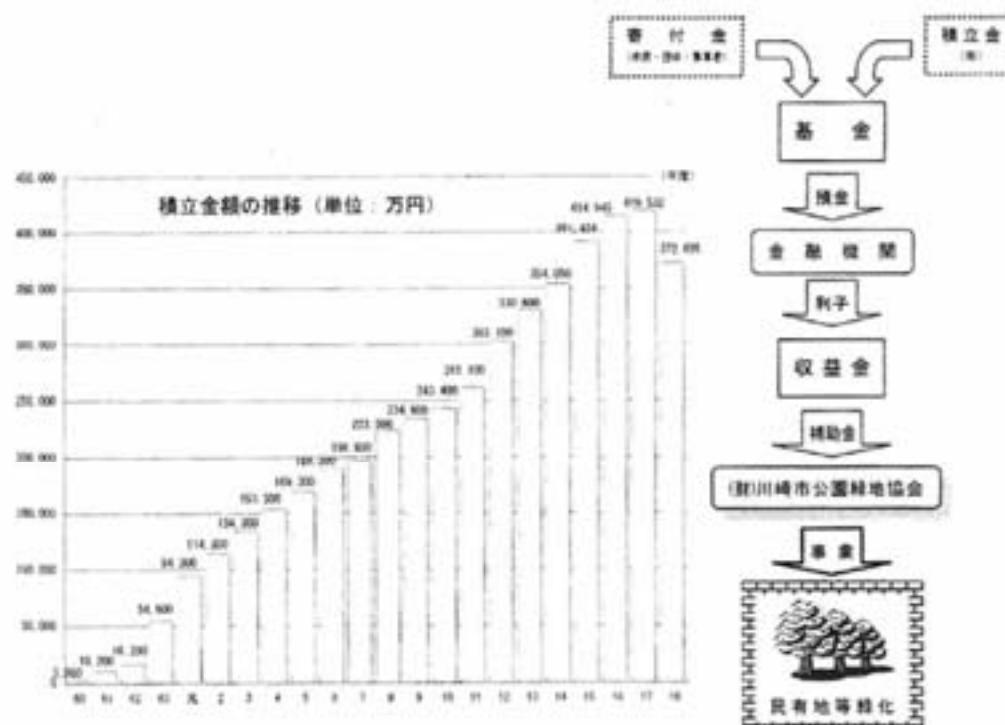
②緑化推進事業

緑の活動団体、みどりの事業所、生垣づくり、屋上・壁面緑化、駐車場緑化、まちの樹診断及び治療

③普及啓発事業

思い出記念樹の配布、公園とみどりのポスター・標語コンクール、緑化普及パンフレット・花の種の配布、花と緑の市民フェア等協賛事業

## 緑化基金のしくみ



堺市	<p><b>「堺市都市緑化基金」</b> 地域で取組む緑化活動支援等に活用するため、堺市都市緑化基金条例をもとに昭和 58 年 3 月に設置。</p> <p>○基金の収益による事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域で取組む緑化活動支援 花と緑のわがまちづくりモデル事業・緑地協定など</li> <li>②花のボランティア活動 市民主体の花と緑のまちづくりを進める活動</li> <li>③花と緑のまちづくりリーダー養成講座</li> <li>④古樹名木の保存</li> </ul>
	<p><b>「堺市公共施設等特別整備基金」</b> 本市の公共公益施設の整備事業等の資金に充てるため、堺市公共施設等特別整備基金条例をもとに昭和 54 年 3 月に設置。</p> <p>○基金の収益による事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共公益施設の整備事業等に係る経費 (大和川の桜堤づくりに「公共施設特別整備基金」が活用。公園施設の整備のほか、寄付者の名前を記したネームプレートを桜の木に掲示。)</li> <li>②公共公益施設整備事業等の借入金に係る償還金。</li> <li>③宅地開発に関する本市との事前協議に基づく収入金に係る還付金</li> </ul>

## ②収益の受け皿としての基金の課題

アンケートによれば、多くの自治体が緑化基金等で有しているものの、用途としては民有地の緑地保全や緑化事業などが多く、都市公園の整備や維持管理に活用できない基金がほとんどである。

しかし、既存の基金を収益の受け皿として活用できるように、条例を改正して運用の方法・範囲を変えることは可能であると考えられる。

また、企業や市民側から見て基金がどのような使われ方をしているかが見えにくいことが考えられるため、行政側でも広報やホームページ、自治体の行事・催事などを活用した基金集めのための努力が必要といえる。

今後、受け皿としての基金の活用方法と共に、東京都の事例に見られるよう効果的な運用を行う上で外郭団体の活用方法についても、事例調査を追加し検討を加えるものとした。

## (4)企業ニーズの把握

公園の整備・維持管理・運営への企業参画に関する企業のニーズを把握するため、大阪市の協力のもと大阪市鶴見緑地をケーススタディとして、大阪市に本店を有する企業を対象に、公園を活動の場とした社会貢献活動についての考えを伺うアンケートを実施した。

### ①アンケートの概要

#### ○目的

企業を対象に、公園を活動の場とした社会貢献活動についての考えを伺うアンケート調査を実施し、公園の整備・維持管理・運営への企業参画の可能性を検討する。

#### ○配布対象

大阪に本店をおく企業 52 社（うち 1 社はヒアリングを実施）

（\*選定方法：東洋経済新報社出版『CSR企業総覧 2008』より、大阪に本店を置き、

CSR 部署あるいは社会貢献担当部署があり、何らかの社会貢献活動を行っている旨の記述のある企業を抽出）

## ○配布・回収数

5.2 社配布、うち1.3社回収（回収率2.5%）

(平成20年2月8日(金)発送、平成20年2月18日(月)回収)

## ■アンケート質問票

## 質問1 都市緑化や環境問題に関するCSR活動について

地球温暖化をはじめとした環境問題が国際的な社会問題となっていますが、都市環境の改善策としての都市緑化に係る書社の社会貢献活動についてお伺いします。

具体的には公共施設や公共空間における花や緑に係る活動（樹木の寄せ、森づくり管理、花飾りや花壇づくり、花や緑の管理など）を規定します。

1-1 現在、貴社ではこうした活動を行なっていらっしゃいますか。また、このような活動に興味がありますか（〇はひとつ）。

#### (1) 行なっている場合

具体的な場所( )活動内容( )

## (2) 活動に関する興味について

- ① とても興味・関心を持っている    ② やや興味・関心を持っている  
③ どちらともいえない                ④ あまり興味・関心を持っていない  
⑤ まったく興味・関心をもっていない

1-2 既に活動を行っている場合、もしくは興味がある場合、このような活動が貴社にとって取組む動機となる理由はどのようなことですか（□はいくつでも）。

- ① 企業認知・イメージの向上
  - ② CO<sub>2</sub>削減対策等への貢献
  - ③ 市民や地域社会との連携への貢献
  - ④ 社員のモチベーション向上
  - ⑤ メセナ活動のイメージ向上
  - ⑥ その他（

1-3 都市公園などの公共的施設内で社会貢献活動を行うことについて、どのようにお考えですか。①～④までの各項目について、それぞれに該当する答えに〇をつけてください。

(1) 不特定多数の市民が集まる場として企業のイメージアップ効果等がある  
・思う      ·思わない      ·分からない

(2) 公共施策と連携している点で社会貢献活動としての効果が高い  
・思う   ・思わない   ・分からない

(3) 公共が設置しているため活動することに安心感、安定感がある  
：思う   ：思わない   ：分からない

(4) 活動に制約条件がありそうで自由が利かない  
・思う　・思わない　・分からぬ

1-4 都市公園などの公共的施設内で社会貢献活動を行なうことについて課題、条件、要望等ございましたらお聞かせ下さい。

\*\*\*\*\* \* 車両につづきます。 \*\*\*\*\*

## 質問2 魅力的な公園づくりへの参画について

1990年に開催されました国際花と緑の博覧会の会場となった鶴見緑地は、広域な集客力をもち、国際的にも認知されています。鶴見緑地のように、規模が大きく集客性の高い都市公園の維持管理やリニューアルにおける企業参画の可能性について以下の質問にお答え下さい。

2-1 広域からの誘客が見込める鶴見緑地内で、花や緑に係る社会貢献活動に参画、支援を行なうことについて、どのようにお考えですか（○はひとつ）。またその理由があればお聞かせください。

- |            |                   |             |
|------------|-------------------|-------------|
| ① 非常に関心がある | ② やや関心がある         | ③ どちらともいえない |
| ④ あまり関心はない | ⑤ まったく関心がないし効果がない |             |

理由：（ ）

2-2 仮に貴社が都市公園を活動の場とした社会貢献活動に参画されるとしたら、どのような活動を検討しますか（○はいくつでも）。また、その活動に参画することは貴社にとってどのような意味や効果があるとお考えですか。下のa～gの中から該当する答えをお選びください（その他の場合は具体的にお書きください）。

参加してみたい活動	活動に参画する意味・効果（下記a～gより選択）	
① 樹木・施設等の物品の寄付	記号（ ）	その他（ ）
② 公園整備資金の寄附	記号（ ）	その他（ ）
③ 樹林地や花壇等の維持管理費用の提供	記号（ ）	その他（ ）
④ 樹林地や花壇等の維持管理にかかる労働力の提供	記号（ ）	その他（ ）
⑤ 利用者への新たなサービスの提供 (飲食、物販、イベントや体験プログラムの企画・実施等)	記号（ ）	その他（ ）
⑥ その他（ ）	記号（ ）	その他（ ）
⑦ 参画しない	理由（ ）	

a. 企業イメージの向上 b. メセナ活動 c. C S Rの促進 d. 社員のモチベーション向上  
e. 新たな事業分野や技術の開発 f. 売り上げ向上 g. その他（具体的にお書きください）

2-3 鶴見緑地内にある「国際庭園」は、博覧会に参加した各国の庭園が記念として残されたゾーンです。この「国際庭園」の維持管理やリニューアルに、企業の社会貢献活動として参画されることについて、どのようにお考えですか（○印はひとつ）。またその理由があればお聞かせください。

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| ① 非常に関心がある | ② やや関心がある   | ③ どちらともいえない |
| ④ あまり関心はない | ⑤ まったく関心がない |             |

理由：（ ）

2-4 鶴見緑地などの都市公園において、企業と行政が連携して活動を行っていくためには、どのような課題があるとお考えですか。具体的な条件・要望（期間、金額、裁量…等）等がありましたら、お聞かせ下さい。

\*\*\*\*\*ご協力ありがとうございました。\*\*\*\*\*

## ②アンケート調査結果まとめ

アンケートの結果を以下にまとめる。

### 1) 都市緑化や環境問題に関するCSR活動について

・興味・関心を持っている企業が多い。

- ①とても興味・関心を持っている…… (6票)
- ②やや興味・関心を持っている…… (4票)
- ③どちらともいえない…………… (2票)
- ④あまり興味・関心を持っていない… (1票)
- ⑤まったく興味・関心を持っていない (0票)

・既に行っている活動としては、事業所周辺での活動（植樹等の緑化、清掃活動、地域のイベント等への協賛）と、地球規模での環境貢献につながる活動（大規模な樹林地の森づくり活動）が多い。

・活動の動機として、「市民や地域社会との連携への貢献」が最も多く、「CO<sub>2</sub>削減対策等への貢献」、「企業認知・イメージの向上」、

「社員のモチベーション向上」が多かった。

- ①企業認知・イメージの向上……… (6票)
- ②CO<sub>2</sub>削減対策等への貢献……… (7票)
- ③市民や地域社会との連携への貢献 (11票)
- ④社員のモチベーション向上……… (4票)
- ⑤メセナ活動のイメージ向上……… (0票)
- ⑥その他 (0票)

・都市公園内等の公共的施設内での活動について、「イメージアップ効果がある」、「社会貢献活動としての効果が高い」、「活動することに安心感、安定感がある」と考える企業が多い反面、「制約条件がありそうで自由が利かない」と考える企業が多かった。

- (1)企業のイメージアップ効果等がある  
→思う(10票) 思わない(1票) 分からない(1票)
- (2)社会貢献活動としての効果が高い  
→思う(9票) 思わない(2票) 分からない(2票)
- (3)活動することに安心感、安定感がある  
→思う(11票) 思わない(0票) 分からない(2票)
- (4)制約条件がありそうで自由が利かない  
→思う(6票) 思わない(3票) 分からない(3票)

・公共施設内での社会貢献活動を行うことについて課題、条件、要望等として、社会貢献活動としての目的・内容の明確化（単に

行政の予算・人材不足を補うのではなく、企業の社会貢献活動として納得できる目的と内容が必要）、公園と企業の十分な意思疎通、企業の活動への行政側の柔軟な対応などが必要であるとの指摘があった。

### 2) 魅力的な公園づくりへの参画について

・鶴見緑地内での花や緑に係る社会貢献活動への参画、支援については、「やや関心がある」、「どちらともいえない」が多かった。

- ①非常に関心がある…………… (0票)
- ②やや関心がある…………… (5票)
- ③どちらともいえない…………… (5票)
- ④あまり関心はない…………… (2票)
- ⑤まったく関心がないし効果がない… (0票)

・都市公園を活動の場とした社会貢献活動に参加するとしたら、「樹林地や花壇等の維持管理にかかる労働力の提供」、「樹木・施設等の物品の寄付」、「利用者への新たなサービスの提供」をあげる企業が多かった。その理由としては、「CSRの促進」、「社員のモチベーション向上」が多かった。

- ①樹木・施設等の物品の寄付…………… (4票)  
→理由：企業イメージの向上(2票)、CSRの促進(1票)、社員のモチベーション向上(2票)、その他(職員の環境教育)
- ②公園整備資金の寄附…………… (2票)  
→理由：CSRの促進(2票)

- ③樹林地や花壇等の維持管理費用の提供… (1票)  
→理由：CSRの促進 (1票)
- ④樹林地や花壇等の維持管理にかかる労働力の提供… (6票)  
→理由：企業イメージの向上 (1票)、CSRの促進 (4票)、社員のモチベーション向上 (4票)、その他 (職員の環境教育)

- ⑤利用者への新たなサービスの提供… (4票)  
→理由：CSRの促進 (2票)、社員のモチベーション向上 (2票)、その他 (社会貢献)
- ⑥その他…………… (0票)
- ⑦参画しない…………… (1票)

・鶴見緑地「国際庭園」内での維持管理やリニューアルへの参画については、「どちらともいえない」企業が多かった。

- ①非常に関心がある…………… (0票)
- ②やや関心がある…………… (0票)
- ③どちらともいえない…………… (9票)

- ④あまり関心がない…………… (4票)  
 ⑤まったく関心がない…………… (0票)
- ・鶴見緑地などの都市公園において企業と行政が連携して活動を行っていくための条件・要望として、NPO等の団体との連携、行政との意思疎通の図りやすい仕組み(仲介者等の存在)、参加の頻度(年1回程度の参加)、自然環境などの魅力を有することなどがあげられた。

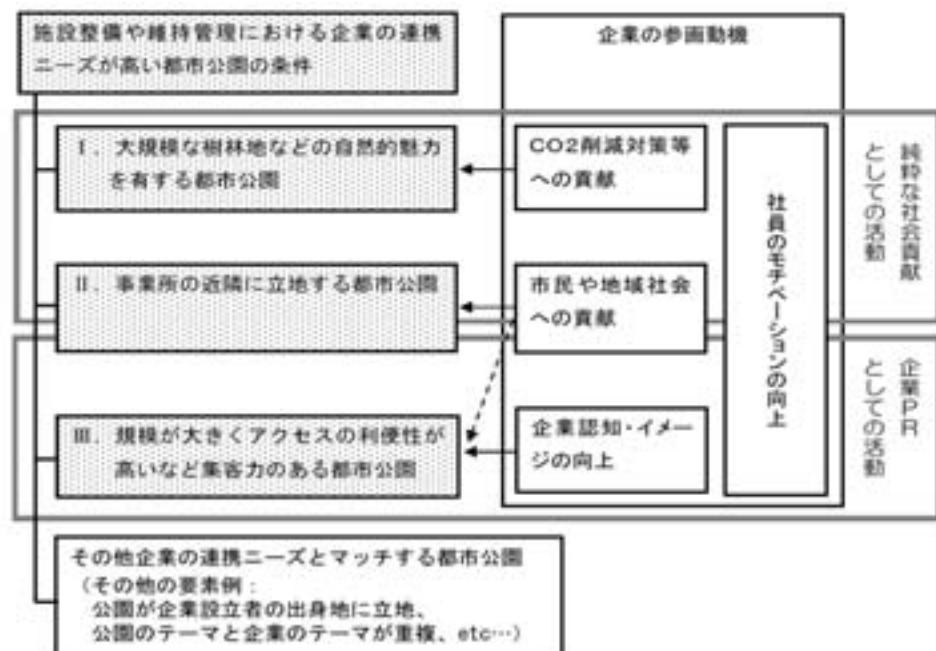
### (5) 企業CSRによる効果的な連携方策

#### ①企業連携ニーズが高い公園の条件整理

企業アンケート調査結果より、企業の社会貢献活動への参画動機は、CO<sub>2</sub>削減対策等への貢献、市民や地域社会への貢献、企業認知・イメージの向上、社員のモチベーション向上の四つが主となるが、これらは純粋な社会貢献としての活動と、社会へのPRとしての活動に分類される。

企業が純粋な社会貢献として行う活動は、大規模な樹林地の維持管理や事業所周辺地域の環境向上が中心となっており、都市公園で実施する理由付けが難しい。また、企業PRとしての活動に分類される。

#### ■連携ニーズの高い都市公園と企業の参画動機



としての活動の場合は、多くの人が集まる都市公園においては可能性があるものの、公共施設ゆえの制約条件も多いと企業側は考えている。

これらのことから、都市公園の施設整備や維持管理における企業CSRとの連携の可能性は、非常に限られていることが前提となる。この前提のもと、企業の連携ニーズが高い都市公園として、

- I. 大規模な樹林地などの自然的魅力を有する都市公園
- II. 企業の事業所等の近隣に立地する都市公園
- III. 規模が大きくアクセスの利便性が高いなど集客力のある公園

の三つの条件の都市公園があげられる。

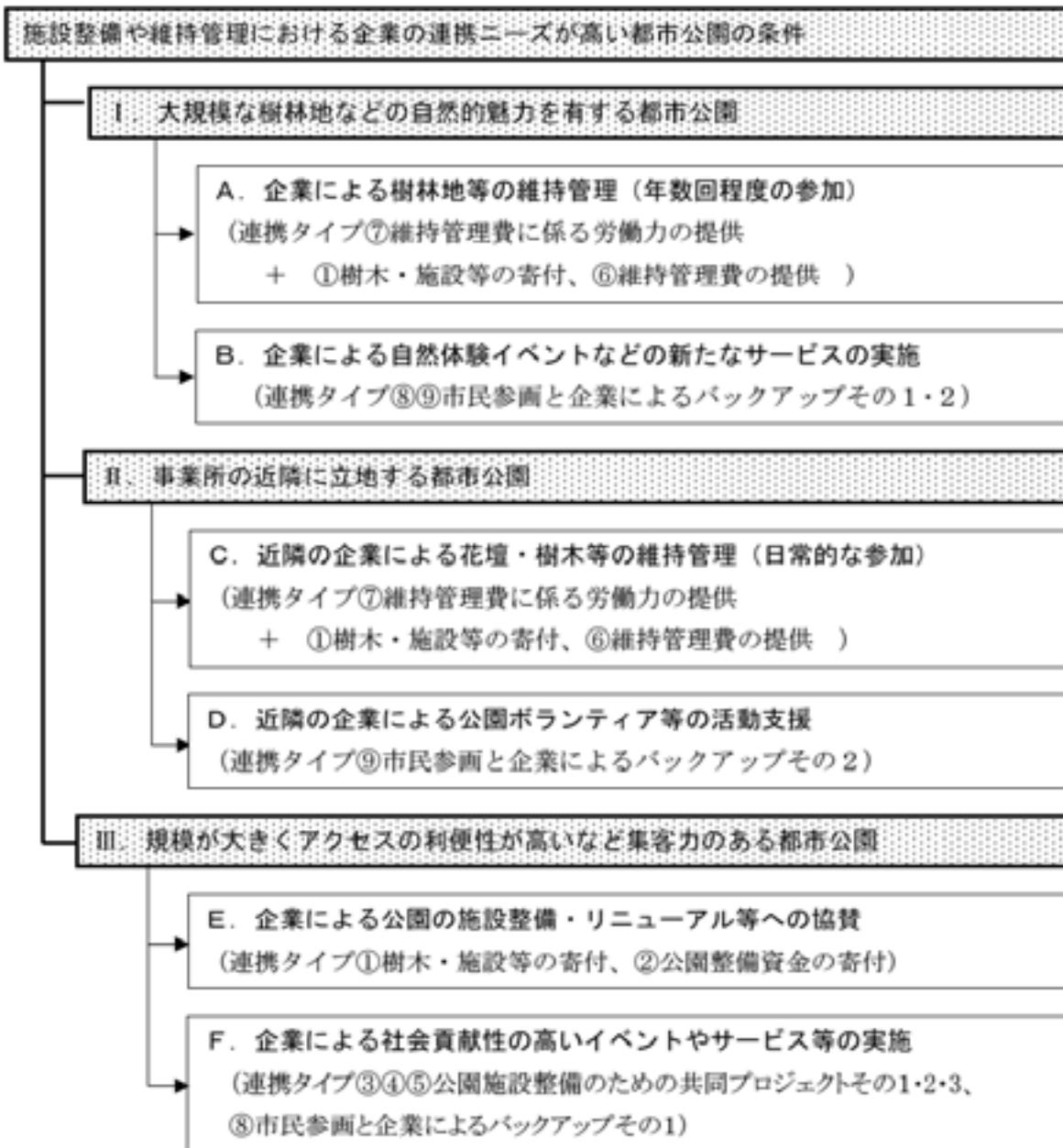
この他にも、独自のテーマや魅力のある公園、固有の施設等を有する公園など、様々な企業の連携ニーズとマッチする都市公園があると考えられるが、本検討では上記I～IIIの都市公園について、それぞれ連携内容を検討するものとした。

## ②連携内容の検討

考えられる企業の連携内容を以下に提案する。

前掲した I、II、IIIの都市公園において、

### ■条件別の都市公園における企業の連携内容



これらのうちA、C、Eについて、物品寄付のみ(連携タイプ①)の場合には、資金の受け入れ先や企業との関わり方に関する課題や、都市公園法・条例等による制約が少ないため、比較的実現しやすいと考えられる。また、B、

D、Fについては課題が多いものの、企業の社会貢献活動として意味のあるものであるならば、企業の参画が得やすいと考えられる。

上記A～Fの手法、メリット、課題、先進事例についてまとめた。

## I. 大規模な樹林地などの自然的魅力を有する都市公園

### A. 企業による樹林地等の維持管理

(連携タイプ⑦維持管理費に係る労働力の提供 + ①樹木・施設等の寄付、⑥維持管理費の提供 )

手 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の樹林地等をCSR活動の場として提供し、企業に維持管理活動等に参画していただく。</li> <li>企業の参加回数は年1～2回程度と想定され日常的な維持管理作業の軽減にはならないため、維持管理費用の一部提供や樹木や東屋・ベンチ等施設の寄付などに協力いただくことも検討する（企業の参画をPRするためのネームプレート等の設置などを条件として検討する）。</li> <li>企業は社員の環境教育やレクリエーションとしての参加動機もあるため、事前に十分に協議し、必要に応じてプログラムなどを提供することが望ましい。</li> </ul>
双方の メリッ ト	<p>【企業側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地を保全することで、自然環境を守る社会貢献につながる活動ができる。</li> <li>社員が維持管理作業に携わることで、社員のCSR教育、環境教育、レクリエーションにつながる。</li> </ul> <p>【公園側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理等にかかる労働力・費用が軽減できる。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の活動を維持管理費用の実質的な軽減に結びつけるための工夫 (年1回程度の参加では実質的な費用軽減には結びつかないため、物品の寄付や維持管理費用の提供などとセットで検討する必要あり)</li> </ul>
先 進 事 例	<p>●東京都「舎人公園桜の森づくり事業」</p> <p>財団法人東京都公園協会で実施している事業。舎人公園を対象に、個人・団体・企業等の多くの皆さんから寄付を募り、平成16年度から4年間で新たに700本の桜を植栽する「桜の名所づくり」を実施。平成19年度は、日暮里舎人線開通の春に植栽予定。寄附金は、平成16年11月に財団法人東京都公園協会内に設置した都立公園サポーター基金に集められ、各種事業に充てられる。</p> 

## B. 企業による自然体験イベント・維持管理イベントなどの実施

(連携タイプ⑧市民参画と企業によるバックアップその1(企業によるイベントの企画・実施)、  
連携タイプ⑨市民参画と企業によるバックアップその2(企業による資金・労働力の提供))

手 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の自然環境を生かした自然体験イベント、維持管理イベントなどを企業に実施していただく。</li> <li>企業が企画から運営まで実施する、企画・運営は公園が行い企業はインストラクターの派遣、資材の提供等について協力いただくなど、多様な参画形態があるが、企業・公園双方の意思疎通を図り、役割分担を明確にする必要がある。</li> </ul>
双方の メリッ ト	<p>【企業側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園内でイベントを実施することで、安全性・安定性・利便性等が確保できる。</li> </ul> <p>【公園側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベントを実施するための労働力・費用が軽減できる。</li> <li>公園単独では実施が難しいイベントを実施することで公園利用の促進や維持管理費の軽減につながる。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの内容・企業の選定理由の明確化</li> <li>円滑なイベント運営のための企業・公園の十分な協議と役割分担の明確化</li> </ul>
先 進 事 例	<p>●神戸市再度公園ほか「こうべ森の学校」(伊藤ハム(株))</p> <p>緑化 100 周年を迎えた六甲山系で、これからの中長期的な森林保全と育成をめざして神戸市が進める「六甲山これからの百年の森づくり」への市民参画を企業がバックアップ。伊藤ハム(株)は、市民・行政・企業が協働で森林保全育成活動を推進するプログラム「こうべ森の学校」の活動に対して、自然環境保護活動の一環として活動資金の提供や、社員ボランティアを派遣。また、参加者には毎回自社製品をプレゼントしている。</p> <p>●神戸市再度公園「こうべ森の小学校」(ハウス食品(株))</p> <p>「六甲のおいしい水」を育む緑豊かな六甲山系の自然を健全な姿のまま、次世代の子どもたちに受け渡すことを目標に、神戸市森林整備事務所が主催し、市内の親子が参加する「こうべ森の小学校」の活動に対して、ハウス食品(株)が経済的支援を行っている。</p> <p>*このほか、伊藤ハム(株)・ハウス食品(株)は「こうべ森の匠」活動も支援</p> <p>●大阪市鶴見緑地「親子自然教室」(大阪ガス(株))</p>

## II. 事業所の近隣に立地する都市公園

### C. 近隣の企業による花壇・樹木等の維持管理

(連携タイプ⑦維持管理費に係る労働力の提供 + ①樹木・施設等の寄付、⑥維持管理費の提供)

手 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の近隣に事業所を持つ企業に、花壇や樹林地の維持管理等に参画いただく。</li> <li>・日常的な維持管理作業を行っていただくとともに、花壇のデザインや維持管理の企画等にも参加いただく。</li> <li>・花壇の維持管理費用の一部提供や樹木や東屋・ベンチ等施設の寄付などに協力いただくことも検討する（企業の参画をPRするためのネームプレート等の設置などを条件として検討する）。</li> </ul>
双方の メリッ ト	<p>【企業側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の憩いの場である公園の維持管理に携わることで、地域社会への貢献につながる活動ができる。</li> <li>・社員が維持管理作業に携わることで、社員のCSR教育につながる。</li> </ul> <p>【公園側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理等にかかる労働力・費用が軽減できる。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の選定理由の明確化</li> <li>・企業・公園の十分な協議と役割分担の明確化</li> </ul>
先 進 事 例	<p>●大阪市「平野町街園」(御堂筋まちづくりネットワーク) (都市公園以外の公共施設)</p> <p>御堂筋に面して事業所を置く企業が、地域貢献を目標に7年前に結成した「御堂筋まちづくりネットワーク」(現在35社で構成)の活動の一環として行っている緑化活動。</p> <p>平野町街園は、御堂筋と平野町通が交わる平野町三丁目交差点に位置する4つの植込みの総称。</p> <p>国交省の認定を受け、大阪市との連携のもと市の登録ボランティアの指導を受けながら、御堂筋沿いの交差点の植栽帯の維持管理を企業が行っている。日々の水遣りなどの維持管理は四つの角にある企業(大阪ガス(株)、あいおい損害保険(株)、(株)新日鉄都市開発、山本不動産(株))が担当し、植え替え等はまちづくりネットワーク+大阪市+市のボランティアで実施。</p> 

**D. 近隣の企業による公園ボランティア等活動団体の活動支援**

(連携タイプ⑨市民参画と企業によるバックアップその2(公園ボランティアへの資金・労働力の提供など))

手 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の近隣に事業所を持つ企業に、花壇や樹林地の維持管理等に携わる公園ボランティアや自治会等の活動団体の活動を支援いただく。</li> <li>公園ボランティアへの活動資金や資材の提供、維持管理作業への参加などに協力いただく（企業の参画をPRするためのネームプレート等の設置などを条件として検討する）。</li> </ul>
双方の メリッ ト	<p>【企業側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域(公園)を拠点とした活動を支援することで、地域社会への貢献につながる活動ができる。</li> <li>社員が維持管理作業に携わることで、社員のCSR教育につながる。</li> </ul> <p>【公園側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持管理等に携わる活動が活性化することで、維持管理等にかかる労働力・費用が軽減できる。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の選定理由の明確化</li> <li>企業・公園・団体の十分な協議と役割分担の明確化</li> <li>寄付金等の受け皿の確保（既存の基金等の活用）</li> </ul>
先 進 事 例	

### III. 規模が大きくアクセスの利便性が高いなど集客力のある都市公園

#### E. 企業による公園の施設整備・リニューアル等への協賛

(連携タイプ①樹木・施設等の寄付、②公園整備資金の寄付)

手 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の施設整備に関して、ネームプレートによる名称表示などを条件として、企業に寄付や協賛をいただく。</li> <li>樹木や施設等の物品を寄付いただく参画形態と、協賛金等により公園整備資金を提供いただく参画形態がある（アンケートでは、資金提供よりも物品の寄付を選ぶ企業が多くかった）。</li> </ul>
双方の メリッ ト	<p>【企業側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人が集まる都市公園の中で、企業名称等のPRが可能になる。</li> </ul> <p>【公園側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設整備にかかる費用が軽減できる。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の選定理由の明確化</li> <li>企業の名称表示等（屋外広告物法の適用除外となるか）</li> <li>寄付・協賛の受け入れ先の確保（既存の基金等の活用）</li> </ul>
先 進 事 例	<p>●神戸市「スポンサー花壇」</p> <p>神戸市建設局公園砂防部の取り組みで、市内で人気の主要観光地や駅周辺のビューポイントに、企業・団体名の入ったプランターを設置。一つの花壇に一つの協賛企業を募集することで、花壇のデザイン等に対するスポンサー様の意向も取り入れやすく、イメージされたものに近い花壇を実現できる。花壇にはスポンサーの企業・団体名が入ったサインを設置。</p>  <p>●札幌市「大通り花壇」</p> <p>札幌市の大通公園において、企業からの花苗の提供というかたちで公園の花壇づくりへの企業参画が行われている。植え付け等の作業は公園ボランティアとの協働で実施。</p> <p>企業の参画は、1952（昭和27）年、市内の花卉園芸業者15社がボランティアで花壇造成を行われたことに端を発し、1954（昭和29）年にはそれをもとに札幌市花壇推進組合がつくられ、各社が腕をふるって美しい花壇づくりを競い合うコンクールが始まり、企業がスポンサーとなる円形花壇づくりも同時期にはじまり、官民の協力体制が整っていった。</p> 

## F. 企業による社会貢献性の高いイベントやサービス等の実施

(連携タイプ③④⑤公園施設整備のための共同プロジェクトその1・2・3、

⑧市民参画と企業によるバックアップその1(企業によるイベントの企画・実施))

手 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献性が高くかつ公園の施設整備や維持管理につながるイベントやサービス（地域活性化や社会福祉のためのイベントやサービス等）を企業主体で実施していただく。</li> <li>・企業が企画から運営まで実施する、企画・運営は公園が行い企業は協賛のみなど、多様な参画形態があるが、企業・公園双方の意思疎通を図り、役割分担を明確にする必要がある。</li> </ul>
双方の メリッ ト	<p>【企業側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人が集まる都市公園内でイベントを実施することで、安全性・快適性・利便性が確保できる。</li> </ul> <p>【公園側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等を実施するための労働力・費用が軽減できる。</li> <li>・公園単独では実施が難しいイベントを実施することで、公園利用の促進につながる。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の活動を、公園の施設整備や維持管理費用の実質的な軽減に結びつけるための工夫（イベント・サービスの実施だけでは、実質的な費用軽減には結びつかないことが想定される）</li> <li>・イベントの内容・企業の選定理由の明確化</li> <li>・イベント・サービスの運営についての企業・公園の十分な協議と役割分担の明確化</li> </ul>
先 進 事 例	<p>●名古屋市「東山動植物公園 ガーデンハウス」（積水ハウス）</p> <p>家庭緑化の推進を図る建物（ガーデンハウス）と見本園を設置し、屋上緑化、壁面緑化などのモデル展示を行うとともにイベントを実施している。</p> <p>●仙台市「青葉通ケヤキの移植」（民間2団体）</p> <p>地下鉄東西線工事に先行して、仙台市としては、青葉通のケヤキ7本を移植し、27本を伐採することとしたが、伐採予定のケヤキを自ら費用を工面して移植する団体を公募した結果、地元町内会、商店会、東北大大学で組織する団体から9本、仙台北ナショナルパナソニック会（家電小売店の親睦団体）などから1本について申し出があり、合計約20,000千円で東北大大学青葉山新キャンパスと仙台市の都市公園（海岸公園）に移植することになった。</p>

### 3. 調査のまとめと今後の検討

本検討では、都市公園の施設整備や維持管理における企業のCSRとの連携を念頭において、連携のアイデアを抽出するとともに、各市調書により実現しやすい連携方策／実現が難しい連携方策を整理し、実現するためにクリアすべき課題を明らかにした。これらの課題のうち、寄付金やイベント等による収益の受け入れ先について調査を行い、既存の基金等を活用することが可能である（ただし条例改正等必要）との結果を出した。また、企業の名称表示のあり方について、屋外広告物条例による屋外広告の許容範囲、掲示方法について調査を行い、適用除外等による許容範囲を明らかにした。さらに、企業へのアンケート調査を行い、企業と連携する上での前提条件や課題を明らかにするとともに、連携ニーズの高い都市公園の条件を明確にした。

これらの調査をもとに、都市公園における

企業との連携方策の検討として、企業連携が見込める公園の条件を整理し、連携内容を検討するとともに、課題の抽出を行った。この結果、企業連携における企業側のニーズと公園管理者（自治体）側のニーズとがマッチする部分はわずかであり、施設整備・維持管理費の縮減に対する著しい効果を得ることは難しいものの、民間の活力を活かした新しいサービスの提供などが市民の公園利用の増進につながり、長期的な視点で公園マネジメントにプラスの効果を与えることが期待できる。こうしたことから、今後はネーミングライツやCSRにおける企業連携のほかにも、様々な手法で新しい取り組みを検討していくこととする。その前提として、行政側が公園の公共性を守るために、各種法規制等における許容範囲等を明確にしていくことが求められることから、次年度以降は本省も交えてこれについて検討を行う必要がある。

## ■調査研究報告 6

### 国営滝野すずらん丘陵公園森林体験ゾーンにおける 市民参画型管理運営体制の検討



北海道分室研究員  
佐々木健一郎



調査研究部調査役  
篠崎豊

#### 1. 背景

国営滝野すずらん丘陵公園は、札幌市街地から南へ18km、車で40分ほどの札幌市南区滝野地区にあり、全国の国営公園の中で最北に位置する。整備は昭和53年からスタートし、58年7月「渓流ゾーン」の一部を開園して以来、冬季の「歩くスキーコース」、宿泊施設の「青少年山の家」、オートキャンプ場の「オートリゾート滝野」、カントリーガーデン、こどもの谷、森のすみか等が整備されてきた。現在までに計画総面積約400haのうち約49%の192.3haが開園し、近年では年間約60万人以上が来園している。

一方、未開園区域は「森林体験ゾーン(約99ha)」と「自然観察ゾーン(約104ha)」からなり、総じて森林に覆われた自然豊かな区域である。もともとは開拓の跡地であり、長年放置されてきたため二次林とカラマツ林ではあるが、自然度は高くなりつつある。このうち森林体験ゾーンは、テーマを「森に働きかける」と位置づけ、森の交流館・回廊、森見の塔、沢の教室、ネズミのみち、森のデッキなどの施設が整備中であり、2年後の平成21年度の開園を予定している。

#### 2. 目的・検討方法

森林体験ゾーンの管理運営は、計画当初から市民参画が検討されており、実際にこれまで管理運営に関わるボランティアの育成が試行的に行われてきた。具体的には、平成15年度に策定された実施基本計画に基づき、平成16~19年度の4年間をかけ、プログラムの整備、および活動を担う人材の発掘と養成を行い、その成果として、環境教育プログラムを来園者に提供する「インターパリター」や、レクリエーションを通じて森の手入れを行う「森づくりクラブ」が、滝野公園発のボランティア団体として様々な活動をはじめようとしている。また、既存の市民団体に対しても積極的な利用を促しており、札幌周辺の団体が、ゾーンの開園前にもかかわらず、森林を活用した取り組みを展開している。

本検討では、このような市民参画による管理運営の位置づけ、市民参画の意義や範囲、ボランティア組織の位置づけ、管理センターとの関係等を理論的に整理することで、あらためて滝野公園の市民参画型管理運営体制のあり方について検討を行った。



「インターパリター(案内ガイド)」



「インターパリター(案内ガイド)」



「森づくりクラブ(間伐作業)」

### 3. 検討内容

#### 「市民参画による管理運営の位置づけ」

##### ○市民参画型管理運営の促進は、

新たな公園利用による利用促進につながる。

滝野公園において、公園の管理運営に対する市民参画を推進する第一の意義は、新たな公園利用による利用促進につながることである。これまで、公園を利用しない層に対し、公園を利用してもらうことで、利用者数を増やすことを利用促進と捉えていたが、新たな公園利用の考え方として、すでに公園利用をしている人がより深く公園を好きになり、管理運営に参加するコアユーザーになってもらうことも利用促進であると捉え、といった意味で積極的に市民参画を推進していく必要もある。(図1)

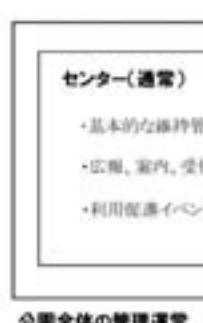
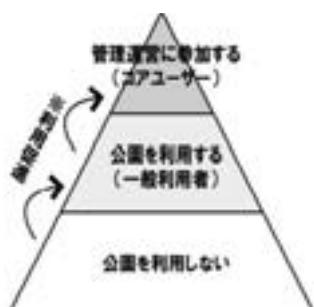
##### ○管理運営への適切な市民参画は、利用者へのサービス向上や維持管理の補助になる。

また、管理運営への適切な市民参画が実現すれば、それは公園にとって、利用者へのサー

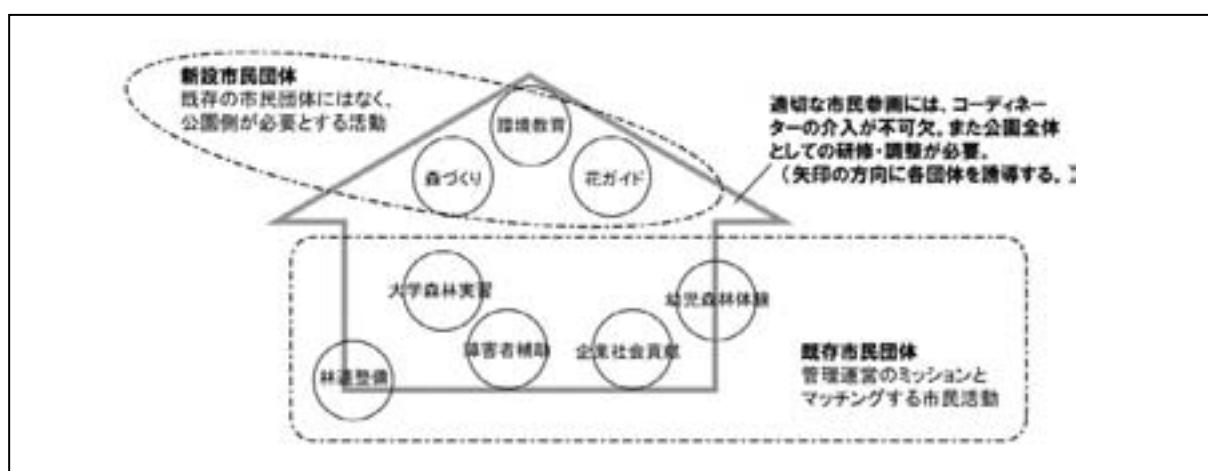
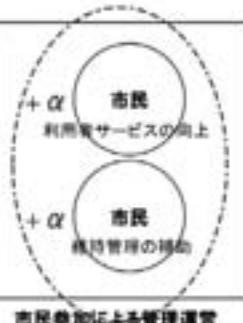
ビス向上や維持管理作業の補助になると考えられる。図2に整理したように、通常滝野公園においては、管理センターが基本的な維持管理作業や広報、来園者への案内・受付、利用促進のための季節イベント等を行うことで、公園の「維持管理」や「利用者へのサービス」を行っている。加えて、「青少年山の家」により、学校団体等へターゲットを絞ったサービスが行われている。市民参画による管理運営は、これら通常の管理運営以外に、プラスアルファのサービスになる可能性を秘めており、このことが市民参画のもう一つの意義であると言える。特行政側のサービスとして提供することが難しい分野(特定対象者に対する特定のサービスなど)については、市民参画により提供されることが望ましい。

○適切な市民参画を行うためには、コーディネーターの介入が不可欠であり、公園全体の管理運営のミッションが達成できるよう、方向づけを行う必要がある。

「図1:新たな公園利用の考え方」



「図2:市民参画の位置づけ・範囲」



「図3:市民団体と管理運営の方向性」

ただし、適切な市民参画が行われるには、公園全体の管理運営のミッションが達成できるよう、管理者側のコーディネーターが介入し、市民の取り組みについて方向づけを行う必要がある。図3にあるように、既存の市民団体に関しては、公園の方向性とマッチングする市民団体に参画してもらう必要がある。また既存団体にはない取り組みで、公園側が市民に実施して欲しいと考える活動に関しては、公園側が主導して新規に市民を募集・育成する必要がある。滝野公園においては、開園ゾーンで活動中のフローラガイドボランティア、森林体験ゾーンで活動をはじめたインタークリターや森づくりクラブがそれに当たる。さらに、新設の市民団体や既存の市民団体の活動が、ある一定の方向性を持つよう、公園全体としての継続的な研修や調整が必要となる。

#### 「滝野公園の市民参画型管理運営体制」

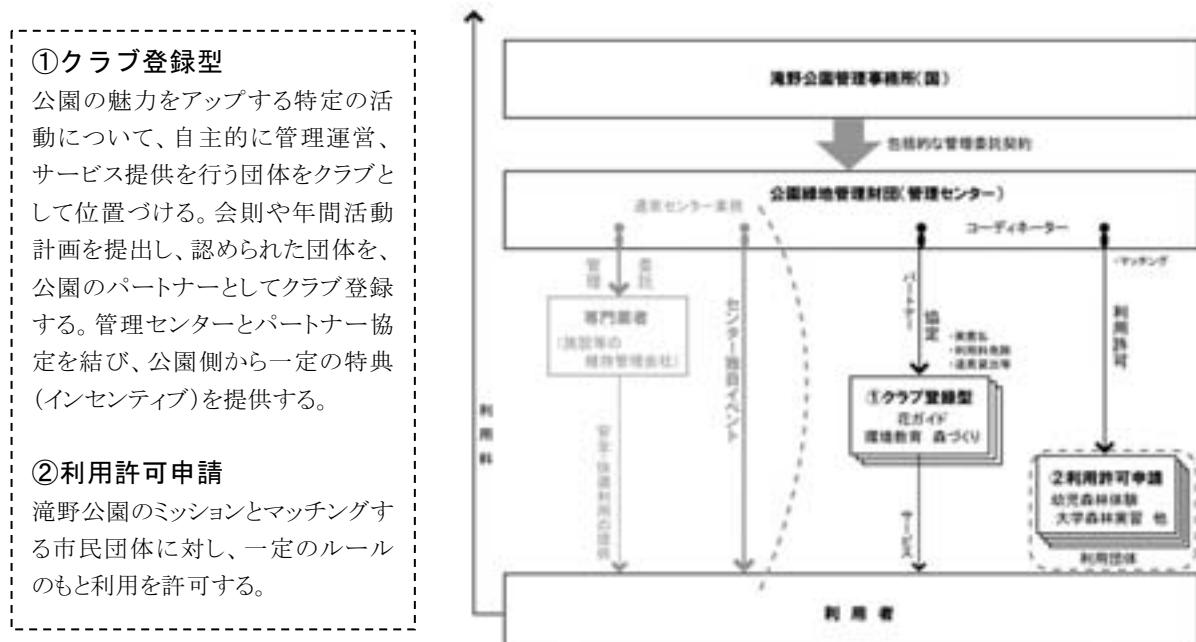
下図に、公園事務所、管理センターと市民団体、利用者等との関係性を整理した。また市民団体については、参画の内容・度合いや管理センターとの関係を踏まえ、2種類（「クラブ登録型」「利用許可申請」）のタイプに分類した。なお、検討の段階では、もう一種類の「委託契約型（NPO等）」も想定したが、公園側が継続的に育成して

いるボランティア組織を、完全に公園から独立させ、その組織に委託契約を行うことは、現状では難しいと判断し、タイプ分けから除くこととした。

今後の展開としては、公園にとって有用な人材や団体を、必要に応じて紹介・人材派遣・技術供与する「サポーター登録制度」や公園関係者で構成する「協議会」等において各活動の方向性等を調整し、団体の評価・選定を行う仕組みを検討する必要があると考える。協議会の役割は、当面管理センターが行うことになるが、将来的には学識者を含めた第3者機関が実施することが望ましい。

#### 4. 今後の課題・展開

市民参画型公園運営体制のあり方について理論的な整理を行ってきたが、実際に活動を行う上では、ボランティア作業に関する公園側の支援（インセンティブ）に関することや、市民団体やその作業の評価手法（基準）に関すること等の様々な課題がでてくると想定される。それらの個々の課題については、管理センターが調整役となり、公園の新たな利用を創出するという意義のもと、市民団体が参画しやすい方向で前向きな協議が行われ、1つずつ解決していくことを期待したい。



「図4:市民団体のタイプと管理センターとの関係」

## ■調査研究報告 7

### 国営沖縄記念公園における地域連携手法



第二調査研究室  
主任研究員  
加藤 数彦



研究員  
末永 広美



調査研究部長  
芦澤 拓実

#### I. はじめに

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（以下海洋博公園という）は沖縄本島北部の本部半島に位置し、昭和51年に開催された海洋博覧会の跡地を国営公園として整備された都市公園であり、沖縄振興において、北部振興拠点として位置づけられている。



図一1 本島北部地域と海洋博公園

開園から30年を超え、博覧会継承施設であった水族館はじめ、昭和55年おきなわ郷土村・おもろ植物園、昭和61年熱帯ドリームセンター、平成2年都市緑化植物園と順次施設整備を進めることで、常に沖縄本島北部地域の観光公園としての役割を果たしてきた。

博覧会継承施設として運営を行なってきた水族館を平成14年度に「沖縄美ら海水族館」

としてリニューアルオープンして以降、年間250万人を超える来館者があり、公園全体では平成19年度は300万人を超える入園者を記録している。

「沖縄美ら海水族館」の開館により沖縄観光に大きなインパクトを与え、沖縄振興における国営沖縄記念公園の役割の高さを改めて認識することになった。

一方、近年の北部地域の観光動向も変化しており、地域自然、地域文化などさまざまなツーリズムメニューを開発してきた。

しかし、公園がこのような地域観光の動向との連携性が十分に図れていない現状を踏まえ、今後より総合的かつ広範に展開する「地域連携」メニューを探る検討を行った。

#### II. 調査の方法

北部観光の現状を踏まえ地域連携の展開イメージとして「情報支援」、「経済支援」、「人材育成支援」、「公共交通支援」の4つの方針を提示し地域ニーズを把握、具体化に向けた課題を把握するためアンケート、ヒアリングを実施した。

#### III. 調査および検討の結果

##### 1. 沖縄観光と公園の利用動向

###### 1) 沖縄観光の現況

沖縄県の観光客数は、航空輸送量・路線の拡充、修学旅行の増加、沖縄人気の高まり、旅行商品の多様化などにより、平成17年度の入域観光客数は沖縄県の誘客目標を上回る

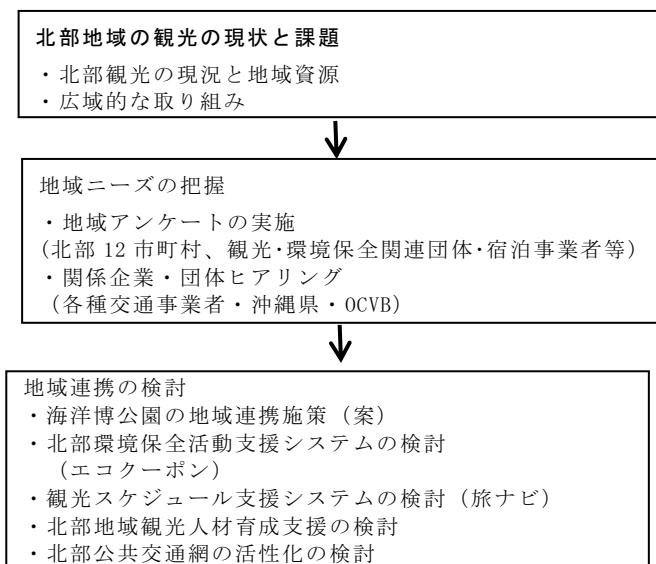


図-2 調査フロー

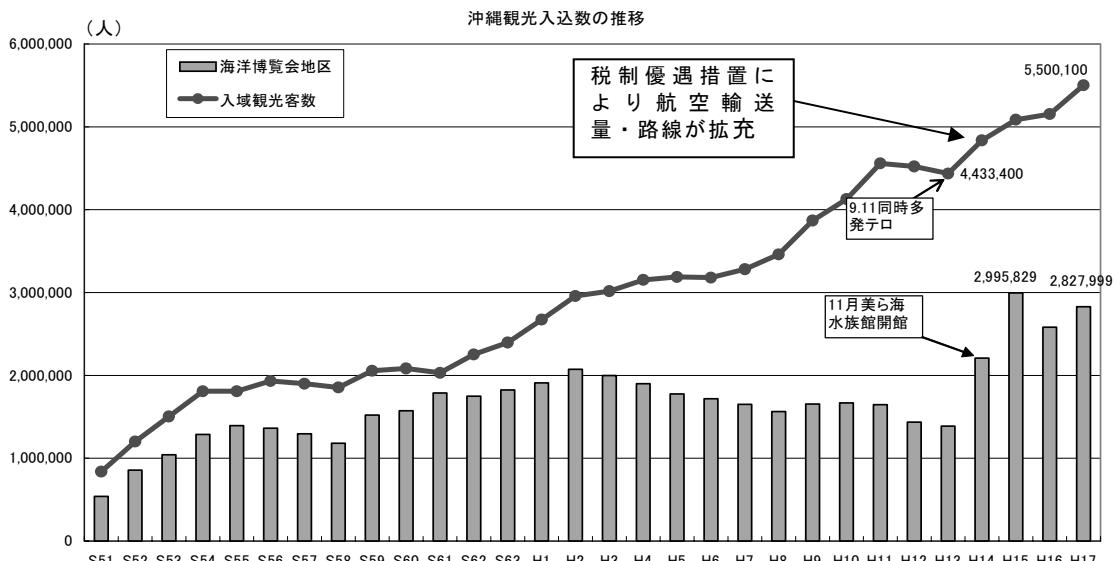


図-3 沖縄入域観光者数と海洋博公園入園者数の推移※1

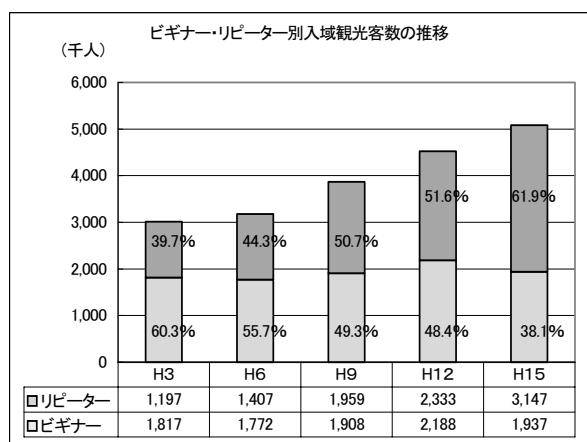


図-4 ビギナー・リピーター別入域観光客数の推移※1

550万人と過去最高を記録している(図-2)。

平成6年まではビギナーが半数以上であったが、平成9年以降リピーターが半数を超えて、平成17年の観光統計実態調査では入域者の7割近く(66%)がリピーターとなっている。

(図-3)

また、旅行形態は多様化する傾向にあり、団体や観光つきパック旅行は2割にとどまり、8割近くはフリープラン型パックや個人旅行といった自由な形態であり観光客自らが目的に応じたスケジュールを組める形態に変化しつつある(図-4)。

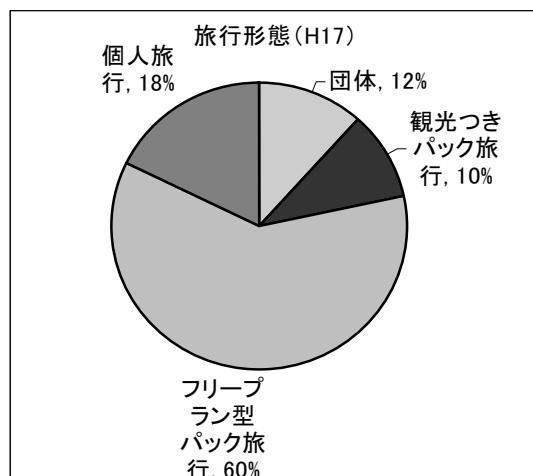


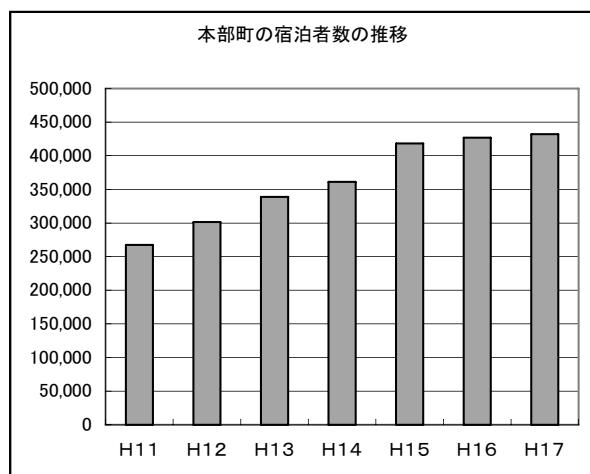
図-5 旅行形態別の入域観光客数の割合※1

## (2) 北部観光入域状況

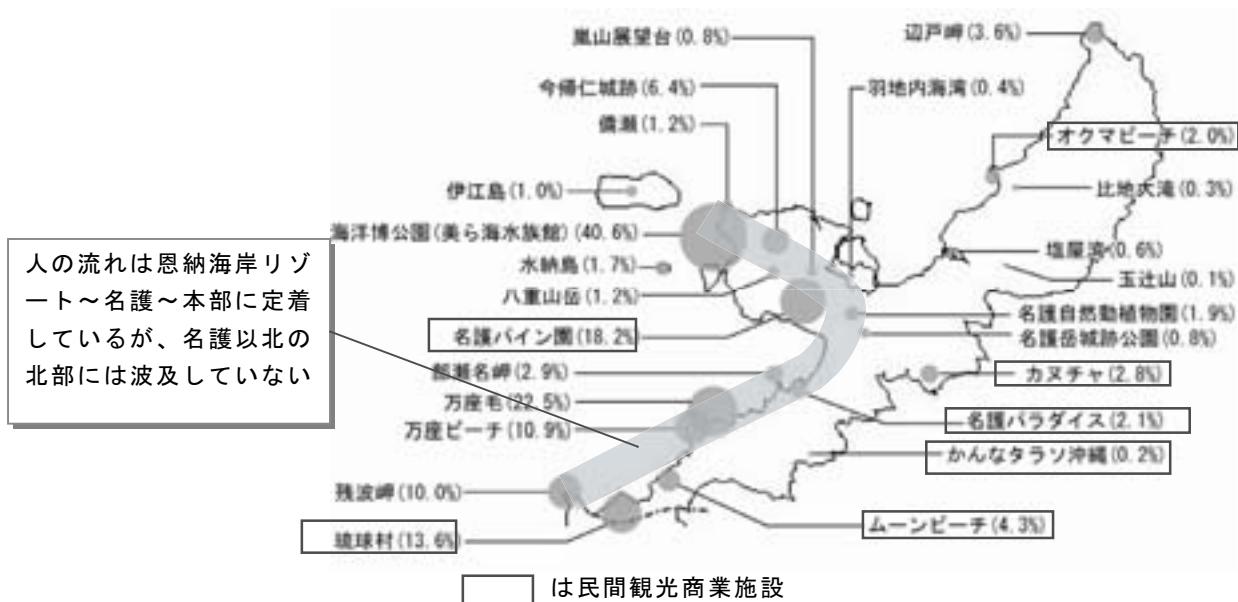
沖縄観光入域者のうち4～5割が北部に立ち寄っているが、行き先のほとんどは海洋博覧会地区（美ら海水族館）である。海洋博公園は、観光客を北部まで誘導するけん引役を果たしていることがわかる。

平成14年の美ら海水族館開館により、海洋博公園の入園者数は250万人～300万人と、水族館開館前の以前の1.7倍～2倍近く増加している。地元の本部町の宿泊者数は、5年前（平成12年）と比べ、1.5倍に増加している。

その一方で、平成17年度の海洋博公園来園者に対する北部立ち寄り先アンケートでは、本部半島～名護～恩納海岸リゾート沿いにとどまり、名護以北への立ち寄り者はほとんどみられず、北部観光拠点として海洋博公園に来た観光客を名護以北へ拡散させる機能を十分に果たしていない。



図－6 本部町の宿泊数の推移



図－7 本島北部地域の県外観光客の立ち寄り先<sup>\*1</sup>

## 2. 地域ヒアリング・アンケートの実施

### (1) 方法の概要

平成19年5月から7月にかけて、地域連携検討に関するヒアリング・アンケート調査を実施した。対象は北部12市町村、北部観光関係団体等のほか、環境保全関係、エコツアーレンジ、民宿・旅館等宿泊事業者、公園利用者、公共交通事業者などに、地域連携検討の4つの提案に関わるところを調査した。

また、関係自治体および観光団体には観光振興の現状や課題についても尋ねた。

なお、アンケートに関する地域説明会も開催し、5市町村、11団体の出席があった。

**表－1 アンケート・ヒアリング実施状況**

	配布数	回答数	回答率
北部12市町村	12	5	42%
北部観光関係団体	17	6	35%
北部関係の環境関係団体 環境保全活動団体	34	9	26%
民宿・旅館等	176	24	14%
バス・タクシー利用者 (観光客)	108	—	—
バスヒアリング	—	—	—
フェリーヒアリング 北部事業者	4	—	—
タクシーヒアリング 北部事業者	4	—	—

### (2) 地域連携展開イメージに対するアンケート

次の項目について、アンケートを行った。

- ①北部環境保全活動支援（エコクーポン）
- ②北部観光スケジュール支援（旅ナビ）
- ③人材育成支援
- ④北部公共交通ネットワーク

なお、①～③についてはアンケートに先立って、予め各項目の展開のイメージを与え、

意見を求めた。

### 1) 北部環境保全活動支援（エコクーポン）について

北部関係の環境関係団体、環境保全活動団体を対象に、アンケートを実施した。

＜展開イメージの提案＞

北部地域の“観光”から“環境活動”への誘引をねらい、自治体および環境保全活動を行っている団体等が行う活動を対象に、参加者へ美ら海水族館チケットを特典（エコクーポン）として活用することで、環境保全活動への参加の促進及び環境問題への意識の高まりを期待する。

#### ①環境保全活動の現状

環境保全活動は、自治体をはじめ環境関係NPO、エコツーリズム事業者など、さまざまな主体が実施していた。

活動内容は、ヤンバルクイナの調査、保護シェルター設置、オニヒトデの駆除から、赤土対策、ビーチ清掃、道路等の環境美化活動まで多様で範囲が広い。

活動への参加者は県民が主流。県内および県外の学校関係を対象にした海岸清掃活動などは、おもに修学旅行の団体を受け入れている事業者が実施していた。

また、アンケートの対象外であったが、学校が主催するケースもみられた。

#### ②展開イメージへの要望

- ・参加対象としては、県外観光客より県民、とくに小学生などを対象としてほしいという意見が目立った。

- ・エコクーポンを隨時提供可能な仕組みがほしい。

- ・各市町村の環境保全活動に取り組んでいる団体の交流会・情報交換の場がほしい。

### 2) 北部観光スケジュール支援（旅ナビ）について

北部12市町村、観光関係団体、民宿等に対しアンケートを実施した。

＜展開イメージ＞

既存の沖縄観光情報に欠けている北部の周遊・滞在型観光を促す観光情報を、1日約3万人がアクセスする美ら海水族館のホームページ（HP）に、北部観光情報のポータルサイトとしての機能を付加し、北部観光情報を提供する、サイトを構築し、情報発信力を高める。

美ら海水族館を基点とした、北部の自然、文化、歴史の観光資源のネットワークを形成することにより、美ら海水族館前後の北部観光をメニューから目的地を選択することができ、美ら海水族館からの距離や所要時間などもわかる。これによって旅行前に北部体験滞在型観光のスケジュールを組み立てることができる。

掲載される情報は、地元12市町村などの協力を得て、地域の観光拠点や自然、文化、歴史拠点、イベント情報などの基礎情報のほか、地域が検討しているモデル観光コースなど、地域に根ざした情報を提供する。

これらにより、バラバラだった北部地域の観光情報を統合し、インターネット上における広域観光ネットワークの形成することにより、離島を含めて北部トータルで紹介し、観光旅行者の周遊を促進する。

地域に根ざした情報を提供することにより、7割を超えるリピーターに対して新しい体験滞在型観光メニューの提示ができる。

利用者の評価が、質の高いサービス提供への意識改革を促進する。

## 2)-1 宿泊事業者の旅ナビについての意見（アンケート）

集客力や情報発信力のある大手リゾートホテル等を除いた、宿泊事業者（旅館、民宿、ペンション176件）にアンケートを実施した。

### ①回答の宿泊施設の規模、現況など

- 回答のあった民宿・旅館等の収容人員の平均は18～20人程度、稼働率は5割程度である。
- 回答のあった民宿・旅館等では、宿泊客の7割が美ら海水族館を利用している。

- 美ら海水族館開館後、宿泊客が増加、横ばいを合わせると60%を超えた。「減った」「その他」は20%と少なかった。

- 40%近くが長期滞在者向けに連泊割引などをを行っていた。

### ②展開イメージへの要望

- 公園が北部観光のHPをつくることについては、70%が「たいへん歓迎する」、25%が「歓迎する」としており、あわせて90%以上が歓迎している。

- 公園が作成するHPへの掲載意向は、「掲載したい」が7割である。

- 民宿・旅館等のインターネット環境については、独自HPを開設しているところが55%と半数以上にのぼる。また2割はHPで予約の受付も行っている。HPはないがメールのやりとりができるところは1割弱、全体で6割近くがインターネットを使っていた。

## 2)-1 市町村、観光関係団体における旅ナビについての意見（アンケート）

- 回答のあった市町村・観光関係団体では、観光地、観光施設、イベント、祭事、宿泊施設などに関する情報提供の可能性は高かった。

- また、市町村においては、関係課が集約して情報提供することについての協力も期待できそうである。

### 3) 人材育成支援について

人材育成支援について北部12市町村、観光関係団体に対しアンケートを実施した。

#### <展開イメージ>

- 北部地域における観光振興策の中心は、豊かな自然資源と農林漁業などを観光資源としたエコツーリズム（グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを含む）の推進である。観光ガイドにあたっても、エコツーリズムの視点が重要である。それは自然・文化・歴史の持続的な活用であり、自然の生態系に配慮したものでなくてはいけない。北部地域に対する人材育成支援として、自然との共生を前提とした北部地域観光ガイドン

スの基礎知識を提供していく。

また、こうした視点を取り入れた北部地域のための観光ガイドのテキストとなるような観光ガイドハンドブックを作成し、地域観光の担い手や、北部の観光拠点、宿泊施設等に配布する。

- もうひとつの柱として、「美ら海水族館」のブランドを活かして、ジュゴンやイルカ、鯨類、魚類、ウミガメ、サンゴ礁など、沖縄の海の生物や海洋環境に対する学びを促すきっかけとしていく知識認定制度を創設し、インターネットを活用したWEB検定等を導入し全国区での展開を図る。

海についての知識を深めることは、地球環境への気づきにもつながり、地元の人にとっても、地元の海について学んだり、知識を向上させたりするきっかけとしてもらう。

#### ① 展開イメージへの要望

- ガイドの資質向上や北部全体での目標行動の共有などにおいて、協議会などを開くことは重要であり、効果的という意見があった。
- ガイドをボランティアに頼ると、ガイドが少なくなるという危惧もみられた。
- 公園だけでなく、北部広域圏などを含めた議論が必要とする意見もあった。
- 講師の紹介、派遣、人材バンク等の登録者の紹介、会合・講習会への参加、などが挙げられた。
- 地域のガイドは地元に密着したガイドが行うのが望ましいとする意見もあった。

### 5) 北部公共交通ネットワークについて

#### ① 北部の公共交通の現状

- 北部への観光バスは1日1本。那覇バスターミナル発・西海岸・伊豆味フルーツ街道沿いの観光施設を経由して美ら海水族館までを往復している。
- 夏休み期間に限ると那覇空港から美ら海水族館までの周遊観光バスや空港リムジンバスが運行している。
- 本部半島方面のバス路線は、名護バスター

ミナルから本部半島線は（本部廻り、今帰仁廻り）の合計で41本、備瀬線が6本ある。そのうち11本が海洋博公園前を通っている。



図-8 本部半島路線バス経路

また本公園周辺には本部港と伊江島、渡久地港と水納島、運天港と伊平屋島、伊是名島を結ぶフェリーが運航されている。水納島へは通常期で1日3便、夏季のピーク期では1日12便が出航する。所要時間も15分と短い。今帰仁村の運天港からは、伊是名島、伊平屋島行きがそれぞれ1日2便出ている。

鹿児島～那覇を運航しているフェリーが本部港を2日に1便経由している。

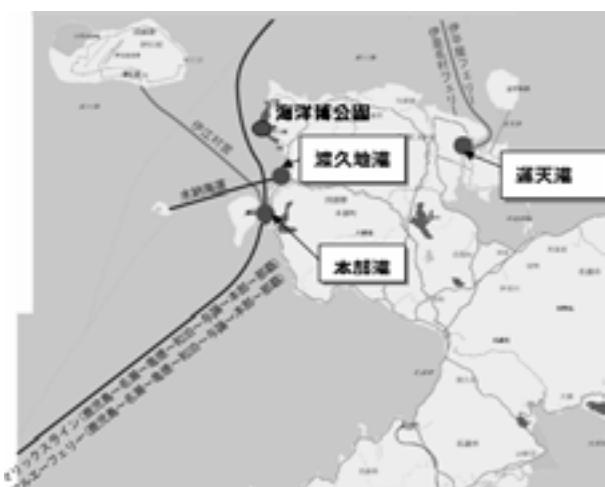


図-9 海洋博公園周辺航路

#### ② 北部の公共交通に関するヒアリング結果

ヒアリング、アンケートの結果、次のような意見が寄せられた。

## &lt;空港から公園への直通バス事業者&gt;

- ・経路は西海岸（または沖縄道路経由）であるが、いずれも広報不足などで経営に苦労している。

## &lt;路線バス事業者&gt;

- ・路線バスはいずれも赤字を抱えており、赤字部分は補助金で補填されている。補助金が増える可能性のある増便は困難である。

## &lt;バス・タクシー利用者&gt;

- ・海洋博公園の中央ゲートにてバスやタクシーを利用した人にアンケートしたところ、那覇市内～名護までは、高速バス（42%）と路線バス（37%）で8割がバスを利用。名護～海洋博までは7割が路線バス、3割がタクシーを利用している。名護以降のバス利用が減少しているのは、バスの便数の不足、接続の悪さが推測される。

・バス、タクシーを利用した理由は、「便利」「安い」「ゆっくり移動したい」「ひとりだから」「レンタカーが不安」「ペーパードライバーだから」などが挙げられている。

・路線バスについては、運行本数が少ないを感じた人が75%と多く、所要時間が長い、案内がわかりにくいがそれぞれ半数、バス旅行が不便と感じた人が36%であった。

・バスへの要望として「空港からの直通便がほしい」「便数を増やしてほしい」という意見が多くかった。「遅くまで運行してほしい」という意見もあった。

・タクシーについては、「料金が安い（47%）」「便利（43%）」と感じている人が半数近くいる。高い（12%）、不便（14%）と感じた人は少ない。

・タクシーについては次回も利用するが65%と半数を超えた。一方で次回は利用しないが35%いた。タクシーのよい点は、「運転手が面白かった」「親切だった」であり、悪い点の理由としては「しつこい」「客引きが怖い」「接客態度が悪い」などで、乗り合わせた運転手により印象が大きく左右されることが伺える。

・公共交通利用者のうち北部地域に宿泊した人は65%（30%が本部町20%が名護、15%がその他北部地域）だった。

## &lt;フェリー事業者&gt;

- ・伊江島フェリーは、民家宿泊やイベント等の活性化により利用者数は増えている。観光客は日帰りの利用が多い。

・水納島の高速船は90%が観光客で海水浴シーズンは混雑しているが、冬場はほとんど利用者がいないという繁閑の格差が大きい。

・伊平屋フェリーは利用者が増加傾向にあるが伊是名フェリーは利用者が減少している。

## &lt;タクシー事業者&gt;

- ・地元のタクシー会社では、観光客の利用は10%以下。観光客をピックアップできるのは、名護バスターミナルと海洋博公園前。バスターミナル前から公園に行くのはピーク期でも20台程度、通常は4～5台程度。

・貸切観光タクシーを利用している人は、ほとんど恩納村や那覇のホテル発である。

・公園近くのホテルの宿泊者は、朝、ホテルが出す送迎バスを利用し、帰りの足としてタクシーを利用する場合がある。

## &lt;レンタカー事業者&gt;

- ・観光客はほとんどレンタカーを利用している。レンタカーの増加により渋滞が増えている。

・県内のレンタカ一台数は2万1459台（平成18年度）。10年間で4倍、この3年間で1.8倍と著しく増えており※<sup>1</sup>、人口1000人あたりの台数は15.75台である。（平成14年度は1000人あたり6.21台、北海道2.81台、全国1.21台※<sup>2</sup>）

## ③北部交通ネットワークの可能性について

海洋博公園の年間入園者数が300万人を超え、その6割以上がレンタカー利用者となっている、また、沖縄県内の渋滞問題は慢性化しており、本部町内でも渋滞が起こっている。

平成23年には、沖縄県内の観光入込数が約650万人に増加すると見込まれており、過剰なレンタカー利用を抑制し、バス等の公共交通

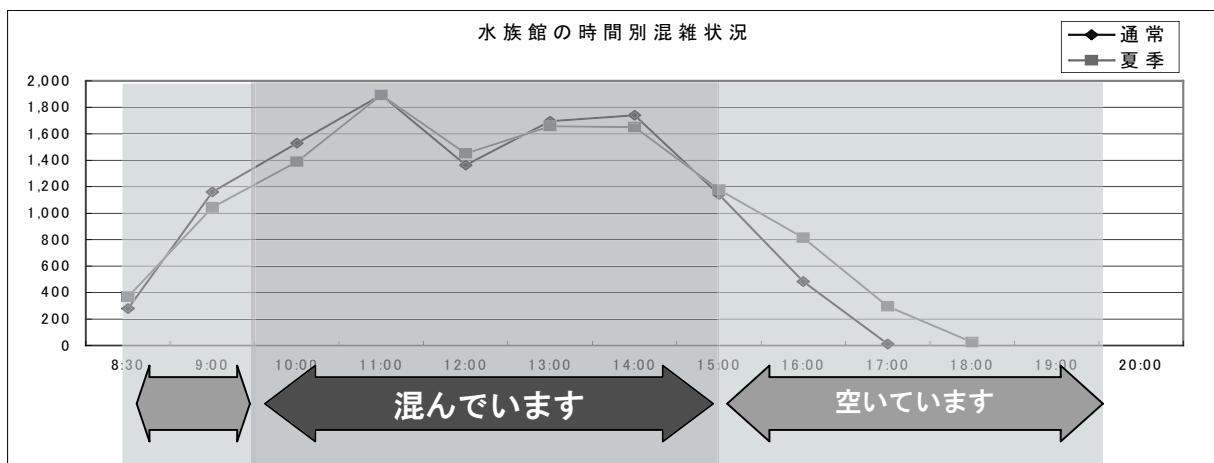


図-10 美ら海水族館の時間別混雑状況

への転換利用を図る必要がある。

これらのことから、ヒアリング、アンケート結果を踏まえ、次のような方策が提案できる。

#### <北部路線バスの観光利用促進の検討>

- ・路線バスの乗車率を高めるため、観光客が利用しやすい北部地域のフリー乗車券の導入を検討する。

- ・あわせて、フリー乗車券の提示による入場料の割引や特典などを設定することで、北部地域の博物館や観光施設の利用促進につなげる。

#### <本部町ならびに今帰仁村の観光施設等を周遊するコミュニティバスの検討>

海洋博公園－今帰仁城跡－円錐カルストといった本部半島の観光スポットを公共交通のバスで周遊可能にすることにより、観光客の利便性だけでなく、地域住民にとって利便性が向上する。

#### <フェリー等の利用促進の検討>

美ら海水族館は伊江島を背景に設計されており、年間250万人以上の利用者が伊江島と東シナ海の景観を楽しんでいる。公園を訪れた利用者が、伊江島など北部地域へ周遊・滞在するのを促進することも公園の役割である。

美ら海水族館チケットとフェリー乗船券との相互割引を導入することにより、水族館来館者の離島への誘致を図れる可能性もある。

また、3月から9月末までは開館時間を午後8時まで延長しており、昼間に集中している美ら海水族館への来園者の利用分散を図ることにより、利用の平準化を図る。また、北部宿泊の増大へつなげる可能性がある。

## 5. まとめ

今回の検討は地域連携展開の提案であり、具体化に向けては地域をはじめ、事業者、関連機関の調整が必要である。

本調査が本島北部地域の地域連携の一助になれば幸いである。

最後に本調査にご協力いただいた関係各位に感謝申し上げます。

## －参考資料－

※ 1 : 「H17年度観光統計実態調査」 沖縄県 H18. 7

※ 2 : 「沖縄県におけるレンタカー業界の動向」 りゅうぎん総合研究所 H19. 9

※ 3 : 「レンタカー観光調査報告書」 沖縄県 H17. 3

**■調査研究報告 8****難病小児等の公園利用可能性に関する研究（その4）**

**第一調査研究室**  
唐澤 千寿穂



**調査研究部長**  
芦澤 拓実

**1. はじめに**

現在我が国では、約20万人いると言われている難病小児のための医療施設の整った自然体験施設が整備されていないため、難病小児を受け入れることが出来ない状況にある。このような状況について、難病小児の公園利用の可能性について研究する目的で平成16年度から国内外の難病小児のための自然体験型施設等についての事例収集およびモデルキャンプの実施をおこなってきた。難病小児が安心して自然体験ができるプログラムや運営体制確立のための調査研究及び、地域の病院等との医療体制の確立や支援団体等との連携の必要性について調査するため今年度も引き続き研究を行うこととした。

**2. 本研究の目的**

今年度は、難病小児を受け入れることが出来るようなプログラムや、運営体制に関する技術開発を検討するために、難病小児のための常設キャンプ場の建設を検討している「そらぶちキッズキャンプを創る会」が主催する難病小児のための野外キャンプを支援し、本調査のモデルキャンプと位置付け調査及び検証を行うとともに、このモデルキャンプを全市的に支援している北海道滝川市による地域連携ネットワーク形成づくりの事例調査をすることを目的とする。

**3. 研究の方法****(1) モデルキャンプの実施**

今年度も「そらぶちキッズキャンプを創る会」と協力して、ボランティアの実地訓練と今回作成したボランティアマニュアルの有効性やキャンププログラムの検証のため、小児がんの寛解期（一時的、あるいは永続的に症状が軽快した状態で安定した時期。）の子どもを対象にモデルキャンプを実施した。

モデルキャンプとしてはそらぶちキッズキャンプ主催のプレキャンプを平成19年8月24日(金)～27日(月)北海道滝川市の設建設予定地において行った。

参加者人数はキャンパー19人、ボランティア・スタッフ他90人、総勢119人、スケジュールは図1のとおりである。

**(2) キャンプ参加者及びボランティアへのアンケート調査の実施**

今回参加したキャンパーとボランティアにキャンプ終了後、参加した感想やプログラムなどについての意向を調査し今後の傾向と対策の参考とするためアンケート調査を行った。

**(3) モデルキャンプ支援自治体（北海道滝川市）による地域連携ネットワークづくりに関する調査**

難病小児キャンプを行うためには、キャンプ運営を担う質の高い人材（ボランティア）確保・育成、難病小児に配慮した自然体験プログラムの開発、医療体制の確立、地域との連携が課題としてあげられる。そこで、モデルキャンプ支援自治体の北海道滝川市において試行している地域連携ネットワークについて事例調査を行った。

『1日目:8/24(金)』	『3日目:8/26(日)』	『4日目:8/27(月)』
15:00 宿舍到着(出迎えセレモニー) 16:00 オープニングセレモニー(開村式) 17:00 休憩・入浴・夕食(食P) 19:00 夜プログラム、グループタイム ～野外炊飯作戦会議～ 21:00 就寝 22:00 スタッフミーティング	7:00 起床、移動(飛行場へ) 8:00 屋外レクリエーション② 12:00 昼食(流しソーメン)、休憩 14:00 グループタイム ～森のハイキングほか～ 15:00 そらぶちの森 起工式 ※気球	6:00 起床、荷物整理 7:00 朝食 8:00 クロージングセレモニー(閉村式) 9:30 宿舎出発(見送りセレモニー) →岩見沢SA→新千歳空港
『2日目:8/25(土)』	17:00 夕食(バーベキュー) 19:00 キャンプファイヤー ～森の妖精からのおくりもの～ 21:00 グループタイム(荷物整理) 22:00 就寝	PM 各最寄空港に向けて出発
7:00 起床、フリータイム (モーニングプログラム選択可) 8:00 朝食  10:00 屋外レクリエーション① ～乗馬体験～ 12:00 昼食(ハンバーガー)、休憩 ～カウボーイのランチ～ 14:00 野外炊飯 @キャンプ場 17:00 夕食・入浴・休憩  20:00 夜プログラム、グループタイム ～花火ほか～ 21:00 就寝 22:00 スタッフミーティング		



図1. プレキャンプのスケジュール

#### 4. 研究結果

##### (1) ボランティアマニュアルの検証

先進事例であるアメリカのキャンプマニュアルなどを参考に、ボランティアの心構えやキャンプ中のキャンパーへの接し方、病気の子どもについて、役割分担、プログラムなどについてマニュアルを作成した。マニュアルの内容については以下に抜粋して紹介する。

(図-2~9)

ボランティアマニュアルは「スタッフガイド」として、ボランティアへ配布される。「スタッフガイド」はスタッフマニュアル、医療支

スタッフガイドの使い方	
『目 次』	
I.	スタッフマニュアル
①	そらぶちキッズキャンプについて
②	キャンプにおける役割について
③	持ち物、服装
II.	医療支援マニュアル
III.	プログラムマニュアル
①	テーマ、3泊4日概要
②	プログラム詳細、ヒント、注意点
・1日目:	オープニングセレモニー
・1日目:	仲間づくり大作戦
・2日目:	乗馬
・2日目:	野外炊飯
・3日目:	グライダー
・3日目:	苗木作成
・3日目:	キックオフセレモニー
・3日目:	キャンプファイヤー
・4日目:	クロージングセレモニー
③	キャンプソング
IV.	名簿・連絡先
①	キャンパー名簿
②	スタッフ名簿
③	部屋割り
④	活動・宿泊場所と緊急連絡先

図2. 目次

援マニュアル、プログラムマニュアルなどからなる。

##### ①スタッフマニュアル

キャンプ期間中のスケジュールなどの生活一般のことや、問題が起きたときの対処法などの基礎情報が書かれている。細部まで事細かに指示するのではなく、自分で考えて行動ができるようひとつのヒントとして使われることを目的としている。そのため冒頭には、キャンプ中の事故を防ぐためにも1人1人が責任を持って行動することが必要であるという意味を込めて「ボランティア」ではなく「スタッフ」として

スタッフガイドの使い方	
■ボランティアではなく、スタッフと呼びます。	
このガイドでは、ボランティアのみなさんや事務局などを含めて、「スタッフ」と呼びます。これはキャンプ中も同様です。みなさんに責任を持って役割を担って欲しいという意味もありますが、第1の理由は、キャンパーの前に「ボランティア」と呼ばないようにするためにです。	
■あくまでもガイドであり、ヒントです。	
このスタッフガイドは、キャンプ中の行動のガイドであり、ヒントです。答えは書いていません。自分の感覚を大切にしてください。事前に熟読し、自分なりに理解し、当日は必要な箇所のみを見るようにしてください。	
■キャンパーの情報は、必要最低限。	
事前に提供するキャンパーの情報は、あえて必要最低限にしています。キャンプ当日に、キャンパーの名前と顔、特徴を、自分の目と感覚で把握してください。注意事項は、キャンパー名簿に記載しています。 なお、医療に関するスタッフには、キャンプ初日に医療ミーティングを開催し、必要な医療情報を提供します。	
■管理をきちんと。キャンパーには見せない。	
このスタッフガイドは、個人情報も含まれています。紛失しないよう管理をきちんとしてください。特にキャンプ中は、紛失しやすいです。気をつけてください。キャンパーに頼まれても見せないようにしてください。 またキャンプ終了後も、みなさんできちんと管理してください。公表できる資料ではありません。	
■キャンプ中に携帯しやすいよう工夫をしてください。	
このガイドには、事前に必要な情報と、キャンプ中に必要な情報が、混在しています。キャンプ中に携帯しやすいよう、自分で必要な箇所をコピーし、オリジナルの携帯用ガイドを作成してください。	

図3. スタッフガイドの使い方

②キャンプにおける役割について

1) スタッフのタスク（役割）

**子どもたちが、安全に、楽しく、  
キャンプを過ごせるようにサポートをする。**

※その結果、子どもたちに、「笑顔」、「思い出」、「1人じゃない」、「仲間」など得てもらうことが目標です。

2) スタッフへのお願い

- キャンパーがひとりにならないように心がけ、常に人数確認を行ってください。
- スタッフ同士、常に連絡を取りより良いコミュニケーションを図ってください。
- 常にキャンパーの良いお手本となるような行動を心がけましょう。
- キャンパーのプログラムへの参加は無理に勧めなくても大丈夫です。キャンパーが積極的でない場合は休息を取ることも頭に入れておいて下さい。
- キャンパーに対しても、スタッフに対しても、身体的なことを指摘しないようにして下さい。病気が原因の場合もあります。
- 事故や事件、不審者自爆等は、速やかに各リーダー、ディレクターに報告下さい。
- 力任せなどで体調不良になった場合は、医療スタッフに速やかに報告して下さい。キャンパー感染を広めたりする可能性があります。また、事前から体調が悪い場合はキャンプへの参加を中止してもらう場合もあります。
- 施設や備品はきれいに使用するように心がけ、利用ルールを守って下さい。
- 遅刻や欠席、やむを得ない場合は、すぐに事務局へ連絡しましょう。
- スタッフによる写真撮影には制限を設けています。必要な場合は、事務局に相談してください。
- キャンプ中の喫煙や飲酒は基本的に禁止です。社会人としてのモラルを持ち、常にキャンパーのお手本である事を忘れないでください。

＜スタッフの役割＞

■医療サポート（そらぶち保健室）

医師や看護師等の医療資格を持ったものが、キャンプ全体を見守り、専門性を活かした行動や判断を行う。

■カウンセラー

キャンバーと一緒に生活し、必要に応じてサポートを行う。

役割分担として以下2種類。

（医療）：医療従事者

宿泊施設での生活や医療的ケアの必要な場合に、子どもたちをサポートする。

（ブレイリーダー）：

野外活動等のレーションを行う際はグループを引っ張り、子どもたちをサポートする。

単に子どもと遊ぶだけでなく、子どもの状態を見ながら適切な活動・休憩を実施する。

■プログラムサポート

各プログラムのエキスパート。（グライダー、乗馬、野外活動など）

■キャンプスタッフ

プログラムが安全に円滑に進むように、場所の準備・サポートを行う。

（プログラム、備品）：

プログラムの準備、説明、備品の管理などをを行う。

（生活）：

食事、掃除など生活に関わることをサポートする。

（記録）：

写真、映像での記録を行う。

キャンプはチームプレーじゃないと上手くいきません。

力を合わせていいキャンプをつくりましょう。

キャンプ中、少しでも迷うようなことがあったら、

各リーダー、ピエロ、ディレクター、事務局、スタッフ仲間に相談してください。

#### 図4. スタッフの役割について

行動して欲しいと言うことが書かれている。

キャンプ期間中の体制は、過去のキャンプを参考に以下図-5のような体制で構成している。

今回はピエロ（進行役）をサポートする役目のサブピエロを置き、よりきめ細かな視点でキャンプを進行できるようにした。

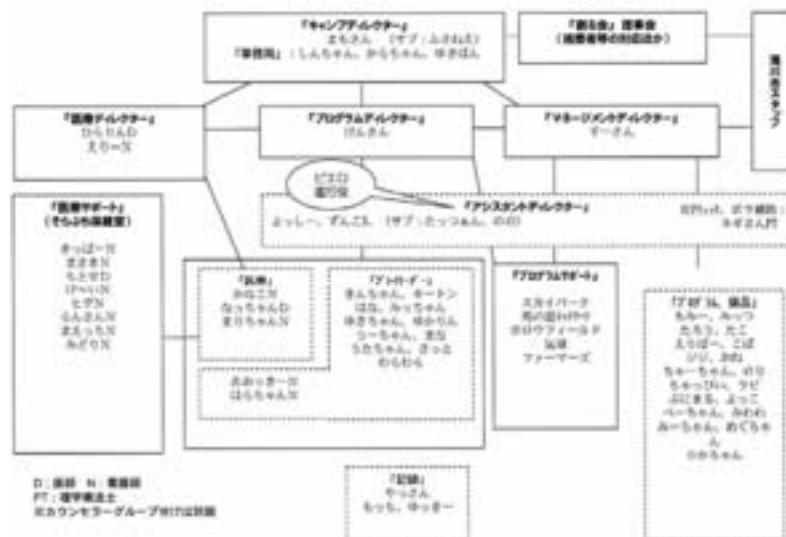


図5. 運営体制 支援マニュアル

まだ病状が安定していないこどもも参加しているため、何か症状が発症した時の対応方法について説明している。

注意事項として以下の2つが主に挙げられる。

①軽傷と思った場合でも後に重い症状へ変わってしまう場合もあるため、医師や看護師へ密な連絡と状況の説明を必ず行い処置を怠ることのないよう対応しなければならない。

②突然アレルギーを発症したり、ウイルスに感染したり等から命の危険におよぶような予期せぬ事態がおき、救急搬送を要する症状が出る場合もあるため、事前にどのような対応をするべきか把握し落ち着いた対応をとる必要がある。

緊急対応の種類には以下の2つパターンがある。以下マニュアルの記述である。

### ●SICK CALL（シック コール）

軽度のケガ、体調不良などの応急処置・対応をいいいます。

例えば、すり傷、切り傷、とげ、虫刺され、鼻血、ちょっとした火傷、目にごみが入った、眠れない、ホームシック、ストマパウチの交換…

→そらぶち保健室で対応・応急処置します。その他、発疹、かぶれ、頭痛、胃痛、腹痛、関節痛、嘔気、嘔吐、便秘、下痢、打撲、捻挫、脱臼、喘息発作の予感…などについても対応しますが、症状によっては、そらぶちDr（医師）の判断後に STAT CALL に移行する可能性があります。

### ●STAT CALL（スタッフ コール）

転倒・転落などによる骨折、頭部外傷、呼吸状態の変化、胸痛、溺水、広範囲の火傷、大量出血…緊急に対応しなければ命の危険があると思われるもの。

→そらぶち内でできる処置を行い、滝川市立病院に搬送します（救急車）。SICK CALL 後、医師の判断で、受診が必要になった場合も含みます。

#### 『第1段階』

カウンセラーリーダーまたは医療カウンセラーが、（第一発見者でなくとも）「救急カード」に沿って丸加高原伝習館（TEL：0125-75-5451）に電話

「保健室スタッフ」に連絡してください。

グループのスタッフ間の連絡には「〇〇くんが骨折したかもしれないから…」と憶測で伝達するのではなく、子どもたちに不安や動搖を与えてしまうかもしれないことを考えて『スタッフ』という言葉を使いましょう。

〇救急カード ※名札の裏に入っています。以下を伝えるようにしましょう。

1：グループ名、連絡している人の名前

2：起こった当事者の名前・時間・場所

3：どのような状況…何が起きたか

（例えば）

・呼吸の有無・脈の有無・痙攣の有無・意識レベル

医療カウンセラー1名とその他カウンセラー1名は、当事者と一緒に「保健室スタッフ」が来るのを待ってください。

（※状況に応じて臨機応変に対処すべきですが、基本は医療スタッフ1名とその他スタッフ1名の2人で待機しましょう。）

絶対、離れないこと！！！

一緒に行動しているその他スタッフは、事故や・事件が起きた場所（当事者）から少し離れた場所にキャンパーを移し、安全を確保してあげましょう。

まずは、キャンパーを落ち着かせることが大切！！自分も落ち着きましょう。

ディレクター、事務局の判断、指示にしたがって行動してください。

#### 『第2段階』

「保健室」は、STAT CALL の連絡をうけたら救急車要請の判断をし、そのことを含めて事務局に伝達・調整をします。保健室スタッフは救急セットを持って現場に向かいます。その後の対応は、保健室スタッフの指示に従ってください。

「ディレクター、事務局」は、救急車の手配をします。そして、現地で待機しているキャンパーのプログラムが引き続き行えるようサポートします。

#### 『第3段階』

救急車で、滝川市立病院へ搬送し、受診します。

#### 『第4段階』

キャンプディレクターと医療ディレクターが受診の結果を家族に報告します。

キャンプ施設が困難な場合、保健室に現地まで迎えに来もらいます。

#### 『第5段階』

医療カウンセラーとカウンセラーリーダーは、インシデント・アクシデント報告書・状況報告書を事後に記入作成します。

図6. 緊急時の対応事例

参加しているこどもたちの病状を事前に把握するため、全参加者に対して病状や服薬についての状況を事前に記入し提出してもらい、

キャンプ期間中の参加者の体調管理や、心のケアを行う。また症状の重いキャンパーは担当医師からの確認書を添付してもらう。

図7. ヘルスアセスメントシート

医療的ケアシート							
氏名	年齢	歳	性別	男・女	体格	身長 cm	体重 kg
病名	治療していた時期						
1. 家庭で行っている医療的ケアについて、すべてをお付けください。また自分でできるかどうかも○をお付けください。							
<input type="checkbox"/> CVカーテル剥入部の消毒	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> CVカーテルのヘラロック	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 自己注射	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> ストーマ管理	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 排便管理(浣腸・洗腸・排便など)	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 自己導尿	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 酸素吸入	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 吸引	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 気管カニューレの管理	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 人工呼吸器の管理	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 経管栄養	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> 実養チューブの交換	自分でできる	一部手伝う	全部手伝う				
<input type="checkbox"/> その他							
(具体的な内容をご記入ください)							
2. 医療的ケアの方法について、項目毎に具体的にご記入ください。(使用している資料等あればコピーして添付してください)							
医療的ケアの種類							
ケアを行う日(毎日/一日おき/曜日指定など)							
ケアを行う時間(食前/就寝前/時間指定など)							
必要物品							
手順							
<保護者の方へお問い合わせ>							
・キャンプ中は原則としてお薬を保健室ナースが一括してお預かりしますので、どれが何の薬かわかるようにしておいてください。							
・できるだけ日付・時間毎に飲む薬を分けておいてください。(〇月×日△時と記入する/ホチキスで薬包を止めるなど)							
・それぞれのお薬の予備として2回分と一緒に入れておいてください。							
・おくすりシートは他の看護師と一緒に事務局にご返送ください。当日までに薬の種類や量が変更や中止になった場合は、おくすりシート(変更用)に記入して、キャンプ当日にご持ください。							

図8 医療的ケアシート、おくすりシート

プログラム名		森の市民とやまくらう！一乗馬		延長時間	150分
プログラム内容		チャレンジプログラム・発見			
活動場所・題材	平の郷 森の広場	担当者	森美(森美アシスタント)一乗馬(一乗馬アシスタント)		
役割	動物とのふれあい。		評価項目	楽しく活動に参加できているか。	
タイムスケジュール	発見(1)		スケジュール		
時間	活動	プログラム(準備 説明・材料)	活動内容	スタッフの動き	評価基準
9:00- 9:15	1)	ミスセスホールド準備 キャンバーの説明 (丁寧な・真面目・優柔軟・軽浮) + 動物との接し方・出発について 確認。問題点。 リードチェック。10分→10分→3分 の順序で実施。 着地待ちの確認。手渡さご用意。	キャンプスタッフ は、迷い牛やタープ を巡回して。		
10:00	2)	ヘルメット装着。キャンパーに着け て貰う説明。みんなが喜んだ。キャン プ各自の準備すること。			
	3)	乗り物乗車の練習。 乗法則は、乗馬スタッフの説明に従う。 説明後、キャンパーが駆け回りながら 入り口や安全な溝等は障害から下がって する。 隣接牧場や、周囲のキャンバーは乗 の馬を確認してから乗場。			
11:00	4)	馬の近況。馬に慣れを育てて貰う。馬 の歩きを教わらなかったら失敗。ヘルメッ ト着用の確認へお手伝い。			
12:00	5)	ソロのキャンパーの練習。乗馬スタッフ へ説明。問題解決の実験(10分)の 実施。 キャンプ場へ戻り、平山内・笠置山を周 遊する。お風呂、芋焼芋。			

図9. プログラムマニュアル

### ③プログラムマニュアル

全プログラムについて、図-9のように誰がどのような役割で動きリスクマネージメントはどうにすべきかなどを示している。

以上のような各種マニュアルについては、キャンプの実態をふまえ、今後さらに改良を加えていく予定である。

### (2) キャンプ参加者及びボランティアへのアンケート調査の実施

今回参加したキャンパーとボランティアに今後の運営の参考とするため、キャンプ終了後参加した感想やプログラムなどについてアンケートをおこなった。

#### 1) キャンパーへの質問と回答

**問1:** 今後どのようなキャンププログラムや体験活動があればもっとキャンプが楽しくなると思いますか？

#### 回答

- ・今までよい。
- ・もう少し外で自由に遊べる時間、体を動かせる時間があつたらよかったです。

### 乗馬プログラムの場合

- ・グループでの遊ぶ時間がもう少し欲しい。
- ・広い草原で草野球をしたい。
- ・食事改善プログラム（治療後偏食になり食事がなかなか取れない）があるとよい。

**問2:** キャンプに参加した後のお子さんは、参加する前と比べてどのように変化したと思いますか？

#### 回答

- ・積極的になった。
- ・優しさや思いやりの言葉を照れなく表現できるようになったと思います。（大丈夫？ありがとうなど）一番驚いたことは将来の夢を語るようになりました。
- ・たくさん普段では体験させてあげることのできないようなことを体験させてもらい、仲間と過ごしたことは、自信がつきかけがない経験をしたのだと思います。
- ・入院経験をした事がある仲間と過ごせても良かったと思います。又、本人も自分の病気をインターネットで調べたりし深く知る機会にもなり今年の夏は大きくなれたように思えます。僕はそらぶちに一生行きたいからボ

ランティアさんになる為には医療従事者になりたいと言い始めました。これも、本人なりに何か感じたことがあったからだと思います。

## 2) ボランティアへの質問と回答

**問1：**今回のキャンプでこの部分はよかつた引き続き継続すべきだと思うことは？

### 回答

- ・担当グループとリーダーを明確にしたことで役割分担がしっかりときており、あれだけのキャンプスタッフを抱えていながら手持ちぶさたのスタッフが少なかったように思う。
- ・プログラムごとに、歌を歌っていることで日を重ねるにつれてみんなの気持ちが一つになっていくことを感じ、一つの集団で何か物事をすることの大しさを感じた。
- ・何もかもやってあげるキャンプではなく、キャンパー自身の成長を促すために自分たちでやらせることは大事だと思った。
- ・自然とふれあえるプログラム。子どもたちの自然な表情は見られた。
- ・子どもが休む時間をしっかりとっていたこと。
- ・子どもたちの時間にあわせて無理にイベントを強行しないという姿勢はとてもよかったです。
- ・毎日のふりかえりのためのミーティングをして、子ども達の様子など情報の共有をしたこと。
- ・自分たちで食事を作る体験は、なかなか得られないこと。入院中では特に難しい食育にもつながり、これを機会に好き嫌いがなくなることもあると思います。

**問2：**キャンプ運営でこの部分はマズイ、次回は改善すべきだと思うことはありますか？

### 回答

- ・医療情報も含めてキャンパーの情報があまりにも少なく、手探りが多くなった。グループの中ではある程度の情報は共有してもいいのでは。

・プログラム優先に子どもたちが振り回されている面もありチームとして連携が取れていなかった。

- ・カウンセラー同士のコミュニケーションが不足していた。
- ・投薬管理方法を統一して薬に関するリスクマネジメントを考慮する必要がある。
- ・AEDを準備する。
- ・各リーダー間の情報共有が不十分だった。

**問3：**キャンプに参加した感想

- ・子どもの自立と大人との関わり合いは今後も課題となるだろう。
- ・カウンセラーは必要なときに必要なだけのサポートをするという判断能力が必要
- ・子どもとの関わり方について明確な方針をたてたほうがよい。
- ・カウンセラーは子どもたちにあわせられる柔軟性が必要。
- ・子どもは体調の変化を口には出さず行動の変化で示すことがあると分かった。こどもを「みる」というのは視覚だけに頼らず五感を全て使うものだと思った。

## 3) アンケート調査のまとめ

### ① キャンパー・保護者へのアンケート

過去の参加者へのアンケートの結果でも、同じような意見が多かったが初めて何かをやることで自信がつき、前向きに物事を考えることができるように将来の夢について語るようになったという感想が多く聞かれた。また、病気を経験している子どもたちは、手術の後遺症（髪の毛が薄かったり、手術跡が体に残っていたり）などにより精神的にもコンプレックスを抱いている子どもたちが多く、同じような境遇の仲間と出会うことでお互いの悩みを相談できることは他の自然体験キャンプでは得られないことであろう。一方、この様な悩みを抱えている子どもたちの気持ちに配慮しながらプログラムを進める技術がボランティアスタッフには必要であり、今後も実地訓練をしながらその技術を身につけてい

くことが求められる。

## ②ボランティアへのアンケート

今回のプログラム構成や進行について、「スケジュールが詰まりすぎている」といった意見が多くかった。また、ボランティア同士のコミュニケーションや打ち合わせの時間を作るべきという声も多かった。プログラムにはゆとりを持つことと、打ち合わせ時間を必ず作りその日あったことについてもふりかえりを全体若しくは役割ごとで行うことが大切である。回を重ねる中でスキルアップしているスタッフも出てきており、キャンプの運営がスムーズに進めるためにも、それぞれの役割分担を明確にしスタッフ間の情報共有と連携を密にすることが必要である。

### (3) モデルキャンプ支援自治体（北海道滝川市）による地域連携ネットワークづくりに関する調査

モデルキャンプ支援自治体の北海道滝川市において試行している地域連携ネットワークの構築手法を確立するため、以下のことを目的として事例的活動を行った。

- 1) モデルキャンプ地より最も近い総合病院の滝川市立病院の協力や滝川地区広域消防事務組合との連携により、救急医療体制を確立する。
- 2) 子どもの状態にあわせた様々なアクティビティを提供するために外部団体との連携によるプログラムの提供や開発、野外活動のスキルを持った人材の確保・ネットワークづくりを取り組む。
- 3) 地域に存在する市民団体の多くと協働作業を進めるにあたり、難病小児のための自然体験という事業目的を共有し、役割分担を明確にするためにも、様々な仕組みを実践することで、地域全体で支援していくというネットワークづくりを行う。

その結果、次のような成果が得られた。

## 1) 医療支援ネットワーク

①地域の総合医療機関である滝川市立病院との連携による医療体制の確立

滝川市立病院及び滝川地区広域消防事務組合との協議により、市立病院での受け入れ態勢を含む医療支援及びキャンプ場からの緊急搬送体制が確認された。（図-10）また、ボランティアとしてキャンプに参加している医師を無償非常勤医として登録することで滝川市立病院での処置が可能となった。

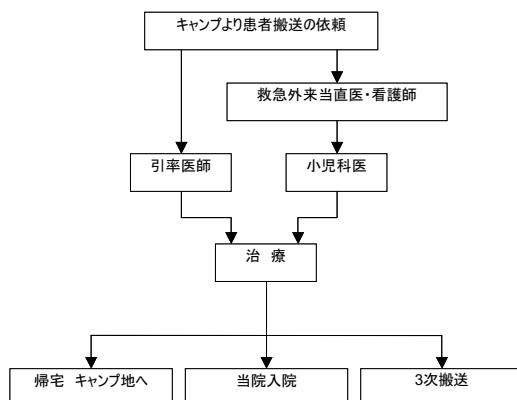


図10. 「そらぱちキッズキャンプ」院内対応マニュアル（滝川市立病院）緊急搬送ルート

## 2) 野外活動支援ネットワーク

モデルキャンプの企画・準備・実施において次のような連携ができた。

- ① (社) 滝川スカイスポーツ振興協会  
(グライダーの専門家)

プレキャンプ内でのグライダー体験搭乗について、協働で企画し、準備、実施を依頼した。



- ② (社) 北海道うまの道ネットワーク協会  
(障害者乗馬の専門家)

プレキャンプ内での乗馬体験プログラムについて、協働で企画し、準備、実施を依頼し

た。



### ③ (株) BEE (気球の専門家)

プレキャンプ内での気球の体験搭乗について、協働で企画し、準備、実施を依頼した。



### ④ ホロウフィールド

(野外活動の専門家)

プレキャンプ内での野外炊飯について、協働で企画し、準備、実施を依頼した。



### 3) その他の地域支援ネットワーク

地域の多様な主体が関わることのできる仕組みづくりとして、難病小児に提供する人形の製作、地域特産品のチャリティ販売、募金箱の設置等を実施し、地域支援のネットワークの検討を行った。

#### ① 支援団体からの物資の提供による連携

滝川消費者協会 (人形製作)



プレキャンプに参加した子どもたちへのプレゼントとして、そらぶちキッズキャンプ・イメージキャラクターの太陽(そらっぷ)のぬいぐるみを製作してもらった。

#### ② そらぶちファーマーズ (地元農家有志)

「寄付金付き農産物販売 (そらぶちBOX)」

滝川市で収穫された米・リンゴ・ごぼう・たまねぎ・じゃがいも・ながいも・菜の花ドレッシングをボランティアの協力のもと箱詰めにし、寄付金付きで全国の賛同者に販売した。(3,500円/箱 300セットを販売)



図11. そらぶちBOXのしくみ



そらぶちBOXのねらいは次のようなものである。

○地元の地域農産品を、全国の「そらぶち賛同者」のみなさまに買っていただき、定価の一部をキャンプ場建設や活動に役立てたい。

○全国の「そらぶち賛同者」のみなさまに、地域農産品を買うことで「そらぶち」を支え

ているという気持ち“買い支え”的精神を持ってもらいたい。

○「地元農家」のみなさまに、農作物を育て、売ることで、「そらぶち」を支えているという気持ち“売り支え”的精神を持つてもらいたい。

○結果として、「そらぶち賛同者」「地元農家の有志」「そらぶち」がつながり、「病気とたたかう子どもたち」を支えているという“しくみ”をつくりたい。（図-11）

#### （4）自治体・市民・各種団体との協働による施設整備の可能性

自治体・市民・各種団体の参加を可能にする市民参加型木道（ボードウォーク）整備について、事例の収集を行った。その結果、フォレストボードウォークについて次のようなものであることがわかった。

- ・車イスでも歩くことができ、より自然に優しい製作手法を採用した森の木道。
- ・一枚の板にメッセージや絵などを描きその板をつなぎ合わせて道を作っていく。
- ・製作は指導者のもと簡単にできるため、ボランティアや企業のCSRの一環として心のバリアフリーを実践できる。
- ・ボードウォーク基金（敷き板の購入費）や助成金・寄付金・補助金などで製作される。

今後は、北海道で発足した「北海道ボードウォーク準備会」へ協力を呼びかけ滝川市のボランティア団体や市民、協賛企業を募りイベント的に実施することを検討する。



図-12 ジャパンインディペンデントボードウォーク

#### 5. 考察

都市公園事業へ反映させるためには以下の視点での取り組みが必要である。

##### （1）運営体制の確立

プログラム運営をする場合、難病小児キャンプでは天候や食事、年齢、アクティビティなど様々な要因で病状が急変する場合もあるため、スタッフには常に子どもに注意を配りながら、全体を進行していく高度な技術が求められる。公園管理者にそのような職員がいなければ民間への協力や民間人の受け入れも視野に入れる必要がある。

また、医師や看護師など医療従事者が、スタッフとして常に難病小児とともに行動をしなければならないため、スタッフとして配置する必要がある。

キャンプスタッフとしては、グループで行動した場合例えば1グループ難病小児6人に対して医療者1名スタッフ3名、その他統括ディレクターやプログラムスタッフ、事務局、その他雑用のスタッフなどが必要であり、子ども20人に対してスタッフ70人程度が必要となる。常時この規模の人員の配置は不可

能であるため臨時職員やボランティアが必要となり、質の高いスタッフを育てなければならぬ。このような分野の人材育成のノウハウはまだ確立されていないため、今後も研究は続けていく必要があるだろう。また、公園管理者が医療体制や運営体制を維持できないのであれば、特定の団体に対して運営を任せることが法的枠組みの中で可能であるのか検討が必要である。

## (2) プログラム内容

都市公園の中ではいろいろな施設や遊具などがあるため、この様な施設をうまく使いながらプログラムを組むことができるが、難病小児は身体的にも精神的にも様々な症状がありそれぞれ悩みやコンプレックスを抱えている場合が多いため一般の来園者との混在は避けたい。また、非日常の空間を演出するためにも、一部限定区域か全域かの占用を有するための法的検討も必要である。

また、今年度はプログラムを進行するためのマニュアルを作成したが、個人の医療情報をどこまで入れるのか、病種別キャンプのマニュアル作成など、今後も検討が必要な事項もあるため、引き続きモデルキャンプを実施しながら検証していく必要である。

## (3) 医療サポート体制の確立

キャンプ期間中の医療行為だけでなく、参加者に対して事前に病気に関する聞き取りや、病状によっては難病小児の担当医師や看護師へのヒヤリングによって、参加の有無を判断しなければならない場合もあり準備段階から医療者の判断が必要であるため、専属の医療従事者が必要である。

また、緊急を要する場合、医師や看護師付き添いの上病院まで搬送しなければならないため、受け入れ態勢のことなど地域の病院との連携が必要である。

## (4) 地域との連携

医療サポートの体制でも述べたように、地域の医療施設との連携が必要である。緊急搬

送時の対応や医療従事者がキャンプスタッフとしてキャンプに参加できるようにするなど、連携医療施設には、理解と協力を求めなければならない。モデル地区の滝川市では、市立病院の職員をキャンプに派遣したり、キャンプ中に病院での医療行為が必要な場合他病院の医師であっても医療行為ができるよう、事前に無償の非常勤医師としての契約を結ぶことができるようになっている。

また、ボランティアスタッフを募集する場合、地域の団体や学校、個人への呼びかけも必要である。最近は企業のCSR活動も一般化されつつあるため、このような難病小児キャンプへの参加を呼びかけることもできるだろう。

## (5) 施設の整備について

園内全域がバリアフリーであることは、言うまでもないがオストメイトの小児も参加することがあるため、特にトイレはできるだけ高度なバリアフリートイレであることが望ましい。

医療行為が必要な参加者もいるため、定期的な投薬管理、点滴の実施や安静が必要な子どものベッドの提供などができるよう、簡易な医療施設が必要である。

公園内だけがや病状が急変した場合の緊急搬送路を確保しておかなければならない。

長時間屋外にいられない子どももいるため、屋内での体験ができるような施設も必要である。

## 6. おわりに

今年度の研究調査により、今後以下のようないくつかの事項についてさらに検討が必要であることが確認がされた。

### (1) キャンプマニュアルについて

- ①スタッフのスキルアップ
- ②運営体制の検証
- ③地域連携ネットワークの確立

### (2) プログラムについて

①様々な様式（日帰りキャンプや長期間キャンプ、疾患別のキャンプなど）によるキャンププログラムの検証

### （3）都市公園での実施について管理運営

#### 体制の確立

①法的枠組みの中で実施主体や整備主体の位置付けの明確化、都市公園の施設整備、施設の占用のための指定管理者制度等の見直し等が必要

②質の高いスタッフの人材育成

③公園関係部局だけでなく他部局との連携による事業実施の可能性

今後も、我が国で初めてとなる難病小児のための自然体験施設の確立に向けて調査研究を進める必要がある。



図-13 施設イメージ

**■調査研究報告 9****都市公園における犬と飼い主の利用に関する問題****公園緑地研究所副所長****田中 隆****1. 本研究の意義**

全国の犬の飼育頭数は 1,300 万頭を越え、小学生の人数を上回ると言われている。このように犬の飼育頭数が増えたためか、近年、都市公園において、犬や飼い主と、他の公園利用者や住民とのトラブルが増えてきたという声が自治体行政担当者のあいだからしばしば聞かれる。そこで、その実態を探るとともに、このような問題の解決に有効な方法を明らかにし、都市公園のよりよい管理方法を明らかにするため、本研究を行ったものである。

**2. 目的**

本研究では、問題生起、対策の実態を把握するとともに、大都市と中小都市による問題の生起の差、対策の各種類ごとの効果に関する自治体担当者の評価、問題解決に向けた自治体以外の主体の活動およびそれに対する自治体担当者の評価を求める目的とした。また、特に対策として多くの自治体で行われている看板について効果のある設置方法を明らかにするため、「設置の方法」と「効果に関する自治体担当者の評価」との関係を明らかにすることとした。

**3. 研究方法**

調査は一次調査と追加調査の 2 回にわたり行った。

**(1) 一次調査と分析の方法**

一次調査の実施期間は平成 19 年 10 ~ 11 月。調査対象は当(社)日本公園緑地協会の会員自治体である。アンケート票は郵送配布し、FAX による返信を求めた。

質問項目は次のとおりである。

- ① 犬と飼い主の公園利用に関する問題の有無、問題の種類（選択肢を与え、その他の問題については自由記述で回答を求めた。）
- ② 問題解決のためのとっている対策の有無、種類選択肢を与え、その他の対策の種類については自由記述で回答を求めた。）、効果（「効果あり」と思う項目に○をつけることを求めた。）
- ③ 自治体以外で問題解決に向けて活動している者（選択式）、活動内容、効果（以上 2 者はいずれも自由記述）

①については、問題の種類別生起率と人口規模との関係を求めた。

②③については、「対策・活動の種類」と「効果に関する評価」との関係を求めた。

**(2) 追加調査と分析の方法**

追加調査の実施期間は平成 20 年 1 ~ 2 月である。調査対象は一次調査の質問項目②の「対策」として、「掲示・看板」（以下単に「看板」という。）を挙げた回答者である。質問票を E メールにより配信し、同じく E メールによる回答を求めた。

質問項目は次のようなものである。

- ①看板の大きさ、形状
- ②掲示期間
- ③掲示している公園の種類、1公園あたりの掲示箇所数、掲示場所
- ④看板の内容、文面
- ⑤看板の効果の評価

分析は、①～④により⑤「効果の評価」に差が見られるかどうかを検討した。特に看板の「文面」については、厳しい「命令を含むもの」と優しい「お願いを含むもの」「呼びかけを含むもの」(以下、それぞれ「命令型」「お願い型」「呼びかけ型」という)ごとの「『効果がある』という回答の割合」に差があるかどうかを求めた。

なお、「効果の有無に関する評価」は回答者の主観に基づくものではあるが、自由記述の中には効果について経験から得たとみられる評価があり、全くの主観によるものではないのではないかと考えられる。

#### 4. 結果

##### (1) 一次調査の結果

アンケートの回収数は380票(回収率 51

%)であった。

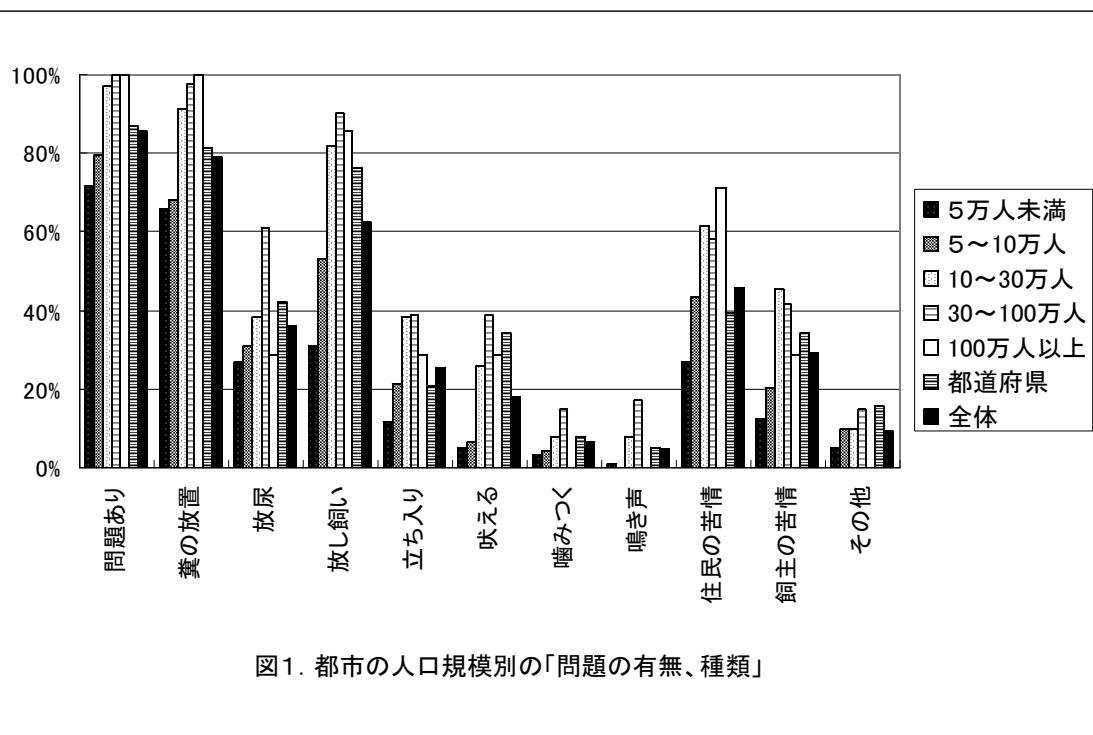
集計および分析結果は以下のようなものである。

##### ①犬と飼い主の公園利用に関する問題の有無、問題の種類

「問題あり」という回答は全体で86%であり、多くの自治体で問題が起こっていると考えられる(図1)。

問題の種類別回答率で最も高かったのは「糞の放置」(回答率79%)で、次が「放し飼い」(同62%)であり、これらの問題の生起率が高いと考えられた。「糞の放置」はその形跡が残ること、「放し飼い」は飼い主以外の公園利用者に恐怖を感じさせことから、問題としての生起率が高くなるのではないかと推測される。

概ね人口規模が大きい都市ほど問題になる率が高い傾向が見られた。公園も利用者も大都市の方が多いことから、問題の生起する率も高くなるのではないかと推測される。ただ、人口30～100万人の都市の方が人口100万人以上の都市より回答率がやや高いものが見られた。



また、「放し飼い」については大都市に比べ小都市では回答率が著しく低くなる。このような傾向は「公園への立ち入り」「吠える」などについて見られる。理由としては、大都市では問題とされるこれらの行動も地方都市では問題にされる頻度が低いこと、大都市ほど犬も十分な運動ができずストレスがたまることなどが考えられるが、今後の解明を待ちたい。

## ②問題解決のためのとっている対策の有無、種類、効果

問題解決のための対策をとっているという回答は 79 %であり、多くの自治体で対策がとられていると考えられる。

対策のとられる割合は、30 万～100 万の都市で最も高い傾向が見られた。これは問題の発生率と関係しているのではないかと推測される（図 2）。

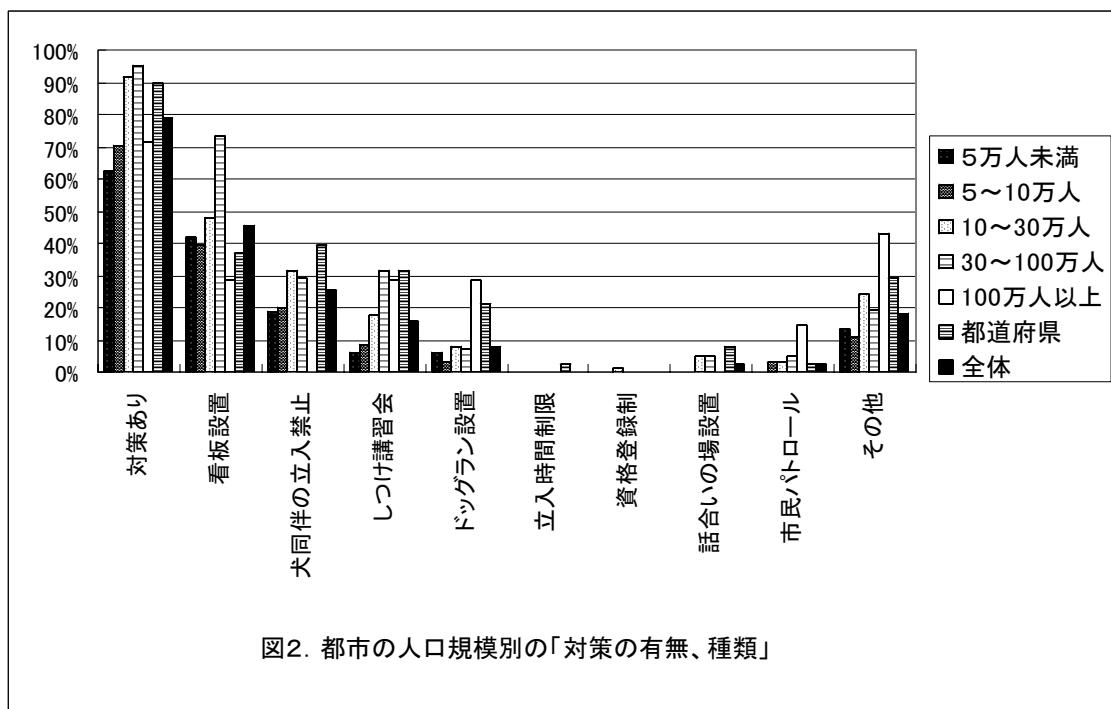


図2. 都市的人口規模別の「対策の有無、種類」

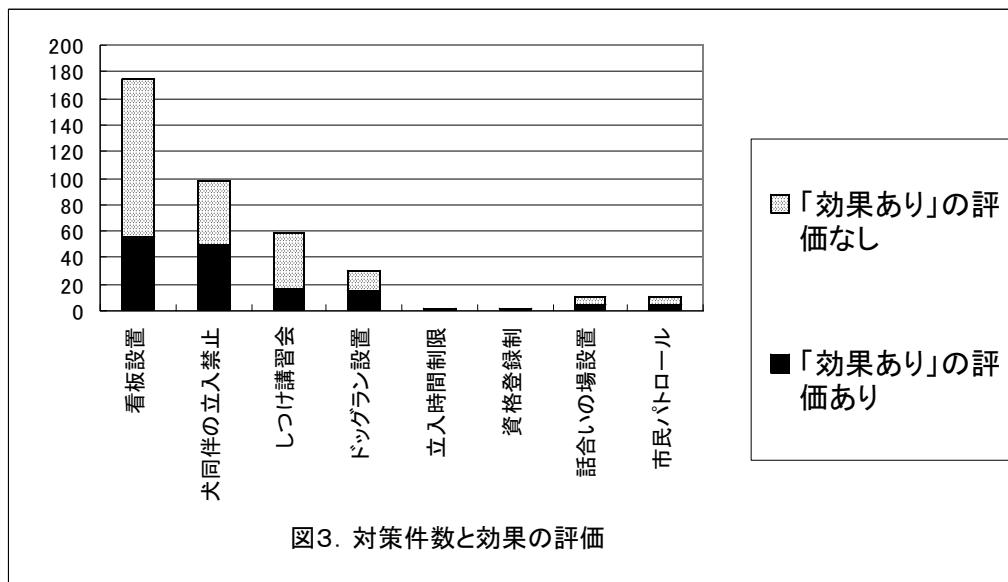


図3. 対策件数と効果の評価

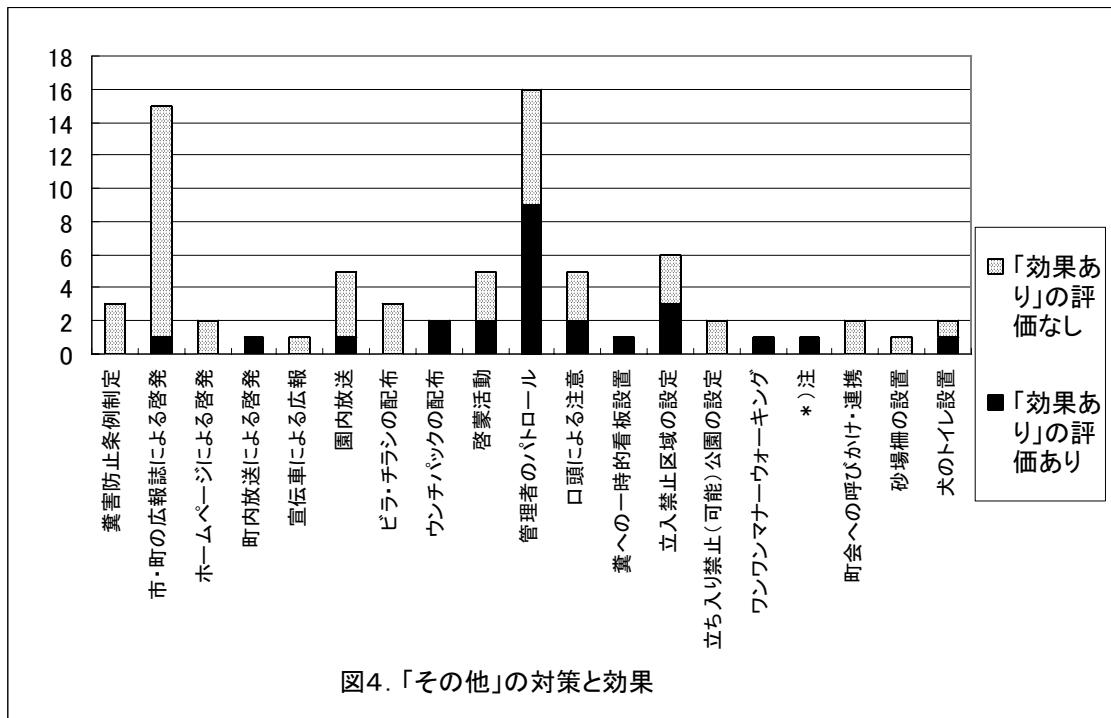


図4. 「その他」の対策と効果

回答率が最も高かった対策は「看板の設置」(46 %) で、次が「犬同伴の立ち入り禁止」(26 %) であった。

一方、「効果あり」という回答率は、「犬同伴の立ち入り禁止」51 %、「ドッグランの設置」、「話し合いの場の設置」50 %などが高く、「看板設置」は32 %、「しつけ講習会」は27 %であり、「しつけ講習会」については評価が低い傾向が見られた(図3)。「しつけ講習会はマナーの悪い人は参加しない」という内容の自由記述が数人の回答者からなされており、この記述のとおりの事実が「しつけ講習会」の評価を低めているのではないかと推測される。

「その他」の対策として、さまざまな取り組みが挙げられた(図4)が、これらの中で、「管理者のパトロール」など飼い主に直接働きかけるもの、「ウンチパックの配布」など特徴があるものが評価が高く、「広報誌による啓発」など飼い主への働きかけが間接的なものは評価が低いという傾向が見られた。

### ③自治体以外の主体の活動について

自治体以外の団体の取り組みを挙げた回答者は全体の12 % (45件) であった。

最も多く挙げられたのは「マナー講習会の開催」であるが、ここでも効果に対する自治体担当者の評価は低い傾向が見られた(図5)。

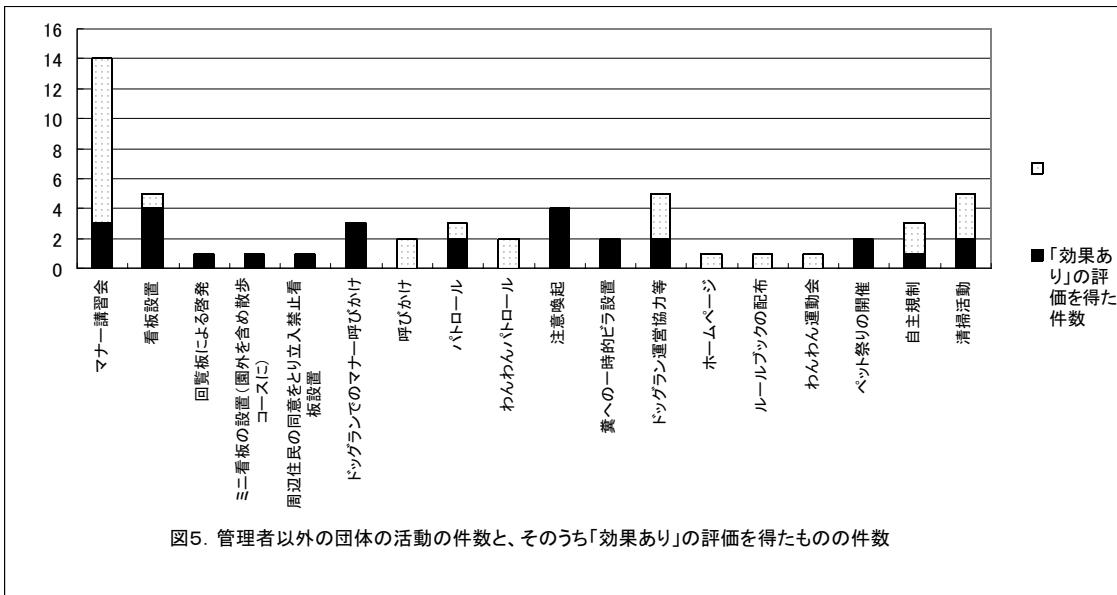
挙げられた活動は全部で56件であったが、そのうち28件(50 %)が「効果あり」という評価を受けていた。この割合は、公的な対策(33 %)に比べかなり高いものであった。活動の内容が公的な対策と異なるため単純な比較は出来ないが、自治体以外の団体の活動は公的な取り組みに比べ効果が挙がる確率が高い傾向がある。

#### (2) 追加調査の結果

追加調査では、発送数138通、回答数80通(回答率58 %)であった。

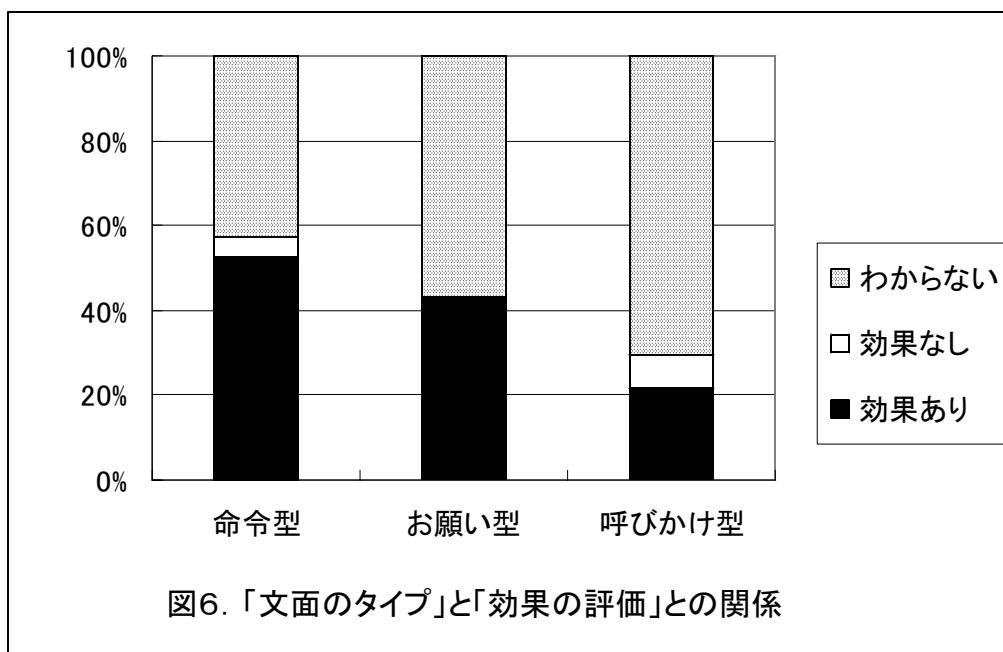
##### ①看板の文面と効果に対する評価との関係

「命令型」「お願い型」「呼びかけ型」ごとの例を表1に示す。それぞれの型のに「効果



がある」という回答の割合を見たところ、「命令型」が54%、「お願い型」が43%、「呼びかけ型」が22%であった(図6)。「呼びかけ型」は、犬の糞の放置などマナーに違反することが「悪いこと」であるということを違反者に意識させる程度が弱くそのため効果に対する評価が低いのではないかと推測される。もし

このような推測と評価が正しいとするならば、マナー違反が「悪いことである」ということをはっきり意識させるような文面とすることで効果が挙がる可能性がある。ただ、看板は文面によっては利用者の感情を害する可能性もあり、そのことも考慮して文面を検討することが必要であろう。



**表1. 看板の文面の型の事例****命令型の例**

「放し飼い禁止。放し飼いは危険で迷惑です。」  
 「守らなければ県 動物の保護及び管理に関する条例により厳しく処罰されます」  
 「犬を放さない（飼主の係留義務）」

**お願い型の例**

「犬の糞は、必ず持ち帰ってください。」  
 「散歩の際は、リードを必ずつけてください。」  
 「犬や猫などペットの粪は、飼い主が処理してください。」

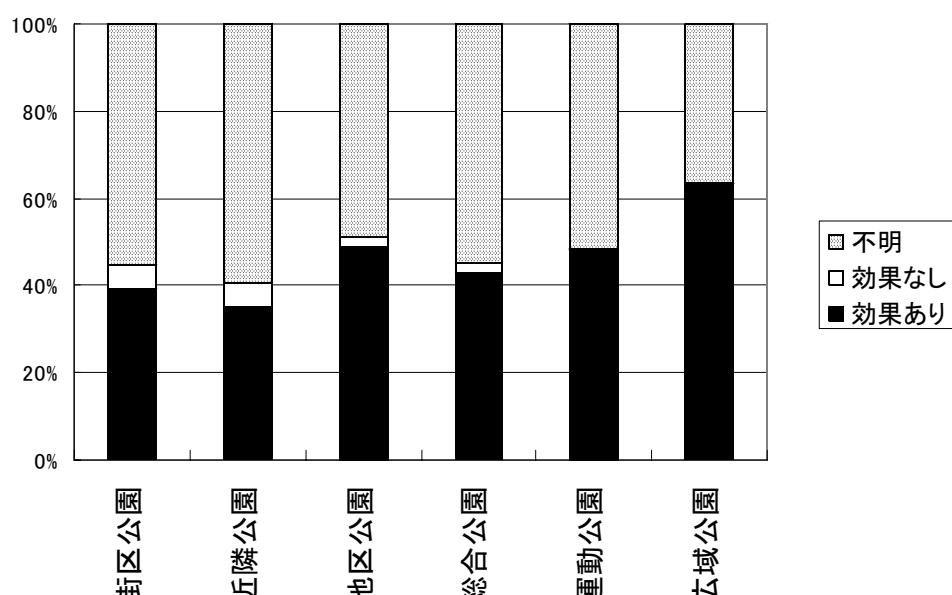
**呼びかけ型の例**

「犬の粪は飼い主が持ち帰りましょう。」  
 「犬、ネコの糞は飼い主が持ち帰り処理を。」  
 「やめよう！犬の放し飼い。」

**②公園の規模と効果に対する評価との関係**

看板の設置されている公園に含まれている公園の種類ごとに回答者を分類し、看板の効果があるとする回答者の割合を見たところ、大きい規模の公園を含む回答者ほど「効果がある」という回答の割合が高い傾向がみられ

た（図7）。その要因としては、大規模な公園ほど日常的に清掃が行われており、そのためルールを破ることを控えるのではないかと推測されるが、その解明は今後の課題である。

**図7. 公園の規模と効果の評価との関係**

## 5. まとめ

- 本研究の結果、次のような結果が得られた。
- ・犬と飼い主の公園利用については、多くの自治体で問題が起こっており、特に「糞の放置」、「放し飼い」が問題とされている。
  - ・問題解決のための対策は多くの自治体でとられている。比較的よく行われる対策は「看板の設置」「犬同伴の立ち入り禁止」である。これらの対策のうち、「犬同伴の立ち入り禁止」、「ドッグランの設置」、「話し合いの場の設置」などが「効果あり」という回答の割合が高く、「しつけ講習会」については評価が低い傾向が見られた。
  - ・自治体以外の主体が行う活動で最も多く挙げられたのは「マナー講習会の開催」であるが、自治体担当者の評価は低い傾向が見られた。しかし、全体としては公的な対策に比べ「効果がある」の割合は高い傾向があった。
  - ・看板の文面ごとの「効果がある」という評価の割合は、「命令型」が高く、「呼びかけ型」が低かった。

看板の文面については、厳しさを感じさせる「命令型」の効果が高い評価を得たが、自

治体の実際の対策においても「犬同伴の立ち入り禁止」のような厳しい措置の効果が高い評価を得ている。これらのことから、マナー違反を少なくするには、マナー違反が「悪いこと」であるということをはっきりと違反者に意識させるということが必要なのではないかと推測される。しかし、「立ち入り禁止」というのは最後の手段であるし、また、看板は文面によっては利用者の感情を害する可能性もあり、そのことも考慮して文面を検討することが必要であろう。

また、自治体以外の市民が行う活動が高く評価されており、また、自治体の対策においても「話し合いの場の設置」など市民を交えた対策が「効果がある」という評価の割合が高い。しかしながら、自治体以外の団体の取り組みを挙げた回答者は少なく、このような自主的な取り組みが行われている地域はまだ多くないと推測される。問題の解決に向けて自治体は市民に働きかけ協働の体制を作っていくことが望まれる。

最後に、本調査にご協力を頂いた当協会会員各位に心からお礼を申し上げたい。

## ■調査研究報告10

### (速報) 都市公園における指定管理者制度等の導入に関するアンケート集計結果



公園緑地研究所副所長  
田中 隆



調査研究部長  
芦澤拓実

#### 1. はじめに

平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が創設された。

(社)日本公園緑地協会公園緑地研究所では、平成17年に本制度の導入実態、成果と問題について調査を行ったが、当時は導入公園数もわずかで、それらの公園も導入開始間もないころであり、成果・問題についてもはつきりとは出ていなかった。

しかし、創設以来5年が過ぎようとしており、既に多くの都市公園において本制度は導入され、成果・問題も明らかになってきている。これらを探ることは今後の制度の望ましい運用に資するものと予想される。このため、本調査を行ったものである。

なお、指定管理者制度導入とともに、従来の管理委託制度は廃止されたが、一方、さまざまな作業を包括的に委託することは、従来の管理委託制度にかわるものとして行われているといわれている。また、指定管理者制度に類似するものとして、都市公園法第5条による管理許可制度がある。本調査では、これらの実体についても把握することを試みた。

なお、今回は単純集計結果の速報である。

#### 2. 調査の方法

調査対象は、全国の1887自治体である。

平成20年1月、図1に示すアンケート票を郵送し、郵送により回答を求めた。

#### 3. 調査の結果

##### (1) 回収率等

アンケートの回答数は1,038票（回答率55.0）であった。このうち、都市公園を管理している回答者は944自治体（90.9%）であった。

回答自治体の管理している都市公園のカ所数は64,102カ所、面積は75,736haである。これを平成18年度末都市公園現況と比較すると、両方とも69%に当たる。

このうち、指定管理者制度を導入しているという回答は320票であった。

##### (2) 主な結果

以下に主な設問ごとの回答結果を示す。

1) 「指定管理者制度」は「導入済み」（33.9%）と「導入予定」（10.7%）を合わせると、回答者の45%を占めていた（問3）。

「包括的委託」を導入している自治体も1／3強を占めていた。

2) 「指定管理者」に「必須業務として行わせる」業務は、「植物管理」を挙げた回答が80%台、「苦情対応・利用指導」が70%台、「修繕・案内・料金徴収業務」が60%台であるのに対し、「包括的委託」の「必須業務として行わせる」業務は、「植物管理」70%台であるものの、他の業務は20%に満たなかつた（問4-1）。

（以下は指定管理者制度に関する回答である。）

3) 約半数が利用料金制を導入していた（問4-1）。

4) 指定の期間は、3年、5年にピークがあつ

た（問5－1）。

5) 指定管理者の公募は2／3の導入自治体が行っていた。

6) 公募した場合、指定管理者の選定委員は内部職員で構成されている場合が約半数を占めた（問5－2）。

7) 応募資料は「選定事務局で整理し、それに基づき選定委員が評価する場合が6割を占めた（問5－3）。

8) 応募者評価の重み付けは6割強の自治体で行っており、「受託管理費」ばかりでなく「運営管理の提案」に比重を置いている導入自治体が多かった（問5－4）。

9) 管理作業の数量については、「数量を決めて契約している」回答者よりも、「数量は決めず、管理の水準を定性的に定めて契約している」回答者が多かった（問6－1）。

10) 指定管理者が行う工作物修繕については、一定額以下の修繕を行うとしている回答者が7割近くを占めたが、修繕予算の総額を決めている場合も15%あった。なお、「一定額」は自治体によりばらつきがあった（問6－2）。

11) 履行確認の方法は、「記録で確認」「現地または記録で確認」「現地および記録で確認」が多かった。履行確認の頻度は半年～4半期に1度が多かった。頻度の評価は「十分である」という評価が6割以上であった（問7－1）。

12) 業務の指導は、「記録で指導」「現地または記録で指導」「現地および記録で指導」が多かった。指導の頻度は「毎月1回程度」、「半年～4半期に1度」が多かった。頻度の評価は「十分である」という評価が6割弱であった（問7－2）。

13) 管理費の支払いは4半期に一度が半数以上を占めた（問7－3）。

14) 支払う額は「管理期間に対応する額」が7割近くを占めた（問7－4）。

15) 制度導入に伴い起きている変化について

（問8－1）

①トータルとしての予算は「節減された」が約7割を占めた(a)。

②組織の増減は「±0」が6割近かったが、「減」「やや減」も3割あった(b)。

③選定・指導にかかる業務の負担は「やや増加」が半数、著しく増加が1／4を占めた(c)。

④指導・履行確認・評価に係る日常業務負担は「やや増加」が約1／3で最も多かったが、「やや軽減」という回答も約1／5あった(d)。

⑤精算・支払い業務量は「±0」が最も多かった(e)。

⑥履行確認の確実性は「変化無し」が57%と最も多かったが、「向上した」という回答も28%あった(i)。

⑦管理業務の評価の技術的困難性は「無し」が4割を占めたが、「ややあり」という回答も24%あった(j)。

⑧「従来の管理団体の雇用問題」は「無し」が半数以上を占めた(h)。

⑨「公園に対する利用者の評価」は「向上」「変化無し」がそれぞれ1／3強を占めた(o)。

⑩「一部または全部の回答について立場上困難である」とする回答が37票(12%)あった(r)。

16) 「有料施設の収益の扱い」は「管理を行う者がとりきり」「公園の管理に使わせている」がそれぞれ3割を占めた（問8－2）。

17) 一件ごとの評価について（問9－1）

①実際の成果としては「自治体の管理費負担の軽減」(68%)、「新たなサービスの提供」(29%)が多く挙げられた(5)。

②実際の問題は挙げられた件数が総体的に少なかつたが、「行政との意志疎通の悪化」「維持管理の質の低下」が比較的多くの回答者から挙げられた。「事業者の撤退」が2件あった(6)。

- ③ 54 %の指定について公募が行われていた(7)。
- ④ 指定管理者は 57 %が財団法人・社団法人など公的団体だった。民間事業者は 29 %だった。
- 従前の管理者と比較すると、直営が大きく減り、その分民間事業者が増えた。公的団体は全体としては大きな変化がなかった(9,10)。
- 18) 従来に比較した管理費の増減は 0 ~ - 5

- %が最も多かった。
- 19) 指定管理者の導入については公園担当部局以外から強く指導を受けたという回答が 41 %を占めていた(問 10-2 A)。
- 20) 「自ら選び監督している指定管理者の業務に悪い評価を行いにくい」という回答が 19 %を占めていた(問 10-2 B)

今後は、クロス集計を進め、より詳細な実態と成果・課題を明らかにしたい。

## 公園管理への諸制度の適用に関するアンケート調査票

問1. 貴自治体について次の事項をお答え下さい。

自治体名 都道府県 市町村 人口 万人  
 ご担当者のお名前 tel — — fax — —  
 (集計結果お送り先) e-mail

問2. 貴自治体の管理する都市公園の種別別箇所数と合計面積をご記入下さい。

種別	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	動植	歴史	墓園	広域	レク	緩衝	都綠	都林	緑道	広場	合計面積
カ所数																	ha

注1: 離:動植物公園、レク:リクリエーション都市、緩:緩衝緑地、都:都市緑地、都林:都市林

問3. 貴自治体では都市公園の管理に、次のA～Cのような手法を導入していますか。あるいは導入する予定がありますか。A～Cのそれぞれについてお答えに○をつけて下さい。

- A. 指定管理者制度 1. 導入済み 2. 導入予定 3. 導入は考えていない  
 B. 管理作業の包括的委託\*注2 1. 導入済み 2. 導入予定 3. 導入は考えていない

注2:「包括的委託」とは複数の管理作業を年間を通し、委託することを言います。

- C. 都市公園法第5条による「公園施設の管理の許可」により行わせている管理で、公園区域の一定割合の管理（「売店、レストランなどの点的施設」以外の管理。）を行うもの  
 1. 導入済み 2. 導入予定 3. 導入は考えていない

以下の質問は問3のA～Cのいずれかで「1」に○をつけた方のみお答え下さい。

問3のAで1に○をつけた方は指定管理者についてお答え下さい。

Aで2または3、Bで1に○をつけた方は管理作業の受託者についてお答え下さい。

A・Bで2または3、Cで1に○をつけた方は5条許可を得た者についてお答え下さい。

（以下の質問では、上記波線をつけた者を「管理を行う者」と呼ぶことにします。）

問4-1 上記のような管理を行う者に対し、貴自治体では、下記のa～nの項目を行わせていますか。お答えを下の①～⑤の中から選び、各項目の（ ）にご記入下さい。

- a. 植物管理（ ） b. 修繕（ ） c. 案内（ ） d. 広報（ ） e. 苦情対応（ ）  
 f. 利用指導（ ） g. イベントの開催（ ） h. 行為の許可の申請受付（ ）  
 i. 放置物件の処理（ ） j. 料金徴収事務（ ） \*注3 **注3: j, kについて有料施設がない場合、お答えは④にしてください。**  
 k. 利用料金を自らの収入として取得すること（ ） \*注3

1. 有料施設の経営（ ） \*注4下記参照 m. 有料イベント・講習会の経営（ ） \*注4

n. (事実上の)公園利用者に対する行為の許可（ ）

①必須業務として行わせる。 ②指定管理者に提案を出させ可能ならば行わせる。

③特に決めていない。 ④行わせない。 ⑤その他(具体的には )

注4: ここで「経営」とは、公園管理者からの委託料のほか、入场料、使用料、参加費もしくはスポンサー企業からの宣伝料などの収入により収益を期待できる事業を行うことを言います。)

問4-2 前記のa～nの他に管理を行う者の業務がありましたら、お答え下さい。

( ) 無い場合は右の□に×をつけて下さい。□

問5-1 管理を行う者の管理の期間は次のどれでしょう（一年未満は切り上げでお答え下さい）。

- ①1年 ②2年 ③3年 ④4年 ⑤5年 ⑥6～9年 ⑦10年以上

(次の問5-2～5は管理を行う者を公募した場合にのみお答え下さい。公募を行っていない場合は右の□に×をつけて問6-1に進んで下さい。→→→□ )

問5-2 選定委員会等のメンバー構成に該当するものに○をつけてください。

- ①内部職員主体 ②外部の委員主体 ③内外半々 ④その他(具体的には )

問5-3 応募資料の評価の手続きに該当するものに○をつけてください。

①自治体(選定事務局)では応募資料の内容について整理することはあまりせず、選定委員がほとんど直接評価を行った。

②自治体(選定事務局)で応募資料の内容を整理し、それにもとづき選定委員が応募者の評価を行った。

③自治体(選定事務局)で応募資料により応募者を評価し、その結果を選定委員が検討し承認した。

④その他(具体的には )

問5-4 応募者の評価について要素別に重みをつけている場合、全体を100とした場合の重みを例にならいお答え下さい。重み付けを行っていない場合は右の□に×をつけて下さい。→→→□

評価要素	受託管理費	業務実績	組織体制	法令の遵守	維持管理の提案	運営管理の提案	危機管理体制	経営の安定性	その他	合計
回答例	20	10	10	10	15	20	5	10		100 %
重み										100 %

注5: 管理費に「収益事業で得られた収益」を還元することが提案されている場合、「受託管理費」は還元分を「管理に要する経費」から控除した額を言います。

具体的には何でしょうか。( )

**問5-5** 「従来、公益法人が管理を行ってきた公園」について公募を行った自治体にお聞きします。貴自治体では、管理を行うものの決定に際し、従来管理を行ってきた団体の職員の処遇に対する提案を求めましたか。

(公益法人が管理を行ってきた公園についての公募がなかった場合は右の□に×をつけて下さい。→□)

1. 求めた。      2. 求めなかつた。

**問6-1** 管理作業の数量に関する契約方法は次のどれでしょうか。○をつけて下さい。

1. 管理作業（除草、清掃等）の数量を決めて契約している。  
2. 管理作業の数量は決めず、管理の水準を定性的に定めに契約している。  
3. その他（具体的には）

**問6-2** 工作物修繕に関する自治体と管理を行う者の役割分担は次のどれでしょうか。

1. 1件当たり一定額以下の修繕は管理を行う者が行う。（「一定額」とは\_\_\_\_\_万円）  
2. 年間の修繕予算の総額を決め、それ以下の修繕を管理を行う者が行う。  
3. ルールは決めていない。  
4. その他（具体的には）

**問7-1** 作業の履行確認の方法、頻度、および当該頻度についての評価を下記から選び、番号でお答え下さい。

方法→( )      頻度→( )      頻度の評価→( )

管理を行う者により方法・頻度・評価が変わる場合は、どのように変わるかをお答えください。

**履行確認の方法** 1. 現地で履行確認している。 2. 記録で履行確認している。

3. 現地または記録で履行確認している。 4. 現地および記録で履行確認している。  
5. 履行確認していない。 6. わからない。

7. その他（具体的には）

**履行確認の頻度** 1. 毎日 2. 1回の管理作業が終わる毎に 3. 毎月1回程度

4. 半年～四半期に1回程度 5. 年1回程度 6. 行っていない。  
7. その他（具体的には）

**当該頻度の評価** 1. 十分である 2. やや不十分である 3. 不十分である 4. わからない。

**問7-2** 打ち合わせ・会議などにより管理を行う者に対し行う業務の指導の頻度、および当該頻度についての評価を上記から選び、番号でお答え下さい。

方法→( )      頻度→( )      頻度の評価→( )

管理を行う者により方法・頻度・評価が変わる場合は、どのように変わるかをお答えください。

**問7-3** 管理を行う者に対する費用の支払いの頻度に○をつけてください。

- ①月に一度      ②四半期に一度      ③半年に一度  
④年に一度      ⑤不定期に      ⑥その他（具体的には）

**問7-4** 管理を行う者に対する管理費用の支払い額の決め方に○を付けてください。

- ①履行確認をした作業に対応する額  
②管理期間に対応する額（例えば毎月支払いを行う場合は年間契約額の1/12を支払う。）  
③その他（具体的には）

**問8-1** 次のa～oのそれぞれの項目について、貴自治体における制度導入に伴い起きていたる変化に該当するものに○をつけて下さい。

- a. トータルとしての予算の節減（人件費、業務委託費等。従来と同じ成果がより小さな経費で得られること。予算の削減ではありません。） 1. 節減された 2. ±0 3. 無駄が増えた 4. 不明  
b. 制度導入による自治体組織増減 1. 減 2. やや減 3. ±0 4. やや増 5. 増 6. 不明  
c. 募集・選定・議会承認等に係る自治体の業務負担  
1. 負担はない 2. やや増加 3. 著しく増加 4. 不明  
d. 指導・履行確認・評価等に係る日常業務負担  
1. 著しく軽減 2. やや軽減 3. ±0 4. やや増加 5. 著しく増加 6. 不明  
e. 精算・支払い等に係る日常業務負担  
1. 著しく軽減 2. やや軽減 3. ±0 4. やや増加 5. 著しく増加 6. 不明  
f. 管理を行う者の選定の技術的困難性 1. 無し 2. ややあり 3. あり 4. 不明  
(具体的には)  
g. 選定能力のある委員の不足 1. 不足している 2. やや不足 3. 問題なし 4. 不明  
h. 応募者の不足（ゼロ又は1者のみ） 1. 起きている 2. 起きていない 3. 公募していない  
i. 履行確認（もしくは業務履行）の確実性 1. 向上した 2. 変化無し 3. 低下 4. 不明  
j. 管理業務の評価の技術的困難性 1. 無し 2. ややあり 3. あり 4. 不明  
(具体的には)  
k. 従来の管理団体の職員の雇用問題 1. 無し 2. ややあり 3. あり 4. 不明  
l. 住民・NPO等の活動への影響 1. 良 2. ±0 3. 悪 4. 不明  
m. 地域外事業者の参入による地域経済への影響 1. 良 2. ±0 3. 悪 4. 不明  
n. 管理を行う者による管理業務の独占 1. 無し 2. ややあり 3. あり 4. 不明  
o. 公園に対する利用者の評価 1. 向上した 2. 変化なし 3. 低下 4. 不明  
p. その他の成果または課題がありましたらお答え下さい。  
( )  
**上記の成果・問題の有無が全くわからない場合は右の□に×をつけて下さい。** →→→□q)  
**上記の全部または一部について回答することが立場上困難であるとお感じになる場合は右の□に×をつけて下さい。** →→→□r)

**問8-2** 有料施設により管理を行う者が挙げた収益の扱いについて、次の中から該当するものにすべて○をつけてください。

- (利用料金制の公園がない場合は、右の□に×をつけてください。 →→→□)
1. 収益は管理を行う者が取りきりになっている。
  2. 管理を行う者には収益を公園の管理費に使わせている。
  3. 管理を行う者には収益の一部を自治体に納入させている。
  4. 収益に応じ翌年の委託費を削減することになっている。
  5. 有料施設による収益は上がっていない。
  6. その他（具体的には）

**問8-3** 管理を行う者から公園管理者（自治体）に対し出された希望・要望などがありましたら、お答えください。無い場合は右の□に×を記入して下さい。 →→→□

( )

**問8-4** 指定管理者制度を運用する上で、できるだけ成果を挙げたり、弊害を抑えるためにしている工夫がありましたらお答え下さい。

( )

**問9-1** 管理を行う者による管理をすでに開始した公園について、右ページの表に指定または委託または許可の一件毎に、次の事項について記入して下さい（記入例参照）。

- ・(1)管理を行わせている公園種別、および(2)種別ごとの箇所数
- ・(3)利用料金制にかかる有料施設・常設サービスの有無・種類
- ・(4)問3A-Cの制度導入のねらい、(5)制度導入後、実際得られた成果、(6)実際起った問題
- ・(7)選定の際の一般公募（または競争入札）の有無、(8)公募のときの応募件数
- ・(9)指定管理者の種類、(10)従来、管理を行っていた者の種類
- ・(11)管理費の増減

#### 表の記入要領

- ・「選」と表示した(1)(4)(5)(6)(9)(10)は、下の選択肢の中から該当する番号を縦て記入して下さい。
- ・町会など多数の住民団体に街区公園等を管理させている場合、あるいは同じような施設（例えばプールなどを同じような方法で異なる指定管理者に管理させている場合は、まとめて1行で記入し、その件数を「(2)数」の欄に（ ）書きで記入してください。
- ・「(3)利用料金制に係る有料施設・常設サービス」は、施設、サービスの種類を記入して下さい。このような施設サービスが無い公園は「□無し」の□に×をつけてください。入園料が利用料金制の対象である公園は「有料公園」とお書き下さい。
- ・「(5)(6)導入の成果・問題」はごく小さい成果・問題ではなく、明確にあると認められる成果・問題のみをお答え下さい。
- ・「(7)公募・競争の有無」は「有」「無」のいずれかに○をつけてください。「無」のとき、「(8)応募件数」の記入は不要です。
- ・「(9)管理者の種類」「(10)従来、管理を行っていた者」について「4.その他公共的団体」または「8.他の団体」を選んだ場合は、その団体の種類を（ ）書きで記入してください。
- ・「(11)管理費の増減」は+に○をつけ、増減幅を%単位でお答え下さい。正確な値がわからない場合はおよその値で結構です。なお、比較対象は「自治体が示した管理水準を満たすために必要とされた管理費（例えば予定価格）」とします（予算の削減分は含みません）。
- ・書ききれない場合は、次ページをコピーして記入してください。

#### 選択肢

##### (1)公園の種別

- ①街区 ②近隣 ③地区 ④総合 ⑤運動 ⑥風致 ⑦動植物 ⑧歴史 ⑨墓園 ⑩広域  
⑪リクリエーション都市 ⑫緩衝緑地 ⑬都市緑地 ⑭都市林 ⑮緑道 ⑯広場公園

##### (4)導入のねらい、(5)実際の成果

- |                      |                    |                   |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 1. 成果はない。            | 2. 成果があるのかわからない。   |                   |
| 3. 自治体の管理費負担の軽減      | 4. 自治体の組織の合理化      | 5. 維持管理の質の向上      |
| 6. 接遇サービスの向上         | 7. 新たなサービスの提供      | 8. 利用可能時間や受付時間の延長 |
| 9. 利用料金の引き下げ         | 10. 利用のしやすさの向上     | 11. P R・情報提供の充実   |
| 12. クレームやトラブルへの対応の改善 | 13. 緊急時への対応の改善     | 14)マニュアル類の充実      |
| 15. 管理担当職員教育の充実      | 16. 地域経済の活性化       | 17. 地域の団体等の活性化    |
| 18. NPO やボランティアの育成   | 19. 自治体との連絡・調整の緊密化 |                   |
| 20. その他（具体的には）       |                    |                   |

## (6) 実際の問題

- ①問題はない。 ②問題があるのか無いのかわからない。 ③財政負担の増大  
 ④維持管理の質の低下 ⑤サービスの低下または中止 ⑥料金値上げ  
 ⑦クレームやトラブルの増加 ⑧事故の増加 ⑨緊急時対応の悪化 ⑩地域の団体活動の衰退  
 ⑪管理担当者と行政との意志疎通の悪化 ⑫管理を行っていた事業者の撤退  
 ⑬その他（具体的には）

## (8) 応募件数

- ①1件 ②2件 ③3件 ④4件 ⑤5件 ⑥6件以上

## (9) 管理を行う者の種類、(10) 従来管理を行っていた者の種類

0. 直営\*注6 1. 財団法人 2. 社団法人 3. 第三セクター 4. その他公共的団体 5. 民間事業者  
 6. 町会 7. NPO 8. その他の団体 (4, 8を選んだときは下欄に具体的な種類を記入して下さい。  
 9. 従前の管理を行っていた者はいない（公園が新設された。）

**注6**：「直営」とは自治体が公園を自ら管理し、あるいは事実行為としての個別の管理作業のみを民間事業者に委託することをいいます。

公園の種別 力所数	(1) 種別 選	(2) 力所数	(3) 利用料金制に係る 有料 施設・常設サービス	(4) 導入の ねらい (選)	(5) 実際の 成績 (選)	(6) 実際の 問題 (選)	(7) 公募・競争 の有無	(8) 応募件数	(9) 管理を行 う者の種 類選	(10) 従来、管 理を行つ ていた者 の種類選	(11) 管理費の 増(+) 減(-) (%)
記入例	② 3 ④ 1	（左欄の例は「近隣公園3カ所、総合公園1カ所」を示す。）	喫茶店、テニススクール □無し	3, 6 6, 7 7	3, 6 6, 7 7	③ （有） ・ 無	③ （有） ・ 無	5,8(スポーツ愛好会) （右欄の例は-5%を示す）	0 （右欄の例は-5%を示す）	+ 5 ○	-
			□無し				有 ・ 無			+ -	
			□無し				有 ・ 無			+ -	
			□無し				有 ・ 無			+ -	
			□無し				有 ・ 無			+ -	
			□無し				有 ・ 無			+ -	

**問9-2** 問9-1で「(5)実際の成果」として「5.維持管理の質の向上」「7.新たなサービスの提供」「10.利用のしやすさの向上」のいずれかを挙げた方にうかがいます。維持管理の質、サービス、利用のしやすさ等の向上の具体的な内容をお答えください。

( )

**問9-3** 問9-1で「(6)実際の問題」として「4.維持管理の質の低下」「5.サービスの低下または中止」「6.料金値上げ」のいずれかを挙げた方にうかがいます。維持管理の質低下、サービス低下、料金値上げ等の具体的な内容をお答えください。

( )

**問10-1** 差し支えなければ管理を行っている者の団体名を、お答えください。

事業者名	TEL

**問10-2** 指定管理者制度の導入について、下記A、Bのような事実や感想が聞かれます。貴部局におけるこれらの事実の有無、そう思うか否かについてお答え下さい。

A. 指定管理者を導入するするよう公園担当部以外から強く指導を受けた。

1. ある。 2. ない。

B. 行政が自ら選び監督している指定管理者の業務に悪い評価は行いにくい。

1. そう思う。 2. 思わない。

上記の質問には答えられないとお考えになる場合は右の□に×を記入して下さい。→□

ご協力ありがとうございました。（社）日本公園緑地協会宛て返送下さい。

## 都市公園における指定管理者制度等の導入に関するアンケート集計結果

## 問1. 人口

	件数	割合 N=1,012
都道府県・支庁	33	3.3
100万人未満	5	0.5
100～200万人未満	15	1.5
200万人以上	13	1.3
市町村	979	96.7
3万人未満	414	40.9
3～5万人未満	152	15.0
5～10万人未満	205	20.3
10～20万人未満	115	11.4
20～30万人未満	35	3.5
30～50万人未満	36	3.6
50～100万人未満	14	1.4
100万人以上	8	0.8
全 体	1,012	100.0
平均 (都道府県・支庁)	N=33	204.5万人
平均 (市町村)	N=979	8.9万人

## 問2. 都市公園種別箇所数合計

	合計 箇所数	平均 箇所数
街区	N=758	50,954
近隣	N=623	3,482
地区	N=455	1,083
総合	N=471	839
運動	N=346	512
風致	N=190	398
動植	N=41	48
歴史	N=130	191
墓園	N=129	162
広域	N=73	167
レク	N=10	23
緩衝	N=60	123
都緑	N=418	4,679
都林	N=20	130
緑道	N=133	616
広場	N=94	697
合計	N=907	64,102
		70.7

問2. 都市公園種別箇所数

		なし	1箇所 所未満	2~5箇 所未満	5~10箇 所未満	10~30箇 所未満	30~50箇 所未満	50~100箇 所未満	100箇以上	無回答	全体	
件数	街区	232	52	97	121	196	87	76	129	22	1,012	
	近隣	367	182	247	113	66	10	4	1	22	1,012	
	地区	537	238	173	33	10	1	0	0	20	1,012	
	総合	523	286	164	19	2	0	0	0	18	1,012	
	運動	652	249	89	7	1	0	0	0	14	1,012	
	風致	810	127	47	8	8	0	0	0	12	1,012	
	動植	962	35	6	0	0	0	0	0	9	1,012	
	歴史	871	95	33	2	0	0	0	0	11	1,012	
	墓園	874	105	24	0	0	0	0	0	9	1,012	
	広域	929	44	21	7	1	0	0	0	10	1,012	
	レク	993	6	3	0	1	0	0	0	9	1,012	
	緩衝	942	40	15	4	1	0	0	0	10	1,012	
	都緑	577	132	112	61	69	23	16	5	17	1,012	
	都林	983	12	4	2	0	1	1	0	9	1,012	
	緑道	868	50	45	20	16	2	0	0	11	1,012	
	広場	907	36	42	8	3	1	3	1	11	1,012	
	合計	68	74	108	138	232	106	99	150	37	1,012	
割合	街区	N=1,012	22.9	5.1	9.6	12.0	19.4	8.6	7.5	12.7	100.0	
	近隣	N=1,012	36.3	18.0	24.4	11.2	6.5	1.0	0.4	0.1	2.2	100.0
	地区	N=1,012	53.1	23.5	17.1	3.3	1.0	0.1	0.0	0.0	2.0	100.0
	総合	N=1,012	51.7	28.3	16.2	1.9	0.2	0.0	0.0	0.0	1.8	100.0
	運動	N=1,012	64.4	24.6	8.8	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	1.4	100.0
	風致	N=1,012	80.0	12.5	4.6	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	1.2	100.0
	動植	N=1,012	95.1	3.5	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0
	歴史	N=1,012	86.1	9.4	3.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	100.0
	墓園	N=1,012	86.4	10.4	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0
	広域	N=1,012	91.8	4.3	2.1	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	1.0	100.0
	レク	N=1,012	98.1	0.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0
	緩衝	N=1,012	93.1	4.0	1.5	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	1.0	100.0
	都緑	N=1,012	57.0	13.0	11.1	6.0	6.8	2.3	1.6	0.5	1.7	100.0
	都林	N=1,012	97.1	1.2	0.4	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.9	100.0
	緑道	N=1,012	85.8	4.9	4.4	2.0	1.6	0.2	0.0	0.0	1.1	100.0
	広場	N=1,012	89.6	3.6	4.2	0.8	0.3	0.1	0.3	0.1	1.1	100.0
	合計	N=1,012	6.7	7.3	10.7	13.6	22.9	10.5	9.8	14.8	3.7	100.0
割合 (除無回答)	街区	N=990	23.4	5.3	9.8	12.2	19.8	8.8	7.7	13.0	—	100.0
	近隣	N=990	37.1	18.4	24.9	11.4	6.7	1.0	0.4	0.1	—	100.0
	地区	N=992	54.1	24.0	17.4	3.3	1.0	0.1	0.0	0.0	—	100.0
	総合	N=994	52.6	28.8	16.5	1.9	0.2	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	運動	N=998	65.3	24.9	8.9	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	風致	N=1,000	81.0	12.7	4.7	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	動植	N=1,003	95.9	3.5	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	歴史	N=1,001	87.0	9.5	3.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	墓園	N=1,003	87.1	10.5	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	広域	N=1,002	92.7	4.4	2.1	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	レク	N=1,003	99.0	0.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	緩衝	N=1,002	94.0	4.0	1.5	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	都緑	N=995	58.0	13.3	11.3	6.1	6.9	2.3	1.6	0.5	—	100.0
	都林	N=1,003	98.0	1.2	0.4	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	—	100.0
	緑道	N=1,001	86.7	5.0	4.5	2.0	1.6	0.2	0.0	0.0	—	100.0
	広場	N=1,001	90.6	3.6	4.2	0.8	0.3	0.1	0.3	0.1	—	100.0
	合計	N=975	7.0	7.6	11.1	14.2	23.8	10.9	10.2	15.4	—	100.0

問2. 都市公園種別合計面積

		件数	割合 (N=944)	割合 (N=894)
5ha未満		95	10.1	10.6
5~10ha未満		75	7.9	8.4
10~20ha未満		165	17.5	18.5
20~30ha未満		100	10.6	11.2
30~50ha未満		128	13.6	14.3
50~100ha未満		142	15.0	15.9
100~300ha未満		134	14.2	15.0
300ha以上		55	5.8	6.2
無回答		50	5.3	—
全 体		944	100.0	100.0
合計(合計面積)		N=894	75,736.7ha	
平均(合計面積)		N=894	84.7ha	

問3. 都市公園の管理に導入している手法

		導入済み	導入予定	導入は考 えていな い	無回答	全体
件数	指定管理者制度	320	101	511	12	944
	管理作業の包括的委託	286	40	558	60	944
	公園区域の一定割合の管理	69	13	793	69	944
割合	指定管理者制度	N=944	33.9	10.7	54.1	1.3
	管理作業の包括的委託	N=944	30.3	4.2	59.1	6.4
	公園区域の一定割合の管理	N=944	7.3	1.4	84.0	7.3
割合 (除無回答)	指定管理者制度	N=932	34.3	10.8	54.8	—
	管理作業の包括的委託	N=884	32.4	4.5	63.1	—
	公園区域の一定割合の管理	N=875	7.9	1.5	90.6	—
100.0						

問4－1. 管理を行う者に行わせていた管理項目

		必須業務 として行 わせる	指定管理 者に提案 を出させ 可能なら ば行わせ	特に決め ていない	行わせな い	その他	無回答	全体
指定管理者制度	植物管理	280	8	8	10	0	14	320
	修繕	221	37	9	17	24	12	320
	案内	218	18	53	10	1	20	320
	広報	155	44	79	22	1	19	320
	苦情対応	236	17	41	8	3	15	320
	利用指導	233	16	46	7	2	16	320
	イベントの開催	87	137	55	21	2	18	320
	行為の許可の申請受付	180	6	9	98	4	23	320
	放置物件の処理	150	26	75	41	6	22	320
	料金徴収事務	219	1	1	88	1	10	320
	利用料金を自らの収入として取得すること	163	6	2	131	4	14	320
	有料施設の経営	124	53	23	96	3	21	320
	有料イベント・講習会の経営	53	135	44	65	1	22	320
	(事実上の) 公園利用者に対する行為の許可	168	12	7	115	3	15	320
割合	植物管理	N=320	87.5	2.5	2.5	3.1	0.0	4.4
	修繕	N=320	69.1	11.6	2.8	5.3	7.5	3.8
	案内	N=320	68.1	5.6	16.6	3.1	0.3	6.3
	広報	N=320	48.4	13.8	24.7	6.9	0.3	5.9
	苦情対応	N=320	73.8	5.3	12.8	2.5	0.9	4.7
	利用指導	N=320	72.8	5.0	14.4	2.2	0.6	5.0
	イベントの開催	N=320	27.2	42.8	17.2	6.6	0.6	5.6
	行為の許可の申請受付	N=320	56.3	1.9	2.8	30.6	1.3	7.2
	放置物件の処理	N=320	46.9	8.1	23.4	12.8	1.9	6.9
	料金徴収事務	N=320	68.4	0.3	0.3	27.5	0.3	3.1
	利用料金を自らの収入として取得すること	N=320	50.9	1.9	0.6	40.9	1.3	4.4
	有料施設の経営	N=320	38.8	16.6	7.2	30.0	0.9	6.6
	有料イベント・講習会の経営	N=320	16.6	42.2	13.8	20.3	0.3	6.9
	(事実上の) 公園利用者に対する行為の許可	N=320	52.5	3.8	2.2	35.9	0.9	4.7
割合 (除無回答)	植物管理	N=306	91.5	2.6	2.6	3.3	0.0	—
	修繕	N=308	71.8	12.0	2.9	5.5	7.8	—
	案内	N=300	72.7	6.0	17.7	3.3	0.3	—
	広報	N=301	51.5	14.6	26.2	7.3	0.3	—
	苦情対応	N=305	77.4	5.6	13.4	2.6	1.0	—
	利用指導	N=304	76.6	5.3	15.1	2.3	0.7	—
	イベントの開催	N=302	28.8	45.4	18.2	7.0	0.7	—
	行為の許可の申請受付	N=297	60.6	2.0	3.0	33.0	1.3	—
	放置物件の処理	N=298	50.3	8.7	25.2	13.8	2.0	—
	料金徴収事務	N=310	70.6	0.3	0.3	28.4	0.3	—
	利用料金を自らの収入として取得すること	N=306	53.3	2.0	0.7	42.8	1.3	—
	有料施設の経営	N=299	41.5	17.7	7.7	32.1	1.0	—
	有料イベント・講習会の経営	N=298	17.8	45.3	14.8	21.8	0.3	—
	(事実上の) 公園利用者に対する行為の許可	N=305	55.1	3.9	2.3	37.7	1.0	—
100.0								

問4-1. 管理を行う者に行わせていた管理項目

管理作業の包括的委託		必須業務として行わせる	指定管理者に提案を出させ可能ならば行わせ	特に決めていらない	行わせない	その他	無回答	全体
件数	植物管理	124	5	9	6	3	20	167
	修繕	28	16	35	59	7	22	167
	案内	26	2	39	76	0	24	167
	広報	5	3	27	107	0	25	167
	苦情対応	18	2	33	88	2	24	167
	利用指導	33	1	32	76	1	24	167
	イベントの開催	6	4	14	118	0	25	167
	行為の許可の申請受付	12	0	3	126	0	26	167
	放置物件の処理	23	8	32	78	2	24	167
	料金徴収事務	28	0	0	127	1	11	167
	利用料金を自らの収入として取得すること	3	0	0	152	0	12	167
	有料施設の経営	5	0	4	131	0	27	167
	有料イベント・講習会の経営	1	1	8	128	0	29	167
	(事実上の)公園利用者に対する行為の許可	8	1	5	124	0	29	167
割合	植物管理	N=167	74.3	3.0	5.4	3.6	12.0	100.0
	修繕	N=167	16.8	9.6	21.0	35.3	4.2	100.0
	案内	N=167	15.6	1.2	23.4	45.5	0.0	100.0
	広報	N=167	3.0	1.8	16.2	64.1	0.0	100.0
	苦情対応	N=167	10.8	1.2	19.8	52.7	1.2	100.0
	利用指導	N=167	19.8	0.6	19.2	45.5	0.6	100.0
	イベントの開催	N=167	3.6	2.4	8.4	70.7	0.0	100.0
	行為の許可の申請受付	N=167	7.2	0.0	1.8	75.4	0.0	100.0
	放置物件の処理	N=167	13.8	4.8	19.2	46.7	1.2	100.0
	料金徴収事務	N=167	16.8	0.0	0.0	76.0	0.6	100.0
	利用料金を自らの収入として取得すること	N=167	1.8	0.0	0.0	91.0	0.0	100.0
	有料施設の経営	N=167	3.0	0.0	2.4	78.4	0.0	100.0
	有料イベント・講習会の経営	N=167	0.6	0.6	4.8	76.6	0.0	100.0
	(事実上の)公園利用者に対する行為の許可	N=167	4.8	0.6	3.0	74.3	0.0	100.0
割合 (除無回答)	植物管理	N=147	84.4	3.4	6.1	4.1	2.0	100.0
	修繕	N=145	19.3	11.0	24.1	40.7	4.8	100.0
	案内	N=143	18.2	1.4	27.3	53.1	0.0	100.0
	広報	N=142	3.5	2.1	19.0	75.4	0.0	100.0
	苦情対応	N=143	12.6	1.4	23.1	61.5	1.4	100.0
	利用指導	N=143	23.1	0.7	22.4	53.1	0.7	100.0
	イベントの開催	N=142	4.2	2.8	9.9	83.1	0.0	100.0
	行為の許可の申請受付	N=141	8.5	0.0	2.1	89.4	0.0	100.0
	放置物件の処理	N=143	16.1	5.6	22.4	54.5	1.4	100.0
	料金徴収事務	N=156	17.9	0.0	0.0	81.4	0.6	100.0
	利用料金を自らの収入として取得すること	N=155	1.9	0.0	0.0	98.1	0.0	100.0
	有料施設の経営	N=140	3.6	0.0	2.9	93.6	0.0	100.0
	有料イベント・講習会の経営	N=138	0.7	0.7	5.8	92.8	0.0	100.0
	(事実上の)公園利用者に対する行為の許可	N=138	5.8	0.7	3.6	89.9	0.0	100.0

問4-2. 「問4-1 a～n」の他に管理を行う者の業務有無

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合) N=320
あり	61	19.1
なし	217	67.8
無回答	42	13.1
全 体		320 100.0

## 問5－1. 管理を行う者の管理期間

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=320
1年	18	5.6
2年	7	2.2
3年	166	51.9
4年	23	7.2
5年	72	22.5
6～9年	2	0.6
10年以上	6	1.9
無回答	26	8.1
全　体	320	100.0

## 管理を行う者の公募について

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=320
公募を行っている	204	63.8
公募を行っていない	110	34.4
無回答	6	1.9
全　体	320	100.0

【管理を行う者の公募についてで「行っている」と回答した方のみ】

## 問5－2. 選定委員会等のメンバー構成

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=204
内部職員主体	105	51.5
外部の委員主体	51	25.0
内外半々	42	20.6
その他	5	2.5
無回答	1	0.5
全　体	204	100.0

【管理を行う者の公募についてで「行っている」と回答した方のみ】

## 問5－3. 応募資料の評価手続き

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=204
自治体(選定事務局)では応募資料の内容について整理することはあまりせず、選定委員がほとんど直接評価を行った	49	24.0
自治体(選定事務局)で応募資料の内容を整理し、それにもとづき選定委員が応募者の評価を行った	122	59.8
自治体(選定事務局)で応募資料により応募者を評価し、その結果を選定委員が検討し承認した	23	11.3
その他	5	2.5
無回答	5	2.5
全　体	204	100.0

【管理を行う者の公募についてで「行っている」と回答した方のみ】

## 問5－4. 応募者の評価について

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=204
重み付けを行っている	130	63.7
重み付けを行っていない	48	23.5
無回答	26	12.7
全　体	204	100.0

## 【問5-4. 応募者の評価についてで「重み付けを行っている」と回答した方のみ】

問5-4. 要素別重み付け

指定管理者制度		なし	5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~30%未満	30%以上	無回答	全体	平均(%)
件数	受託管理費	12	1	12	27	15	43	20	0	130	17.1
	業務実績	17	15	34	48	8	5	1	2	130	7.9
	組織体制	9	3	27	57	21	10	2	1	130	10.7
	法令の遵守	34	12	34	37	9	1	1	2	130	6.3
	維持管理の提案	9	0	17	37	34	23	9	1	130	14.0
	運営管理の提案	8	1	11	17	19	53	20	1	130	18.4
	危機管理態勢	18	12	53	36	9	1	0	1	130	6.6
	経営の安定性	16	7	36	48	6	12	4	1	130	9.3
	その他	67	0	16	13	8	12	12	2	130	10.0
割合	受託管理費	N=130	9.2	0.8	9.2	20.8	11.5	33.1	15.4	0.0	100.0
	業務実績	N=130	13.1	11.5	26.2	36.9	6.2	3.8	0.8	1.5	100.0
	組織体制	N=130	6.9	2.3	20.8	43.8	16.2	7.7	1.5	0.8	100.0
	法令の遵守	N=130	26.2	9.2	26.2	28.5	6.9	0.8	0.8	1.5	100.0
	維持管理の提案	N=130	6.9	0.0	13.1	28.5	26.2	17.7	6.9	0.8	100.0
	運営管理の提案	N=130	6.2	0.8	8.5	13.1	14.6	40.8	15.4	0.8	100.0
	危機管理態勢	N=130	13.8	9.2	40.8	27.7	6.9	0.8	0.0	0.8	100.0
	経営の安定性	N=130	12.3	5.4	27.7	36.9	4.6	9.2	3.1	0.8	100.0
	その他	N=130	51.5	0.0	12.3	10.0	6.2	9.2	9.2	1.5	100.0
(除無回答)	受託管理費	N=130	9.2	0.8	9.2	20.8	11.5	33.1	15.4	—	100.0
	業務実績	N=128	13.3	11.7	26.6	37.5	6.3	3.9	0.8	—	100.0
	組織体制	N=129	7.0	2.3	20.9	44.2	16.3	7.8	1.6	—	100.0
	法令の遵守	N=128	26.6	9.4	26.6	28.9	7.0	0.8	0.8	—	100.0
	維持管理の提案	N=129	7.0	0.0	13.2	28.7	26.4	17.8	7.0	—	100.0
	運営管理の提案	N=129	6.2	0.8	8.5	13.2	14.7	41.1	15.5	—	100.0
	危機管理態勢	N=129	14.0	9.3	41.1	27.9	7.0	0.8	0.0	—	100.0
	経営の安定性	N=129	12.4	5.4	27.9	37.2	4.7	9.3	3.1	—	100.0
	その他	N=128	52.3	0.0	12.5	10.2	6.3	9.4	9.4	—	100.0

## 【管理を行う者の公募についてで「行っている」と回答した方のみ】

問5-5. 「従来、公益法人が管理を行ってきた公園」について公募を行った場合、管理を行うものの決定に際し、従来管理を行ってきた団体の職員の処遇に対する提案を求めましたか

	指定管理者制度(件数) N=210	指定管理者制度(割合) N=210
求めた	43	20.5
求めなかつた	91	43.3
公募はなかつた	46	21.9
無回答	30	14.3
全 体	210	100.0

問6-1. 管理作業の数量に関する契約方法

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
管理作業（除草、清掃等）の数量を決めて契約している	121	37.8
管理作業の数量は決めず、管理の水準を定性的に定めて契約している	175	54.7
その他	13	4.1
無回答	11	3.4
全　体	320	100.0

問6-2. 工作物修繕に関する自治体と管理を行う者の役割分担

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
1件当たり一定額以下の修繕は管理を行う者が行う	217	67.8
年間の修繕予算の総額を決め、それ以下の修繕を管理を者が行う	49	15.3
ルールは決めていない	14	4.4
その他	36	11.3
無回答	4	1.3
全　体	320	100.0

問6-2. 1. 一定額とは

	指定管理者制度(件数) N=217	指定管理者制度(割合)
10万円未満	22	10.1
10～20万円未満	43	19.8
20～30万円未満	20	9.2
30～50万円未満	47	21.7
50～100万円未満	43	19.8
100万円以上	26	12.0
無回答	16	7.4
全　体	217	100.0
平　均	#REF!	36.2万円

問7-1. 確認の方法

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
現地で履行確認している	23	7.2
記録で履行確認している	80	25.0
現地または記録で履行確認している	94	29.4
現地および記録で履行確認している	100	31.3
履行確認していない	6	1.9
わからない	1	0.3
その他	3	0.9
無回答	13	4.1
全　体	320	100.0

問7-1. 確認の頻度

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
毎日	7	2.2
1回の管理作業が終わる毎に	31	9.7
毎月1回程度	155	48.4
半年～四半期に1回程度	55	17.2
年1回程度	28	8.8
行っていない	7	2.2
その他	22	6.9
無回答	15	4.7
全　体	320	100.0

問7-1. 頻度の評価

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
十分である	204	63.8
やや不十分である	65	20.3
不十分である	12	3.8
わからない	23	7.2
無回答	16	5.0
全 体	320	100.0

問7-2. 指導の方法

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
現地で指導している	43	13.4
記録で指導している	41	12.8
現地または記録で指導している	82	25.6
現地および記録で指導している	75	23.4
指導をしていない	13	4.1
わからない	4	1.3
その他	8	2.5
無回答	54	16.9
全 体	320	100.0

問7-2. 指導の頻度

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
毎日	11	3.4
1回の管理作業が終わる毎に	20	6.3
毎月1回程度	110	34.4
半年～四半期に1回程度	69	21.6
年1回程度	26	8.1
行っていない	19	5.9
その他	42	13.1
無回答	23	7.2
全 体	320	100.0

問7-2. 頻度の評価

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合)
十分である	182	56.9
やや不十分である	71	22.2
不十分である	15	4.7
わからない	27	8.4
無回答	25	7.8
全 体	320	100.0

問7-3. 管理を行う者に対する費用の支払の頻度

	指定管理者 制度(件数)	指定管理者 制度(割合) N=320
月に一度	72	22.5
四半期に一度	178	55.6
半年に一度	23	7.2
年に一度	17	5.3
不定期に	4	1.3
その他	15	4.7
無回答	11	3.4
全　体	320	100.0

問7-4. 管理を行う者に対する管理費用の支払額の決め方

	指定管理者 制度(件数)	指定管理者 制度(割合) N=320
履行確認をした作業に対応する額	34	10.6
管理期間に対応する額	220	68.8
その他	58	18.1
無回答	8	2.5
全　体	320	100.0

## 問8－1. 制度導入に伴い起きている変化

## a. トータルとしての予算節減

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
節減された	223	69.7
±0	57	17.8
無駄が増えた	3	0.9
不明	25	7.8
無回答	12	3.8
全　体	320	100.0

## b. 制度導入による自治体組織増減

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
減	42	13.1
やや減	58	18.1
±0	188	58.8
やや増	6	1.9
増	0	0.0
不明	15	4.7
無回答	11	3.4
全　体	320	100.0

## c. 募集・選定・議会承認等に係る自治体の業務負担

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
負担増はない	36	11.3
やや増加	164	51.3
著しく増加	82	25.6
不明	26	8.1
無回答	12	3.8
全　体	320	100.0

## d. 指導・履行確認・評価等に係る日常業務負担

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
著しく軽減	15	4.7
やや軽減	67	20.9
±0	88	27.5
やや増加	110	34.4
著しく増加	19	5.9
不明	12	3.8
無回答	9	2.8
全　体	320	100.0

## e. 精算・支払い等に係る日常業務負担

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
著しく軽減	33	10.3
やや軽減	64	20.0
±0	138	43.1
やや増加	59	18.4
著しく増加	6	1.9
不明	9	2.8
無回答	11	3.4
全　体	320	100.0

## 問8－1. 制度導入に伴い起きている変化

f. 管理を行う者の選定の技術的困難性

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
無し	132	41.3
ややあり	67	20.9
あり	30	9.4
不明	64	20.0
無回答	27	8.4
全　体	320	100.0

## 問8－1. 制度導入に伴い起きている変化

g. 選定能力のある委員の不足

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
不足している	16	5.0
やや不足	36	11.3
問題なし	154	48.1
不明	84	26.3
無回答	30	9.4
全　体	320	100.0

h. 応募者の不足

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
起きている	50	15.6
起きていない	147	45.9
公募していない	106	33.1
無回答	17	5.3
全　体	320	100.0

i. 履行確認（業務履行）の確実性

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
向上した	91	28.4
変化無し	184	57.5
低下	8	2.5
不明	24	7.5
無回答	13	4.1
全　体	320	100.0

j. 管理業務の評価の技術的困難性

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
無し	133	41.6
ややあり	78	24.4
あり	32	10.0
不明	55	17.2
無回答	22	6.9
全　体	320	100.0

## 問8－1. 制度導入に伴い起きている変化

## k. 従来の管理団体の職員の雇用問題

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
無し	175	54.7
ややあり	51	15.9
あり	27	8.4
不明	48	15.0
無回答	19	5.9
全　　体	320	100.0

## l. 住民・NPO等の活動への影響

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
良	60	18.8
±0	165	51.6
悪	1	0.3
不明	80	25.0
無回答	14	4.4
全　　体	320	100.0

## m. 地域外事業者の参入による地域経済への影響

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
良	13	4.1
±0	141	44.1
悪	4	1.3
不明	140	43.8
無回答	22	6.9
全　　体	320	100.0

## n. 管理を行う者による管理業務の独占

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
無し	187	58.4
ややあり	36	11.3
あり	16	5.0
不明	60	18.8
無回答	21	6.6
全　　体	320	100.0

## o. 公園に対する利用者の評価

	指定管理者 制度(件数) N=320	指定管理者 制度(割合)
向上した	110	34.4
変化なし	124	38.8
低下	7	2.2
不明	58	18.1
無回答	21	6.6
全　　体	320	100.0

問8－1. 制度導入に伴い起きている変化

q. 成果・問題の有無が全く不明

	件数
全 体	51
指定管理者制度	6
管理作業の包括的委託	42
公園区域の一定割合の管理	3

r. 成果・回答について立場上困難回答がある

	件数
全 体	55
指定管理者制度	37
管理作業の包括的委託	18
公園区域の一定割合の管理	0

問8－2. 有料施設により管理を行う者があげた収益の扱いについて（複数回答）

	指定管理者 制度(件数)	指定管理者 制度(割合) N=320
収益は管理を行う者が取りきりになっている	99	30.9
管理を行う者には収益を公園の管理費に使わせている	99	30.9
管理を行う者には収益の一部を自治体に納入させている	25	7.8
収益に応じ翌年の委託費を削減することになっている	16	5.0
有料施設による収益は上がっていない	11	3.4
その他	32	10.0
利用料金制の公園は無い	74	23.1
無回答	7	2.2
全 体	363	—

問9－1. 管理を行う者による管理を開始した公園について

(1) 公園の種別（複数回答）

	指定管理者 制度(件数)	指定管理者 制度(割合) N=708
街区	107	15.1
近隣	122	17.2
地区	136	19.2
総合	222	31.4
運動	123	17.4
風致	38	5.4
動植物	10	1.4
歴史	20	2.8
墓園	10	1.4
広域	62	8.8
レクリエーション都市	6	0.8
緩衝緑地	14	2.0
都市緑地	94	13.3
都市林	3	0.4
緑道	21	3.0
広場公園	17	2.4
無回答	40	5.6
全 体	1,045	—

## 問9－1. 管理を行う者による管理を開始した公園について

## (2) 公園のカ所数

指定管理者制度		1カ所	2～5カ所未満	5～10カ所未満	10～30カ所未満	30～50カ所未満	50～100カ所未満	100カ所以上	無回答	全体	
件数	街区	20	11	19	21	7	6	12	11	107	
	近隣	52	43	12	4	1	0	0	10	122	
	地区	93	31	4	0	0	0	0	8	136	
	総合	179	33	0	0	0	0	0	10	222	
	運動	91	20	1	0	0	0	0	11	123	
	風致	30	4	1	0	0	0	0	3	38	
	動植物	9	1	0	0	0	0	0	0	10	
	歴史	15	2	0	0	0	0	0	3	20	
	墓園	9	1	0	0	0	0	0	0	10	
	広域	54	7	1	0	0	0	0	0	62	
	レクリエーション都市	6	0	0	0	0	0	0	0	6	
	緩衝緑地	9	1	2	0	0	0	0	2	14	
	都市緑地	51	16	8	5	4	2	0	8	94	
	都市林	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	緑道	11	7	0	1	0	0	0	2	21	
	広場公園	10	3	1	1	0	0	0	2	17	
割合	街区	N=107	18.7	10.3	17.8	19.6	6.5	5.6	11.2	10.3	100.0
	近隣	N=122	42.6	35.2	9.8	3.3	0.8	0.0	0.0	8.2	100.0
	地区	N=136	68.4	22.8	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	100.0
	総合	N=222	80.6	14.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	100.0
	運動	N=123	74.0	16.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	8.9	100.0
	風致	N=38	78.9	10.5	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	100.0
	動植物	N=10	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	歴史	N=20	75.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	100.0
	墓園	N=10	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	広域	N=62	87.1	11.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	レクリエーション都市	N=6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	緩衝緑地	N=14	64.3	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	100.0
	都市緑地	N=94	54.3	17.0	8.5	5.3	4.3	2.1	0.0	8.5	100.0
	都市林	N=3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	緑道	N=21	52.4	33.3	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	9.5	100.0
	広場公園	N=17	58.8	17.6	5.9	5.9	0.0	0.0	0.0	11.8	100.0
割合 (除無回答)	街区	N=96	20.8	11.5	19.8	21.9	7.3	6.3	12.5	—	100.0
	近隣	N=112	46.4	38.4	10.7	3.6	0.9	0.0	0.0	—	100.0
	地区	N=128	72.7	24.2	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	総合	N=212	84.4	15.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	運動	N=112	81.3	17.9	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	風致	N=35	85.7	11.4	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	動植物	N=10	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	歴史	N=17	88.2	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	墓園	N=10	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	広域	N=62	87.1	11.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	レクリエーション都市	N=6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	緩衝緑地	N=12	75.0	8.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	都市緑地	N=86	59.3	18.6	9.3	5.8	4.7	2.3	0.0	—	100.0
	都市林	N=3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	緑道	N=19	57.9	36.8	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	広場公園	N=15	66.7	20.0	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	—	100.0

## 問9－1．管理を行う者による管理を開始した公園について

(4) 導入のねらい（複数回答）

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=708
成果はない	0	0.0
成果があるのか無いのかわからない	0	0.0
自治体の管理費負担の軽減	610	86.2
自治体の組織の合理化	115	16.2
維持管理の質の向上	348	49.2
接遇サービスの向上	262	37.0
新たなサービスの提供	360	50.8
利用可能時間や受付時間の延長	76	10.7
利用料金の引き下げ	39	5.5
利用のしやすさの向上	164	23.2
PR・情報提供の充実	80	11.3
クレームやトラブルへの対応の改善	61	8.6
緊急時への対応の改善	38	5.4
マニュアル類の充実	14	2.0
管理担当職員教育の充実	15	2.1
地域経済の活性化	64	9.0
地域の団体等の活性化	47	6.6
NPOやボランティアの育成	18	2.5
自治体との連絡・調整の緊密化	31	4.4
その他	9	1.3
無回答	41	5.8
全　体	2,392	—

## 問9－1．管理を行う者による管理を開始した公園について

(5) 実際の成果（複数回答）

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=708
成果はない	15	2.1
成果があるのか無いのかわからない	83	11.7
自治体の管理費負担の軽減	481	67.9
自治体の組織の合理化	45	6.4
維持管理の質の向上	138	19.5
接遇サービスの向上	147	20.8
新たなサービスの提供	207	29.2
利用可能時間や受付時間の延長	109	15.4
利用料金の引き下げ	36	5.1
利用のしやすさの向上	66	9.3
PR・情報提供の充実	79	11.2
クレームやトラブルへの対応の改善	25	3.5
緊急時への対応の改善	28	4.0
マニュアル類の充実	9	1.3
管理担当職員教育の充実	9	1.3
地域経済の活性化	16	2.3
地域の団体等の活性化	21	3.0
NPOやボランティアの育成	13	1.8
自治体との連絡・調整の緊密化	23	3.2
その他	5	0.7
無回答	38	5.4
全　体	1,593	—

## 問9－1．管理を行う者による管理を開始した公園について

## (6) 実際の問題（複数回答）

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=708
問題はない	473	66.8
問題があるのか無いのかわからない	65	9.2
財政負担の増大	15	2.1
維持管理の質の低下	25	3.5
サービスの低下または中止	7	1.0
料金値上げ	3	0.4
クレームやトラブルの増加	17	2.4
事故の増加	1	0.1
緊急時対応の悪化	3	0.4
地域の団体活動の衰退	2	0.3
管理担当者と行政との意思疎通の悪化	30	4.2
管理を行っていた事業者の撤退	2	0.3
その他	26	3.7
無回答	58	8.2
全　体	727	—

## (7) 公募・競争の有無

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=708
有	382	54.0
無	299	42.2
無回答	27	3.8
全　体	708	100.0

## (8) 応募件数

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=382
1件	64	16.8
2件	72	18.8
3件	70	18.3
4件	48	12.6
5件	30	7.9
6件以上	70	18.3
無回答	28	7.3
全　体	382	100.0

## 問9－1．管理を行う者による管理を開始した公園について

## (9) 管理を行う者の種類（複数回答）

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=708
直営	12	1.7
財団法人	329	46.5
社団法人	32	4.5
第三セクター	31	4.4
その他公共的団体	43	6.1
民間事業者	204	28.8
町会	20	2.8
NPO	35	4.9
その他の団体	28	4.0
従前の管理を行っていた者はいない	0	0.0
無回答	28	4.0
全　　体	762	—

## (10) 従来、管理を行っていた者の種類

	指定管理者制度(件数)	指定管理者制度(割合) N=708
直営	230	32.5
財団法人	336	47.5
社団法人	23	3.2
第三セクター	25	3.5
その他公共的団体	45	6.4
民間事業者	14	2.0
町会	8	1.1
NPO	5	0.7
その他の団体	5	0.7
従前の管理を行っていた者はいない	16	2.3
無回答	37	5.2
全　　体	744	—

## 問9－1．管理を行う者による管理を開始した公園について

## (11) 管理費の増減

	指定管理者制度(件数) N=708	指定管理者制度(割合) N=708
-30%未満	22	3.1
-30~-20%未満	31	4.4
-20~-10%未満	63	8.9
-10~-5%未満	85	12.0
-5~0%未満	126	17.8
増減なし	117	16.5
~35%	18	2.5
無回答	246	34.7
全 体	708	100.0
平 均	#REF!	-8.3%

## 問10－2．指定管理者制度の導入について

## A. 指定管理者を導入するよう公園担当部局以外から強く指導を受けた

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合) N=320
ある	133	41.6
ない	120	37.5
無回答	67	20.9
全 体	320	100.0

## B. 行政が自ら選び監督している指定管理者の業務に悪い評価は行いにくい

	指定管理者制度(件数) N=320	指定管理者制度(割合) N=320
そう思う	62	19.4
思わない	186	58.1
無回答	72	22.5
全 体	320	100.0



## II. 公募研究報告



**■公募研究 1****都市緑地土壤の炭素固定機能に関する研究**

**千葉大学大学院園芸学研究科  
高橋輝昌**

**1. 背景と目的**

環境問題への関心が高まるにしたがって、植物による炭素固定機能への期待も高まっている。IPCC(2003)の炭素固定機能測定の指針である「グッドプラクティスガイダンス(土地利用、土地利用変化及び林業分野)」では、都市緑地は「開発地における植生回復」とみなされ、炭素吸収源とされる。

二酸化炭素は植物の光合成によって有機物となる。植物に固定された炭素の多くは落葉落枝、枯死根、根からの分泌物として土壤に供給される。一般に、都市緑地では落葉が除去されるため、土壤への有機物蓄積はほとんど起こらないと考えられている。しかし、Whipps(1990)は光合成産物の20%から50%が根系に供給されることからも、都市緑地土壤が根からの有機物供給によって炭素固定源として機能する可能性がある。

高橋(2001)は褐色森林土に平均で $163\text{Mg C ha}^{-1}$ の炭素が蓄積されていることを示した。佐々木ら(2003)は苗畠土壤の炭素蓄積速度を $19 \sim 60\text{g C m}^{-2}\text{年}^{-1}$ と推定した。

日本の都市緑地でも、炭素固定速度の推定が試みられている。市村(2006)は公園樹木による炭素固定速度を $2.2\text{Mg C ha}^{-1}\text{年}^{-1}$ と推定した。中村ら(2000)は千葉県松戸市内の公園での炭素固定速度を $0.9 \sim 5.6\text{kg C m}^{-2}\text{年}^{-1}$ と推定した。これらの値は植物のみを対象に測定されているため、都市緑地の炭素固定機能としては過小評価されている可能性がある。

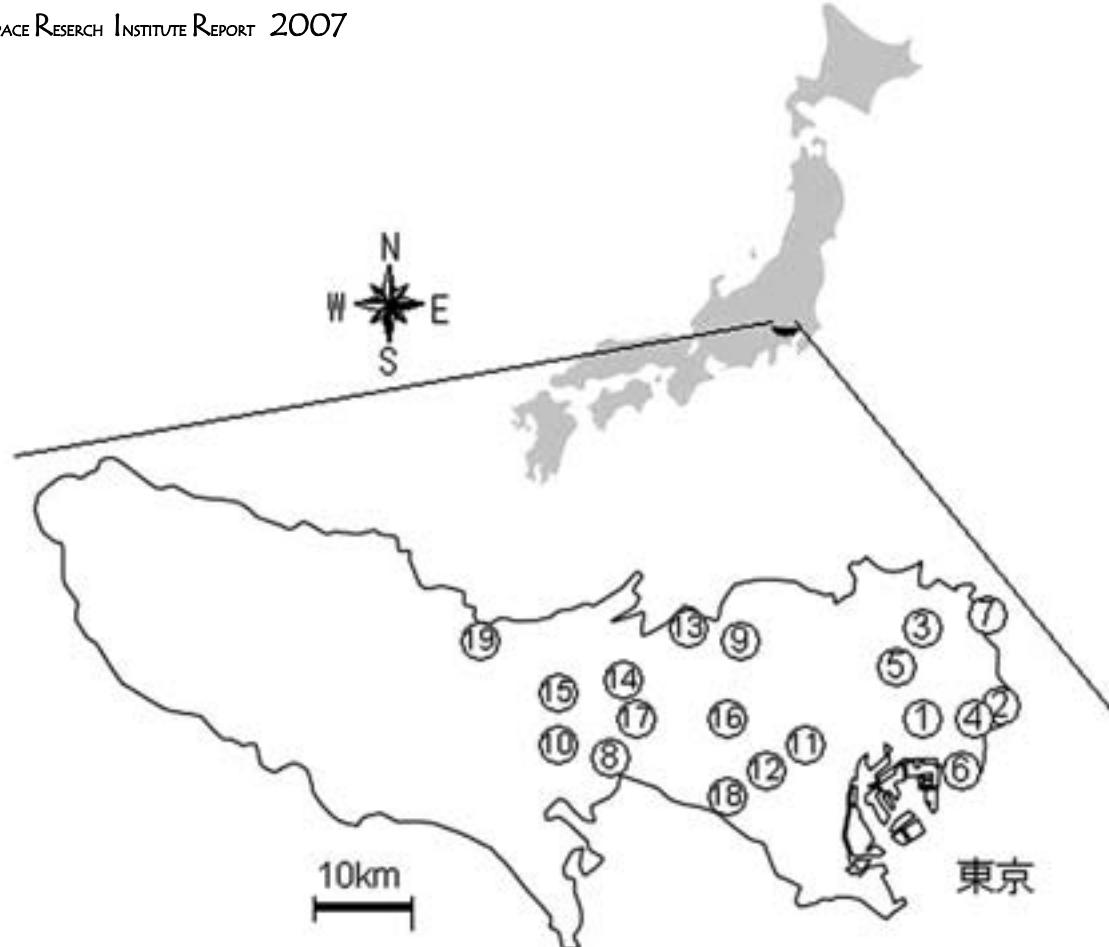
そこで本研究では、様々な形態の緑地において、土壤中の炭素現存量を測定し、土壤の炭素蓄積の大まかな傾向を把握することで都市緑地が二酸化炭素の吸収源としてどの程度の機能を有しているかを評価するための基礎的知見を得ることを目的とした。

**2. 調査地**

土壤中の炭素蓄積量は地質や気候条件の影響を受け変化する。緑地形態の影響を明確化するために地質や気候条件の変化を小さくする必要がある。そこで本研究では調査範囲を東京都内の公園に限定した。炭素現存量調査のための調査地を東京都内に立地する19の東京都立公園園内に設けた(図1、表1)。それぞれの園内の緑地形態を、芝地(草地)、下刈りや落ち葉搔きなどのされている樹木植栽地、下刈りや落ち葉搔きなどされていない雑木林、裸地にわけ、各緑地形態で植生や地表の状態が平均的な部分を調査地とした。

**3. 調査方法**

炭素現存量については芝地、樹木植栽地、雑木林、裸地の各調査地緑地の形態毎にそれぞれ6地点ずつ土壤採取地点を設けた。落葉落枝層を除き $100\text{ml}$ の採土円筒と採土器(DIKI-1601:大起理化工業株式会社)を用いて土壤深 $0\text{--}5\text{cm}$ 、 $5\text{--}10\text{cm}$ 、 $10\text{--}20\text{cm}$ 、 $20\text{--}30\text{cm}$ の硬質土壤を採取した。採取した土壤は実験室に持ち帰り、 $80^{\circ}\text{C}$ の乾燥機で48

**図1 調査地**

番号は調査地である公園の所在地を示す。公園名を表1に示す。

表1 調査地の概要

No.*	公園名	緑地形態				開設年
		芝地	樹木植栽地	雑木林	裸地	
1	大島小松川公園	○	○	—	—	1997
2	篠崎公園	○	○	—	—	1967
3	東綾瀬公園	○	○	—	—	1966
4	宇喜多公園	○	○	—	—	2002
5	東白鬚公園	○	○	—	—	1986
6	葛西臨海公園	○	○	—	—	1989
7	水元公園	○	○	○	—	1966
8	武藏野の森公園	○	—	○	—	2000
9	光が丘公園	○	○	○	—	1981
10	府中の森公園	○	○	○	—	1991
11	代々木公園	○	○	○	—	1967
12	駒沢公園	○	○	○	—	1964
13	大泉中央公園	○	○	○	○	1990
14	小金井公園	○	○	○	○	1954
15	武藏国分寺公園	○	○	○	—	2002
16	和田堀公園	—	○	○	—	1964
17	野川公園	○	○	○	—	1980
18	砧公園	○	○	○	—	1957
19	野山北・六道山公園	—	—	○	—	1988

\* 番号は図1に示した各公園の所在地を示す

時間風乾させた後、2mm のふるいにかけ礫や根などの植物体を取り除き、細土の重量を測定した。その後、その細土の炭素濃度をCNコーダー（MT-700：ヤナコ分析工業株式会社）を用いて測定した。それら細土重量と炭素濃度から計算により 100ml の採土円筒中の炭素量を深さ毎に求め、それらをもとに 1ha × 30cm（深）あたりの炭素現存量を求めた。

#### 4. 結果と考察

##### 4. 1 炭素濃度

表2に各緑地形態別の深さ毎の炭素濃度の平均を示す。芝地と樹木植栽地の土壤深0-5cm、5-10cmの炭素濃度はほぼ同じでであった。しかし、10-20cm、20-30cmでは芝地のほうが少ない値を示した。これは樹木植栽地の土壤中では植物からの炭素供給が比較的大きいためと考えられる。芝地と樹木植栽地の炭素濃度は裸地と比較しても高かった。よって植物根が土壤への炭素の供給源となっていることが示された。雑木林での0-5cmの炭素濃度は、芝地、樹木植栽地のそれの約2倍の値であった。10-20cm、20-30cmでは0-5cmの

約半分の値となっているが、芝地、樹木植栽地の0-5cmの炭素濃度よりも高かった。このことから雑木林では地表部のみならず深いところでも高濃度の炭素が含まれていることが示された。

##### 4. 2 細土量

表3に緑地形態の深さ毎の細土量の平均を示す。100ml（20cm<sup>2</sup> × 5cm（高さ））の採土円筒中の細土量の平均は50～70gのものが多かった。芝地の細土量は他の緑地形態よりも多く平均で70g台であった。これは踏圧などによって踏み固められたことによって土壤の密度が高くなっていることが考えられた。雑木林の細土量は0-10cmで細土量は他の緑地形態よりも少なかった。これは芝地や樹木植栽地と比べ、人の踏圧が少ないことや、落ち葉かきなどがされないために落葉が多く堆積し土壤の緊密化が防がれ、土壤密度が低くなっていることが考えられた。

炭素濃度は深くなるほど低くなる傾向にあるので（表2）地表に近い0-10cmの炭素濃度の高い部分の細土量が多いと炭素現存量の結果に大きく影響してくると考えられた。

表2 緑地形態ごとの土壤炭素濃度

緑地形態	土壤深 (cm)	炭素濃度*
芝地	0 - 5	55.2 ± 27.8
	5 - 10	49.7 ± 20.2
	10 - 20	32.6 ± 18.2
	20 - 30	29.5 ± 19.7
樹木植栽地	0 - 5	52.9 ± 19.6
	5 - 10	50.7 ± 22.0
	10 - 20	36.0 ± 19.8
	20 - 30	35.2 ± 18.3
雑木林	0 - 5	103.0 ± 31.3
	5 - 10	66.8 ± 30.9
	10 - 20	59.9 ± 25.7
	20 - 30	56.7 ± 27.2
裸地	0 - 10	21.8 ± 9.3
	10 - 20	20.9 ± 11.3
	20 - 30	20.8 ± 11.8

\* 平均±標準偏差

表3 緑地形態ごとの細土量

緑地形態	土壤深 (cm)	細土量*
芝地	0 - 5	72.4 ± 18.3
	5 - 10	63.4 ± 11.5
	10 - 20	74.5 ± 20.2
	20 - 30	72.6 ± 18.5
樹木植栽地	0 - 5	65.3 ± 10.6
	5 - 10	58.3 ± 11.5
	10 - 20	67.7 ± 18.0
	20 - 30	66.2 ± 16.0
雑木林	0 - 5	50.5 ± 13.2
	5 - 10	60.9 ± 8.8
	10 - 20	66.5 ± 11.5
	20 - 30	66.5 ± 10.7
裸地	0 - 10	58.0 ± 18.6
	10 - 20	57.6 ± 8.4
	20 - 30	63.4 ± 14.9

\* 平均±標準偏差

#### 4. 3 公園の炭素現存量

調査公園の緑地形態別の炭素現存量を表4に示す。

芝地は多くの公園が  $40 \sim 50 \text{ Mg C ha}^{-1}$ 、 $60 \sim 90 \text{ Mg C ha}^{-1}$  の2つのおおまかなグループに分かれた。野川公園と砧公園ではそれより多く  $146 \text{ Mg C ha}^{-1}$  と  $194 \text{ Mg C ha}^{-1}$  という高い値を示した。砧公園については、都立公園として開園する以前にゴルフ場として長く存在していたため、芝生として整備された期間が長かったことや、踏圧によって 30cm 深の土壌の密度が高くなっているために炭素現存量が高くなったと推察される。

樹木植栽地では多くの公園で  $40 \sim 60 \text{ Mg C ha}^{-1}$  と  $70 \sim 100 \text{ Mg C ha}^{-1}$  の2つのグループに分かれた。一方  $100 \text{ Mg C ha}^{-1}$  を越える公園もあり、武蔵国分寺公園では  $142 \text{ Mg C ha}^{-1}$ 、砧公園では  $156 \text{ Mg C ha}^{-1}$ 、野川公園では  $118 \text{ Mg C ha}^{-1}$  であった。

芝地と樹木植栽地の炭素現存量は緑地形態別の平均値についてはほぼ同じであった。しかし、同じ公園ごとに比較すると東綾瀬公園、宇喜多公園、東白鬚公園、小金井公園、武蔵国分寺公園、の5つの公園は芝地よりも樹木

植栽地のほうが炭素現存量は高かった。それ以外で武蔵野の森公園と和田堀公園を除いた11の公園については樹木植栽地よりも芝地で炭素現存量が高かった。その中でも大きな差があらわれた大島小松川公園、篠崎公園、砧公園の3公園の芝地は、細土量が同じ公園内の他の緑地形態のものより 0 – 10cm の深さで多い値を示した公園であったため炭素現存量の値が高くなつたことが考えられる。

雑木林では、全体的に芝地や樹木植栽地の値よりも多く  $70 \sim 120 \text{ Mg C ha}^{-1}$  を示す公園が多くあった。また、小金井公園、武蔵国分寺公園、野川公園、砧公園では  $160 \text{ Mg C ha}^{-1}$  を超え、非常に多くの炭素が貯蔵されていた。どの公園においても雑木林の炭素現存量は、他の緑地形態よりも多かった。雑木林で炭素蓄積量が  $160 \text{ Mg C ha}^{-1}$  を超えた小金井公園、武蔵国分寺公園、野川公園、砧公園については、公園として整備される以前からの雑木林であることから、長い時間をかけて炭素が蓄積され高い値がでたと考えられる。

裸地については、サンプル数が少ないものの、炭素現存量は他の緑地形態よりも少なかった。

表4 各公園土壌の緑地形態ごとの炭素蓄積量

No.*	公園名	炭素蓄積量 ( $\text{Mg C ha}^{-1}$ ) **			
		芝地	樹木植栽地	雑木林	裸地
1	大島小松川公園	$90.1 \pm 1.8$	$42.3 \pm 1.9$	—	—
2	篠崎公園	$102.7 \pm 12.6$	$52.6 \pm 6.5$	—	—
3	東綾瀬公園	$43.4 \pm 3.6$	$49.3 \pm 4.0$	—	—
4	宇喜多公園	$47.7 \pm 3.4$	$93.7 \pm 0.3$	—	—
5	東白鬚公園	$84.1 \pm 7.9$	$90.0 \pm 0.4$	—	—
6	葛西臨海公園	$79.7 \pm 4.6$	$62.0 \pm 0.2$	—	—
7	水元公園	$54.4 \pm 2.4$	$57.4 \pm 5.9$	$81.7 \pm 5.5$	—
8	武蔵野の森公園	$49.8 \pm 1.5$	—	$116.2 \pm 10.7$	—
9	光が丘公園	$88.3 \pm 23.3$	$76.0 \pm 6.0$	$92.5 \pm 5.0$	—
10	府中の森公園	$65.0 \pm 5.4$	$54.2 \pm 12.9$	$83.0 \pm 6.2$	—
11	代々木公園	$65.4 \pm 7.9$	$53.5 \pm 11.6$	$97.6 \pm 6.8$	—
12	駒沢公園	$78.4 \pm 13.3$	$56.3 \pm 8.2$	$108.0 \pm 25.1$	—
13	大泉中央公園	$80.5 \pm 4.4$	$73.5 \pm 5.8$	$123.5 \pm 6.9$	$60.1 \pm 0.5$
14	小金井公園	$62.3 \pm 11.7$	$83.5 \pm 3.0$	$166.9 \pm 23.7$	$20.1 \pm 0.8$
15	武蔵国分寺公園	$64.7 \pm 2.6$	$142.0 \pm 12.6$	$166.3 \pm 10.5$	—
16	和田堀公園	—	$81.7 \pm 17.7$	$87.0 \pm 17.7$	—
17	野川公園	$146.0 \pm 15.8$	$118.3 \pm 8.3$	$167.7 \pm 7.6$	—
18	砧公園	$193.9 \pm 6.1$	$155.5 \pm 24.8$	$176.7 \pm 15.1$	—
19	野山北・六道山公園	—	—	$97.3 \pm 15.8$	—
平均		$82.1 \pm 37.4$	$78.9 \pm 32.8$	$120.3 \pm 34.8$	$40.1 \pm 28.3$

\* 番号は図1に示した各公園の所在地を示す \*\* 平均士標準偏差

## 5. まとめ

本研究では都市公園の土壤中の炭素現存量は雑木林が最も多く、ついで芝地や樹木植栽地、そして裸地が最も少ないという傾向を示した。土壤の炭素蓄積量は市村(2006)が示した公園樹木による炭素蓄積量( $55 \text{ Mg C ha}^{-1}$ )と同等か超えており、土壤の炭素固定機能の高さを示していた。雑木林のような落葉を堆積していく緑地形態では年月が経過していく程に多くの炭素が貯蔵されることも明らかになつた。

## 引用文献

- ・市村恒士(2006) 樹冠被覆面積にもとづいた都市緑地の二酸化炭素固定量の推定に関する研究, ランドスケープ研究 69(5),613-616.
- ・IPCC (2003) Good practice guidance for land use, land-use change and forestry.  
<http://www.ipcc-nccc.iges.or.jp/public/gpglulucf/gpglulucf.htm>
- ・中村友治・野島義照・岡田潤・柳井重人・丸田頼一(2000) 千葉県松戸市の住宅地における  $\text{CO}_2$  吸收固定量の推定, ランドスケープ研究 63(5), 539-542.
- ・酒井寿夫・稻垣昌宏・高橋正通・野口享太郎・田中格(2003) 苗畑土壤における植林後の土壤炭素・窒素蓄積量の変化, 森林立地 45(2),93-98.
- ・高橋正通(2001) 森林土壤の炭素固定メカニズム, 森林科学 33, 24-29.
- ・Whipps JM (1990) Carbon economy. In: Lynch JM (ed) The rhizosphere. John Wiley and Sons, New York, pp.59-97.

**■公募研究2**

**斜面林における風致の保全育成型開発の  
プランニングクライテリアに関する研究**



**東京農業大学造園科学科  
阿部伸太**

**1. 研究の背景と目的**

近年、景気回復がいまだ順調に進まないながら、都市化地域における開発行為は停滞しているとはいえない。そして、こうした行為によって樹林などをはじめとする自然的要素の消失も進行しているのが現状である。創設以来、都市における地域性のある緑地環境を保全・育成してきた風致地区指定地は、今後、これまで以上に風致の破壊が危惧されている。特に都市化地域における斜面林は、開発技術の進歩、緑地が存在することによる土地の付加価値、眺望景観の魅力などにより、開発対象地としての潜在力をもっている。こうした地域においては、保全と開発の適切なコントロールを行うとともに、開発の際にはその土地の自然的歴史的脈絡を適切に継承し、地域の資産となるように誘導することが重要である。

著者が1997年に発表した、多摩川風致地区指定地の国分寺崖線における都市化の影響下における風致保全の実態を明らかにした拙稿では、地形・植生を適切に保全することにより、住宅地が形成されても風致の保全は可能であることを考察し<sup>1)</sup>、また、2006年の八事風致地区における研究では、既存の地形・植生を風致資源として捉え、こうした資源を活用した開発を保勝会等が誘導しながら行うことで、地域性を継承していくことが可能となり、さらには地域資産としての価値を生み出していることを明らかにした<sup>2)</sup>。また、都市

化地域に存在するこうした斜面林を適切に保全する意義は、防災上の観点からも指摘されている<sup>3)</sup>。

こうした研究以外にも都市地域における斜面林の保全の必要性は認識されているものの、これまで斜面地での開発における、地形・植生など風致保全のための具体的なプランニングクライテリアは十分な検討がなされてきておらず、都市化の圧力が高い東京においても斜面地開発における体系的なプランニング・デザインガイドライン等を容易に見つけ出すことは難しい。そこで本研究は、今後、開発の圧力が高くなることが想定される風致地区指定地の斜面林における適正な開発誘導に向けた知見を得ることを目的としている。

**2. 研究の課題と方法**

対象地は、大都市の風致地区指定地のうち、斜面地に立地している樹林系土地利用からの転換による住宅地を扱うこととした。課題は、当該対象地の地形・植生を保全・継承している実態を明らかにし、その手法体系をクライテリアとして整理することである。方法は、開発前と現在の状況を比較し、地形の変化状況、樹林の保全・創出状況、景観形成手法について明らかにする。また、開発後の状況について、敷地計画上の特性、植栽計画の特徴も明らかにする。

### 3. 対象地の選定

本研究の対象地選定にあたっては、首都圏を除く大都市圏（札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、西宮市、広島市、北九州市、福岡市）の斜面地立地型風致地区指定地の概観調査を行った後、研究課題解決に向け、対象地として適切な地区が存在する地域を絞りこむ方法を取った。

対象とする風致地区指定地および地域の絞込みは、①都市化の影響を受けている風致地区指定地（首都圏を除く大都市圏）、②一体開発型の戸建住宅群、③風致が継承されている住宅地とし、札幌市、京都市、西宮市、福岡市とした。名古屋市については既往研究の成果を参考とした<sup>2)</sup>。仙台市、大阪市、北九州市については、風致地区指定地に今回の研究対象に適合するサンプルが少なかったため除外した。広島市については、中心市街地において風致地区が指定されていないため除外した。

さらに、対象とする各市の中から指定地を以下のように絞り込んだ。札幌市は、藻岩山風致地区の伏見、界川、北海道神宮風致地区の宮の森、京都市は、東山風致地区的修学院檜崎町、北白川山田町、深草車坂町、西宮市は、東六甲山風致地区的甲陽園目神山町、そして、福岡市は、桜坂風致地区的桜坂および警固風致地区的警固とした。

### 4. 風致保全の実態

#### （1）札幌

##### 1) 指定地の地形・街路形態

藻岩山風致地区、北海道神宮風致地区は、札幌市街の南部地域の丘陵地に指定され、既存の地形・植生が良好に保全されており、住宅地形成は、こうした自然的要因を取り込んでいる。対象とした3地区はいづれも、既存の地形を継承した造成を行っているが、街路形態、既存樹木の活用状況は地区毎で異なる。界川は、ほぼ完全な直線直交の街路形態であるのに対し、伏見は、直線直交街路とともに地形にあわせた曲線街路があり、宮の森では、等高線に沿った曲線街路と軸線的な直線街路との組み合わせとによっている（図-1）。この街路形態の違いは、住宅地が立地する土地の地貌、市街地の眺望の方位とに影響していることが読み取れる。

##### 2) 風致保全の実態

地形的特長が単一傾斜型である界川は、宅地として利用しやすい平坦な土地が比較的多く確保できることから造成地内の中高木の保有率は比較的低い。これに対し、曲線街路を持つ伏見、宮の森は、一画地内の中高木保有数、地域における中高木保有率は高くなっている。

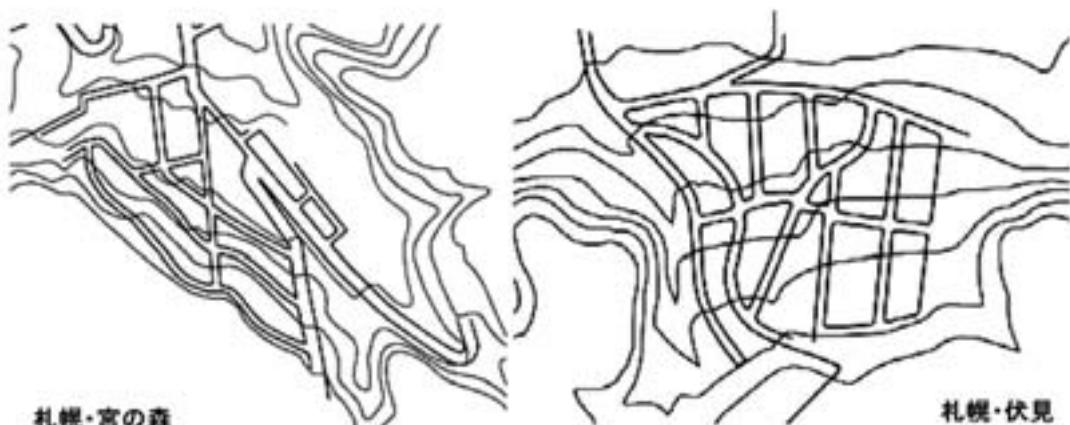


図-1 街路形態と地形との関係(札幌／宮の森、伏見)

## (2) 京都

### 1) 指定地の地形・街路形態

京都の3地域は、いずれも谷型地形の存立基盤に立地しており、いづれも主要軸線を持つ街路形態となっている。したがって開発地の形態は、谷に入していくため縦長のとなり、大きな造成が発生していない。

### 2) 風致保全の実態

植生については、開発地周辺の斜面地の樹林がほぼ完全に保全されている一方、画地内の樹木は比較的少ない状況である。

## (3) 西宮

### 1) 風致地区指定以前の地形・植生

本地区については、著者が行った既往研究<sup>4)</sup>での、既存地形、既存植生の状況を踏まえた上で、今回さらに詳細な現地踏査を行い、風致保全の実態を把握した。この地域の開発は1935年ごろから街路形成が始まっているが、画地の立地件数は少なく、自然地形、植生が開発地内に踏襲された曲線街路となっている。

### 2) 風致保全の実態

地形的特長は、谷型と尾根型が複合し、開発地内の景の変化が豊かである。樹木に関しては2つの保全手法、つまり、完全樹林型保全と、画地内保全・活用型に大別される。前者は、画地造成を行わず、既存樹林をそのままの状態で継承しているタイプである。このタイプは、曲線街路のシークエンスにおけるアイストップとなる位置に立地し、景に変化を与える要素となっている。そして、その立地地形の特色は、尾根の突端部や稜線部などのように、景観的に重要な位置に存在しているのが特色である。後者については、宅地開発を行いながらも、既存の地形を最大限活用することで、画地内に一団の樹林を保全するとともに、特に接道部において景観的に重要な単木として活用している。こうした画地は、谷型地形の街路に比較的多く存在しているの

が特徴である。

## (4) 福岡

### 1) 風致地区指定当初の地形・植生

福岡市の中心地に位置し、風致地区指定がなされた1935年にはすでに対象地内外ともに都市化の影響を受けていた。しかし、中心市街地にありながら周辺地域よりも地形の起伏が顕著に表れた特徴的な地域であり、樹林が多く分布していたことが読み取れる。街路は既存地形を大きく崩すことのない曲線による構成となっている。

### 2) 風致保全の実態

一定の一団の樹林が存在し、既存の地形を踏襲した街路形態を採用することにより、既存樹林を切り崩すこともなく、良好な樹林が保全されている。こうした樹林を保全する施策として緑地保全地区の指定を行っているが、さらに隣接地において公園整備を行うことで効果を高めている。

## 5. 風致保全のためのサイトプラン

### 存立基盤

- (1) 地貌：丘型、尾根型、谷型、単一傾斜型
- (2) 街路形態：格子型、等高線起因曲線型、軸線型、複合型
- (3) 街路勾配：等高線直交型、等高線平行型
- (4) 画地造成：既存地形継承型、既存地形尊重型
- (5) 既存樹木の活用
- (6) 既存樹木の保全
- (7) 眺望景観

## 6. 画地におけるデザインテクニック

### 接道部デザイン

- (1) 既存樹木（高木、中木）：配置、本数
- (2) 修景植栽
- (3) 壁面後退

## (4) 遮蔽デザイン

- 1) 生垣
- 2) 壁（スリット、素材）

## 7. 風致保全・育成に有効な計画指針と育成組織

風致地区制度は、当初、地区指定のみではなく育成組織もつくることにより、風致保全を意図していたことが既往研究により明らかとなっている<sup>2)</sup>。しかし、実際、風致協会等の育成組織が形成されたのは、東京府、京都府、名古屋市、福岡県、仙台市、石川県、金沢市、熱海市のわずかであった<sup>2)5)</sup>。ここでは、名古屋・八事風致地区における風致保全を意図した開発方針と組織の意義についてふれる。八事風致地区には、地区指定以前から風致保全を意図した組織が存在し、この活動の働きかけが一因となり風致地区指定が行われた点で特筆できる<sup>2)6)</sup>。

八事風致協会は、古くは1911年ごろに組織された八事保勝会にさかのぼる。この組織は当時、愛知郡長であった笠原辰太郎の考えのもと、都市計画課の黒谷了太郎、土地所有者、一般篤志家の協力によるものであった。黒谷はレイモンド・アンワインとの交流を通じてレッチワースの田園都市株式会社のような自治組織の必要性を認識していたといえる。1920年には内務省都市計画地方委員会技師として、名古屋地方委員会に赴任した石川榮耀が加わった。

組合事業の基本方針について石川は、土地区画整理、耕地整理完成後にその地域を育てる組織の必要性を指摘した上で、その事例として英國の田園都市成功のポイントを整理し<sup>7)</sup>、これをうけ八事においては組合を財團法人化した。具体的活動内容は、①「あらゆる土地開発の検討」、②「家の建築」、③「建築する建物の様式種類の把握」、④「土地開発の為必要な公共施設の設置」、⑤「公共建物等、即発展素を油断なく誘致、場合によっ

ては組合自営の乗合自動車、そして、その後の土地開発においては発展素が必要」であり、それは「いたずらに道を縦横に開いただけに終わらせる事なく、その意味を理解し発展要素の誘致により達成すべき」としている。

設計の具体については、①地形にそった街路、②既存樹木の保全、③やむを得ず植生を破壊した場合の修景を施すといった設計レベルの指針まで指摘している。その結果、地価は整理以前に対して、1928年には3倍以上、最高で4.5倍にもなっていった。1997年においても、愛知県内で住居系土地利用の地域としては最高地価となったのも一連に開発を行った南山耕地整理組合の施行区域内であった。

## 8. 斜面地の風致保全型開発のプランニング クライティア

以上の結果より、風致の保全・育成に配慮した斜面林開発における計画には、大きく3つのステージが設定できる(図-2)。まず、Planning Stage Iでは、開発地の地貌を読み、街路形態と既存樹林・既存樹木の保全方針、Planning Stage IIでは画地造成の方針、そしてPlanning Stage IIIにおいて接道部デザインの方針の検討を行う。

まず、Planning Stage Iは、既存地形の地貌を①丘型、②尾根型、③谷型、④單一方向傾斜型でタイプ分けし、その上で街路形態を、①格子型、②等高線型、③軸線型によって構成させる。一方、既存樹の扱いは、地形に応じた街路形態により保全・活用の容易さが異なるてくる。

Planning Stage IIは、画地造成についてである。まず、傾斜街路の縦断に対する接道部造成については、主に4つのタイプ、つまり①傾斜街路すりつけ型、②傾斜街路小規模複数造成型、③盛土擁壁型、④掘込型が想定される。次に、街路横断に対する画地造成は、①両側切土、②両側盛土、③山側盛土谷側切

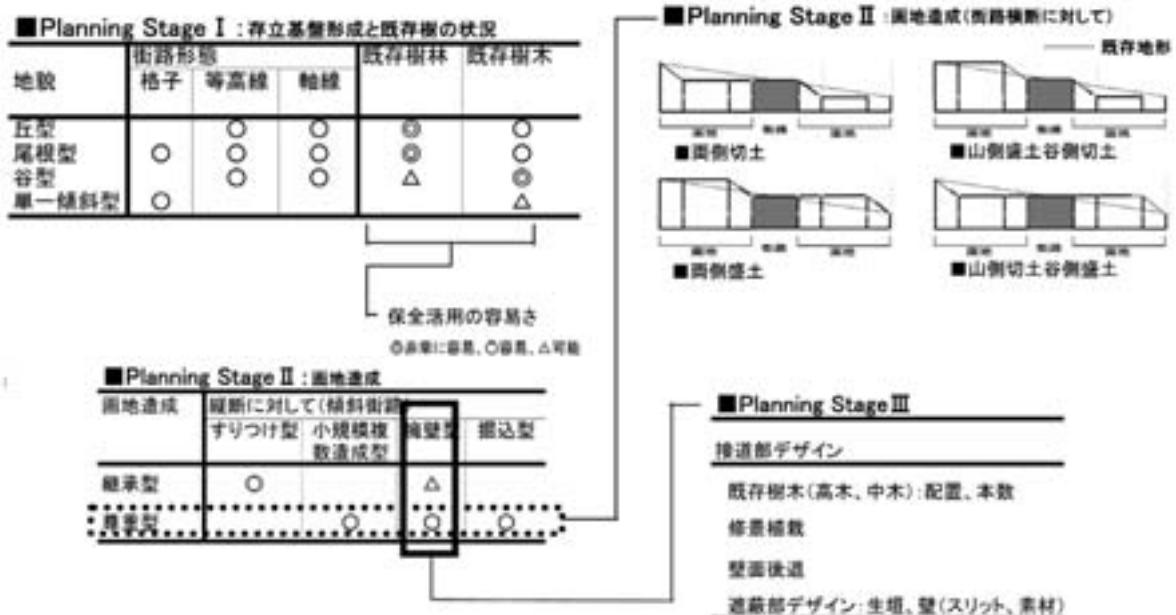


図-2 斜面林における風致の保全育成型プランニングクライテリア

土、④山側切土谷側盛土の4つのタイプがある。このタイプの選択については、遠望できる眺望景観の状況と扱い方を考慮する必要がある。

そして、Planning Stage IIIでは、存立基盤形成、画地造成による景観質の低下を補う接道部デザインの検討である。具体的には、①既存樹木（高木、中木）の配置、本数、②修景植栽のデザイン、③壁面後退の状況、④遮蔽部デザインである。遮蔽部デザインについては、生垣、壁などの素材、種類、形態についての検討が、街路景観の質を保ち、風致補完し育成していく点でも重要な視点となる。

本研究の結果、斜面林における風致の保全・育成に配慮した計画的・設計的フレームが明らかになった。今後、さらに詳細な分析を行い、フレームの検証を行うとともに、より具体的なクライテリア作成を行う必要がある。

#### 参考文献

- 1) 阿部伸太：多摩川風致地区における風致要素の風致地区計画の位置付けに関する研究（1997）（社）日本造園学会造園雑誌第56巻第5号
- 2) 阿部伸太：風致地区制度創設期における風致育成概念の存在と風致協会の意義（2006）東京農業大学農学集報第50巻第4号
- 3) ポートランド市：斜面地開発に関するパンフレット
- 4) SHINTA ABE : Analysis of the Characteristics of the Site Plan on the Residential Area utilizing the exiting Vegetation and Landform (2001) 38<sup>th</sup> IFLA World Congress Singapore 2001
- 5) 中島直人：用語「風致協会」の生成とその伝搬に関する研究（2003）都市計画論文集第38巻第3号、853-858
- 6) 編集部：八事風致協会（1937）公園緑地第1巻第5号、18
- 7) 石川榮耀：設計室より 一同じ道を歩む人達の為に—（1926）都市創作第2巻第9号、32-47

### III. 國際委員會調查報告



## ■国際委員会調査報告

### パークマネージメントプランに関する研究 ～パークス・ビクトリアを事例として～

#### 国際委員会調査部会

少子高齢化、安定成長型経済成長時代が到来し、ストックメンテナンスの必要性が指摘（金子, 2004）され、公園行政は公園施設の建設整備から、公園の管理利用へとその課題が変化している。さらに、時代の趨勢として、我が国の公共経営に、いわゆる“新公共経営の考え方”が浸透し、結果責任や説明責任を重視する行政が求められはじめている。このため、企業経営のCSR (Corporate Social Responsibility ; 企業の社会的責任) を意識した考え方が、公園管理（パークマネージメント）へも波及、浸透しつつあり、トリプル・ボトム・ライン（経済・社会・環境）の考え方に基づくパークマネージメントが行われるようになっている。我が国のパークマネージメントをふりかえると、トリプル・ボトム・ラインのうち、環境価値は公園の本来的な便益として認知されている。また、経済価値は研究成果が蓄積され、各種公共サービスの市場化テスト等により、その重要性が認識されつつある。一方、社会価値については、満足度指標を見据えたパークマネージメントは頗在化しつつあり、パークマネージメントを検討する上での意義は認識されてはいるものの、他の2者とは状況が異なる。すなわち、海外では、経済、環境、社会価値に対する理論的背景（研究蓄積、ナレッジ、認知度）が強固に構築され、各国の事情を反映しながらパークマネージメントは展開されているのではないかと考える。

海外の都市公園管理の教育訓練は、園芸学の実践への徹底的な訓練を行う英国モデルと、ランドスケープ知識と共に、一般的なマネージメントと公園での実践活動に関する訓練を行う米国モデルの異なる手法があるとの指摘がなされているが、ランドスケープを取り巻く環境にはさらなる先鋭化と、複合化の方向性が読み取れる。とくに、複合化の方向性が読み取れるオーストラリアでは、新公共経営思想の高まりの中で新たな管理基盤を整備し、来訪者の満足度向上を導出するための公園サービス適正化戦略を展開している。この考え方は個々のパークマネージメントに留まらず、州全体の各種提供サービスの水準適正化のシナリオ構築といった広域的な地域管理手法としても活用されている。このようにオーストラリアのパークマネージメントでは、提供サービスの適正化に資する理論構築をバックグランドとしながら、本格的なマーケティング活動が展開されている。

そこで、本調査は、新公共経営の思想に基づく目標管理を行い、パークマネージメントにおける本格的なマーケティング活動を展開するパークス・ビクトリアに着目し、海外文献研究を行うことでその活動内容を把握しながら、理論的背景を探ることを目的として行った。

結果の概要是次頁以下のようなものである。

# パークマネジメントプランに関する研究 ~パークス・ビクトリアを事例として~

## 1. 問題意識と研究目的

### 問題意識

~パークス・ビクトリアのパークマネジメントを支える理論的な背景の探求~

少子高齢化、安定成長型経済成長時代が到来し、ストックメンテナンスの必要性が指摘され、公園施設の建設整備から、公園の管理利用へと行政課題が変化している。(金子、2004)

我が国の公共経営においては、時代の趨勢として、新公共経営の考え方の浸透に伴い、結果責任や説明責任を重視する公園行政が求められ始めている。このため、企業経営のCSR(Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)を意識した考え方方が、パークマネジメントへも波及、浸透しつつあり、トリブル・ボトム・ライン(経済・社会・環境)の考え方に基づくパークマネジメントが行われるようになっている。

(グリーンシティ、持続可能な都市会議(2003))

我が国のパークマネジメントを振りかえると、トリブル・ボトム・ラインのうち、環境価値は公園の本来的な便益として認知されている。また、経済価値は研究成果が蓄積され、各種公共サービスの市場化テスト等により、その重要性が認識されつつある。一方、社会価値については、パークマネジメントを検討する上で、その意義は認識されてはいるものの、他の2者とは状況が異なるのではないか。

満足度指標等“社会価値”を見据えた公園管理は頗る化しつつあるが…  
(例)公園管理運営自己評価システム導入の手引書

すなわち、海外では、経済・環境・社会価値に対する理論的背景(研究論議、ナレッジ・認知度)が、強固に構築され、各国の事情を繁榮しながらパークマネジメントは展開されているのではないか?

→ 我が国の展開においても理論的背景への理解が必要ではないか?

例えば、海外の都市公園管理の教育訓練は、園芸学の実践への徹底的な訓練を行う英国モデル、ランズケープ知識と共に、一般的なマネジメントと公園での実践活動に関する訓練を行う米国システムの異なる手法があるが、ランズケープを取り巻く環境はさらなる先鋭化と、複合化の方向性が読み取れる。

→ 米国Park & Recreation Administration(公園・レクリエーション総合管理)として米国マネジメントは既に報告(金子、2004)

複合化の方向性が読み取れる。オーストラリアでは、新公共経営思想の高まりの中で新たな管理基盤を整備し、来訪者の満足度向上を導出するための公園サービス適正化戦略を展開している。この考え方は個々の公園管理に留まらず、州全体の各種提供サービスの水準適正化のシナリオ構築といった地域的な管理手法としても活用されている。このようにオーストラリアのパークマネジメントでは、提供サービスの適正化に資する理論構築をパックグラントとしながら、本格的なマーケティング活動が展開されている。

→ オーストラリアの取り組みは直目されはじめているが、理論的情景となる消費者行動に資する取り組みへの着目度はまだ小さい。

本調査は、新公共経営の思想にもとづく目標管理を行い、パークマネジメントにおける本格的なマーケティング展開するパークス・ビクトリアに着目し、その活動に関する海外文献研究より活動内容を把握し、その理論的背景を探る。

文献研究(文献翻訳)により、パークス・ビクトリアで展開されるパークマネジメントにおける理論的背景のヒントを探る。

(1)パークス・ビクトリアの活動概要と活動の背景

(2)顧客重視型来訪者経験増進への理論

(3)新たな社会価値へのSocial marketingの実践事例

研究目的

## 2. 文献研究

### (1) パークス・ビクトリアの活動概要と活動の背景

まずは、パークス・ビクトリアの組織や活動概況を把握し、次にそれらの存立基盤と考えられる、組織哲学のベースとなる新公共経営思想、公共改革の基本原則、組織設立の意図など、パークス・ビクトリアのパークマネジメントの理論的背景を推察するための前提となる予備知識を獲得するための事例研究を行う。

#### ■パークス・ビクトリアの概況

##### 組織概要

オーストラリアのビクトリア州では、州政府の法定組織であるパークス・ビクトリアが、メルボルンの都市公園と地域のオープン・スペース、国(陸上および海洋)および州の公園と保護地区の管理と共に、大都市地域に隣接した2つの湾の余暇利用の管理を行っている。

- 1996年に国立公園局と都市公園を管理するメルボルン公園・水路局の合併により組織化。パークス・ビクトリアとその理事会を法定当局として設立する法律が1998年に可決。
- 州中の3.9百万ヘクタールの公園と保護地(州域の16%)、国立公園36、自然公園3、州立公園31、広域公園83、海洋・臨海公園11、保護地2,700、海洋国立公園13、海洋保護区11などを管理
- 来訪者年間38百万人、経済効果約960百万ドルを創出、120のワークセンター(75%がメルボルン市外)で職員は約850人

##### 主な5つの活動概要

###### 森林火災の管理と他の緊急事態

森林火災防止と対処、州内での他の緊急事態に対応するためのサービスと資源をDSE(持続的発展・環境省)に供給

###### 自然環境の保全、文化遺産の保護

###### 来訪者経験の増進

来訪者ニーズに応え、公園への幅広く高い評価を持続的に維持するためのサービスと施設を提供

###### 資源管理

効率かつ効果的に成果を顕在化する組織的サービスの開発、向上

文 Michonne van Rees(2003), Parks Victoria: Can We Have It All: Independence and Community Accountability, Session 3.2 : Governance Requirements of Large Scale PA Structures and Systems,World Parks Congress 2003

文献 Parks Victoria (2006), Year at a glance, Annual Report 2005-2006,6-7.

#### ■パークス・ビクトリアの存立基盤(活動の背景)

##### 新公共経営思想をベースとした活動

漕艇より操縦、権限委譲、成果への支援等を掲げる新公共経営思想への注目が高まる中、パークス・ビクトリアが誕生。ビクトリア州の公共部門改革の5つの原則は以下の通り。

- 結果責任&説明責任
- 顧客重視
- 市場メカニズム導入
- 小さな官僚機構
- 専門的かつ実務的経営

##### パークス・ビクトリア設立の意図と懸念(官僚機構と政治の両レベル)

行政効率の向上、大都市公園システムからの地方への資金移転、民間を含む他機関との競争による市場原理の導入を意図して設立され、設立時の懸念材料は以下の通り。

- 地域ニーズに応じた公園管理サービス提供に対する懸念
- 環境保護サービスの水準維持への懸念(低サービス提供者の参入への懸念)

平成19年10月10日 版

#### 法定当局としての活動の特徴

公営企業とは異なり、商業的リスクと政治的リスクが存在し、下記のような活動が求められた。

- 政治的リスクとして、理事会と共に、大臣への説明責任が生じ、政府組織との関係構築、大臣・CEO・理事長での公式会議開催、予算成立時の説明責任と業績に対する結果報告
- 商業的リスクとして、競争関係がないことに配慮し、他の公園管理局との比較によるベンチマークによる業績評価の実施

#### 地域社会との連携

意思決定時の地域社会との連携において大きな変化が起こり、ビクトリア州の一体的な成長を基本理念とした以下の活動が求められた。

- 幅広い達成状況の計測、経済成長だけでなく地域の繁栄を重視経済、社会、環境面の目標に対する説明責任とその持続性維持
- 地域社会との対話への支出増加、イベント等による地域意見聴取

なお、大都市圏住民と地方部住民では業績評価への意見が相違しており、これへの対処も求められていた。(大都市部住民の満足度は高い)

#### 新公共経営思想を超えるさらなる展開

新たなパラダイムとして、より広い利害関係者(後述する、公園クラスター)との協調関係の構築による意思決定、すなわち新たなパートナーシップの構築により、「利益は限界を超える」とのスローガンへの挑戦が求められるようになっている。

文 Michonne van Rees(2003), Parks Victoria: Can We Have It All: Independence and Community Accountability, Session 3.2 : Governance Requirements of Large Scale PA Structures and Systems,World Parks Congress 2003

#### (1) のまとめ

パークス・ビクトリアの存立基盤は、マネジメント重視、成果重視等といった新公共経営思想をベースに、顧客重視型での公園管理(パークマネジメント)が求められている。

- 来訪者数、便益、地方雇用などの地域貢献といった、説明責任を意識した活動概況が公表され、来訪者経験の増進活動は主要活動の1つ
- ベンチマークによる業績評価、契約者である政府への説明責任など商業的、政治的責務が求められる組織である。

また、地域社会との連携への必要性が強化され、より広い利害関係者との新たなパートナーシップの構築のもと、ビクトリア州の一体的な成長に向けた活動が求められている。

- 経済、社会、環境面の目標に対する説明責任とその持続性維持
- 経済成長だけでなく地域の繁栄を重視した活動

以上を踏まえ、

(2) では上記を踏まえて、顧客重視型でのパークマネジメントの理論的背景を考えための事例研究を行う。

(3) では、新たな社会価値の追求を目指すため、より広い利害関係者との新たな関係構築により、地域の繁栄を求める展開における理論的背景を考えための事例研究を行う。

# パークマネジメントプランに関する研究 ~パークス・ビクトリアを事例として~

平成19年10月10日 版



## 2. 文献研究

### (2) 顧客重視型来訪者経験増進への理論

顧客重視型パークマネジメントの理論的背景を考えるために、まずはその活動を取り巻く環境に関する事例研究を行った上で、つぎに、顧客重視型パークマネジメントにおける管理部門の意思決定支援ツール、および現場部門における来訪者マネジメントに関する事例研究を行う。

#### ■顧客重視型来訪者経験増進型の活動を取り巻く環境

##### 資金調達におけるジレンマ

ビクトリア州では、公園規模拡大と共に来訪者数も増加しており、公園に対する資金投資ニーズは高まっている。

- ・1970年代の初頭には、公園と保護区は州全体の面積の4%程度であったが、20世紀の終わりまでに17%にまで増加
- ・ビクトリア公園の来訪率は、1996～1997年から2001～2002年で80%以上、年率12.5%増加

しかし、政府による資金の支援は公園規模拡大、来訪者増加への対応に見合わず、来訪者への公園サービスが必要量と不整合を起こしており、不本意ではあるが、下記のような対応がなされている。

- ・利用者負担拡大
- ・サービス範囲限定や質低下
- ・アクセス制限

##### 来訪者経験の増進に資する来訪者データの収集

- ・来訪者数モニター調査（12千人サンプル）を2年毎に実施することで、来訪者数の動向を把握し、来訪者数を推計
- ・1,000人のビクトリア州民を対象にした電話調査により、パークス・ビクトリアに対する評価や、過去1年間における来訪有無に関する調査を隔年実施
- ・2年に一度、50の公園や埠頭のサイトで、約3,600人に対する来訪者満足度調査を実施

##### 来訪者経験の増進に向けた提供サービス

パークス・ビクトリアでは、来訪者経験増進に資する以下のような公園サービスを提供している。

- ・来訪者が重視する施設の更新・修繕、アクセシビリティの改善
- ・来訪者、潜在来訪者などへの解説活動、教育プログラム、環境保全や保護への啓蒙などの情報提供（24時間対応の情報センターも）
- ・持続可能な観光促進に向けた戦略的アドバイスの提供など、業界、政府、地域との連携を強化
- ・ボランティア支援、地域プログラムの展開、研究活動への資金支援など地域社会との交流を強化

文  
獻  
David Cochrane (2004). Looking ahead - Park management - an important economic and social industry of the future, Working together: for excellence in park management, The International Parks Strategic Partners group 1994-2004  
Parks Victoria (2006), ANNUAL REPORT, 2005-2006

#### ■顧客重視型パークマネジメント事例①・管理部門の意思決定ツール

##### ～サービス水準の最適化への取り組み(LOSの枠組み)～

有限の資源（人材、財源）の中で、資源の配置をどのように決定し、どのようにして最大の効果が得られるようにするかを解決するため、資源の優先順位付けと投資の意思決定を効果的に支援するツールとして、「サービスのレベル(LOS)の枠組み」を開発した。

#### 背景(当時の状況)

下記のような課題が顕在化し、来訪者サービスのレベル維持に向け、目標を定め、戦略的な資源（人材、財源）配分の検討が迫られていた。

- ・サービス低下リスクを有する老朽化施設の存在
- ・来訪者増加に伴うサイトの混雑、資産や資源への負荷の増加
- ・投資可能な資源は限られ、広域に点在する公園資産への薄い配分
- ・来訪者の満足の把握による施策を展開するが満足度低下

#### ツール開発のねらい

来訪者、資産、資源に関する既存データを活用し、下記を克服するための意思決定支援ツールの開発に取り組んだ

- ・余暇機会の適切な場への調整、調達決定に際して顧客に焦点
- ・地域資源全体に最大のペネフィット（便益）還元（州全体の最適投資配分）
- ・来訪者の期待に応じたマネジメント、機会と情報調整によるCS向上

#### サービス水準（LOS）の枠組み

来訪者数の増加に応じ、来訪者サイトは増加した。しかし、州全体での公園サービスのレベルにおける統一基準ではなく、サービス過剰、サービス過小の双方が存在した。そこで、下記の5段階の意思決定により、パークス・ビクトリアが保有する公園資産内での相対的な投資の優先順位をつけた。各公園の評価は、地理的特性、生物多様性、来訪者属性の多様性を踏まえ、来訪者、潜在的来訪者の双方のニーズに即した現状のサービス水準と、LOSモデルとのギャップを測定している。

（段階1）既往研究より来訪者満足度に影響する30要素を特定し、この要素を活用し、5つの顧客モデル別サービスモデルを設定

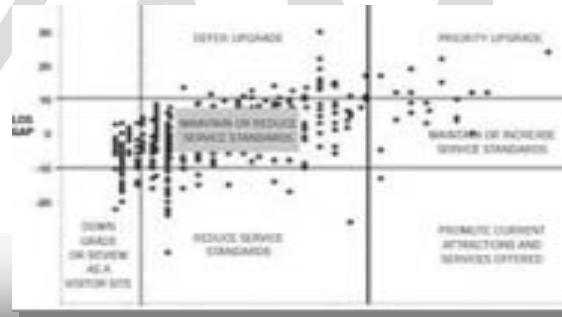
（段階2）設備状態と提供サービスの種類が、顧客ニーズと対比され、各公園サイトのサービスレベルを数値化

（段階3）現状とサービスレベルとのギャップの評価

（段階4）相対的なサイトの重要性の決定

（段階5）各公園サイトのサービスレベルギャップを踏まえた散布図により、州全体でのサービスレベル最適化のシナリオを設定

上記のシステムは、管理者と現場レンジャーに対し、各公園サイトの戦略的なサービスレベル向上への戦略的な方向性への共通理解を与え、資源を優先度の高いサイトに集中させた結果、来訪者満足が好転した。



文  
獻  
Parks Victoria (2004). Level of Service Framework, Working together: for excellence in park management, The International Parks Strategic Partners group 1994-2004

#### ■来訪者行動の最適化への取り組み（来訪者マネジメントモデル）

・Regional Management, 現場部門での取り組み

##### ポート・キャンベル国立公園およびベイ・オブ・アイランズ海岸公園

メルボルンの西約250km、グレート・オーシャン・ロードに位置し、起伏の激しい壮観な海岸景観を有するが、下記のような課題がある。

- ・着実な訪問者の増加が、施設に対する過大な負荷、沿岸生態系への圧力をもたらし、今後もさらなる来訪者増との予測
- ・来訪者ニーズに対応すべく、駐車場やビジターセンターの整備改良、施設整備前後の交通量調査などを実施

#### 来訪者マネジメントモデルのねらい、結論

地理情報システム（GIS）に基づく余暇シミュレーションにより、異なるマネジメントシナリオを評価し、下記の課題解決を試行している。

- ・将来、公園サイトはどの位混雑するのか。新施設の整備は、滞在時間にどのような影響を及ぼすのか。
- ・新施設は増大する来訪者の負荷に対応可能か。
- ・新施設整備、訪問者数増加は来訪者満足にどのように影響するか。

上記の試行結果、駐車場利用、来訪者制限などの提案が行われているが、さらに以下のような課題も示された。

- ・来訪者行動に対する詳細な研究継続
- ・費用効率の高い手法選択に向けた来訪者マネジメント（利用規制、教育を含む）への実際の取り組みに対する効果の研究

文  
獻  
Robert M. Itami, Dino Zanon, and Peter Chladek (2001). Visitor Management Model for Port Campbell National Park and Bay of Islands Coastal Reserve

#### ■顧客重視型来訪者経験増進に向けた取り組み体制

##### パークス・ビクトリアの管理体制

来訪者経験増進の活動は、組織戦略を構築する企業戦略部門と、レンジャーなどのサービス提供の現場部門（地域マネジメント部門）の双方が関与している。

- ・企業戦略・サービス部門は、短長期の経営企画、情報サービス、商品開発、地域社会とのコミュニケーション、銀光パートナーシップを管轄（LOSの枠組みの公表部署は企業戦略部門）
- ・地域マネジメント部門は、保存・保護・余暇増進計画、資産管理、来訪者向けサービス等、サイトのグランドサービス提供
- ・能力評価プログラムが大学と共同開発され、また、大学への研究留学も実施している

#### 公園管理者に求められるスキル

今日の公園管理者は、資源や土地管理としての位置づけが強まり、マーケティングのような他の専門職集団と業務遂行のため、マルチスキルが求められている点を指摘する文献もある。

文  
獻  
Parks Victoria (2006). RESPONSIBLY MANAGING OUR RESOURCES, Annual Report 2005-2006.34-35

Aldous, D.E. (2005). Urban Park Management Education and Training in Australia, Proceedings of the IVth International Symposium on Horticultural Education, Extension and Training, Acta Horticulturae 672, 79-85

# パークマネジメントプランに関する研究 ~パークス・ビクトリアを事例として~

## 2. 文献研究

### (3) 新たなる社会価値へのSocial marketing の実践事例

新たなる社会価値の追求を目指すため、より広い利害関係者との新たな関係構築により、地域の繁栄を求める展開に際しての理論的背景を考えるため、まずはその活動を取り巻く環境に関する事例を研究を行い、次に公園クラスターの拡大へと挑戦し、新たな社会価値の創造に資するSocial marketingの実践事例に関する事例研究を行う。

#### ■公園クラスターの存在（地域クラスターの存在を示唆する捉え方）

##### 公園の多様なベネフィット（便益）に関する公園クラスターの存在

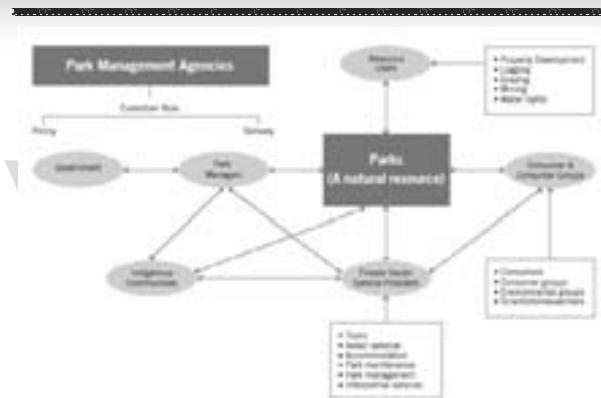
環境、社会、医学、経済領域の研究活動にて、公園が地域社会へと多様なベネフィット（便益）を提供することが明示されている。

##### 環境ベネフィット・・保護と環境価値の増進による便益

##### 社会ベネフィット・・レクリエーションと交流機会創出による便益

##### 経済ベネフィット・・地域社会の経済活動の強化による便益

公園の多様なベネフィットは、公園の本質的価値として、あるいは民間の産業群への間接的な利益として顕在化する。



#### ■新たな社会価値の創造(ヘルシーパーク・ヘルシーピープル)

##### ～公園クラスターの拡大への挑戦～

##### ヘルシーパーク・ヘルシーピープル

公園管理の社会的指命（ボトムライン）は、従前のものから、人間の健康と福祉面での重要な役割を果たすという点へと拡大した。

- ・ 従来、公園を来訪者／利用者の要望に適合させ、すべてのユーザー団体のアクセスを可能にすること、ボランティアや地域社会プロジェクトへの支援、教育および解説サービスの提供、環境資産・文化遺産保護
- ・ 公園は、環境保護や余暇およびスポーツの場として捉えられ、潜在的な健康上の便益が認識されることは少なかった。
- ・ ディーキン大学への公園の自然による健康への寄与状況に関する調査結果として、自然環境は公衆衛生における低コストの予防・治療の機会となっていることを実証

このため、2000年に「ヘルシーパーク・ヘルシーピープル」のスローガンを掲げ、多数のパートナーシップが健康部門の中で展開した。すなわち、従来型の社会価値を超えて、地域社会との新たなパートナーシップへ取り組みをはじめた。

- ・ 初期段階からの幅広い普及活動の展開
- ・ 先端的健康団体の案出による新アライアンス（クラスター拡大）

##### ディーキン大学との連携による健康ベネフィット特定

公園は余暇とスポーツの場に特化しているようにみえるが、最近の研究は、自然の緑における健康面のプラス効果を明らかにしはじめており、都市計画は地域社会における自然への十分なアクセス性を保証すべきであることを提唱した。

- ・ 自然の緑における犯罪の減少、精神的な福祉の涵養、ストレス減少、免疫力向上、生産性向上、治癒促進などの効果が顕在化

文  
獻 Deakin University and Parks Victoria (2002), Healthy Parks Healthy People: The Health Benefits of Contact with Nature in a Park Context: A Review of Current Literature

文  
獻 John Senior and Mardie Townsend (2003) "Healthy Parks, Healthy People" and other social capital initiatives of Parks Victoria, Australia, The Urban Imperative: Urban outreach strategies for protected area agencies

平成19年3月22日 版

## 3. 考察 我が国への適用の可能性

### (1) 文献研究の総括

#### パークマネジメントを支える理論的背景

■パークス・ビクトリアの活動概要と活動の背景・パークス・ビクトリア存立基盤  
パークス・ビクトリアの存立基盤は、マネジメント重視、成果重視等といった新公共経営思想をベースに、顧客重視型での公園管理（パークマネジメント）が求められている。また、地域社会との連携への必要性が強化され、より広い利害関係者との新たなパートナーシップの構築のもと、ビクトリア州の一体的な成長に向けた活動が求められている。

#### ■顧客重視型来訪者経験増進への理論

有限の資源の中、管理部門において公園のサービス水準適正化や広域レベルでの最適投資配分を実践すべく意思決定支援ツールの開発が試行され、また、現場部門において、複数のマネジメントシナリオの評価による事業の最適化が試行されている。これらには、過剰サービスや過小サービス問題を解消するため、顧客を重視し、来訪者満足や来訪者行動等の消費者行動や経営学のナレッジが活かされていた。なお、これらを支える人材に対しては、求められる能力の変化を認識し、マルチスキルの重要性までは指摘されてはいるが、どのようなナレッジが必要かの言及はなかった。

#### ■新たな社会価値へのSocial marketing の実践事例

公園が提供可能なベネフィットを明確にし、公園関連産業群と共に、説明責任、結果責任への責務を遂行してきており、クラスターの存在の重要性に対する認識を強めている。また、公園の健康・福祉面での役割の拡大による社会的使命の拡大に際しては、産学連携、公園クラスターの拡大に資する新アライアンスの提携など、我が国の産業政策でも定着はじめたクラスター政策のナレッジが潜在することが推察できた。

### (2) 我が国への適用の可能性

顧客重視の事業展開を行うパークス・ビクトリアのパークマネジメントは、それを支える消費者行動研究等の成果を生かした理論が構築されている。清水（1999）がマーケティングを支える基礎理論として、消費者行動研究の重要性の高まりを指摘しているが、パークス・ビクトリアでは、基礎理論を蓄積した上でのマーケティングが展開されている。

一方、我が国では、消費者行動研究への取り組みは少なく、自然体験余暇など一部領域にて、消費者行動研究の適用性が検証（金岡ら 2004, 2005）されたにすぎない。つまり、パークス・ビクトリアで展開されているような適正な提供サービス水準の追求に向けた理論構築やマーケティング活動の展開までには到達していない。したがって、我が国のパークマネジメントにおいて、マーケティング展開を考える上では、消費者行動の研究蓄積が不可避である。

消費者行動に関するナレッジは、我が国では馴染みが薄いが、こればかりではない。パークス・ビクトリアでは、産業育成の面ではクラスターのナレッジを活用している点が推察でき、大学との連携、新たな領域とのアライアンスなどにより、公園クラスターの拡大を展開し、その結合性が強化されている。我が国の公園関連産業群においても、クラスターを意識し、公園クラスター育成に向けた理論、システム構築への取り組みが必要ではないかと考える。そのためには、造園のナレッジと共に、地域経済、マーケティングなどのナレッジの融合を実現すべく産学官の連携体制構築が必要である。

（例）マネジメント、サービス提供人材育成システムの構築  
地域での知の拠点形成と人材育成システム

・専門職大学院、地域人材育成プログラムの開発

（例）産学官連携によるクラスター政策の展開

すなわち、公園は、直接または間接的なベネフィット（便益）を、観光、教育、健康、交通、スポーツ、レクリエーションを含む産業群に与えられていることから、公園を経済的、あるいは社会的に適切に評価する場合、このようなすべての産業群を考慮することが必要である。

#### 公園クラスターの形成

IPSPによる活動プログラムは、公園関連産業群（公園クラスター）の形成に貢献してきた。

- ・ IPSPによる産業に関する情報収集機能は、利害関係者が社会的、経済的、環境的持続性への学習機会や、適応性に対するナレッジを提供することで公園クラスター形成へと寄与
- ・ 会議とそれに付随する非公式コミュニケーションが、相互認識を高め、公園と公園管理が重要な産業であることへの認知に貢献

すなわち、地域の公園を基点に、相互作用する利害関係者が、能動的参加者として、公園管理（パークマネジメント）に关心を寄せている。

文  
獻 Parks Victoria (2005), THE VALUE OF PARKS: The economic value of three of Victoria's national parks: PORT CAMPBELL · GRAMPIANS · WILSONS PROBONTOY  
文  
獻 David Cochrane (2004), Looking ahead – Park management – an important economic and social industry of the future: Working together: for excellence in park management, The International Parks Strategic Partners group 1994–2004

## IV. 研究委員會活動報告



## 2-1-1 事業評価・効率化委員会

### 1. 調査研究名

事業評価・効率化に関する調査研究

### 2. 研究経緯

公園緑地等に関する事業や施策の評価に係る課題について調査・研究する。

事業評価の手法の開発及び具体的な施策の評価については、さまざまな角度から継続的に実施されており、本委員会では、それらの成果を検証し、さらなる適切な手法及び評価を行う。

これまでに次の成果をまとめた。

#### ● 大規模・小規模公園費用対効果分析の手法として

- ・ 平成 11 年度：大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・ 平成 12 年度：小規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・ 平成 14 年度：総合評価の項目、指標、評価点の設定の検討
- ・ 平成 15 年度：改訂 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・ 平成 16 年度：大規模公園費用対効果分析手法（直接効果）改訂（その 1）
- ・ 平成 17 年度：公共事業の費用便益分析に関する技術指針、モデルの特性、  
最新の整備動向から見た課題の整理と対処方針の検討
- ・ 平成 18 年度：大規模・小規模費用対効果分析手法マニュアルの改訂

#### ● 政策評価の一つであるプログラム評価として

- ・ 平成 15 年度：都市における緑地の保全・創出—都市緑地保全法等による施策展開の検証—の実施

### 3. 委員会の構成

#### 委員名簿

委員長	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委 員	石川 幹子	東京大学大学院教授
	大野 栄治	名城大学教授
	蓑茂 寿太郎	熊本県立大学理事長
	山内 弘隆	一橋大学大学院教授

### 4. 平成 19 年度 実施状況

事業評価・効率化に関する調査研究について下記の日程で委員会を開催した

H20. 3. 6 第14回 委員会

### 審議内容

- 1) 最新のマニュアルによる事例検証
  - ・ 改訂された小規模公園・大規模公園費用対効果分析手法マニュアルに基づき、H19.20年新規採択申請を事例として計測を行い、新旧マニュアルによる計測結果について、審議をいただいた。
- 2) 再評価の方針の検討  
「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」の再評価に関する方法論、評価の考え方及び他事業における再評価の考え方を提示し、審議をいただいた。
- 3) 感度分析の方針の検討  
「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」の感度分析に関する方法論、評価の考え方及び他事業における再評価の考え方を提示し、審議をいただいた。

## 2-1-2 管理のあり方に関する委員会

### 1. 調査研究名

管理のあり方に関する調査研究

### 2. 研究経緯

公的財政の逼迫、管理費予算の比率の増大などを背景として都市公園行政の重点は整備から管理へと移行しつつある。一方、都市公園に対しては環境や防災・安全の重視、少子高齢化への対応、地域活性化など新たな要求が出されている。

このような中で、平成15年6月、地方自治法が改正され、地方公共団体は公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があると認められるとき、法人その他の団体で公共団体が指定する者（指定管理者）にその管理を行わせることができることとなった。さらに、昨年6月には都市公園法が改正され、従来地方公共団体が「自ら設け、または管理することが不適當または困難と認められるものに限り公共団体以外の者に許可されていた公園施設の設置・管理が「当該都市公園の機能の増進に資すると認められる」ものについても許可されることとなつた。

こうした流れの中で、都市公園の管理・運営のあるべき姿、その方法を明確にすることを目的とし研究を行うものである。

### 3. 委員会の構成

委員長	樋渡 達也	社団法人日本公園緑地協会理事
委 員	田代 順孝	千葉大学教授
	中川 雅之	日本大学教授
	森村 和男	財団法人地方自治研究機構常務理事
	笹倉 久	財団法人公園緑地管理財団普及開発部長
	大内 弘	東京都公園建設課長
	中村 幸雄	大阪市緑化推進部計画課長

### 4. 平成19年度研究実施状況

平成19年5月8日、管理のあり方委員会を開催し、指定管理者導入実態調査などの結果を踏まえ、都市公園における今後の管理のあり方に関する提言の骨格案を作成した。

また、平成17年度に行った指定管理者の導入状況、および成果と課題を明らかにするため、全国の自治体に対し、アンケート調査を実施した。

## 2-2-1 都市公園技術標準委員会

### 1. 調査研究名

都市公園技術標準に関する調査研究

### 2. 研究経緯

「都市公園技術標準（案）」は都市公園の公園施設について一般的な技術標準を定め、その合理的な設計、施工、管理に資することを目的として、昭和 53 年 1 月に「運動施設編」が建設省都市局公園緑地課からだされた。（社）日本公園緑地協会はこの技術標準（案）をもとに「公園緑地工事技術指針策定委員会」を設置し、委員会の調査検討により、運動施設にかかる技術解説書としてまとめ、昭和 54 年 10 月『都市公園技術解説書「運動施設編』として発刊した。以後、他の公園施設についての検討成果ができるにつれて、5 次に渡る増補改訂を重ね、運動施設編、遊戯、管理、敷地造成、園路広場、修景、休養の各施設ならびに便益施設（便所工）、防災施設の公園施設編、身障者を考慮した公園施設編の編纂を行ってきた。

しかしながら 初版から四半世紀が経過し、その間に都市公園法の改正、国際単位系（S I 化）への移行、新土木積算大系や J I S をはじめとする関係諸基準の改正、新技術・工法の開発等が行われ、従来の都市公園技術標準解説書は見直しが必要となった。

このため、平成 16 年 6 月にこれまでの編を一冊に合本した「都市公園技術標準解説書」（改訂版）が発刊された。

### 3. 委員会の構成

委員名簿

委員長 樋渡 達也 （社）日本公園緑地協会理事

委員については調整中。

### 4. 平成 19 年度 実施状況

平成 18 年度に出された「プールの安全標準指針」、および 19 年度に出された「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の内容を反映し、都市公園技術標準解説書の見直しを行った。また、同解説書について、有識者により内容に関するチェックを実施し、多くの改善すべき点が明らかにした。

また、本格改訂に向けて、地方自治体の使用状況、要望等把握するアンケート調査を行った。

## 2-2-2 造園施工管理委員会

### 1. 調査研究名

「造園施工管理」の刊行に必要な調査研究

### 2. 研究経緯

造園技術が進歩発達し、かつ複雑化し、造園工事を確実かつ安全に施工するためには、高度な施工技術の知識が要求されるようになってきた。また、昭和50年度より建設省は、造園工事に携わる技術者の施工管理技術の向上とこれらの技術者に社会的な評価を与えることを目的とした造園施工管理技術認定制度を創設した。

このような状況を考慮して、昭和50年10月に、造園施工管理技術の修得、研鑽向上を志す方々の参考書として、造園技術者として必要な造園関連学術の基礎と専門知識、造園工事の施工管理ならびに関連法規について編集し、「造園施工管理」(技術編、法規編)を発行した。以来、増刷と改訂を行い現在25版を発行している。

昭和50年10月20日 初版発行。平成17年 5月 31日 第25版発行。

### 3. 委員会構成

#### 1) 委員会名簿

委員長	岩河信文	(有) 岩河研究所代表 (研究顧問)
委 員	五十嵐 誠	日本造園建設業協会副会長
	伊藤精美	東京都公園緑地部長
	小林 章	東京農業大学教授
	中島 宏	元東京都公園緑地部長
	森下毅一	(独) 都市機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム チームリーダー
	吉田博宣	日本大学教授 (研究顧問)

#### 2) 幹事会名簿

幹事長	五十嵐誠	日本造園建設業協会副会長
	岩佐吉純	岩佐園芸研究室主宰
	小形影次	(社) 日本庭園協会常任理事
	笹倉 久	(財) 公園緑地管理財団普及開発部長
	佐藤憲璋	(社) ランドスケープコンサルタンツ協会技術担当理事
	高橋一輔	(社) 日本造園建設業協会技術委員長
	福成 敬三	一造会技術部長
	村越匡芳	(社) 日本植木協会新樹種部会顧問
	森下毅一	(独) 都市機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム チームリーダー
	山本教夫	(社) 日本公園施設業協会専務理事

#### 4. 平成18年度 実施状況

次年度の本格改訂作業に向け、本書の内容について、(社)日本造園建設業協会の協力を得て、実際の現場で施工管理に当たっている技術者に対し、アンケート調査を行った。

## 2-2-3 公園緑地マニュアル委員会

### 1. 調査研究名

「公園緑地マニュアル」の刊行に必要な調査研究

### 2. 研究経緯

公園緑地事業の円滑かつ的確な推進をはかるため、公園緑地行政担当者のための参考資料として、都市公園の整備及び都市緑化に関する制度、手法等をとりまとめ、昭和 54 年 3 月に「公園緑地マニュアル」として発行。

以降、昭和 61 年、平成 6、7、11、14、16、17 年に当該年度版を発行してきた。

### 3. 公園緑地マニュアル委員会の構成

委員長	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
委員	平田富士男	姫路工業大学教授
	半田真理子	(財) 都市緑化技術開発機構都市緑化技術研究所所長
	笹倉 久	(財) 公園緑地管理財団普及開発部長
	小塚 雅史	(財) 建設研修センター造園・区画整理試験部長
	野島 義照	元建設省建築研究所防災研究室長

### 4. 平成 18 年度 実施状況

主要自治体に対し、本マニュアルに対する意見に関するアンケート調査を行い、その結果をもとに、改訂方針を検討した。



V. OPINIONS  
～研究顧問の意見～



## ■ OPINIONS

**勇払原野の保全について****北海道大学名誉教授 浅川昭一郎**

近年、北海道胆振海岸域（苫小牧市～登別市）の土地利用と景観に関する調査を行う機会があり、生態学やアイヌ語地名研究者の方々と報告書をとりまとめた。その結果、これまでの開発によって、湿原など多くの自然が失われてきたが、一方ではなお貴重な湿原や自然植生、アイヌ語地名に対応した地形など優れた自然的・人文的資源が残されていることが明らかになった。特に、石狩低地帯の南部に位置し海から陸域に広がる勇払原野と呼ばれる地域は、人為的影響を受けながらもその自然的特質は、我が国で残された広大な“原野”として高く評価されるものであった。しかし、日本野鳥の会によるサンクチュアリーとなっているウトナイ湖を除くとほとんどが保護対象となっていない状況にある。また地域の多くの部分は苫小牧東部の大規模工業開発下にあり、一度開発された農地や工業用地であっても放置され自然にもどりつつある部分が少なくない。これまで経済活動が優先され自然や景観に関する配慮に欠けた地域であった。今後は工業開発においても環境保全はもとより自然との共存を図り持続的な地域発展を目指すことが大きな課題である。昨年の7月には地域内の「つた森山林」において全国植樹祭が開催されたが、それをきっかけとして、全国的な支援の下で市民・企業・NPOなど多くの力により自然保全のための枠組みが進展し、それらを組み込んだ工業地の再計画を望みたい。

## ■ OPINIONS

**リーディングセクターとしての国営沖縄記念公園****琉球大学教授 高良倉吉**

観光リゾートは、今や沖縄の地域経済を牽引するリーディングセクターである。そのなかにあって、ちゅら海水族館を持つ海洋博覧会地区と首里城地区が二大スポットになっている。2007年度に前者は340万人余、後者は260万人余の入園者がいた。分かりやすく言えば、両者の合計は沖縄の観光入域者総数に近いのである。つまり、両者で構成される国営沖縄記念公園が、沖縄観光を強力に牽引している姿が明白なのである。

ここから二つの課題が浮上する。一つは、地域経済の浮沈を左右する国営沖縄記念公園は、もはや公園の側で自己完結する存在などではなく、高い理念に支えられた公益的な有力主体であるということだ。二つは、そのために絶えず進化し、魅力性を更新し続けるアクターであることを求められているということである。「真の公益性の発揮」、「魅力の高度化の追求」がキーワードになっている。

地域において、その存在意義が大きくなればなるほど、整備および管理・運営の面での志のハードルを上げざるをえないのだ、と思う。私はこの課題に若干関与しているが、確実に前に向って歩いていると感ずる。

## ■ OPINIONS

**新しい「公園の価値」と「整備手法」の研究を展開しよう**

千葉大学大学院 田代順孝

公園緑地の復権を意識する必要がある！

IFPRA 活動や Livcom 活動を通じて感じている事柄であるが、英国、米国をはじめとするいわゆる公園先進国で最近 **green space**、あるいは **public park** の公共的機能に関する見直し議論が盛んである。特に計画論の領域で **global warming**、**sustainable society**、あるいは **healthy life style** というようなキーワードがその見直し議論の中で中心的位置を占めている。その背景を探ると公園緑地が都市社会における人間生活のありようと密接に関係し、人間の側から見直そうとするベクトルが透視できる。計画の目的が“いかにして人間が豊かに暮らすか”という命題に的確な答えを出すこと”にあるということを再認識する必要があるという点に帰着する。つまり都市自治体レベルでの公園・緑地の社会的意義や存在価値が再び問われているわけであり、その復権が急がれるということである。これをもって他山の石とすることはできないであろう。その意味であたらしい公園“整備”手法の研究開発は急務と考える。

## ■ OPINIONS

**知識に加え、知恵が必要な時代**

熊本県立大学理事長 萩茂寿太郎

□ 近況：4月3日に、熊本県立大学地域連携センターとして、「市民と公園、公園と管理」と題するオープンシンポジウムを行いました。金子忠一（東京農業大学教授）、新井安男（公園緑地管理財団企画業務部長）、伊藤幸男（日比谷アメニス常務取締役）の三氏に話題を提供いただき、討論も活発でした。参加者270名の中に公園愛護会の会員が50名近くいたことは大変うれしいことでした。指定管理者制度による公園管理について強い関心が示されました。

□ 最近の公園緑地政策について：景観法の運用について、市町村自治体の担当職員への講習が必要だと感じています。世界遺産や新たなまちづくりを展開する上で、景観法は有効だと期待されてはいるが、使い方が理解されていません。

□ 学会・協会・業界に関して：公益法人制度改革に関する意見交換が必要であると思っています。公園緑地界を取り巻く状況を十分認識して「不特定かつ多数の者の利益」に供する事業の体系化が一度必要ではないかと思っています。受益者負担とも関連し、公益目的支出についても議論したいと思います。

## ■ OPINIONS

**古民家の公開****建築文化史家 一色史彦**

古民家の魅力は多くの人を引き付けます。

近年は古い柱や梁を数本再生利用して、古民家の再生などともて囃していますが、やはりきちんとした手法に基づいて復元された古民家の発する迫力はすばらしいものです。建設当初材を可能な限り残すことが重要です。

現在進行中の常陸海浜公園「みはらしの里」整備事業の中で茨城県最古の古民家である土肥本家と隠居の復元作業が進められています。私には強い思い出があります。

昭和49年度、茨城県では文化庁の調査費補助を得て民家緊急調査を実施しました。その主任調査員を私が担当しました。本県が全国的にみても古民家の宝庫であることが確認されました。土肥家の二棟も重要文化財の有力候補に挙げられたのですが、ご当家の都合もあり見送られたのでした。それから数年後の昭和56年度から61年度にかけて程近い所で県指定文化財の天台宗逢善寺大本堂の保存修理工事が行われました。私が設計監理、田中文男さんが請負工事を担当しました。土肥家隠居の土肥徳良さんが村の文化財担当者でした。雑談の中で自分の家を新築することです。極力留めたのですが結局時間切れで私が貰い受けことになり、田中さんの手で解体保管しました。驚くべきことに柱柄墨書銘によってすばらしい記録が判明しました。「宝永三年（一七〇六）一丙戌霜月吉日世主土肥伝之烝太田村大工平兵衛」

その丁寧な解体振りで隣の本家も解体保管を強く希望され、これもまた貰い受けました。その部材を最近国立歴史民俗博物館で炭素14 ウィグルマッチ法によって測定したところ十七世紀中期のものと判明しました。これ程に古い本家・隠居が相い並んで復元されることは全国的にみてもまことに希有なことです。宮沢智士さん・田中文男さんという現在望み得る最高の権威者の手で行われる復元は大いに楽しみです。活用の姿が期待されます。

## ■ OPINIONS

**景観法はできたが****明治大學教授 奥水 肇**

景観を良くするためには、すぐに行動に移す、全体を最適化する、多様な体験の三つが重要だ。

国外から帰国した直後には、電線を地中化しなければと強く思う。それは市街地の主要な道路や伝建地区ばかりでなくむしろ普通の道でそう思う。それほど架空線の悪印象は強烈だ。しかし帰国して一週間か十日ほどするとその思いは次第に弱くなり、気にならなくなってしまう。刺激はそれが長く続くと慣れてしまい、感じなくなる。人間のほうに順応作用がある。いつまでも強い刺激のままだと、ストレスに変わるからだ。電線を地中化したいと本気で思うなら、地中化計画を策定したり、景観協定の先頭に記述したり、今のプ

プロジェクトに可能な限り地中化の事業を入れるなど、すぐに行く動に移すことが実現性を高める。

施設の塗り替え工事で、余っているのがあるからと、適当な塗料を使い、周囲となじまない景観にしてしまう。安全柵の補修工事で、すぐに手に入るフェンスを使ったために、右岸と左岸で色も形も違ううちぐはぐな景観を見かける。無駄にしない、迅速、臨機応変というのは、悪いことではないのだが、結果的に見苦しい景観を創ってしまうことがある。部分の最適化だけを考えたために全体の最適化を損なってしまった例だ。景観への配慮とは、全体を最適化することだと言つてよい。

電線も地中化されている。建物の形や色も統一されている。緑化もそこそこされている。しかしながら住宅展示場のようで魅力がない。住んでみたいという気にならない。美しさとは多様性の統一だといっても、同じものばかりの整然とした家並みは、表情がないので面白味に欠ける。魅力ある、面白い景観を作りあげるには、美しいものを見たり聴いたり、味わったりするなど、多様な体験が必要だ。

## ■ OPINIONS

**「蘇った住宅街の小さな公園」**

(財) 日本サッカー協会特別顧問 森 健児

我家から150メートルほどのところに、小さな公園がある。ブランコ、滑り台、鉄棒などの遊具が設置されている。公園の種類では、町村レベルで配置される街区公園に分類されるものだと思う。以前は、長い間手入れもせず放っておかれ、荒れ放題だったのだが、何時頃からか、いつもきれいに手入れされている。

私の住まいは、小田急線の急行で新宿から30分。新百合ヶ丘駅北口から徒歩10分ほどの閑静な住宅街にある。住みについて、既に34年が経つ。

昨年8月に古希を迎える、外出が少なくなり、自然と家の廻りの出来事に目を向けるようになった。そんな折り、今年の初めからだが、家内が自治会の会計担当の役員になった。会員1300の大世帯で、事務量も多く、エクセルの経験も要るというので、私もサポート役として、ときには役員会にも顔を出している。

そんな折に、きれいになった公園の話を、会長にお聞きしたところ、公園のすぐ側に住んでいる年配の方が、いつ頃からか独りで掃除や草取りを始め、暫くは、近所の人々も黙つて見ていただようだ。黙々とひとりで続けているうちに、一人、二人と手伝うようになっていったのだそうだ。今では、壊れて危険な遊具は取り除かれ、犬のトイレになっていた砂場もきれいになり、ゴミもない。子供達は安心して遊んでいる。公園も本来の姿を取り戻し、喜んでいるに違いない。

住んでいる地域を愛する一人の老人の善意が、回りの人々の心を動かし、地域のボランティア活動として定着し、瀕死の公園を蘇らせたのである。

最近の嬉しかった出来事としてだけでなく、公園行政への地域住民の係わり方について考えるきっかけになれば幸いである。

## ■ OPINIONS

**文化財整備のための公園****元木更津工業高等専門学校教授 田中邦熙**

私の専門分野は「地盤工学」で土壤・地下水汚染問題なども関係するようになり、人間生活のあらゆる方面に関係する広範囲な工学である。最近は文化財との係わりも多くなって、次の二編の論文を発表することができた。

1. 「国史跡 武藏府中熊野神社古墳復元のための地盤工学的手法による調査・試験結果」、歴史的地盤構造物の構築技術および保存技術に関するシンポジウム、(社) 地盤工学会、**2008.6.13～14**、関西大学

今までの発掘調査報告書では、地盤の状態などを試験してその結果を定量的に考察したものは非常に少ない。地盤工学的手法により調査試験する機会を得、新しい知見を得ることができることを示し、今後の文化財関係の調査に地盤工学的手法も有用であることを示した。

2. 「朝鮮半島の城」、第**28**回土木史研究発表会、(社) 土木学会、**2008.7.5～6**、九州大学

日本の城と言えば「石垣と天守」のある近世城郭を思い浮かべるが、現存する城は**200**か所にも満たない。しかし中世には数万か所に達する山城（土壘）等があり、古代には朝鮮式古代山城ないし神籠石系山城と呼ばれる高度な石積み技術を示す山城が、北九州～瀬戸内海に20か所ほど確認されている。この石積み技術は中国東北地方に4世紀に建国された高句麗国が発祥の地とされ、その後朝鮮半島でも高句麗・新羅・百濟～統一新羅～高麗～李朝朝鮮それぞれの時代に築かれた計850か所に達する城があり、日本の古代山城は朝鮮の影響を受けたことは「日本書紀」の記述からも明らかである。朝鮮半島の城を時代別・種類別に分類整理し、日本の城との関係を考察した。

協会の進出すべき分野は、城郭公園整備や古墳公園整備のように実施されてはいるが、古墳・山城などの文化財整備にも注目して行きたい。

## ■ OPINIONS

## 「桜を歩いて楽しもう！2008」

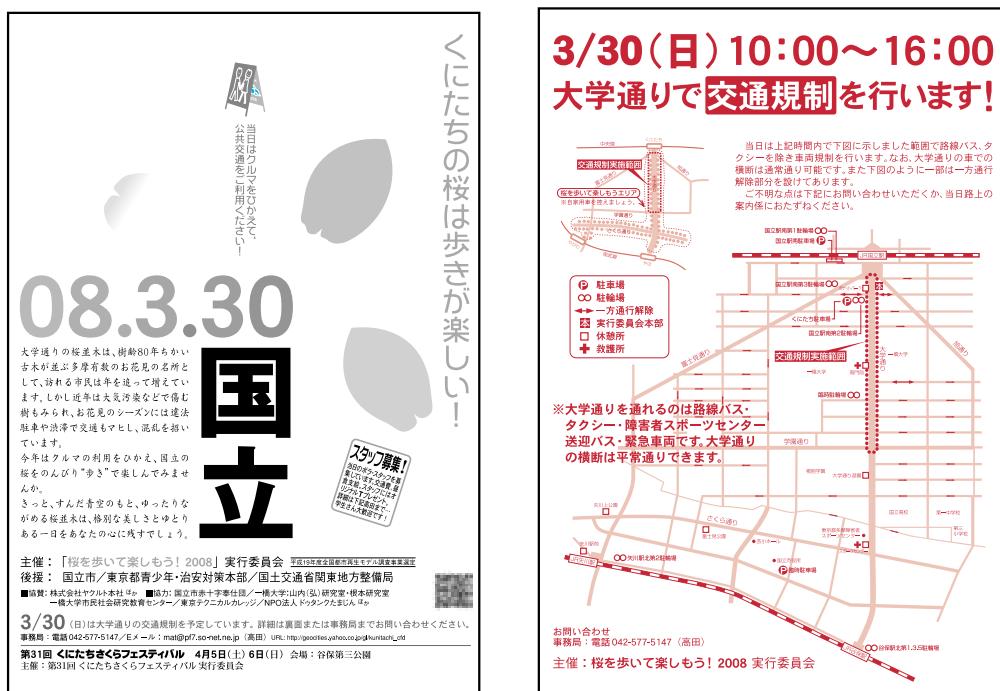
一橋大学大学院教授 根本 敏則

2008年3月30日、「桜を歩いて楽しもう！2008」イベントが開催され、わが研究室も協力した。国立には幅員43.6mの大学通りがあるが、満開の時期には多くの方が訪れる桜の名所でもある。しかし、車で訪れる方も多いため違法駐車や渋滞で混乱し、桜を楽しむ雰囲気が損なわれていたといえる。そこで、市民を中心になって車道をバス・タクシーだけが走れるトランジットモールにする実験を実施することとなった。

道路の断面構成は、民地側から3.6mの歩道、9.1mの桜の植えられている緑地帯、18.1mの車道（1.8m\*2の自転車レーン含む）となっている。朝10時から夕方4時までの間、4車線の車道のうち、中央の2車線を公共交通用に、その外側それぞれ1車線を自転車用に、さらに自転車レーンを歩行者用に指定することとした。当日、アンケート調査も実施したが、この試みが市民、来訪者に好評だったことは言うまでもない。

ちなみに、国立は関東大震災後に箱根土地株式会社というデベロッパーが開発した住宅地である。イギリスの田園都市にならい、緑豊かな広幅員の大学通りを作ることによって住宅地全体の資産価値を高めようと考えたわけである。民間だからこそ、これだけ余裕のある道路を整備できたといえる。政府だと普通の郊外住宅地に広幅員の道路を作る理由が見出しがたい。無駄使いと批判される可能性がある。

さらに特筆すべきは、この緑地帯は民間が所有していることである（ただ、名義は箱根土地、国土計画、コクド、プリンスホテルと変わっている）。そして名目上、市が管理することになっているものの、実質的には市民団体、商店街が日常的な清掃、樹木・草花の手入れなどを行ってきている。この不思議な権利関係がうまく作用し、関係者の間でうまい役割分担が形成されているのである。緑地帯が当初から自治体の所有であったら、民間がここまで主体的に管理できたであろうか。また、市民を中心になって大学通りを楽しむイベントを企画、実施できたであろうか。大学通りは官民の役割分担を考えるよい教材になっている。



# 基調講演 「指定管理者時代のパークマネジメント モエレ沼とイサム・ノグチの価値を活かした公園・地域計画」

東京農業大学地域環境学部造園学科教授  
進士五十八

## 現在都市公園は二つの問題を抱えているのではないか

ご紹介いただきました農大の進士と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は造園家ですから、公園を作る側なんです。こここの代表やっている小林先生とは、都市計画学会で結構ご一緒しておりました。小林先生はこういうファンクラブまで立ち上げて、こうやって応援してくださるんで、感謝しなきやいけないですね。

なぜ今こういう議論をしなきやいけないんだろうか、というと2つあります。1つは、指定管理者という制度が入ってですね、これまで行政がだいたいこういう都市計画施設の管理をしていたものですから、それを民間化するというのが日本全体で動いているんですね。私がお付き合いしている、東京都や横浜市なんかも、みんなそれで大騒ぎをしています、これは小泉さんがはじめた民活路線というのと、財政難という大きな課題があって、その2つが重なったものでしょう。ですから、直接は、指定管理者問題がバックにあります。たまたま昨年の秋に、金沢の兼六園で、全国の文化財庭園…岡山の後楽園、水戸の偕楽園、東京の後楽園、香川の栗林園ですとか、関係者、特に市民グループ、庭園のガイドとか、庭園ボランティアとか、いろいろ最近は市民が関わってきているんですが。つまり、そういう文化財庭園の大切さに気がついた市民がずいぶん増えていて、それをサポートしようとしている。そういう人たちが集まって、文化財庭園っていうものをどうやって維持するかを考え、その背景はなんとですね、典型的な例をお話します。

私たちは昨年の夏、桂離宮にボランティアで入りました。昔々、学生時代に一緒にいた20~30人で掃除をしました。で、そのときに聞いたことはですね、桂離宮庭園の1年間の管理費は1200万円。庭園の管理費がたった…天下の名園といわれている桂離宮の管理費が1200万ですよ。まあよくそれで、クーデターが起こらないと思います。で、こんな名園で…まあもちろんこの桂離宮の場合は名園だということで、宮内庁の庭園ですから、造園屋さんから言うと、桂に入ってる、っていうと一応格式が高くなって、損しても付き合ってくれるっていうのが若干あるのですが、それすら、最近京都の造園界は、もう付き合つくれないっていってるんです。で、平米あたりに換算したら普通の公園並みになってしまします。だいたい私がその、40年近く…以上前か、学生時代に、桂離宮を見学する…実際池の藻を取ったりして遊んでいたんですが、そのころは管理者で何十人も専門家がいたん

ですよ。いま、3人ですよ。これを見てですね、財政が厳しいのはわからないでもないけど、その割には他で無駄なお金も使ってるわけで、そういうことを平気でやっている。結局それは、今の行政は判断は大変難しい、ですから一律になんでも、対前年比マイナス8%になり、10%に減少させていくってやり方ですね。それ、5、6年やったらゼロになっちゃう。誰が考えてもわかりそうなことですね。これは市民共有の財産である公共施設の維持管理問題ということでは、なにも庭園とか公園とかに限定されるものではない。この問題は大変大きいと思います。

### グローバリーな競争社会の中で、都市間競争を考えたときに、札幌の魅力として「モエレ沼」が出てくる

今指定管理者っていう問題が、一番効いてるのが美術館や博物館です。今、たまたま雑誌の編集をさせられていて、ついこないだ「美術館、博物館が危ない」っていう特集をしました。これも、指定管理者の問題なんです。まぁ小さな政府にする大きな目標は正しいのかもしれません、そのやり方とそのスピードに現実とずれがある。ですから、いろんな問題が起こっているわけです。ですからこの問題も考えなければいけない問題です。

で、もうひとつ。先ほどは小林先生のお話を伺っておりました。札幌という大都市、北の国の代表選手である、この札幌市のビジョンを考えなければいけない。都市間競争もあるでしょうし、東南アジアや中国などと同じレベルで競争するというグローバリーな競争社会の中で、都市間競争を考えたときに、札幌の魅力として「モエレ沼」が出てくるだろう。むしろこれは、積極的にです。モエレ沼公園はどういう特徴があって、それをどう活かしていくか。言ってみれば財テクですね。札幌市の財産である公園の生かし方。従来、公園に対して、そういう財産だと思ってこなかったんですね。これはあとで申し上げます。しかし考えてみれば、モエレ沼公園はイサム・ノグチさんが作った。イサム・ノグチの作品としてのモエレ沼は、非常に大きな、世界的に見ても十分に太刀打ちできる財産です。観光資源っていう言い方もできると思います。札幌市の顔ということもできるでしょう。世界的に有名な公園はたくさんあります。ロンドンにあるハイドパークとかリーゼントパークは誰でも知っている。セントラルパークもそうですね。ただ最近出来た公園ではないといわれるかもしれません。最近出来たのでは、たとえばパリのラ・ビレット公園というのがあります。真っ赤なフォリーという亭を配置したので非常に有名です。21世紀型公園を標榜した公園で、国際コンペでチュミという人が設計しました。それから、少し前にはグエルパークがありますよね。ガウディの作品です。ああいう特徴というか、ある強い個性を持った公園って言うのはめずらしいですね。他にもシアトルのガスワークパークなど面白い公園です。作者といいますか、作家といいますか、デザイナー、アーティストか、そういうひとたちの個性が全面に出た公園ですね。ですから従来の都市公園一般とは大きく違う。であるがゆえに、一種の商品性というか、観光資源としての意味を大きく持つだ

ろうと思うんですね。

### 個性が全面に出た公園だから、一種の商品性というか、観光資源としての意味を大きく持つだろう

そういう公園。年間 90 万っていうのは一般的には、私昔は観光計画に携わったこともありますし、観光政策審議会で 2 期ほど委員も務めまして、観光政策の議論をしました。そういう点からいいますと、大体 100 万くればもう全国区の観光地です。普通、都道府県で有名だって言われていても、その半分か、3 分の 1 です。それでもう立派な観光名所なんですね。ですからそれが 100 万くるっていうのは本当に全国区の大公園、名所なんです。そこで、そういう財産をどうしていくのか、どう活かしていくのか、それを考えねばなりません。ただ前段で、指定管理者とか、管理費が減ってどうしようもないっていうことでビジョンを描くのとはこんなに大きなギャップがある。ギャップをどうやって埋めるか知恵が問われると思うんです。そこで、その知恵を私なりに、話題提供のつもりでお話しするつもりでございます。

私はたまたま首都圏のいろんな自治体と付き合ってきました。で、いくつかの話題をお話します。ひとつは東京都の都市計画審議会というのがあります。そこで緑づくりの議論をいたしました。都市再生緊急法ができて、やたら大きなビルを東京は作っている。で、都市再生っていうといいんですが、実際、ビル再生なんです。緑地とかオープンスペースとかははずれています。もう公園は作らないってわけです。そういうなかで一体どうしたらいいんだろうか。そこで、東京の新しい緑づくりを考えようということですね。そのときは民活。市民の活用という意味です。そしてもうひとつ、民間の活用。都の緑づくり新戦略では本当に民間活力を考えています。皆さん、ご承知でないでしょうが、小石川後楽園の横に遊園地があります、そこに高いホテルが出来ました。あれは実は都市計画公園の施設のひとつなんです。公園事業でやっているんです。それから東京タワーの横に芝公園があります。本当は逆です、芝公園のところに東京タワーをあとから作ってしまったんです。芝公園の中に最近新しい東京プリンスホテルのタワーもできました。丹下事務所の作品ですけれど、あの地下はですね、実は東京で最も大きい三千人から四千人いっぺんに集めて大パーティがやられる大宴会場になっているそうです。その地上部を全部緑地として活かそうという、いわばプリンスホテルにその土地を利用させる代わりに緑地整備をすすめようという狙いです。民活というのは民の側も必ず利益という見返りを求めるから、必ずしもいい緑地空間になるとは限らないっていう一例ですけれども。私が委員長でまとめた「東京らしい緑づくり新戦略」では、財政難の時代でもこういう方式で都は何とか緑を増やそうとしているわけです。

もうひとつは六本木ヒルズです。六本木ヒルズは、森ビルが開発した、再開発ですけれども、あの土地に昔毛利公の屋敷があったので、名前だけ毛利庭園というのを作りました。

公開緑地の一つです。歴史の復元とはまったく違うのですが、榎原さんという我々の仲間が作った立派な庭園です。それからもう一つはケヤキ坂。あれは佐々木葉ニさんがやった。緑をすいぶんいれて商品価値を高めた。それから低層階の屋上に田んぼができています。あれは私の提案です。これらはある種の民設公園だという位置づけを都の新戦略でやったんです。

### 民設公園の考え方は使用に関するさまざまな制限を緩めること

これまでの公園というのは、税金で公共ですね、自治体か国が土地を買って作る都市計画施設。ですから、全部公共のものでなければならなかつた。しかし公共の方は税金ですから税金が入らないとやらないということになつてしまつ。ですから民活でいいじゃないか、そして企業が作ったものでもかまわないじゃないかという考え方をしたのです。一方で都市公園法という法律は昭和31年にできましたが、いろんな制限をかけている。公園では建物を10%以上作っちゃいけないとか。いま建蔽率10%まで許容するようになりましたが当初は2%以下に抑えること、占用許可、何をやっちゃいけない、これをやっちゃいけないと、いろいろある。そういう制限をしておかないと皆美術館用地になつてしまつからです。ただそれだと民間は公園に参入してこないわけです。ですから民設公園の考え方は使用に関するさまざまな制限を緩めること。例えばヨーロッパの公園に行くとたくさんレストランがあるわけです。モエレ沼にも良いレストランがあります。今日はご馳走になりました。それで、まあだいたいヨーロッパの公園ですと公園レストランが一番格式の高い良いレストランです。これまで日本の公園は逆でした。公園にあるレストラン、レストランがあればいい方で、だいたい売店ですね。公園協会がやってる売店ですね。これが最悪なんですね。安いんですけどサービスが悪い。唯一日本で公園の歴史の中で公園レストランでがんばったのは日比谷公園の松本樓、上野の精養軒です。この二つは公園レストランで華々しくデビューした。ですからいまもってそう悪くはない。しかしその後はですね、こういうところではいろいろな権利やトラブルが発生するものですから公園行政では業者を排除しようとして続けたんです。日本の現代の公園行政はずっと公園の中にあったそういう飲食施設どうやって排除するか。そして公園協会のような公益団体のサービスに移すことには情熱を注いできたんです。安全で無難だったんですけども、今のように市民生活の水準は高くなつて、平たく言うと市民は贅沢になってきて、安からう悪かろうでは納得しないという時代ではちょっと合わなくなってきたように思います。

### 結論から言えば公園のサービスも民間的な発想でやらなければならない時代になっているということ

そういうことを考えますと、結論から言えば公園のサービスも民間的な発想でやらなけ

ればならない時代になってるということです。ただここにはいくつかの条件が本当はあるんです。民間でいいといったときに、先ほど言ったように儲からないと全部切っていくというようなやり方だと市民共有の財産だから困ります。目が行き届いていないと天下の名園桂離宮でも1200万の管理費しか出さないのは困る。本来、都市計画公園というのは市民の税金でやるべき本来の性質を持っているわけですから、ベース部分はそういう観点で運営されるべきですね。そしてその上に、もうちょっとコマーシャルベースでも十分にやっていけるような観光的価値とかビジネス的を乗せることができるわけです。ビジネス本位で、100%ビジネスベースでやると無理が起こってくる。例えば、コマーシャルベース過ぎて、モエレ沼公園で言えばイサム・ノグチはそんなことまで想像もできなかつたといったんでもないものを増設してしまうという状況になりかねません、というようなことです。ナイトクラブぐらいいるんじやないか、バーもつくろうかとか、全体をみせるにはもうちょっと高いタワーを建てたほうがいいよとかです。ビジネスベースでやりすぎるとどこがイサム・ノグチだよと言われかねないでしょう。ですからそこら辺のバランスは当然考えなきやならない。イサム・ノグチの作品性、イサム・ノグチの思想をきちんと踏まえその部分をきちんと堅持すること。公益性の部分は税金で担うべき。ほんとは維持管理からもっと先の運営管理のことを言いたいんですが、そのベースになる部分は税金でやること。ただそれでも全体ではないから負担は相当軽くなるでしょう。負担で言えば、その上の部分では民間でやるという発想がいい。ただしその運営は従来型行政ではできなくなる。ビジネス的というのはですね。相当なクリエーター・マネジメントの専門家を入れながらいわば札幌市の文化財産をマネジメントする有機体をつくってそれで管理する。もうひとつの運営管理をする。

### 市民共有の庭園にしたのですから、そりやあ一定のお金を出すべきです。 価値の高い公園。それが庭園なんです

パークマネジメントという言葉が今造園界ではさかんに使われているんですが、従来の管理はメンテナンスです。メンテナンスというのは修繕・補修、壊れたところを直す。本日拝見した限りではモエレ沼の芝草、草地全体のメンテナンスはあの10倍くらいレベルアップしないといけないと思います。なんたって芝とコケと一緒に生えていましたから。水はけが悪いのもいい加減にして、という芝生地管理でした。日本人は昔から芝生地にあこがれてきて、隣の芝生は青いともいった。武蔵森林公園というのは大芝生で本当に人気がある。日本人は昔から芝生に憧れてきたんですが、狭い狭い芝生しか通常の公園にはありませんし、しかも入っちゃいけないと書いてある。ほんとにあれだけ伸びやかな空間は日本中で唯一でしょう。イサム・ノグチの作品性が第一義の価値ですが、大空間は北の大地の公園ならではの魅力がポイント、それだけでも憧れの的だと思いますね。ただそれには、芝草管理はきちんとおかないと。芝生をゴルフ場のように管理しろと言っている

のではないんです。雑草でもいいし四葉のクローバーだっていいんですよ。元気に健全に管理されていればそれでいいんです。いずれにしても大空間の景観価値を活かせばいい。

管理組織の話しを次に申し上げたい。東京都は東京都公園協会というのがすべての中心公園を担当しています。それと都の場合は文化財庭園が国指定5庭園、全部で11庭園ぐらいあります。後楽園とか浜離宮ですね。私はこの庭園管理専門委員会を10何年やってきましたが、それをどうやって活かすか考えできました。東京都の公園緑地部としては余分に金がかかると思ってきたでしょうね。公園部門で文化財を維持すると公園よりお金がかかる。庭園はもともとお金がかかる空間です。金をかけられないようなひとは庭園を造らない。大名です。しかし今では、市民共有の庭園にしたのですから、そりやあ一定のお金を出すべきです。ところがそれを文句言う。それは、庭園のありがたみと価値を引き出せていないからです。みなさん方はちょっとイメージされればわかるでしょう。庭園に入る気分と公園に入る気分、ぜんぜん違うでしょう。庭園を見るときは何倍も目をあける。カメラを持っていくでしょう。普通の公園に行くのにとカメラを持っていく人はいないでしょ。はっきりと庭園と公園では意識が違っているわけです。味わい方が何倍も違う。濃い造園です。価値の高い公園。それが庭園なんです。江戸の庭園、京都の庭園でも同じだと思うんですが庭園を味わうには、実は歴史を知らないといけないんです。

### パークマネジメントはイサムの作品、造形活動へと深く掘り下げるべきです

イサム・ノグチについても同じだと思うんです。モエレ沼公園のピラミッドの展示を拝見しましたが、もうちょっと充実したほうがいい。やっぱりもっとイサム・ノグチを商品化、商品化って言ってはいけませんが、財團のボスおられるから誤解されるかも知れませんが、一般的に翻訳してくださいね。商品と言うと失礼ですが、マネジメントから言うとイサム・ノグチとは大変な商品ですね。その商品の価値を發揮するにはイサム・ノグチという人物がどれだけすばらしい人間か、おもしろい人間か、おもしろい生き方かという、その価値を十分に伝えなきやだめです。それは東京の庭園でも同じです。だいたい枯山水のような庭園は絵になるから、庭園のビジュアルでみんな褒めるんですよ。京都の龍安寺なんかは絵になる。だけど江戸の大名公園のように中を歩き回るような庭園はほとんど公園と同じなわけです。こういう庭園はその由来やなぜこうなのかと説明しないとありがたみがわからないわけです。ですから庭園ガイドを養成しました。日本の庭園の歴史、それに江戸の庭園の特徴を話しました。それぞれ個別の、柳沢吉保の六義園のコンセプトはこういう思想だったとか後楽園では水戸光圀の儒教精神とか。二人は互いに敵対関係にある人たちで、それが庭園空間にこういう風に現れているということを詳しく教育して、そういうガイドがいま土日、庭園ごとに全部ついています。これで利用が何倍にも増えたんですよ。ユーザーもものすごく満足度が高い。空間はですね、ただメンテナンス、草刈をし

てゴミ掃除しておけばいいもんではない。緑の空間、自然の空間は建築的施設よりもはるかに何倍もマネジメントが必要です。メンテナンスは維持管理をするだけですからキレイで掃除が行き届いていて、危なくなればいいということです。パークマネジメントはもっと広い。イサム・ノグチというアーティスト自身の、生き方いろいろまさに人生があつたわけです。日系人でありアメリカ人であるということとか、イサムの人と作品思想の懊惱から悩みから、作品、造形活動へと深く掘り下げるべきですね。概して建物の意味は説明するんですが、人間のほうは抜いてしまうことが多いですね。ですから、私は何倍にもしっかりした展示にすべきだし、ガイドが入ればもっと何倍も面白くなるとおもいます。

### 人材をあそこに投入することによって、もっとトータルなマネジメントができるはず

それはソフトウェアですが、もちろんイベントも同じでしょう。彼がどういう思想でアートを捉えたかという議論もあるし、イサム・ノグチの思想を子供たちに伝えるとしたらどういうワークショップがあるか。イサム作品にはたくさんの遊具があります。私が初めて触れたのは、鶴川の子どもの国ですね。最初、こんなものが遊び場かと思ったのですが、学生たちを連れてきました。イサム・ノグチという人自身と、その作品について深くわからせること。まあ、キューレーターたちはそういうのが商売なんですが、公園のような空間にはキューレーターはいないですね。インターブリターとか、キューレーターのような、そういうある種のプロを養成し、あるいはアマチュアでもいいんですよ、ボランティアでもいいんですが。ガイドを養成する。公園では子供の場合、そういうのをブレイリーダーともいいますが、もっとそういう人的なサービスを向上させるべきですね、ボランティアでもかまわない。大学、北大もあるんだし、いろんな学生諸君がそういうものを通じて、ユーザーの気持ちとか市民の気持ちを理解するという意味ではキャリアデザイン、インセンシップになるでしょう。ありとあらゆるチャンスに、そういう人材をあそこに投入することによって、もっとトータルなマネジメントができるはず。まあ、レストランも一つじゃないっていい。あれだけ広ければね。いろんな可能性があると思います。

### ノウハウを集めたような公園マネジメントセンターみたいなものもいるでしょう

もちろん、やたら施設化していけばいいということではありません。コンセプトからズレが出てくるでしょう。そこについてはあの空間の監理という、監理というのは設計監理の監理ですね。固いしっかりした監理委員会を置く。運営については、運営のためのさまざまな頭脳を集めて、ノウハウを集めたような公園マネジメントセンターみたいなものもいるでしょう。つまり、3つの柱って、イサム・ノグチの思想と作品という、そこに注目

して、そこをきっちと強固に維持するというグループ、そういう一面と、ハードな空間の維持監理をどこまで徹底して、質の高いサービスを提供していくかっていうことと、その空間を利用した運営をどれだけソフトにして、先ほども言いましたが外国人なんかもたくさん迎えるべきでしょう。ラ・ヴィレットもグエルパークも、サクラダファミリア教会も行きますけど、あの公園もすごいし、レストランもおいしいし。公園が観光資源という考え方からのマネジメントももっと前面に出でいいと思います。

さきほど言いましたベーシックな部分にはしっかり行政予算をつけた上でマネジメントに関する部分は民間的な知恵を入れながら、公園ビジネスとして組みたてるというそういう時代ではないかと思います。ひとつ感じたこと、作品として考えると、ファインアートの場合完全に原型保存ですね。だけど公園は植物がのっている世界です。植物は成長します。成長しないような植物だったらなお困る。成長していく美しさっていうのもあるんです。これが建築と庭園や公園との違いなんです。彫刻との違いです。いわば公園は成長する作品だと思うんです。どう成長させるかが大切です。それは芝一つでもそうですね。先ほどクローバーが生えて困るという話がありました。クローバーぐらい許してあげなさい。むしろ育てていい、草花くらい。私は何もね、オランダのキーケンホフみたいに一面にフラワーベッドを作るのはまずいですよ。モエレ沼を花の公園にするのは反対です。しかし、野草に近いものはいい。あのマウントはちゃんとした構造ですから、明解なゲシュタルトをもっているわけです。きっちとしたカタチのものの表面には優しく植物が生えてつつんでもかまわないはずじゃないですか。さまざま在来植物が春になれば生えてくるわけです。それはいいんじゃないでしょうか。一面にサルビアを植えろと言ってるわけじゃないんです。穏やかな、その土地にあったものはいいんじゃないか。自然については先祖帰りしてもいい。おそらくイサム・ノグチも問題ないと言ってくれるでしょう。

### 公園が観光資源という考え方からのマネジメントももっと前面に出でいい

大きな構造体はできているんですけど、やっぱり歩いていてつくづく思うのはヒューマンスケールでの味わいの欠如。バードアイ。鳥がみた世界では非常にダイナミックなんです。しかし、虫眼図、虫の目で見た時はちょっと単純なんですね。もっとはっきり言わせていただくと、退屈になります。ですから私はさっき夏になって人が大勢来ればいいですね、といいました。利用者群が作品の一部になってくれるからです。同じ仲間があそこにいる。マン・ウォッチングを私は昔からよくやっておりましてね。テニス場がある。テニスをしている人はね、こちら側から見ている、観覧者からみれば檻の中のチンパンジーと同じです。夢中になって打っている。それを眺めるのは非常に楽しい、公園のワンシーンなんです。ですから、私は基本的に公園っていう空間は、大勢の人が入って初めて絵になる世界だと思います。人がいない公園はダメです。死んでいます。もちろん入りすぎるとオーバーユースとなるんですが、それはワイルドな自然である国立公園、ナショナルパー

クでは大問題ですが、生態系を変えてしましますからね。しかし、都市公園はもともと大勢利用してもいいように作っているし、自然は全て二次自然以下なんです。むしろ人。人がいないのは寂しい。グランドカバーをもうちょっと工夫するといい。ヒューマンスケール、人間感覚で優しく包んであげるとか、多様性をもたせてあげる工夫がいい。もちろんそれ以前に、その土壌改良や排水、目土くらいはしっかりお金をかけてもらいたい。市長にお願いしてください。およそ管理費をかけないでいい公園を創ろうなんて論外です。ものづくり、育てるということをわかってない。自然は作ったら、ほっとけば育つと錯覚している。

### 維持管理は当然のこと。むしろその上にあるソフトウェア、運営管理。どうやって利用を高めるか

ところで都市公園法でいろんな制限はしているんですが、国交省の人たちと話しているとそんなに不自由ではない、それが自治体に行くと、昔、自治体の先輩方がこういうこと、ああいうことはやっちゃいけないと、国から叱られたんでしようね。そういうことが伝わってるからつい固く管理してしまう。そうじゃなくて、フリーな、自由な管理も、利用もできる状況になっていますから、そうしてほしい。典型的な例は日比谷公園です。明治36年開園ですから、できてから百年ということで、バースディコンサートとかいろんなイベントやりました。この間はドイツの地ビールを呼んで利用させているんですが、あれで三千万円取っているらしい。どなたに言つたらいいか、小林さん。だから利用者が大勢いれば企業はいくらでもお金を出すんですね。ヨーロッパの公園の管理の話を少しさせてもらいます。公園のカンリ、維持管理だけではありません。維持管理は当然のこと。むしろその上にあるソフトウェア、運営管理。どうやって利用を高めるか、楽しい利用をさせるか。市民生活との結びつけですね。ヨーロッパだと、子供動物園、移動動物園。それから、サーカス。それを巡回させているぐらいです。これが日本の法律上は認められないと。新宿のアングラ劇場で、唐十郎の黒テントでしたか、芝居をやった時大騒ぎしたんです。新宿の西口公園。ほんと行政側の時代錯誤です。それはあの頃は、駅広も道路としてみなしてデモ隊を排除するのが一方であったもんだからね、ああいう論理で公園ではそういう営業を認めなかつたんです。公園という空間はもともと、私から言わせれば、公園の原型は社叢です。神社やお寺の境内だと思ってください。神社やお寺の境内では見世物小屋がたくさん出た。縁日があつて飲み食いもしました。少し大きいとお茶屋も料亭もありました。芸者さんまできました。これ以上言うと具合が悪くなるかもしれません。日本のアウトドアクリエーションですね、自然との付き合い方というのは、節度を持つつ、歌垣から始まって、花見、紅葉狩りなど日本の伝統はアウトドアを十分エンジョイしてきたんです。それが公共施設、都市計画施設という考え方で、がんじがらめに管理という考え方に入りすぎたため、自由な発想がどんどん失われたんです。私はかつて論文を書いてい

ます。どうして公園から、いわゆる飲食施設が消えていったかというプロセス。上野公園にも芝公園にもみんな立派な料亭があったんです。日本型公園というのは、あれだけ広大な自然の中で、おいしくお弁当を使って歌を歌ってもいい、そういう空間でした。それが歌舞音曲はケシカランなどの世論や知識人の言い分に行政が迎合して、そういう施設は排除するようになったのです。

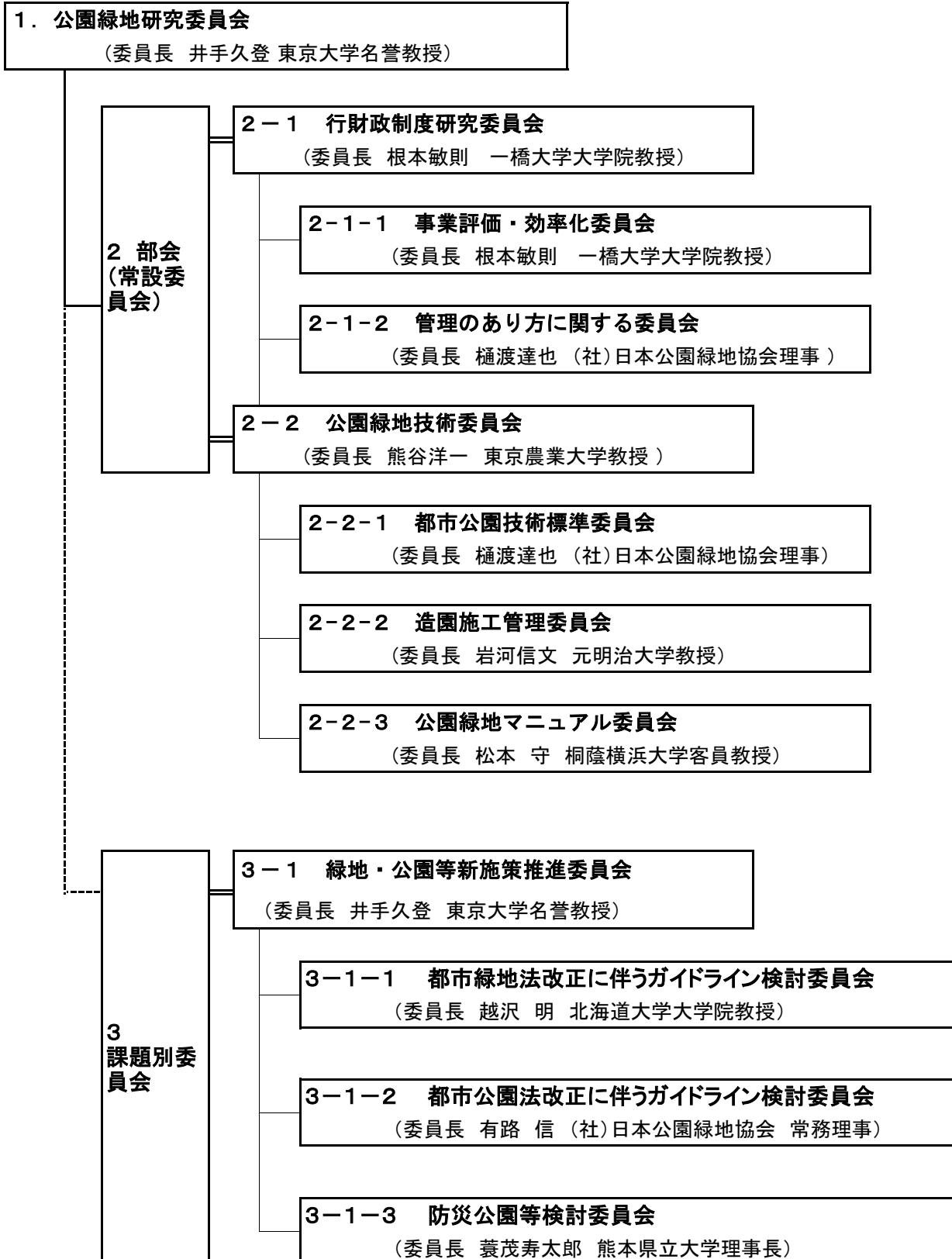
最後に申し上げたいのは、日本型公園の原点を十分に提供すれば、市民からそれだけの需要があるはずです。サービスを十分に提供できれば、十分に維持管理費の何倍かを出せるぐらいのお金は集められるということです。それから、もう一つその作品性の強化です。世界的に通用する公園、世界の観光客をイサム・ノグチというアーティストの空間を徹底して堪能させる。イサム・ノグチミュージアムをもっと掘り下げて、充実させて、そしてガイド、キュレーター、学芸員を充実すること。他にもブレイリーダーのような、インターブリターのような。利用者や観光客と空間をつなぐ、人的サービスを充実させることで、私はもう何倍も大きく膨らむ業界だと思います。そのための組織強化も大切で、その社長に小林先生になっていただく。やがては、北海道大学教授よりいい生活ができるかと。どうも冗談ばっかりですみません。夜でみなさんもお疲れと思って、ちょっと冗談が過ぎました。このぐらいにさせていただきます。どうもありがとうございました。

## VI. 資料



## 公園緑地研究委員会組織図

H19.6



## 公園緑地研究委員会・同部会名簿

### ◎公園緑地研究委員会

委員長	井手 久登	東京大学名誉教授
委員長代理	輿水 肇	明治大学教授
委 員	熊谷 洋一	東京農業大学教授
委 員	越澤 明	北海道大学大学院教授
委 員	西谷 剛	國學院大學法科大學院教授
委 員	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委 員	田代 順孝	千葉大学教授
委 員	椎谷 尤一	(財) 都市緑化技術開発機構専務理事

### ◎公園緑地研究委員会 行財政制度研究委員会

委員長	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委 員	大貫 誠二	(財) 都市緑化基金専務理事
委 員	中川 雅之	日本大学教授
委 員	樋渡 達也	(社) 日本公園緑地協会理事
委 員	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
委 員	蓑茂 寿太郎	熊本県立大学理事長
委 員	森村 和男	(財) 地方自治研究機構常務理事

### ◎公園緑地研究委員会 公園緑地技術委員会

委員長	熊谷 洋一	東京農業大学教授
委 員	椎谷 尤一	(財) 都市緑化技術開発機構専務理事
委 員	岩河 信文	元建設省建築研究所第6研究部長
委 員	大塚 守康	(社) ランドスケープコンサルタンツ協会会长
委 員	栗田 嘉嗣	(社) 日本造園施設業協会会长
委 員	中島 宏	元東京都公園緑地部長
委 員	佐藤 四郎	(社) 日本造園建設業協会会长
委 員	樋渡 達也	(社) 日本公園緑地協会理事
委 員	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授

社団法人 日本公園緑地協会  
研究顧問名簿

(平成20年4月現在)

淺川 昭一郎	北海道大学名誉教授 (財)札幌市公園緑化協会理事長
石川 幹子	東京大学大学院教授
一色 史彦	(財)茨城県郷土文化顕彰会理事
井手 久登	東京大学名誉教授
岩河 信文	元建設省建築研究所第6研究部長
勝野 武彦	日本大学教授
亀山 章	東京農工大学大学院教授
熊谷 洋一	東京農業大学教授 兵庫県立淡路景観園芸学校学長
小澤 紀美子	東京学芸大学教授
越澤 明	北海道大学大学院教授
輿水 肇	明治大学教授
進士 五十八	東京農業大学教授
杉本 正美	神戸芸術工科大学名誉教授 九州芸術工科大学名誉教授
高良 倉吉	琉球大学教授
田代 順孝	千葉大学大学院教授
田中 邦熙	元木更津工業高等専門学校教授
田中 文男	元ものづくり大学教授
中瀬 勲	兵庫県立大学教授
西谷 剛	國學院大學法科大学院教授
根本 敏則	一橋大学大学院教授
増田 昇	大阪府立大学大学院教授
松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
蓑茂 寿太郎	熊本県立大学理事長
森 健兒	(財)日本サッカー協会特別顧問
吉田 博宣	日本大学教授 京都大学名誉教授

以上25名(順不同)

## 社団法人 日本公園緑地協会 平成19年度研究・調査一覧

### (1) 事業評価・効率化に関する調査研究

平成18年度に引き続き、国土交通省との共同研究により都市公園事業における大規模及び小規模公園費用対効果分析での課題の抽出とその対処方針について調査研究を実施し、大規模公園及び小規模公園費用対効果分析手法マニュアルの改訂を行った。

### (2) 管理のあり方に関する調査研究

都市公園の管理における新制度の導入実態に関する調査及び、都市公園の今後の管理における公園管理者の役割に関する研究を実施した。

### (3) 「造園施工管理」の改訂

「造園施工管理」の改訂に向けて、造園施工技術者に対し本書の内容に関するアンケート調査を行った。

### (4) 「都市公園技術標準」解説書の改訂

「都市公園技術標準」解説書の改訂について、各分野の専門家による内容の見直しを行い、改訂案を作成した。

### (5) 「公園緑地マニュアル」の改訂

「公園緑地マニュアル」の改訂に向け、「公園緑地マニュアル」に関する地方公共団体の要望・提案を調査した。

### (6) 防災公園等に関する調査研究

平成18年度調査を踏まえ、中山間地域の被災時における公園緑地の役割について整理し、地方都市における防災公園の今後の施策展開の方向性を検討した。

### (7) 都市緑地法活用の手引きの発行について

平成18年度の検討結果を踏まえ、都市緑地法の改正に対応した「都市緑地法活用の手引き」を発行するための取りまとめを行った。

### (8) 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

大都市都市公園機能実態共同調査を、国土交通省、大都市（東京都、政令指定都市）と共同で実施した。

平成19年度調査項目は、「指定管理者制度導入に関する調査」、「都市公園の収益構造の構築に関する調査」、「都市公園・緑地に関するアンケート調査」、「これまでの統括等調査その2」、「公園緑地の機能・効果に関する基礎的検討調査その2」、「都市公園の改修・再整備に関する調査」、「市民や企業などの協働による特色ある公園づくりの取り組みに関する事例調査」である。

### (9) 知事へのインタビューによるアンケート調査の実施

都市の緑、景観等について、産経新聞社の協力を得て主要な知事へのインタ

ビューを実施し、記事として全国に紹介するとともに、アンケート結果を分析した。

なお、その結果については、平成 20 年 5 月 4 日の「みどりの日」に産経新聞の記事として掲載された。

(10) 難病小児等の公園利用可能性に関する調査研究

小児がん等難病の子供たちにとって、都市公園が利用可能な施設となるための条件を明らかにするため、平成 18 年度に引き続き、滝川市におけるプレキャンプ実施の協力をするとともに、調査・研究を行った。

(11) キャッチボールのできる公園づくりに関する調査研究

キャッチボールのできる公園づくりを推進するため、全国 16 都市において実施されたモデル事業の情報収集・解析を実施するとともに、平成 20 年度に実施するモデル事業を公募し 9 都市を選定した。

(12) 都市公園基礎調査

都市構造と緑に関する最新の諸資料を収集、分析する等の基礎調査を行った。

(13) 海外の公園緑地事情に関する調査

我が国の公園緑地行政の参考に資するため、国際委員会調査部会において、オーストラリアのパークマネジメント制度に関する調査を行った。

(14) 防災公園施策に関する要望調査

関係地方公共団体を対象に、国の防災公園施策に対する要望及び施策の現状に関する調査を行った。

(15) 国営公園施策に関する要望調査

関係地方公共団体を対象に、国営公園施策に対する要望調査を行った。

(16) 都市公園現況のデータベース化推進に係る調査研究

都市公園現況を詳細かつ効率的、効果的に把握し、これらを活用しやすい状態でとりまとめて、データベース化するために必要な体制、手法等の検討を行った。

(17) 「都市公園における犬と飼い主の利用に関する調査」

都市公園における犬の飼い主のマナー問題に対応するため、当協会会員自治体に対し、その実体および対策、市民等の活動に関するアンケート調査を実施するとともに、効果的な対策について検討した。

(18) 研究年報の発行

研究成果の普及を図るため、「平成 19 年度公園緑地研究所調査研究報告」の取りまとめ作業を行った。

(19) 受託調査研究

国土交通省、地方公共団体等の要請に応え、52 件の調査を受託し、その成果を取りまとめた。

受託内容の内訳は、次のとおりである。

(1) 大規模公園等の多様な公園の計画等	淀川河川公園基本計画改定他	9件
(2) 歴史・文化財関連	歴史公園公園構想検討等	5件
(3) 健康・福祉関連	そらぶちの森設計等	2件
(4) 環境保全・自然とのふれあい関連	広域的な緑地の保全のあり方	3件
(5) 緑の基本計画等	緑の基本計画策定等	3件
(6) 整備計画関連	計画改定・更新調査等	2件
(7) 管理、運営、広報、利用促進関連	環境プログラム運営検討 整備、保全及び管理の総合的な施策展開等	3件
(8) 基準策定・個別技術開発関連	安全確保方策・積算体系検討等	2件
(9) 費用対効果、事業評価、効率化関連	費用対効果分析調査、事業評価に関する調査研究、事業計画資料作成等	10件
(10) 調査設計に伴う建築・設備の設計・監理関連	庭園施工監理・施工支援等	3件
(11) 指定管理者関連	指定管理者選定に関わる諸調査	5件
(12) 公園緑地関連基礎調査関連	大都市機能実態調査等	5件



平成19年度 公園緑地研究所調査研究報告  
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2007

---

平成20年5月1日発行

編集・発行 社団法人 日本公園緑地協会  
〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-16

平河中央ビル

電話 03-3265-8551

FAX 03-3265-8553